

# 長野市歴史的風致維持向上計画

令和4年3月

長野市

名 称：長野市歴史的風致維持向上計画

主 体：長野市

計画期間：平成 25 年度から令和 5 年度



# 長野市歴史的風致維持向上計画

## 【目次】

第1章	計画策定の目的	1
1	はじめに	3
2	計画策定の目的	5
3	計画策定の体制	6
4	計画策定の経緯	9
第2章	長野市の歴史的風致形成の背景	13
1	歴史的風致の舞台としての自然	15
	(1) 地勢	
	(2) 地形	
	(3) 気候	
2	社会環境	22
	(1) 人口	
	(2) 産業	
	(3) 観光	
	(4) 交通	
3	歴史の変遷	26
	(1) 長野盆地の黎明	
	(2) 長野盆地の首長層と政治的社会	
	(3) 中世への胎動	
	(4) 善光寺門前町の成立と発展	
	(5) 松代城と城下町	
	(6) 善光寺信仰の広がり	
	(7) 戸隠神社と戸隠信仰	
	(8) 北国街道と交通運輸	
	(9) 山間地交通の要路鬼無里	
	(10) 長野の近代化	
	(11) 戦後の長野	
	(12) 長野市の歴史に関わる主な人物	
4	長野市の文化財	48
	(1) 国指定等の文化財	
	(2) 県指定の文化財	

(3) 市指定等の文化財	
(4) 指定等以外の文化財	
第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致 .....	63
1 善光寺周辺地域 .....	65
(1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致	
(2) 弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致	
(3) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致	
2 戸隠地域 .....	101
(1) 戸隠神社の式年大祭にみる歴史的風致	
(2) 戸隠信仰と戸隠古道にみる歴史的風致	
3 松代地域 .....	123
(1) 水路と庭園にみる松代城下町の歴史的風致	
(2) 祭礼にみる松代城下町の歴史的風致	
(3) 大室古墳群にみる歴史的風致	
4 若穂川田地域 .....	146
(1) 街道と川田宿にみる歴史的風致	
5 鬼無里地域 .....	151
(1) 白髯神社と祭礼にみる歴史的風致	
(2) 鬼無里神社の祭礼と町屋にみる歴史的風致	
(3) 諏訪神社の御柱祭にみる歴史的風致	
第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針 .....	165
1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題 .....	167
(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する課題	
(2) 伝統技術の継承に関する課題	
(3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する課題	
(4) 伝統的な祭礼等の継承に関する課題	
(5) 文化財や伝統的祭礼等を活用した観光や情報発信に関する課題	
(6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する課題	
2 歴史的風致の維持及び向上に係る既存の計画 .....	171
(1) 長野市総合計画	
(2) 長野市都市計画マスタープラン	
(3) 長野市景観計画	
(4) 長野市中心市街地活性化基本計画	
3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針 .....	187
(1) 歴史的建造物の保全と活用に関する方針	

(2) 伝統技術の継承に関する方針	
(3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する方針	
(4) 伝統的な祭礼等の継承に関する方針	
(5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する方針	
(6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する方針	
4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制	190
第5章 重点区域の位置及び範囲	193
1 重点区域の位置	195
2 重点区域の範囲	199
(1) 善光寺・戸隠地区	
(2) 松代・若穂川田地区	
(3) 鬼無里地区	
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果	211
4 良好な景観の形成に関する施策との連携	212
(1) 長野市の都市計画との連携	
(2) 長野市景観計画との連携	
(3) 長野市屋外広告物条例との連携	
(4) 上信越高原国立公園戸隠地域戸隠管理計画区との連携	
(5) 長野市農業振興地域整備計画との連携	
(6) 長野市伝統環境保存条例との連携	
(7) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例との連携	
第6章 文化財の保存及び活用に関する事項	235
1 長野市全体にわたる方針	237
(1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針	
(2) 文化財の修理に関する方針	
(3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する方針	
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針	
(5) 文化財の防災に関する方針	
(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針	
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針	
(8) 文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制	
(9) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針	
2 重点区域に関する事項	242

(1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画	
(2) 文化財の修理に関する具体的な計画	
(3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画	
(4) 文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画	
(5) 文化財の防災に関する具体的な計画	
(6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画	
(7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する具体的な計画	
(8) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO 等各種団体の状況及び体制の具体的な計画	
第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項	259
1 基本的な考え方	261
(1) 歴史的建造物の保存修理	
(2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成	
(3) 歴史的まちなみの回遊性向上・歴史的道筋の周知	
(4) 伝統的な祭礼等に対する支援及び普及・啓発	
(5) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発	
2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業	263
第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針	327
1 歴史的風致形成建造物の指定の方針	329
2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項	330
(1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方	
(2) 個別の事項	
(3) 届出が不要の行為	
(4) 歴史的風致形成建造物一覧	
(5) 歴史的風致形成建造物の候補	
資料編-国・県・市指定等文化財一覧-	335

## 第 1 章 計画策定の目的



## 1 はじめに

長野市は、日本最長の千曲川（下流新潟県側は信濃川）とその支流の犀川によって形成された善光寺平（長野盆地）を中心に発展した、都市部と山間部の双方を併せもった都市である。

その中核をなすのは、国宝善光寺本堂を中心とした善光寺周辺地域で、平安時代末期以降の浄土信仰の広がりとともに急速に発展した善光寺は、庶民信仰の寺院として多くの信者を集め、門前に町を形成した。そして、善光寺とその門前町は、発展的な変容を重ねながら、他に類のない木造建造物群となって伝統的な景観を今に伝えている。

また、長野市には、善光寺以外にも歴史的・文化的に発展した地域が複数存在する。その一つに、戦国時代に活躍した真田氏の拠点となった松代がある。戦国時代、千曲川と犀川が合流する川中島は、武田、上杉両氏による合戦の舞台となった。このとき武田側で活躍した真田氏が、江戸時代に入って上田から松代に移封になると、松代は、信濃の国最大の石高を有する藩として、独自の文化と城下町を形成した。そして、この文化や城下町は、明治時代の近代化を経て現代に至った今も、途絶えることなく今日まで受け継がれている。なお、数え年で7年に一度ごとに行われる善光寺御開帳では、現在の本堂建立の際に松代藩が普請奉行に当たったという縁から、毎回松代から回向柱が奉納されている。

さらに、長野市は、市内を南北にわたって、中山道から分岐した旧北国街道が通過している。そして、この旧北国街道は、長野市手前の千曲市屋代で一度分岐し、一方が善光寺を通る旧北国街道の本道として、もう一方が松代を通る松代道として、各宿場町を通過しつつ、長野市を外れた飯綱町の牟礼宿手前で合流している。この旧北国街道沿道には、かつて宿場町として繁栄を誇った川田宿をはじめ、歴史的なまちなみが複数残っており、江戸時代以前及び以降の歴史や文化が今も生き続けている。

近年、長野市は、平成17年（2005）1月の1町3村（豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村）の合併と、平成22年（2010）1月の1町1村（信州新町、中条村）の合併を経て、山間部を中心に市域が2倍以上に拡大した。このうち、戸隠は、古代以降、天台密教や真言密教と神道とが習合した神仏混淆の聖地となり、戸隠山顕光寺として全国にその名が知られ、一時は、戸隠十三谷三千坊として、比叡山、高野山と並び称されるほどの規模を誇っていた。そのため、善光寺参詣に訪れた人々の中には、戸隠まで足を延ばす人々も多く、江戸時代まで、この善光寺と戸隠を結ぶ信仰の道は、「戸隠古道」として多くの参詣者が往来した。現在、この道は、神社参拝を兼ねたトレッキング道として多くの人々が行き交う道となっている。そして、戸隠地域は、戸隠山顕光寺の支配が終わった明治時代以降、戸隠神社が中心となる体制へと大きく変容したが、式年大祭をはじめとした数多くの伝統的な祭礼行事の一端には、江戸時代以前から続く伝統的営みを垣間みることができる。また、戸隠地域と同時に合併した鬼無里地域においても、江戸時代に山間地交通の要路として栄えた町地区を中心に、歴史的まちなみや集落がみられるとともに、集落ごとに配された神社において、祇園祭や御柱祭といった伝統的な祭礼が生き続けている。

このように、長野市は、善光寺とその門前町、城下町として発展した松代、山岳信仰集落をなす戸隠、山間地交通の要路鬼無里、旧北国街道沿道の宿場町といった数多くの文化的地域をもっている。さらに、市内には、旧北国街道や戸隠古道といった、参詣者の往来や物資の運送に欠くことのできない重要な道が張り巡らされており、各文化的地域は、善光寺と松代の関係にみるように、各々異なった背景によってまちなみや文化を形成しつつも、各々の地域が、信仰や街道、さらには祭礼等によって強い結びつきをもっている。このことは、長野市におけるこれまでの市町村合併の経緯をみても分かるように、長野市は、善光寺一極集中型の都市ではなく、複数の歴史的な拠点をもつ広域型の都市へと変容してきたことによる。よって、これら複数の地域における歴史的遺産を活かしていくためにも、長野市には、各々の個性を活かした、各々の取り組みが求められている。

長野市では、このような歴史的遺産を保全していくため、これまでも積極的な施策を展開してきた。まず、平成4年(1992)には、独自条例として「長野市の景観を守り育てる条例」を制定し、平成11年(1999)には、中核市への移行に伴い「長野市屋外広告物条例」を制定した。さらに、具体的な事業としては、平成13年(2001)からは善光寺周辺地区に、平成14年(2002)からは松代地区に街なみ環境整備事業を導入した。また、平成17年(2005)の町村合併を踏まえ、長野市都市計画マスタープランを平成19年(2007)に改定し、続いて、平成20年(2008)1月には、景観計画を施行した。なお、景観計画については、平成22年(2010)1月の合併を踏まえ、平成22年(2010)10月と平成24年(2012)2月に一部の内容を変更している。

しかしながら、合併地域については、合併後間もないこともあって、地域固有の歴史的遺産を活かした取り組みはこれからである。旧長野市域についても、善光寺周辺や松代における取り組みは道半ばである。さらに、これまでの取り組みは、各々の地域で個別に展開されてきたため、長野市全域といった幅広い視野のもとに、各々の地域を結ぶ歴史や文化を捉える視点に欠けていた。加えて、歴史的遺産の多くが、少子高齢化が急速に進む地域に所在しているため、こういった歴史的遺産を、いかに守り伝え、さらに発展させていくか、課題は山積みとなっている。したがって、今後より一層、各地域の個性を活かしたまちづくりを進めていく上で、今までの取り組みを踏まえつつも、50年先、さらには100年先の未来を見据えながら、市域全体に広がる長野市固有の歴史や文化、さらには歴史的な活動を一体的に捉え、保全していくことが重要な課題といえる。

以上を踏まえ、長野市では、より多くの市民が長野の歴史と伝統を再認識し、かつ、誇りをもてる都市として発展していくため、地域固有の歴史的遺産を活かしたまちづくりを進めるべく、「長野市歴史的風致維持向上計画」を策定する。



## 2 計画策定の目的

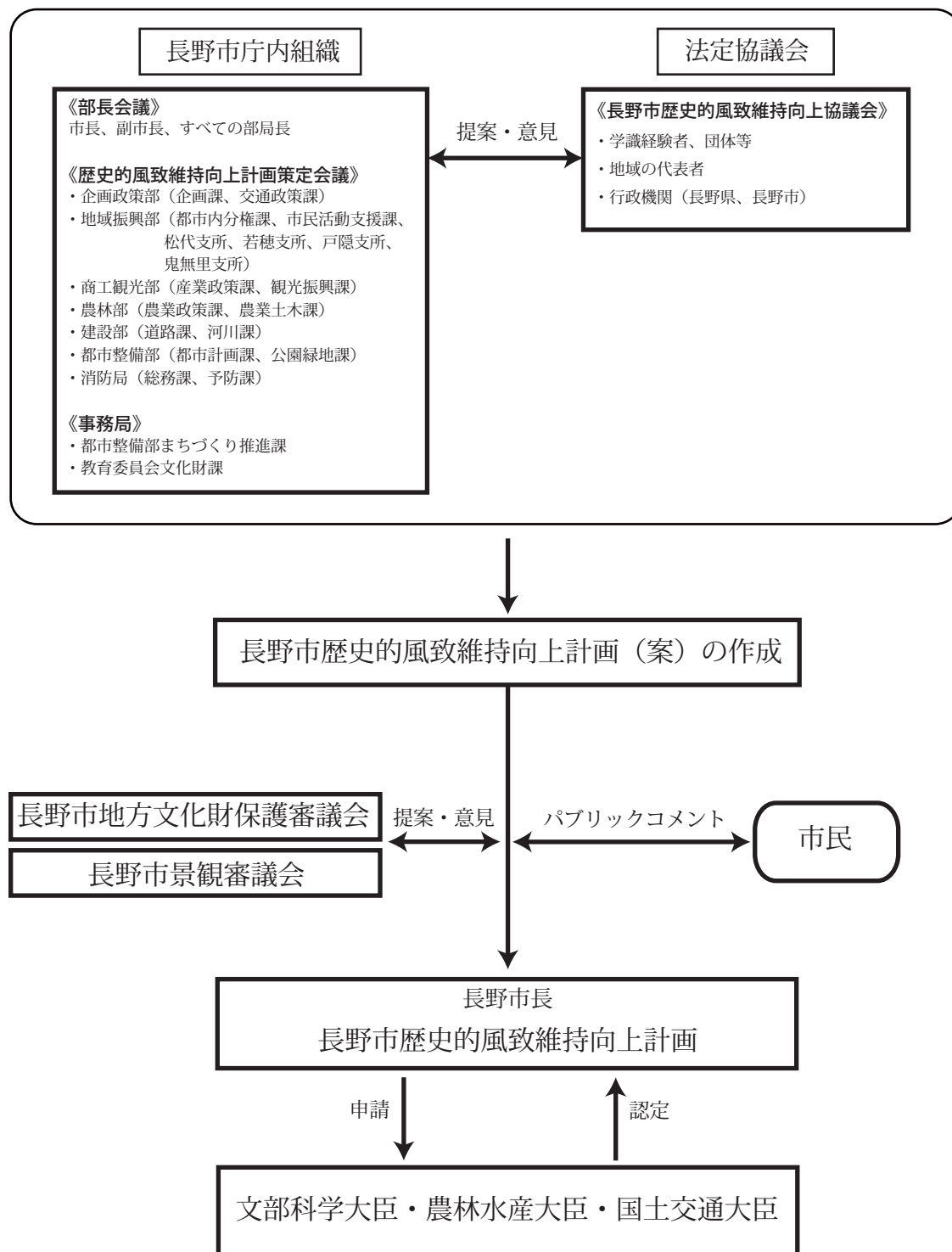
長野市歴史的風致維持向上計画は、これらの長野市における歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（平成20年5月23日法律第40号）（以下「歴史まちづくり法」という。）第4条の規定による歴史的風致維持向上基本方針に基づいて取りまとめたものである。

計画策定に当たり、平成24年度から始まった「第四次長野市総合計画 後期基本計画」のまちづくり目標である「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」を具現化するため、「長野市都市計画マスタープラン」や「長野市景観計画」等、各種計画との整合を図っていく。そして、この計画に基づき、長野市固有の歴史や文化を活かしたまちづくりを戦略的に進めていくことが本計画の目的である。

### 3 計画策定の体制

本計画は、以下の体制により策定する。

#### 歴史的風致維持向上計画策定の体制



〈長野市歴史的風致維持向上協議会〉

歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議並びに認定された計画の実施にかかる連絡調整のため、歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づき設置したものである。

令和 3 年 4 月 1 日現在（敬称略）

選出区分	分野	氏名	所属団体等
学識経験者 団体等	建築	赤羽 吉人	長野市景観審議会 副会長
	日本史学	○ 牛山 佳幸	長野市地方文化財保護審議会 会長 信州大学教育学部 特任教授
	商工	◎ 北村 正博	長野市景観審議会 会長 長野商工会議所 会頭
	歴史	小林 玲子	長野郷土史研究会 副会長 絵解き口演家
	建築史	土本 俊和	長野市地方文化財保護審議会 職務代理者 信州大学工学部 教授
	建築史	梅干野成央	信州大学工学部 准教授
	歴史	宮下 健司	元長野県立歴史館 総合情報課長
地域	善光寺	清水 光淳	善光寺周辺地域まちづくり協議会 会長
	松代	香山 篤美	松代地区住民自治協議会 歴史文化とまちづくり部会長
	鬼無里	古畑 敦	長野郷土史研究会鬼無里支部 会員
	戸隠	徳武 洋友	戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会 副会長
行政	長野県	久保 友二	長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課 課長
		塚田 昌宏	長野県長野建設事務所建築課 課長
	長野市	岩片 弘充	長野市都市整備部 部長
		樋口 圭一	長野市教育委員会 教育次長

◎会長 ○職務代理者 任期：令和 4 年 3 月 31 日まで

#### 4 計画策定の経緯

##### 平成 24 年

7月2日	部長会議（計画策定を目指すことを了承）
7月31日	長野市景観審議会
8月27日	第1回歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）
8月29日	第1回長野市歴史的風致維持向上協議会
11月9日	第2回歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）
11月14日	第2回長野市歴史的風致維持向上協議会 長野市景観審議会
12月～	重点区域に関する地元説明会（4回開催）

##### 平成 25 年

～1月	重点区域に関する地元説明会（3回開催）
1月25日	第3回歴史的風致維持向上計画策定会議（庁内会議）
2月1日	部長会議（素案決定）
2月6日	長野市教育委員会定例会
2月6日～2月20日	パブリックコメント
2月13日	第3回長野市歴史的風致維持向上協議会 長野市景観審議会
2月14日	長野市地方文化財保護審議会
2月26日	部長会議（計画決定）
3月7日	計画の認定申請
4月11日	計画の認定
10月28日	第1回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
11月21日	第4回長野市歴史的風致維持向上協議会

##### 平成 26 年

1月16日	第2回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
1月～2月中	計画変更に関する地区説明会（重点区域内）
2月4日	長野市地方文化財保護審議会
2月18日	第5回長野市歴史的風致維持向上協議会（現地視察）
2月21日	長野市景観審議会
2月25日	第6回長野市歴史的風致維持向上協議会
3月10日	計画の変更認定申請
3月31日	計画の変更認定

平成 26 年

- 8 月 8 日 第 7 回長野市歴史的風致維持向上協議会
- 11 月 28 日 第 3 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）

平成 27 年

- 1 月 19 日 第 4 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
- 2 月 5 日 長野市地方文化財保護審議会
- 2 月 10 日 計画変更に関する地区説明会（重点区域）
- 2 月 25 日 長野市景観審議会
- 2 月 26 日 第 8 回長野市歴史的風致維持向上協議会
- 2 月 27 日 計画の変更認定申請
- 3 月 27 日 計画の変更認定
- 8 月 21 日 第 9 回長野市歴史的風致維持向上協議会
- 11 月 10 日 第 10 回長野市歴史的風致維持向上協議会（現地視察）
- 12 月 1 日 第 5 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）

平成 28 年

- 1 月～2 月中旬 計画変更に関する地区説明会（重点区域）
- 1 月 28 日 第 6 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
- 2 月 1 日 長野市景観審議会
- 2 月 2 日 長野市地方文化財保護審議会
- 2 月 23 日 第 11 回長野市歴史的風致維持向上協議会
- 3 月 18 日 計画の変更認定申請
- 3 月 31 日 計画の変更認定
- 8 月 9 日 第 12 回長野市歴史的風致維持向上協議会
- 12 月 1 日 第 7 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）

平成 29 年

- 1 月～2 月中旬 計画変更に関する地区説明会（重点区域）
- 1 月 27 日 第 8 回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
- 2 月 10 日 長野市地方文化財保護審議会
- 2 月 17 日 第 13 回長野市歴史的風致維持向上協議会
- 3 月 23 日 計画の変更認定申請
- 3 月 31 日 計画の変更認定

7月11日 第9回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
8月2日 第14回長野市歴史的風致維持向上協議会

#### 平成30年

1月～2月中 計画変更に関する地区説明会（重点区域内）  
1月23日 第10回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
2月2日 長野市景観審議会  
2月2日 長野市地方文化財保護審議会  
2月9日 第15回長野市歴史的風致維持向上協議会  
3月12日 計画の変更認定申請  
3月29日 計画の変更認定  
6月13日 第11回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
7月26日 第16回長野市歴史的風致維持向上協議会

#### 平成31年・令和元年

1月～2月中 計画変更に関する地区説明会（重点区域内）  
1月29日 第12回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
2月6日 長野市景観審議会  
2月7日 長野市地方文化財保護審議会  
2月19日 第17回長野市歴史的風致維持向上協議会  
3月5日 計画の変更認定申請  
3月29日 計画の変更認定  
7月5日 第13回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
7月26日 第18回長野市歴史的風致維持向上協議会

#### 令和2年

1月～2月中 計画変更に関する地区説明会（重点区域内）  
1月22日 第14回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
2月4日 長野市景観審議会  
2月6日 長野市地方文化財保護審議会  
2月18日 第19回長野市歴史的風致維持向上協議会  
3月2日 計画の変更認定申請  
3月24日 計画の変更認定  
7月14日 第15回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）  
8月7日 第20回長野市歴史的風致維持向上協議会

令和3年

1月～2月中	計画変更に関する地区説明会（重点区域内）
2月8日	長野市地方文化財保護審議会
2月9日	長野市景観審議会
2月12日	第16回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
2月22日	第21回長野市歴史的風致維持向上協議会
2月26日	計画の変更認定申請
3月15日	計画の変更認定
7月13日	第17回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
8月6日	第22回長野市歴史的風致維持向上協議会

令和4年

1月17日	第18回歴史まちづくり推進会議（庁内会議）
2月4日	長野市景観審議会
2月14日	長野市地方文化財保護審議会
2月21日	第23回長野市歴史的風致維持向上協議会
2月25日	計画の変更認定申請
3月29日	計画の変更認定





## 第 2 章 長野市の歴史的風致形成の背景



## 1 歴史的風致の舞台としての自然

### (1) 地勢

長野市は、本州の中央部長野県の北部に位置し、上信越高原国立公園の飯縄山、戸隠山、黒姫山（信濃町）等の北信五岳を背景に、面積は834.85 k m<sup>2</sup>、広さは東西36.5km、南北41.7 km、市域の最高地点は高妻山頂の2,353 m、最も低いのは豊野町浅野地区の327.4 mとなっている。市域での標高差は、実に2,025.6 mもある。そのうち標高600 m以下の土地が約60%（県平均11.5%）を占めている。平坦部には、1級河川である千曲川、犀川の二大河川が流下し、長野盆地を形成している。

明治30年（1897）に市制を施行して県庁のある県内初の市となった。このときの市域の面積は9k m<sup>2</sup>、人口は3万人に過ぎなかった。その後、大正12年（1923）、昭和29年（1954）の編入合併、昭和41年（1966）の大合併、平成17年（2005）、平成22年（2010）の編入合併を経て人口約39万人の長野市となった。



長野市の位置

### (2) 地形

#### ①地形概観

長野市の地形は大きく区分すると、中心にある長野盆地とその西側の西部山地、東側の東部山地の3地域に分けられる。西部山地山麓線には、聖川扇状地、犀川扇状地、裾花川扇状地、浅川扇状地の4つの扇状地が南から北へと並んでいる。東部山地の地形は西部山地に比べて急峻な壮年期の地形で、その山脚は盆地に向かって半島状に突き出し、千曲川の氾濫原や支流の扇状地下に没している。

盆地西縁部では、裾花凝灰岩から構成される急斜面からなる山地と盆地の平坦地との境界に極めて明瞭な断層が直線的に連続する。弘化4年（1847）に発生した善光寺地震（マグニチュード7.4）は、この盆地西縁部の活断層が動き発生した大規模な内陸直下型地震であった。

東西山地帯に囲まれた低地が長野盆地であり、第4紀中ごろに形成された盆地で、大部分が沈降した盆地域に千曲川・犀川の洪水時の氾濫原堆積物や周辺山地から流下する扇状地堆積物などによって肥沃な沖積地が形成されている。千曲川の下流域に形成された中央高地を代表する広大な盆地で、最大幅10km、南西から北東に長軸をもつ狭長な盆地



長野市域の地形概観 S=1/300,000

で、面積は300 km<sup>2</sup>ある。標高は330 mから360 mで、高度差が30 mときわめて低平な盆地となっている。長さは千曲市の粟佐橋から中野市の立ヶ花までの30kmである。傾斜地の多い長野県にあって、長野盆地は、1,000分の3度未満の平坦地の割合が高いことが特徴となっている。

戸隠地区は、長野市中心市街地からは北西部に位置し、標高2,000 mを超える戸隠山や荒倉山、飯縄山に三方を

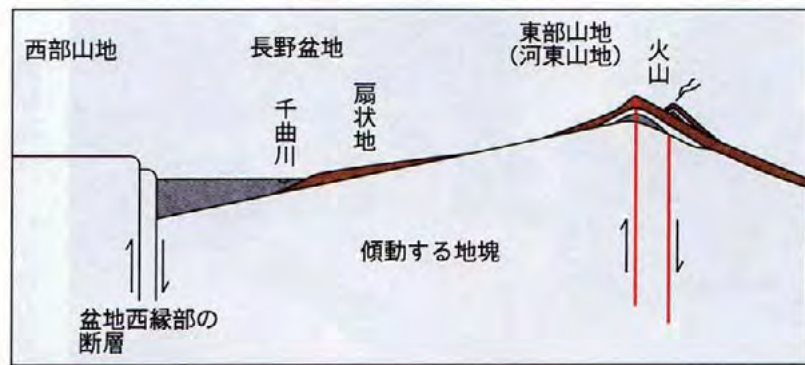
囲まれた標高1,000 mを超える高原地帯である。約400万年前の浅い海の地層から、貝などの化石（シナノホタテ、シガラミサルボウ等）が豊富に産出する。平成17年（2005）に長野市に編入合併し、現在に至っている。

鬼無里地区は、長野市の西部、戸隠地区のさらに西側に位置し、長野市中心部から西へ約20kmほど裾花川を遡り、裾花峡（裾花溪谷）を抜けると谷が開け、鬼無里盆地となる。

この盆地を中心に広がる中山間地であり、川沿いの沖積地と河岸段丘の平地、大部分の面積を占める山地とで構成される。日本書紀には、天武天皇（7世紀後半）の信濃への遷都計画が記されており、それが鬼無里の地であり、現在ある東京、西京ひがしきょう にしきょうなどの地名は、その時の遷都に由来しているという遷都伝説がある。

鬼無里地域には約1,000万年から約200万年前に堆積した様々な地層が広がっており、奥裾花溪谷ではこれらの地層が南北方向でV字状に曲げられた「褶曲構造」や、傾いた地層が広大な面をなして階段状になっている「ケスタ地形」、「ハチノス状風化岩」などがみられ、雄大な溪谷美をつくり上げている。

こうした長野盆地や周辺の山地、千曲川や犀川が形



長野盆地の東西模式断面



シナノホタテ



シガラミサルボウ



ハチノス状風化岩



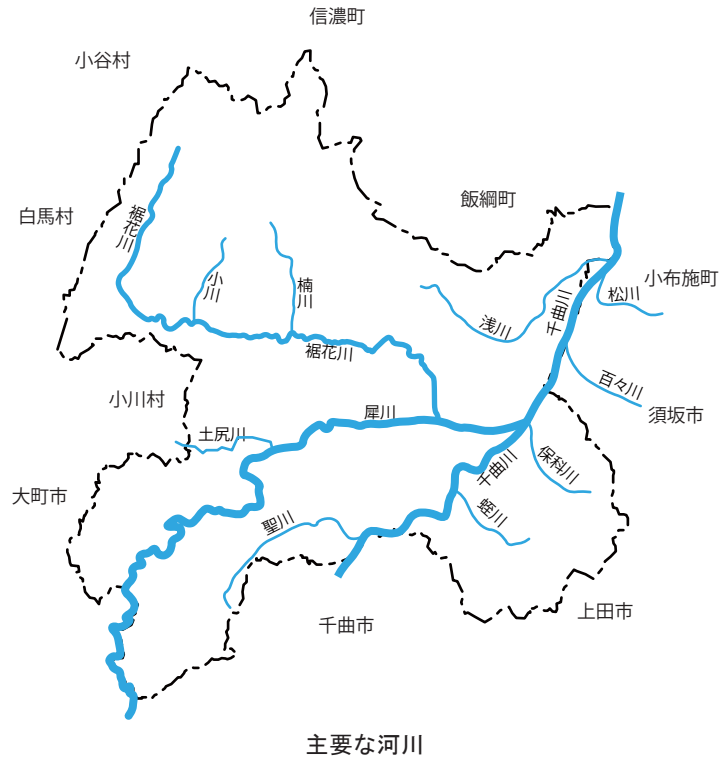
づくった地形がこの地域に住んだ人々が現在まで歴史を織りなす舞台となった。

## ②千曲川

千曲川は山梨（甲斐）・埼玉（武蔵）・長野（信濃）3県の県（国）境である南佐久郡川上村甲武信ヶ岳（標高2,475 m）、金峰山（<sup>きんぽうさん</sup>2,599 m）のコメツガ、シラビソの針葉樹林の北斜面を源とする。多くの支流を樹枝状に合流しながら、新潟県境の下水内郡栄村まで213.5km、標高差では2,000mを流れ下る日本有数の大河である。

千曲市の杭瀬下地点でほぼ90度流れを変え、蛇行しながら盆地を流れる。この千曲川へ西から聖川、犀川、浅川、東からは蛭川、保科川が合流する。蛭川は松代の街をのせる扇状地、保科川は若穂川田をのせる扇状地を形成している。千曲川は犀川扇状地の押し出しによって、盆地中央から南東側に押しやられ、長野盆地東部山地と西部山地との間に縦谷を造って流れる。さらに、千曲川は犀川の合流点から北流するにしたいがい、西方から流れ込む川がないのに対して、東方から流入する百々川、松川などの堆積作用が強まるため、流路を盆地中央から西寄りに移している。

千曲市の杭瀬下で大きく流れを変えた千曲川は、1,000分の1度と河床勾配も緩やかになり、左岸側に長大な自然堤防を形成し、弥生時代以降現在に至るまで居住域となり、山際までの後背湿地も弥生時代から現在まで水田域となっており、農耕集落の原風景をつくり出している。



千曲川（長野市と千曲市の境）

### ③犀川

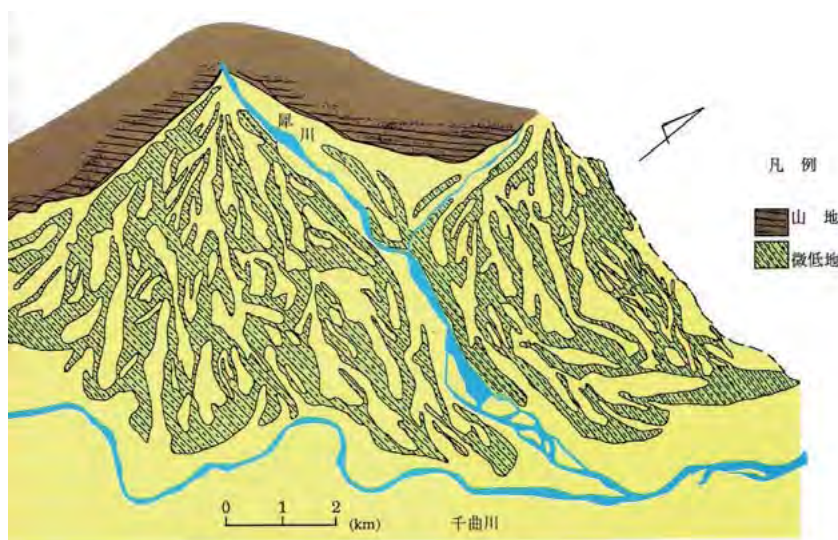
千曲川の最大の支流である犀川は、北アルプス槍ヶ岳（標高3,180m）から流れ出る梓川と高瀬川が合流して、長野市若穂の落合橋までおよそ100km、標高差2,800mを流れ下る。犀川は、横谷として西部山地を削り、犀口（篠ノ井小松原）で長野盆地に出て、その堆積物で川中島の扇状地を形成し、そのまま真東に流れて大豆島と若穂綿内地籍で千曲川に合流する。犀川に合流する



千曲川と犀川の合流部

裾花川は裾花川扇状地、その北部の浅川は浅川扇状地を形成している。

犀川は標高362mの犀口から東方に直線状に流下し、盆地東端の千曲川合流部（若穂綿内）の標高は338mで、この勾配は1,000分の2.6度で千曲



長野盆地の微地形（網状流路）

川に比べるとはるかに急勾配となっている。このため、犀川は犀口から網状に広がって流れも速く、砂礫を堆積しながら扇状地を形成した。犀川の網状流路により、微小な起伏が傾斜方向に放射状に配列し、微低地は旧河道、微高地は中州や自然堤防であり、微低地は水田や水路（堰）、微高地は集落・畑・果樹園に利用され、地形と生活環境が密接に結びついている。

### (3) 気候

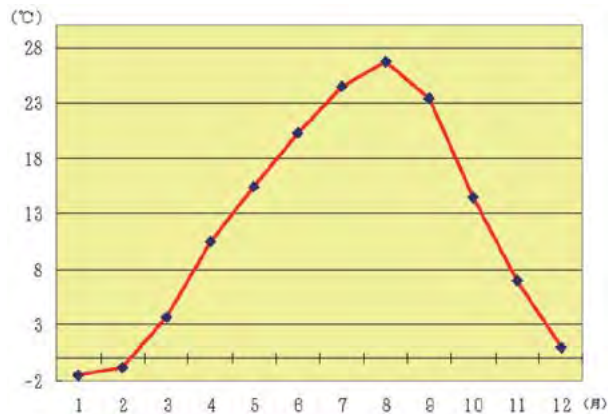
長野市は、長野盆地のほぼ中央部とその周囲の山地を占め、気候としては犀川をはさんで、北部は日本海側、南部は太平洋側の影響を受けやすく、気候上の地域差が大きい。また、四方を山に囲まれているため大陸内部によく似た、いわゆる内陸的な気候を示し、寒暖の差が大きく、降水量は少ない。しかし、冬の降雪量は比較的多く、平年値（昭和56年（1981）～平成22年（2010）の統計値）は170.1cmで、同じ内陸性気候である松本市の82.8cmの約2倍に達している。

## ○気温

内陸性気候の特徴の一つは、気温の年較差（月平均気温の最暖月と最寒月の差）や日較差（日最高気温と日最低気温の年平均の差）が大きいことである。

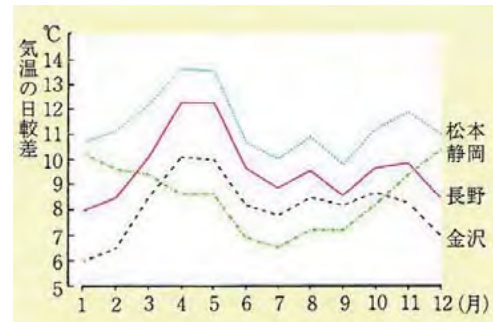
右の表からも分かるように、長野市など内陸部の気温の年較差や日較差は、静岡市など沿岸部と比べて2℃から3℃かそれ以上も大きい。また、内陸部と沿岸部の気温日較差の年変化のグラフからみると、長野や松本の変化の傾向は、静岡など太平洋気候の年変化型ではなくて、金沢など日本海岸気候の年変化型を示している。

	内 陸 部		沿 岸 部	
	長 野	松 本	金 沢	静 岡
年平均気温	11.5	11.2	14.1	16.1
平均年降水量	938	1011	2593	2327
1月の平均気温	-1.2	-1.0	2.9	6.1
最低気温の極値	-17.0	-20.7	-9.7	-6.8
0℃以下(冬日)の日数	112	125	40	30
8月の平均気温	24.8	24.1	26.6	26.7
最高気温の極値	38.6	38.5	38.5	38.5
30℃以上(真夏日)の日数	39	38	44	41
気温の平均年較差	26.0	25.1	23.7	20.6
年平均日最高気温	16.8	17.4	18.4	20.5
年平均日最低気温	7.2	6.0	10.3	11.9
気温の平均日較差	9.6	11.4	8.1	8.6
風速10m/秒以上の日数	10	5	6	3



長野市の月別平均気温

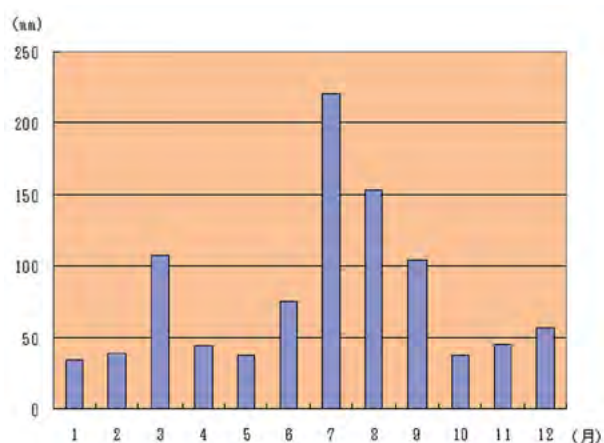
内陸部と沿岸の気候の比較



内陸部と沿岸部の気温日較差の年変化

## ○降水量

降水量が少なく湿度が低いことも内陸性気候の特徴である。長野市の年平均降水量は932.7mm(昭和56年(1981)～平成22年(2010)の統計値)で、1,000mm未満となっている。日本で年降水量が1,000mm未満のところは、北海道東北部と長野県内の長野盆地から上田・佐久盆地にかけての平坦部であって、この2つの区域は日本列島で降水量の最も少ない地域である。長野市域の降水量は、平坦部では1,000mm未満であるが、周囲の山地では年平均1,200から1,500mmであり、地域差は大きい。

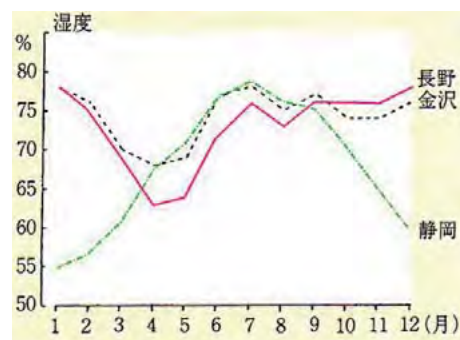


長野市の月別平均降水量



## ○湿度

沿岸部と内陸部の3都市における月平均湿度の年変化を現したグラフが右の図である。金沢と静岡は共に沿岸部の都市であるが、冬の日本海側の多湿に対して太平洋側では著しい乾燥状態になっている。長野市の冬の湿度が高いのは、日本海に近いことよりもむしろ海拔が高く、内陸特有の冷え込みで気温が低いためであり、水蒸気の絶対量で見ると日本海沿岸の地方よりはるかに少なくなっている。夏の湿度は両沿岸部ともきわめて高いが、それと比べて長野市はかなり低く、内陸の特性が雨期の湿度の差にもよく現れている。



中部地方における湿度の年変化

## ○霧の発生

気象現象の中で長野盆地では霧の発生が多く、年間発生日数11日（昭和56年（1981）～平成22年（2010）の平均値『理科年表』）のうちほぼ半数は秋に集中している。内陸にある長野では比較的大気安定する秋には、地面や山腹の放射冷却による冷たい空気が盆地にたまって発生する放射霧（盆地霧）が多い。千曲川や犀川沿いでは、暖かな川面に冷たい空気が触れてできる蒸気霧（川霧）の発生も加わるので、霧の日数が多くなる。霧にまつわる話では、川中島の第4回の戦い（永禄4年（1561））の中で、9月10日（現行暦10月28日）放射霧と蒸気霧が濃く立ちこめる未明をねらっての上杉勢の奇襲作戦が『甲陽軍鑑』に記されている。

## ○多様性を示す長野の気候

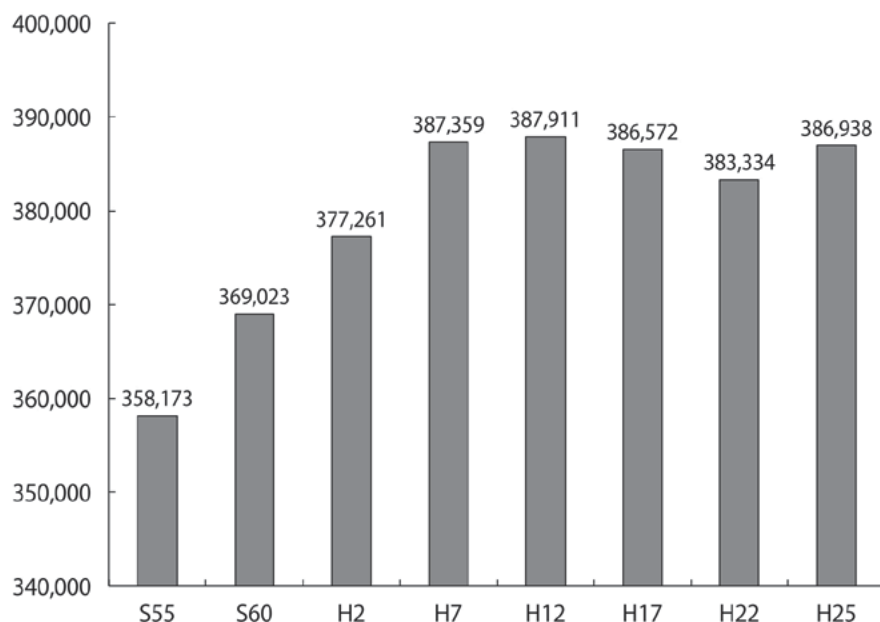
長野市における気温の日較差や湿度の年変化型では、日本海岸気候のタイプとなる。しかし、月別（または旬別）降水量の年変化や降水割合などからみると、太平洋岸気候のタイプとなる。長野市の気候といっても長野盆地の平坦地と山間地、犀川をはさんで北部と南部では、かなり違った様相を示している。総合すると、太平洋岸気候区の中の内陸気候区分に属するといえる。しかし、犀川より北では冬など日本海側の影響がよく現れ、日本海側気候と太平洋岸気候を複合した中間的な気候とみることができる。

## 2 社会環境

### (1) 人口

長野県の県庁所在地である長野市は、平成 25 年（2013）1 月 1 日時点の人口が 386,938 人となっている。近年の町村合併によって市域が大きく広がるものの、人口については、合併町村がそれぞれ数千人規模ということもあってそれほど大きな変動はなく推移している。近年の長野市における町村合併の経緯は、平成 17 年（2005）1 月に、豊野町、戸隠村、鬼無里村、大岡村と合併し、平成 22 年（2010）1 月には、信州新町、中条村と合併した。長野市の人口のピークは、合併前の平成 12 年（2000）で、国勢調査によれば 387,911 人になっている。しかし、このとき既に、平成 17 年（2005）に合併した戸隠、鬼無里、大岡等で人口減少が続いていたため、平成 17 年（2005）の国勢調査では、人口が 386,572 人となり、初めて総人口が減少に転じた。その後、平成 22 年（2010）1 月の合併を経て、人口 383,334 人となるも、平成 25 年（2013）1 月では、平成 17 年（2005）の国勢調査時とほぼ同じ人口となっている。今後も総人口が徐々に減少していくとともに、長野市内の各地域をみたときに、旧合併町村を含めた周辺地域の人口減少と、その受け皿となる長野市街地への人口流入が続いていくものと想定される。

長野市の人口推移



資料：平成 17 年までは総務省「国勢調査」結果。平成 22 年以降は、長野市企画課の統計。  
※平成 17 年の人口は、平成 17 年合併町村を含む。  
※平成 22 年の人口は、平成 22 年合併町村を含む

## (2) 産業

本市の第二次産業としては、食料品、出版・印刷、電子デバイス・情報通信機器関連などを中心に発展を続けてきたが、国際的な競争力が求められる今日、製造拠点の統廃合や海外シフトなどが進み、第二次産業から第三次産業へと産業構造が徐々に変化しつつある。また、第一次産業については、全体的な構成比は1%に満たないものの、従業者数を少しずつ伸ばしている状況であり、農業分野においては、長野市の土地特性である千曲川沿岸の肥沃な平坦地から標高1,000mの高冷地に至る広大な耕地を生かした、バラエティーに富んだ農産物を生産している。とりわけ、りんご、桃をはじめとした果物は、生産量も多く、全国の消費者から愛されるブランドとなっている。また、本市において消費量が多い大豆・小麦・そばなどは、これまで地域に根付いた食材として親しまれてきたことから、奨励作物に指定して生産の拡大を図っている。

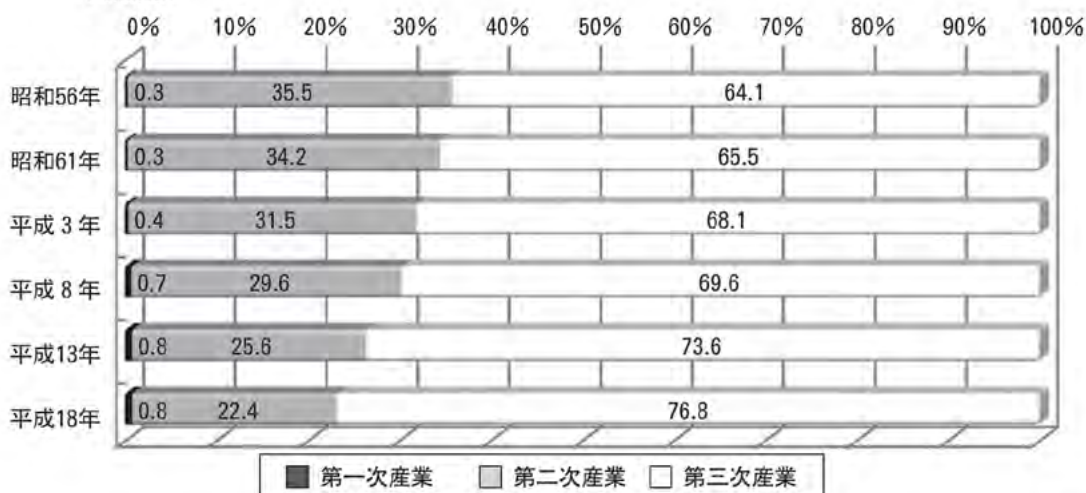
現在では、地域の特性や高い技術力を知的財産と結びつけ、新たな成長産業創出へと積極的に挑戦していくため、産・学・行（産：企業（産業界）、学：大学等の学術研究機関、行：行政機関）の連携にも力を入れている。

長野市の産業分類別従業者数の推移

<実数>

	昭和56年	昭和61年	平成3年	平成8年	平成13年	平成18年
総数	139,641	151,457	172,637	190,709	185,947	175,137
第一次産業	428	497	633	1,430	1,422	1,440
第二次産業	49,634	51,829	54,450	56,457	47,650	39,235
第三次産業	89,579	99,131	117,554	132,822	136,875	134,462

<構成比>



資料：事業所・企業統計調査（H18）（長野市）  
※5年ごとの調査による

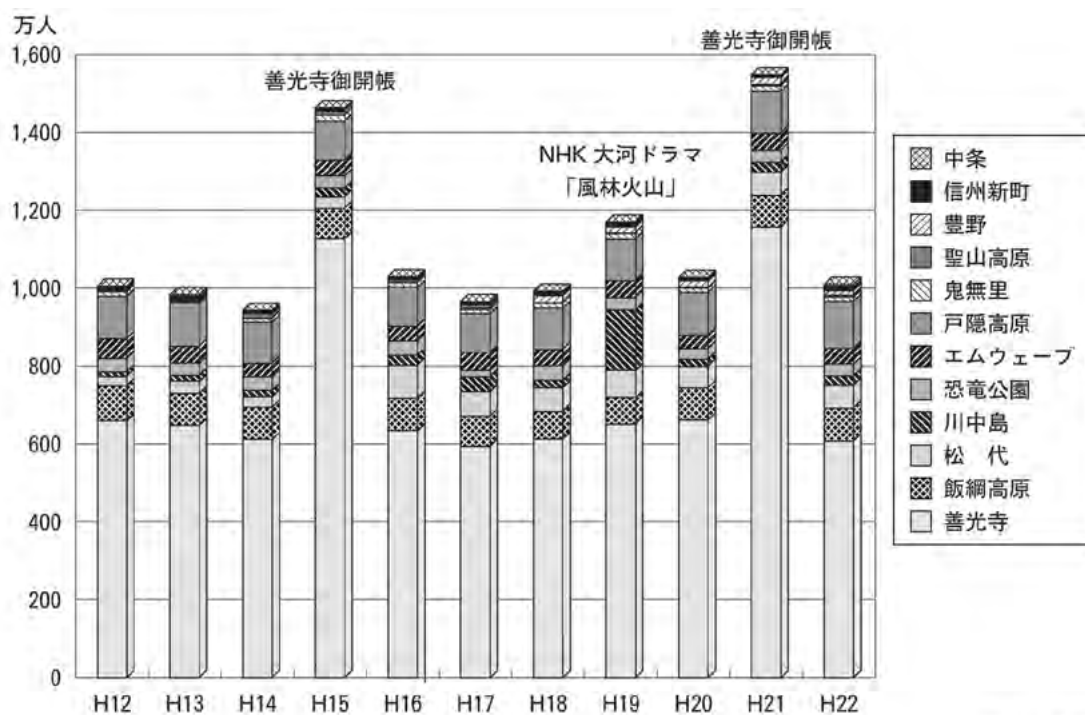
### (3) 観光

善光寺とその門前町は、古くから信仰の中心として全国の人々に親しまれ、周辺に広がる宿坊・仲見世などが観光の中心として賑わいをみせている。とりわけ、数え年で7年に一度ごと開催される善光寺御開帳の年は、例年に比べて飛躍的に観光客が増加する。

また、真田十万石の城下町である松代は、当時の面影を残した歴史的建造物が数多く点在している。これら地域の観光資源を、住民自らが守り育てようと、「エコール・ド・まつしろ」（松代の文化財を活用した生涯学習プロジェクト）が取り組まれ、訪れる観光客をもてなしている。

さらに、戸隠・鬼無里をはじめとした地域は、豊かな自然環境の中に、古くから伝わる様々な歴史・文化・芸能があり、秘められた観光資源が残されている。

観光地利用客の推移



資料：長野市

#### (4) 交通

長野市は、明治4年(1871)以来、長野県の県庁所在地として発展を遂げ、官庁、金融機関、事業所などの都市機能の集積に伴い、活発な人的交流と情報が集中する中核都市として発展してきた。

本市と他地域を結ぶ交通機能は、善光寺門前に位置する長野市の中心市街地を中心に、道路と鉄道が整備されている。まず、道路については、長野市から名古屋市へ延びている国道19号と、群馬県高崎市と新潟県上越市を結ぶ国道18号が交わる交通の結節点となっている。また、市内南部松代地域には、東西に上信越自動車道が走っており、長野I.Cと市街地は、国道18号と主要県道によって接続されている。次に、鉄道については、平成9年(1997)10月にJR東京駅からJR長野駅間において長野新幹線(正式名称:北陸新幹線)が開通し、首都圏から訪れる観光客の利便性が向上した。さらに長野新幹線が平成27年(2015)3月に金沢駅まで延伸したことで、北陸方面からの観光客の利便性が向上し、名称も北陸新幹線(長野経由)に改められた。JR長野駅の在来線としては、長野県飯山市に繋がるJR飯山線、長野県松本市に繋がるJR篠ノ井線、長野県北佐久郡軽井沢町に繋がるしなの鉄道しなの鉄道線、新潟県上越市に繋がるしなの鉄道北しなの線があり、長野市と長野県下高井郡

山ノ内町を結ぶ長野電鉄長野線がある。なお、長野市南部の松代・若穂地域には、長野県須坂市と長野県千曲市を結ぶ長野電鉄屋代線が通っていたが、平成24年(2012)3月31日に廃線となり、代替バスの運行に切り替わっている。





### 3 歴史の変遷

#### (1) 長野盆地の黎明

長野市域における歴史の舞台への第一歩は、飯綱高原にある上ケ屋遺跡で、今から約2万年前の後期旧石器時代に遡る。上ケ屋遺跡の人々は、半径十数キロメートルを日常生活の領域として、その中を周回していたと考えられ、飯綱高原は湖沼の周辺に集まる動物たちと、それを追ってきた人々が生活の舞台とした場所であった。



飯綱高原 (飯縄山と大座法師池)

12,000年前に最終氷期が終わると、落葉広葉樹が繁茂する湿潤なモンスーン気候に自然環境は変わり、豊かな森を舞台に縄文時代の狩猟採集の文化が展開する。戸隠地区の荷取洞窟からは、最古の縄文草創期の土器等が出土している。

千曲川河岸の地下4mからは縄文時代前期の集落が発見されており、縄文人が山間地から長野盆地の中州や自然堤防、扇状地に進出したことが確認されている。

弥生時代になると、千曲川の自然堤防上に集落、後背湿地を水田とする稲作農耕が始まる。稲作農耕の開始により社会の仕組みそのものが大きく変わり、ムラ同士の抗争も生まれ、ムラのまわりに大きな溝を巡らした環濠集落が出現した(千曲川右岸の自然堤防上の松原遺跡)。水内坐一元神社遺跡では、環濠から彩色を施した盾が出土している。弥生時代後期には、千曲川流域にベンガラを塗って焼成した「赤い土器」が分布する地域色の強い「赤い土器のクニ」文化圏が形成された。弥生時代も終わりにになると、ムラ長の墓が築造され、鉄製武器などが副葬されることから、武力を背景にした階層や当時の緊張関係を窺うことができる。



水内坐一元神社遺跡の盾  
(復元模型)

#### (2) 長野盆地の首長層と政治的社会

古墳時代の前半期には、大和政権との繋がりを示す大型の前方後円墳(川柳將軍塚古墳や和田東山古墳等)が累代的に築造され、地域を治める「王」が存在し、広域の緩やかな地域的政治圏が形成されたとみられる。古墳時代中期後半代になると、前方後円墳の築

造は停止し、これと入れ替わるかのように積石塚古墳の築造がみられるようになる。大室古墳群では、約 500 基の古墳のうち 80% が積石塚古墳であり、全国的にも特異な合掌形石室が集中して構築されるなど、地域色が顕在化する。

古墳を築造する背景にあった集落としては、千曲川の自然堤防上にある篠ノ井遺跡群（古墳時代中期～後期）、榎田遺跡（古墳時代後期）や浅川扇状地の本村東沖遺跡（古墳時代中期）などの中核的集落と周辺の小規模集落という構造化が一層進む。

古墳時代中期後半代以降の変化は、「東山道」の整備による陸上交通路の重要性の増大や馬匹生産の展開等の社会背景、さらには国造制・部民制・屯倉等の中央政権の政策により、千曲川中流域を中心とする緩やかな政治圏・地域圏であった「シナノのクニ」が「科野」・「信濃」へと至

る過程を反映している。さらに、律令制下で誕生した「科野」・「信濃」は、その後、現在に至るまでほとんど領域変化がなく、古墳時代に形づくられた地域的政治圏がそのまま根底に継承されるという特筆すべき地域的特性を有している。

平安時代の『延喜式』によれば、信濃国は 10 郡から成り立っていた。長野盆地は更級・水内・高井・埴科の 4 郡で構成され、29 の郷があったと記されている。信濃の中で人口の集中する地域が更級郡であり、4 郡の中でも中心的な郡であった。

### （3）中世への胎動

承和 8 年（841）の地震、仁和 4 年（888）の仁和の大洪水など 8・9 世紀の文献には幾度となく天候不順や自然災害が起こったことが書き留められ、近年の発掘調査でもその痕跡が確認されている。平安時代の 9 世紀には信濃各地の農村で耕地の荒廃や百姓の没落が進み、それまで村々をまとめてきた郡司は伝統的な権威のみで支配を続けることができなくなり、富裕者、新興有力者が台頭する。そうした有力者の郡政の請け負いが政府の政策としても推し進められた。8 世紀後半から 9 世紀初め頃に長野盆地で進められた条里水田の再開発などは、こうした郡司や新興有力者層を国衙こくがが組織して進めた事業であったのではないかと考えられている。南宮遺跡（篠ノ井東福寺）は、当時勢力を持ちつつあった有



和田東山 3 号墳竪穴式石室（若穂保科）



大室 168 号墳（合掌形石室）（松代町）



力者を中心とする集落であった。

飛鳥・奈良時代に国家的性格を持つ信仰として始まった観音信仰は、平安時代になると貴族層にも受容され、観音信仰を基盤にした霊場が形成された。清水寺（松代町西条）、観音寺（信更町）、正覚院（安茂里）、地藏院（若槻）のほか観龍寺（千曲市）、智識寺（千曲市）などには平安時代の観音像が残り、長野盆地でも平安時代に観音霊場が形成されたことが窺える。



平安時代集落の南宮遺跡調査（篠ノ井東福寺）

10世紀後半以降、末法思想が広まるにつれ、観音信仰の地に経塚が造られるようになる。平安時代の信仰が山への信仰を基盤にしており、北信濃における観音信仰や末法思想の広がりの中から善光寺や戸隠の信仰が生まれた。



北信濃の古代観音像・経塚及び社寺分布図（長野市立博物館 2003 より）



#### (4) 善光寺門前町の成立と発展

末法思想の広がりとともに、鎌倉幕府の善光寺保護政策により、治承3年(1179)に焼失した善光寺の再建が行われる。また、全国各地で有力御家人を檀那とした新善光寺を建立したり、善光寺仏を模造することがブームになり、鎌倉時代後期には全国各地に新善光寺が勧請され、善光寺信仰は全国に広がった。全国から善光寺への参詣人が増加するに伴って参詣路も発達した。『一遍聖絵』(正安元年(1299))、『遊行上人絵伝』(徳治2年(1307)までに制作)は、文永年間に再建された善光寺や門前の賑わいを伝えている。応永7年(1400)には「善光寺の南大門および裾花川の高島に履子を打つ所なし」(『大塔物語』)と門前の賑わいが記されている。

門前の住人は、大工・仏師・絵師・遊女・琵琶法師・絵解き法師など善光寺如来に直接結縁し世俗を脱した人々で、農村とは異なった町の世界が善光寺門前に展開していた。室町時代には、善光寺信仰と戸隠・飯縄信仰がセットになり、多くの参詣者を集めた。

#### (5) 松代城と城下町

戦国時代以降、北信濃は領地争奪の場となる。甲斐の武田信玄(晴信)は、北信濃攻略の前進基地として松代城(海津城)を築き、村上氏など国人領主は上杉謙信(長尾景虎)に救援を求めた。武田と上杉による「川中島の合戦」は、複数回にわたるが、永禄4年(1561)の合戦では、両軍合わせて少なくとも1,000人以上の戦死者が出たと推察される。川中島の合戦については、当時の確実な史料は少ないが、江戸時代以降、戦記物や浮世絵など多くの物語や絵図に記される。その内容には虚構や誇張も多く史実とは言い難いが、川中島の合戦に対する強い関心が庶民層に広く浸透していたことを窺わせる。

松代城には、武田氏の滅亡後は織田方の森長可が入り、織田氏の滅亡後は上杉方の村上、上条、須田、その後は豊臣方の田丸と短期間にめまぐるしく城主が代わった。この間、松代城主の政治的権限は強まり、北信四郡(高井・水内・更級・埴科)の中核としての機能が高まった。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いの後、松代城には森長可の弟の森忠政が入り、二の丸・三の丸の整備が行われた。元和8年(1622)に真田信之が上田から移封されて以降、明治の廃城までの約250年間、松代城は真田氏の居城となる。

初代松代藩主信之の頃はまだ財政的に余裕があったが、江戸幕府からの厳しい課役に加え、度重なる災害によって財政は困窮を極めた。享保2年(1717)の火災では、城を全焼し、その再建のために幕府より1万両を借入れている。

文政6年(1823)に松代藩の8代藩主として真田幸貫が家督を相続すると、武術や学問の奨励や新たな殖産興業政策が展開される。松平定信の次男であり、真田家に養子として迎えられた幸貫は、藩の軍備を增強し、佐久間象山や村上英俊などの洋学知識を有する人材育成に力を入れ、文武学校の建設を進めた。また、養蚕・製糸業に対する本格的な保護政策も進められた。

## (6) 善光寺信仰の広がり

善光寺は雷火や火災で何度も焼失し、寛文6年(1666)に如来堂(本堂)の仮堂が建てられたが傷みが進み、元禄5年(1692)から本格的な本堂再建計画が始まる。再建費用を賄うため、江戸・京都・大坂で出開帳を催し、どこでも大変な盛況であった。工事は、門前町から類焼しないように本堂を北へ移すこととし、新敷地を造成した。しかし、元禄13年(1700)に町家から類焼し、建築中の本堂も集積した用材も灰燼に帰した。

これまで善光寺が自力で進めてきた再建を危ぶんだ幕府は、自ら介入する形で再建を行い、元禄14年(1701)から宝永3年(1706)までの6カ年間、日本全国を回る回国開帳に踏み切り再建費用を集めた。工事は急ピッチで進み、宝永4年(1707)に落成した。

全国津々浦々の庶民にまで善光寺信仰が浸透したのは、各地で人々が熱狂的に群参した元禄・宝永の回国開帳を契機としてであった。以後、善光寺参りの男女が増大し、特に女性の多いことは善光寺参りの大きな特色である。東西南北から信濃へ入る道はすべて善光寺道となり、路傍に善光寺を指し示す道標が建てられた。

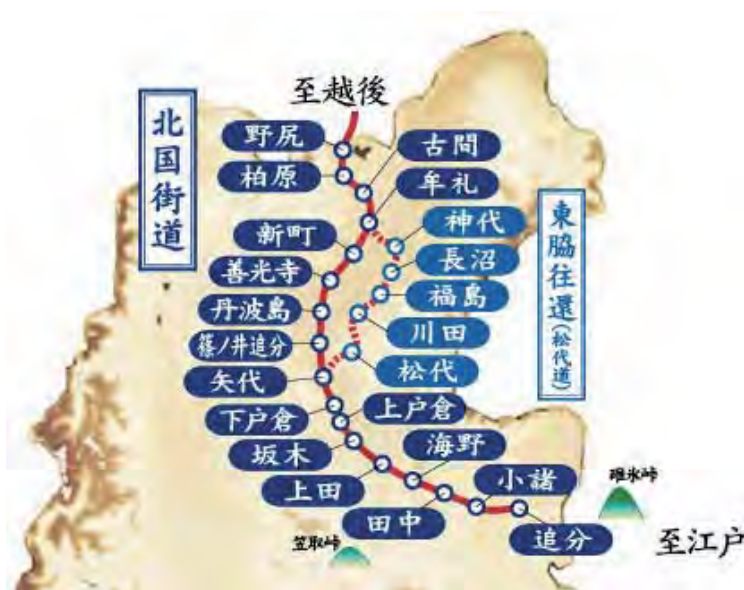
江戸時代後期になると、出開帳の完了、堂舎修復の完成、常念仏日数の区切りなどを機に、居開帳は江戸時代に15回行われ、回を重ねるごとに盛況となった。三寺中の院坊は信者を宿泊させ、本堂・諸道順拝や本堂のお籠もり、御印文頂戴などの世話をするとともに、全国各地に善光寺講を組織した。明和年間(1764～1772)頃には、諸国の檀那場を郡単位で院坊に割り振る持郡制もちごおりせいが定まった。

## (7) 戸隠神社と戸隠信仰

善光寺と同じく、県内外へ広く浸透していった信仰に戸隠神社の信仰がある。現在の戸隠神社は、奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社の五社からなるものの、このように神社を中心とした形に整えられたのは明治維新以降であり、江戸時代までは、戸隠山顕光寺を中心とした信仰が主であった。戸隠の歴史は古く、最も古い記録の『阿婆縛抄』あさばしりょうによれば、戸隠寺(現在の戸隠神社を指す)が、嘉祥2年(849)頃に学門行者によって開山されたとあり、また、『吾妻鏡』には、天台宗末寺としての顕光寺の名がある。そして、この戸隠山顕光寺が徐々に発展して整えられた、本院(奥院)、中院、宝光院からなる天台宗寺院が、江戸時代までの信仰の中心であった。さらに、戸隠は、そこに古くから農業神として庶民の信仰を集めていた九頭龍権現に代表される神道が一体化したため、多くの修験僧が修行に訪れる神仏混淆の聖地としても栄えていた。そして、慶長以来続いてきた天台宗の僧は、明治維新の廃仏毀釈によって還俗して神職となり、神社に奉仕する形となって今に至っている。また、戸隠神社には、江戸時代以前から、多くの参拝者が信濃国内外から訪れていたために、四方八方から戸隠へ通じる信仰の道が延びている。とりわけ、善光寺から戸隠に通じる表参道は、双方を参拝する参詣者が通るために、最も多くの人々が往来した信仰の道であった。

## (8) 北国街道と交通運輸

江戸時代の主要街道は、江戸日本橋を起点とする五街道とそれに次ぐ脇街道があり、長野市域には脇街道の一つ北国街道（北国往還）が通っていた。北国街道は、江戸から来ると中山道追分宿（軽井沢町）で分岐し、小諸、上田、坂木（坂城町）の各宿を通り、矢代宿（千曲市）を過ぎて二つに分かれる。一つは矢代の渡しで



江戸時代における北信濃の街道

千曲川を渡り、丹波島宿から市村の渡しで犀川を越え善光寺宿から牟礼宿（飯綱町）に至るルート、もう一つは松代城下を通り、福島宿（須坂市）北の布野の渡しで千曲川を渡り長沼宿から牟礼宿に向かうルートであった。後者が戦国時代から江戸時代初期の主要道で、上杉景勝が川中島平に進出するために整備した軍事目的の強い道であり、長沼城と松代城を結んでいた。



善光寺宿（『善光寺道名所図会』）

慶長 16 年（1611）に北国街道の宿駅の設定が行われたとき、松代道とともに善光寺道の道筋も公認され、次第に繁栄する善光寺町を通る街道が主となっていった。松代道は主に犀川の洪水による舟留めの時に迂回路として利用されたので、「雨降り街道」とも呼ばれた。

北国街道は、善光寺や戸隠へ参詣する「信仰の道」、佐渡で産出した金・銀を江戸や駿府に送るための「佐渡金山の道」、加賀藩前田家や松代藩真田家などの「参勤交代の道」として用いられた。

18 世紀以降、木綿や菜種に代表される商品作物の生産が増大するにつれ、手馬・中馬

などによる輸送が行われ、商品流通が活発になっていった。

江戸時代の物流を陸上交通とともに担ったのが河川による舟運であった。人や牛馬とは比較にならないほど1回で大量・安価に物資を運ぶことができるため、大河川では通船が往来した。千曲川通船は、寛政2年(1790)に許可を得た西大滝村(飯山市)の太左衛門が西大滝から福島宿まで、文化14年(1817)には松代藩が通船営業に乗り出し、松代から福島宿まで、天保12年(1841)には善光寺後町の商人厚連が丹波島から西大滝まで運航した。

犀川通船は、天保3年(1832)に筑摩郡白板村(松本市)の折井儀右衛門らが新橋(松本市)から新町村(長野市信州新町)まで運航を始めた。

### (9) 山間地交通の要路鬼無里

鬼無里<sup>きなし</sup>は、長野市の北西部、戸隠地区の西部に位置し、犀川の支流裾花川上流域の鬼無里盆地を中心に広がる中山間地の地区であり、川沿いの沖積地と河岸段丘の平地、大部分の面積を占める山地とで構成される。標高は670mから1,562m(一夜山<sup>いちやさん</sup>)にあたる。この鬼無里盆地の中央に町<sup>まち</sup>の集落があり、行政経済の中心地である。

近世から近代にかけて、麻の栽培が盛んに行われ、副業として畳糸の製造が行われた。麻は農家経済の大半を担っていた主要な産業であった。

鬼無里地区は、遷都伝説<sup>きじよもみじ</sup>、鬼女紅葉伝説や木曾義仲に因む伝承を残し、遷都伝説に因む東京<sup>ひがしきょう</sup>、西京<sup>にしきょう</sup>といった集落がある。地区内には奥裾花溪谷(県名勝)やミズバショウの大群落がある。平成17年(2005)に長野市に編入合併し、現在に至っている。

江戸時代の鬼無里は、松代往来、戸隠往来、安曇往来、高府往来、早川道などが町や西京などを分岐点として各地へ通じていた。

松代往来は、町から瀬戸を通り、東方に向かい、戸隠・七二会<sup>なにあい</sup>を経由して途中安茂里で犀川を舟で渡り、さらに千曲川を舟で渡って松代まで約8里であった。

戸隠往来は、主として戸隠山参拝と食糧補給と物産移出に重要な街道であり、町から小川に沿って、高橋・大望峠を通過して宝光社に至る道が主要な往来であった。

安曇往来は、町から祖山、十二平、大久保、西京、落合、柄山峠を越えて、糸魚川街道と合流する。西京で分岐して府成、田之頭、押切、嶺方峠(白沢峠)を越えて、糸魚川街道へ通じる最短ルートもあった。

高府往来は、町から大洞峠を越え、小川村の日本記、高山寺、成就を経て、大町街道に合した。

西京から北に土倉、小佐出、奥裾花を経由して越後の北陸街道梶屋敷宿へ通じる早川道は、西京から南へは十二平から分岐南下して、法地・埋牧・馬曲等を経由して落合で大町街道に通じていた。

高府往来、早川道が南下して合流する大町街道は、長野から大町方面に通じる道であり、長野からは大町街道、大町方面からは善光寺街道と呼ばれる。長野からは裾花川を渡り、





江戸時代の主なる往来（『信越古道』信越古道会 2010 を改編してリライト）

犀川沿いを西に進み、七二会地区から土尻川沿いに中条、高府、千見を經由して大町に至る上水内郡、北安曇郡の山中を東西に走る道筋である。

これらの道を通して、麻、畳糸、鬼無里紙等が移出され、塩・米・酒・魚等を移入するなど人と物資が行き交った。鬼無里は、村内外の商人の交易の場として、近郷では例のない「九齋市」（1ヶ月に9回開かれた定期市）が開かれた。市は今の町区において天和3年（1683）に開設が許可され、当初は六齋市（1ヶ月に6回開かれた定期市）であったが、安永9年（1780）には「九齋市」になった。市日は1・2・8の日であり、取引された商品の大半は麻であった。現在でも町区で7月15日から1週間執り行われている祇園祭は、九齋市の名残であり、市の神や津島午頭天王に奉納する祭屋台が伝承されている。古老の言い伝えによると「町から小鬼無里まで峯山づたいの古道に、仮設店舗がたくさん明かりを灯して賑やかだった」という。

松代往来、戸隠往来、早川道などの道は、北国街道や脇街道の公街道的性格に対し、庶民が開いた生活の道であった。信州では、江戸時代中期になると貨幣経済が発達して、商品作物の生産が盛んになり、物資と人の移動のために山間部にも新たな道が次々と開削された。これらの道は、民間の商品輸送のための道であり、戸隠や善光寺へ詣でる道でもあった。

戸隠往来などの道は山越えの踏み分け道であったが、長野と鬼無里を結ぶ裾花溪谷沿いの道は両岸が険しいために中々開けず、天保の頃から道の工事に手がつけられ、弘化・嘉永の頃には一通り開通したようである。白馬と長野を結ぶ道路は、改修を重ねて明治21年（1888）に柄山峠を越え、旧北城村森上に至る道路が竣工となった。その後、明治32年（1899）には柳沢峠経由、昭和14年（1939）にはさらに嶺方峠（白沢峠）経由と路線が変更され、現在のような道路になったのは、昭和40年代である。

## （10）長野の近代化

幕末期の長野市域は、松代藩領と椎谷・飯山・上田・須坂の各藩領、幕府領、塩崎地行所、善光寺領などがあり、入り組んだ支配となっていた。慶応4年（1868）1月の鳥羽・伏見の戦いからはじまった戊辰戦争は、北信濃では飯山戦争等を経て、明治4年（1871）7月に廃藩置県が断行される。松代藩は松代県となり、11月の府県制3府72県の再編制による東北信6郡を管轄する長野県に編入される。さらに、明治9年（1876）8月には筑摩県の中南信4郡を合わせて、旧信濃国10郡が長野県となる。

善光寺のある長野村には、明治維新とともに明治4年（1871）6月に県庁（西方寺）が置かれて、県都となり、市街の近代化が急速に進められた。明治22年（1889）の町村制で長野町は地方自治体となり、明治30年（1897）には市制を施行して長野市となった。

明治21年（1888）の直江津線長野駅の開業、明治26年（1893）の高崎・直江津間鉄道全通、明治35年（1902）の篠ノ井線（篠ノ井・塩尻間）の開通と明治44年（1911）の中央線全通によって、善光寺と県庁、長野駅周辺の幹線沿いは近代的市街地が形成された。

鉄道の開通により貨物輸送量が急速な増加となり、商品流通が活発化し、商工業を発展させた。

大正12年(1923)7月に、近隣の三輪村・芹田村・吉田町・古牧村の1町3村が編入合併して市域を広めた。これは大正8年(1919)4月に制定された「都市計画法」による都市計画に基づくもので、昭和2年(1927)には安茂里・大豆島の2村を加えて都市計画区域を設定した。実施計画の作成に当たり、これまでの仏都中心から遊覧都市中心へと基本方針を位置付け、商工業地域を設定する案を作成し、昭和5年(1930)6月に事業は認可となった。



長野駅開業時の長野停車場（左側の平屋）  
（扇屋引札の一部／長野市立博物館／明治時代中期）

大規模敷地を要する官庁、文教施設は市街地縁辺部に設置され、市街地（特に現在の中央通り、善光寺への参道）との連絡道路が建設されることで新しい町が生まれ、近世までの善光寺への参道（南北軸）が明治以後においても都市軸を強く既定して市街地が拡大した。

千曲川の右岸である河東地域の人々は、鉄道線からはずれて生活や地域の発展の上で大きな不安と焦りを感じていたが、大正11年(1922)に河東鉄道の屋代・須坂間、大正15年(1926)に権堂・須坂間、昭和3年(1928)には長野駅まで開通し



松代大本宮関係施設（『松代大本宮 歴史の証言』より）

た。昭和4年(1929)秋に発生した世界的大恐慌により、糸価・繭の価格が暴落し、養蚕農家に深刻な影響をもたらした。農家の窮状を救済するため、市による公共工事や県による不況対策が実施されたが、蚕糸業は急速に衰退をたどった。経済的危機に遭遇した蚕糸業の打開のために、国策である満州移民政策が進められた。長野県の満州移民への取り組みは、昭和11年(1936)には具体化し、昭和20年(1945)までに長野市からも入植している。

昭和12年(1937)7月に日本と中国は戦争状態に突入し、防護団、婦人会・青年団・警防団などが結成され、勤労働員が行われた。昭和16年(1941)8月、太平洋戦争が勃発すると極度に物資が不足し、戦時下の耐乏生活を余儀なくされ、市民生活は悪化の一途をたどった。太平洋戦争の末期、昭和19年(1944)11月には、松代町の象山、舞鶴山、皆神山などに大本営とその関連施設の地下壕掘削工事が軍部により行われ、昭和20年(1945)8月の日本の敗戦により、未完成で中止された。8月13日には、アメリカ軍による空襲があり、長野市内各地で死亡者の発生や家屋焼失など大きな被害を受けた。

#### (11) 戦後の長野

昭和20年(1945)の敗戦以降、物資不足・インフレ・人口増等の社会的状況の変化が現出するとともに、義務教育六三制の実施、新制高等学校への移行、信州大学の発足や市町村消防、自治体警察、公民館設置、生活改善、保健福祉などの体制整備が行われた。しかしながら、自治体財政の窮迫から更級郡篠ノ井町周辺(昭和25年(1950)7月)、埴科郡松代町周辺(昭和26年(1951)4月)では、合併が行われた。さらに、昭和28年(1953)9月には「町村合併促進法」が公布され、上水内郡・更級郡・埴科郡のほとんどの町村で合併が進められた。昭和31年(1956)6月には「新市町村建設促進法」が公布され、昭和34年(1959)4月に上高井郡では若穂町、5月には篠ノ井町と塩崎村の合併による篠ノ井市が設置された。昭和41年(1966)3月には「市町村合併特例法」が施行されると、昭和41年(1966)10月に2市3町3村(長野市・篠ノ井市・松代町・川中島町・若穂町・更北村・信更村・七二会村)の大合併が成立した。

昭和30年代から40年代の高度経済成長期には、中心市街地での百貨店の開業、物流基地の整備(青果水産物市場団地、長野卸センターなど)、工場誘致や工場団地の設置に力が注がれた。好景気による都市部の商工業化の進行は、農山村からの大量の賃金労働者を都市へ集めることになり、第2種兼業農家の増加、第1次産業人口の低下をもたらした。農山村の過疎化を招いた。

自然災害では、昭和40年(1965)から松代群発地震が発生し、有感を加えた地震総回数は64万8,000回を数え、昭和44年(1969)には終息状態に至った。風水害では、台風による犀川や千曲川、その支流の堤防決壊などで農地や家屋の被害を度々受けた。昭和60年(1985)の「地附山地すべり災害」では、26人の犠牲者と多くの住宅被害を出した。

昭和40年代の後半から、「まちづくり」という言葉が盛んに使われるようになり、市民



参加による祭り、歩行者天国、野外彫刻の設置など心の豊かさや地域の活性化を目指したまちづくり運動が動き出した。昭和50年代に入ると、大がかりな都市基盤整備事業や土地区画整理事業が相次いで実施され、市街地や郊外でのまちなみ景観や交通・商業事情は大きく様変わりした。

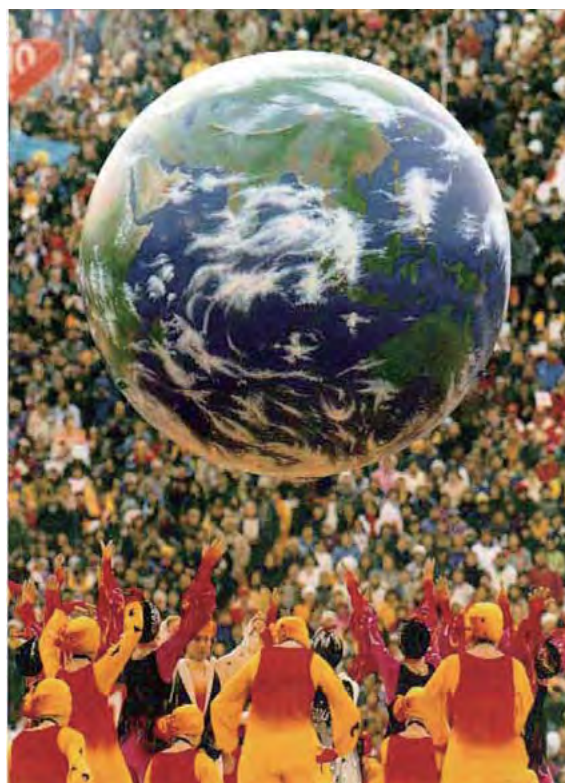
一方、農村部では、昭和30年代半ばから農業人口の減少や高齢化が進み、村おこしの必要が叫ばれ、地域活性化のための産直交流、特産品栽培、農産物のオーナー制度など様々な試みが行われた。

昭和40年代からの自動車の普及に伴い、中心市街地の空洞化は急激に進み、大型店の多くは郊外に新設されるようになる。マイカー時代になると、自動車道の早期着工の要請が強まり、昭和56年（1981）3月には、中央自動車道の諏訪ルートが完成したため、長野線の早期開通が待たれることになった。昭和61年（1986）から、高速道用地の松代町松原遺跡、若穂川田条里遺跡などの緊急発掘調査が始まり、平成5年（1993）3月に長野自動車道・上信越自動車道（豊科I.C（現：安曇野I.C）から須坂長野東インターまで）が開通した。平成8年（1996）11月には、更埴ジャンクションから藤岡インターまでが開通した。

平成3年（1991）6月15日に第18回オリンピック冬季競技大会（平成10年（1998））の開催都市が長野市に決定したことで、新幹線の早期実現が不可欠となり、平成9年（1997）10月に長野新幹線が開業した。平成10年（1998）2月、20世紀最後の冬季オリンピック競技大会が16日間にわたって長野市を中心とする5市町村を会場に開催された。3月にはパラリン



地附山地すべり災害（昭和60年（1985））

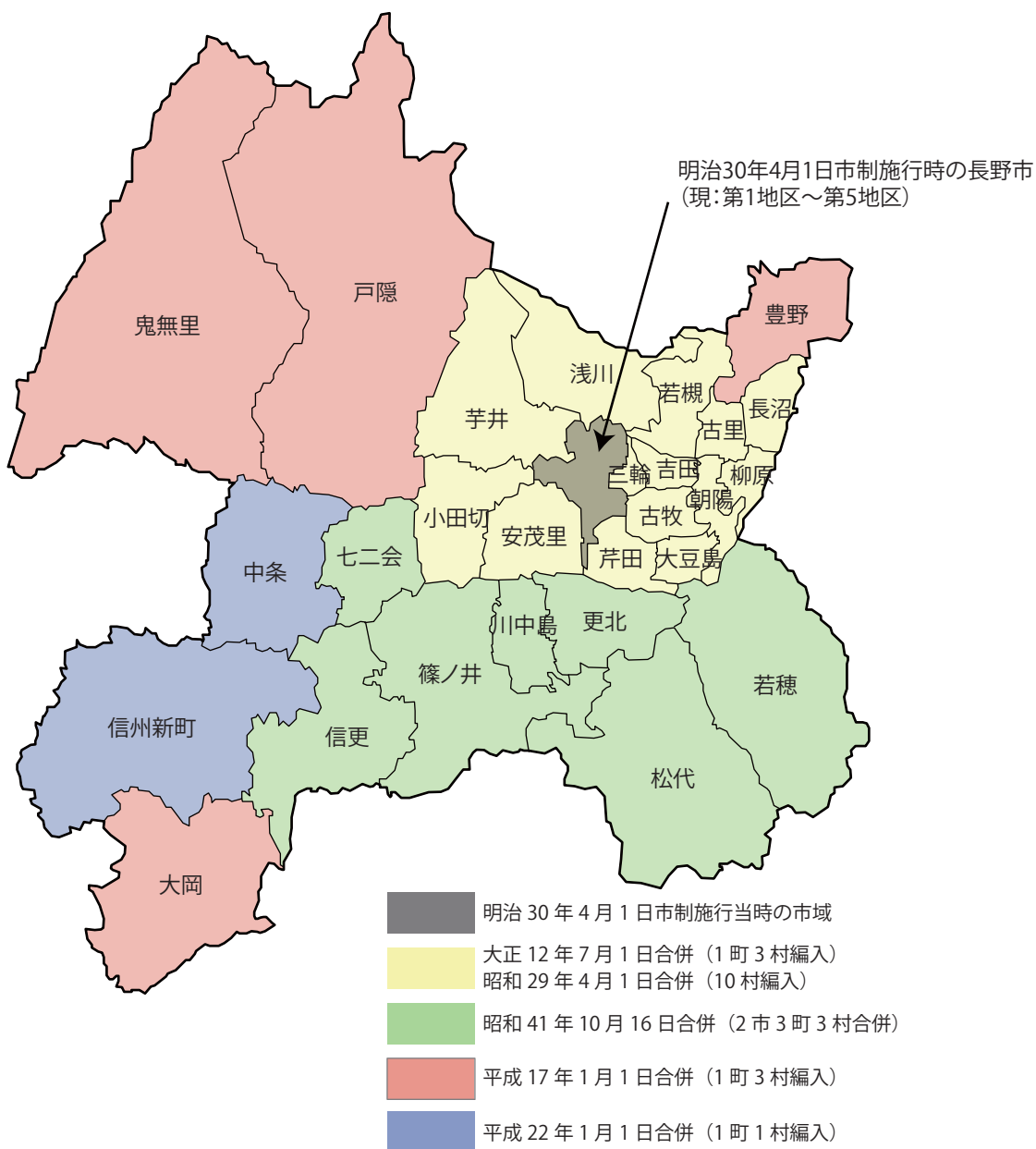


世界はひとつー平和への願いを込めた長野冬季オリンピック開会式（『公式報告書』より）

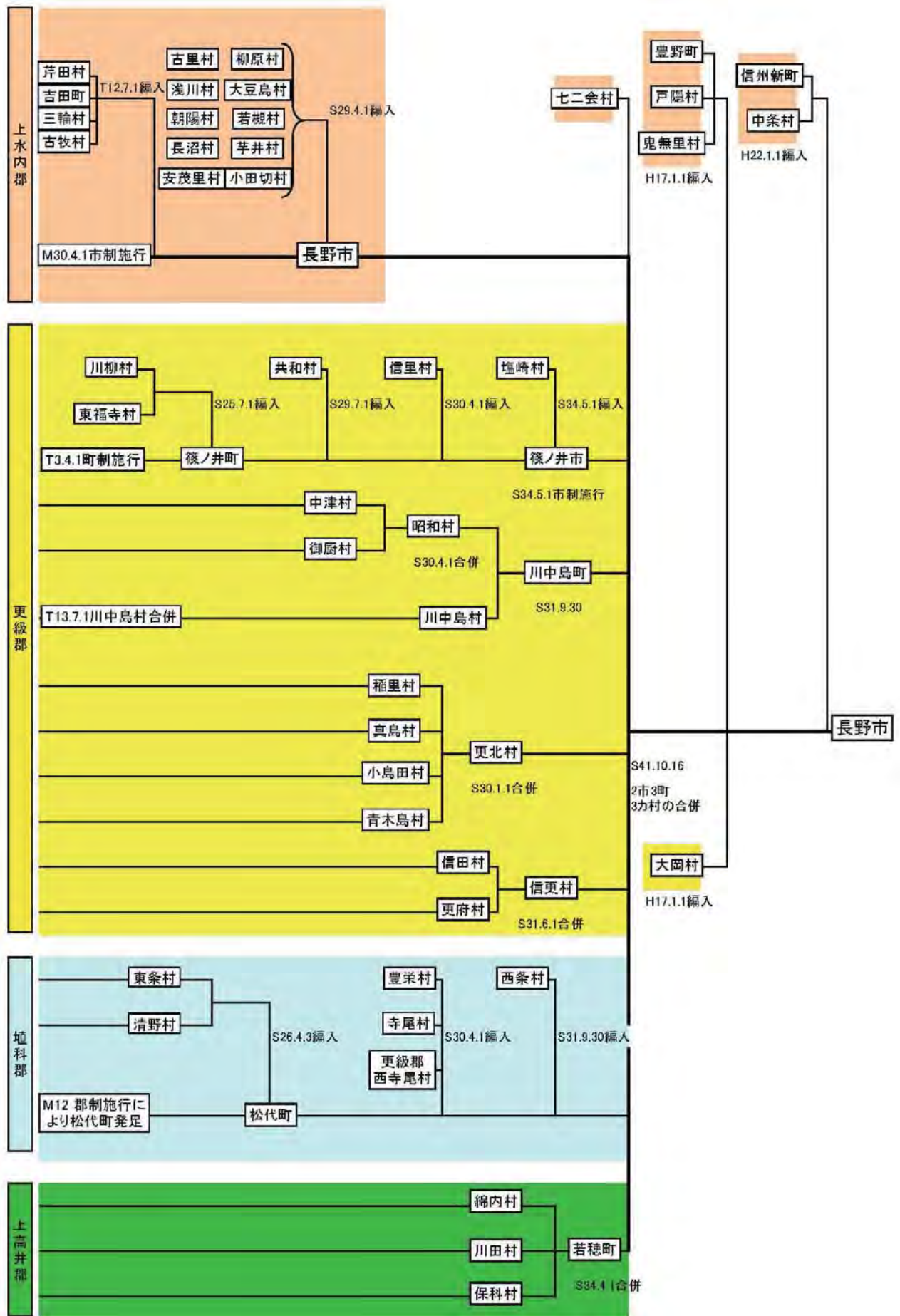
ピック冬季競技大会が10日間にわたって開催された。平成17年(2005)2月から3月には、第8回スペシャルオリンピックス冬季世界大会が開催された。

オリンピック後の長野市では、オリンピック競技施設の充実、大都市圏との時間的短縮により、国際会議観光都市として、様々なコンベンションが誘致・開催されている。

平成元年(1989)12月の国の「地域中核都市」構想を踏まえて、長野市は平成11年(1999)4月に中核市に移行した。また、国が打ち出した「平成の市町村合併」に際し、平成17年(2005)1月に1町3村(豊野町・戸隠村・鬼無里村・大岡村)、平成22年(2010)1月に1町1村(信州新町・中条村)の編入合併を行い、現在に至っている。



現在の長野市域と市町村合併の経緯



合併・編入の変遷



## (12) 長野市の歴史に関わる主な人物

さなだのぶゆき

**真田信之** 永禄9年(1566)～万治元年(1658) 武士・松代藩初代藩主

真田昌幸の長男として永禄9年(1566)に生まれた。父と共に上信両国に出陣し、真田の武功を誇った。慶長5年(1600)の関ヶ原の戦いにおいて、父昌幸、弟信繁(幸村)と袂を分けて、徳川方につき、家名を残すことに成功した。以後、慶長5年に上田城主、元和8年(1622)に松代城主となり、真田十万石の基礎を築いた。

墓は松代町長国寺と隠居所であった松代町柴大鋒寺にあり、松代藩の藩祖として、松代町西条白鳥神社に武靖大明神として祀られている。



つかだたいほう

**塚田大峯** 延享2年(1745)～天保3年(1832) 医師・儒学者

善光寺桜小路(現長野市桜枝町)の医者で、室鳩巢の門人でもあった塚田善助(旭嶺)の子。母千賀子は松代藩士矢島氏の娘。名は虎、字は叔貌、通称は多門。はじめ父について学び、16歳で江戸に出て苦学し、漢学塾を開く。寛政2年(1790)の寛政異学の禁のとき、これに反対し、市川鶴鳴・山本北山・亀田鵬斎・泉豊洲とともに五鬼と称される。文化8年(1811)、尾張藩儒、のち藩校明倫堂の督学となり、88歳で没するまで教壇に立った。長兄の明は松代藩士の家を継ぎ、次兄道有は医者として一茶の『父の終焉日記』にも名が見える。末弟の慈延は、比叡山の僧となり、隠居後京都に住んで歌人として名をなし、澄月、小沢蘆庵、伴蒿蹊とともに、平安和歌四天王と称された。



もろなにまる

**茂呂何丸** 宝暦11年(1761)～天保8年(1837) 俳人・俳学者

吉田村北本町(現長野市吉田3丁目)に小沢治郎右衛門の長男として生まれ、青年時代は書画を愛し、江戸・京都・大坂を往来し、古書画の売買を業としていた。寛政4年(1792)に俳諧の仲間入りをし、享和2年(1802)に重病を患い、剃髪して「何丸」と名を改める。文政2年(1819)江戸に出て蔵前の札差中村抱義の知遇を受け、俳諧宗匠として立つ。松尾芭蕉の研究で知られ、芭蕉七部集注釈事業に取り組み、『七部集大鏡』や『芭蕉翁句解参考』を著している。文政7年(1824)、京都二条家から「俳諧奉行職御代官」に任じられている。名は一元、通称治郎右衛門、別号に古連、漁村、月院社がある。



みねむらのはくさい

**峯村白齋** 安永元年（1772）～嘉永4年（1851） 俳人

水内郡石村（現長野市豊野町石）の豪農峯村藤兵衛の長男として生まれ、幼名は清蔵、後に仙蔵といった。早くから俳諧に親しみ、善光寺町の戸谷猿左に学び、茂呂何丸、小林一茶らと交遊した。また石村長秀院の発明和尚に漢学を学び、南画も能くした。「俳句手帳」・「花の俳」などの発句集があり、俳文集として『四景楼之辞』などがある。別号は、古扇、古仙、古僊、寒岳園。後に白齋と称した。寺子屋「寒岳園」を営み、これを庵号とした。

かんばらとうざん

**鎌原桐山** 安永3年（1774）～嘉永5年（1852） 朱子学者・故実家

松代藩の家老・鎌原重義の三男として生まれた。名は重賢、のち8代真田幸貫から一字を賜り貫忠、号を子恕と改める。

桐山は、岡野石城、佐藤一斎に儒学を学び、長国寺住職・千丈実巖に詩文を学んだ。射術、馬術、卜伝流槍術、長沼流兵学、小笠原流礼法、点茶など諸芸を極めた。門人に山寺常山、佐久間象山、長谷川昭道らがあった。詩作、文章もたしなみ、その蔵書は1万冊にのぼったとされる。著作に『朝陽館漫筆』150巻余、『隠居放言』14巻、『大東鈴家智囊』などがある。没後門人等によって松代・東条に碑が建てられ、碑文は佐藤一斎が記している。



さなだゆきつら

**真田幸貫** 寛政3年（1791）～嘉永5年（1852） 武士・松代藩8代藩主

信濃守。号は遂翁、一誠斎。陸奥白河藩主松平定信の二男で、真田幸専の養子となり、文政6年（1823）家督を継ぎ、10万石を領する。藩政改革を実施し、特に富国強兵策を採用し、藩士佐久間象山を抜擢して、洋学や西洋砲術の研究、洋式大砲、鉄砲の鑄造、殖産興業などを推進した。天保12年（1841）、幕府老中に登用され、海防掛として、諸侯に海岸防御のために大砲を鑄造することなどを命じる。弘化4年（1847）の善光寺大地震では、幕府より1万両を拝借した。嘉永5年（1852）、藩校文武学校の建築準備に着手後、62歳で没した。



てらしまそうはん

**寺島宗伴 寛政6年(1794)～明治17年(1884) 和算家**

上水内郡鬼無里村(現長野市鬼無里)に生まれ、はじめ宮城流和算の叔父寺島半右衛門陳玄について学び、文化13年(1816)に免状を得る。その後松代藩士町田源左衛門正記について最上流和算を学び、文政10年(1827)に免状を取得。鬼無里を中心に信濃を遊歴し、門弟衆には信濃から越後にかけて1,100人を越える門弟の名が記されている。和算以外にも家相、規矩術、そろばん、折形、插花も教授した。鬼無里松巖寺に奉納算額が残されている。『算法続浅問答』、『算法隔日記全二十卷』などがある。通称は数右衛門、号は北明。



いわしたさだあき

**岩下貞融 享和元年(1801)～慶応3年(1867) 国学者**

善光寺大門町(現長野市大門町)の素封家岩下貞諒の長男として生まれる。文政2年(1819)、名古屋へ行き、塚田大峯に師事する。また京都で頼山陽に詩文を、江戸で清水浜臣に国学を修め、和漢の学に通じ、詩歌書画を能くした。善光寺大勸進別当に仕える寺侍で、和歌・詩文・国学関係の出版物のほか善光寺についての初の研究書『善光寺史略』、『善光寺別当伝略』などを著した。雅楽を奏する楽人でもあった。近世善光寺町を代表する学者で、本姓は滋野、通称は多門、号は桜園、菅山。名は「さだみち」とも言う。

あおきせつけい

**青木雪卿 文化元年(1804)～明治34年(1901) 武士・絵師**

現在の長野市松代町岩野に生まれる。通称八重八、号を雪卿とした。川中島の更級雄斎に絵を学んだとされる。松代城の障壁画を描き、多くの肖像画を描いたと伝えられる。

弘化4年(1847)に起こった善光寺地震後の被災地を、8代藩主真田幸貫の巡行どおりに描いた『感応公丁未震災後封内巡視図』は、被災地を写實的に描いた彼の代表作であり、災害史の重要な記録である。パノラマ写真のような眺望図や、实景を尊重する極めて写實的な表現は、写真の影響を想像させるような、新しい表現が見られる。

やまでらじょうざん

**山寺常山 文化4年(1807)～明治11年(1878) 武士・儒学者**

通称は源太夫、号を常山といった。松代藩160石取りの武士の家に生まれ、藩の監察、普請奉行を経て、江戸で兵学、経学などを学び、佐藤一斎や中村敬宇らと親交を深めた。8代藩主真田幸貫が老中となると、藩士に兵学を講じ、9代幸教の代には側役頭取を兼ねた。また、寺社奉行や郡奉行を勤めた。明治維新後は、明治政府の招きを固辞して松代に留まり、晩年は長野に塾を開いて門人の教育にあたった。屋敷地は山寺常山邸として松代町竹山町に現存し、庭園が登録記念物(名勝地)に登録されている。



さくまぞうざん  
**佐久間象山** 文化 8 年 (1811) ~ 元治元年 (1864) 武士・儒学者・兵学者

松代藩の下士佐久間家の長男として、埴科郡松代町浦町（現長野市松代町松代）に生まれる。通称は修理、号を象山・子明。儒学を学び、朱子学を信奉する。天保 4 年 (1833)、江戸に出て佐藤一斎に学び、その頃渡辺崋山、坪井信道、藤田東湖らと交わり、親交を深めた。アヘン戦争(天保 10 年(1839)～天保 13 年(1842))の衝撃を受けて対外的危機感に目覚め、天保 13 年 (1842)、8 代藩主真田幸貫が老中海防掛となると、海外の事情を積極的に学んだ。弘化元年 (1844)、黒川良安と蘭学・漢学の交換教授を行い、その後オランダ語の百科事典などによって新しい知識を身につけ、様々な科学実験を行った。天保 13 年 (1842)、江川英龍に入門して西洋砲術を学び、嘉永 3 年 (1850)、江戸深川で西洋砲術の塾を開いた。弟子に、勝海舟、坂本龍馬、吉田松陰らがいる。安政元年(1854)、吉田松陰のアメリカ密航未遂事件に連座し、松代に蟄居を命じられる。元治元年 (1864)、幕府の命を受け、海陸御備向手付御雇として京都に上るが、7 月 11 日三条木屋町で尊攘派によって暗殺される。享年 54 歳。



はせがわあきみち  
**長谷川昭道** 文化 12 年 (1815) ~ 明治 30 年 (1897) 武士・皇道学者

通称を深美といい、号を戸隠舎といた。藩の竹内錫命・鎌原桐山・山寺常山らに漢学や兵学を学び、江戸で佐藤一斎に師事した。郡奉行兼勝手元締役などを務めた。一貫して尊皇攘夷を唱え、佐久間象山らの派閥と対立した。慶応元年 (1865) 京都留守居役となり、明治維新にあたっては、政府より教道局御用掛として大学創立の調査に当たり、太政官権大史に任ぜられた。明治 3 年 (1870)、農民一揆の松代午札騒動が起こると、旧藩主真田幸民の強い要請で官を辞し、松代に帰って騒動の收拾に当たった。大正 4 年 (1915) 正五位を贈られた。維新时期に藩論を勤皇に統一し、著書に『皇国述義』、『神皇正統記譜略』などがあり、真田公園に顕彰碑が建っている。



きたむらきよまつ  
**北村喜代松** 天保元年 (1830) ~ 明治 39 年 (1906) 彫工

頸城郡市振村（現新潟県糸魚川市市振）の宮大工建部家に生まれ、上水内郡長野村（現長野市）の北村家に入婿した。喜代松は、早くから鬼無里に来て、屋台の彫刻などを手がけた。結婚後 15 年間余り上水内郡長野町（旧長野市）に住み、47 歳の明治 9 年 (1876) に故郷の市振村へ移る。喜代松の手による作品は、長野市内では鬼無里の屋台や神楽彫刻、戸隠神社宝光社の拝殿彫刻、市外では飯山市、野沢温泉村などの本堂彫刻、新潟、富山、群馬の本殿・拝殿など彫刻 30 余りが残されている。



おおさとちゅういちろう

### 大里忠一郎 天保6年(1835)～明治31年(1898) 製糸家

埴科郡西条村(現長野市松代町西条)の旧家相沢家に生まれ、松代藩士大里家の養子となる。士族授産のため製糸業に着目し、官営富岡製糸場を模範として明治7年(1874)に日本初の民間蒸気製糸工場(西条村製糸場、後の六工社)を有志と共に設立した。資金の乏しい中、研究・改良を重ねて蒸気汽罐や陶器の繰糸鍋を発明し、上質の生糸を生産して製糸業の発展に努めた。西条村製糸場は民間蒸気製糸の工場として全国の模範となった。富岡製糸場にて製糸技術を学んだ和田英は、西条村製糸場の事業開始とともに富岡製糸場を退場し、指導者となる。



明治11年(1878)には長野県御用掛を命じられ、県の設立した製糸場の主務を努め、六十三国立銀行を創設して支配人兼副頭取となった。明治21年(1888)には、松代町に蚕糸業伝習所を新設し、学理的な研究と一切の実務的技術を習得させて、後進の育成に努めた。明治23年(1890)六工社の生糸が、パリで開かれた万国博覧会で金牌を受賞した。その後、全国各地で講演を行い、日本の製糸業の優秀性を訴え、その振興を図った。また、六工社の生糸のアメリカへの直輸出の道を開くなど、製糸家として活躍した。

わだえい

### 和田英 安政4年(1857)～昭和4年(1929) 工女

英は、安政4年(1857)に、横田数馬・亀代の二女として松代町代官町に生まれた。明治6年(1873)、松代地方の工女を引き連れ、16歳で上州官営富岡製糸場に入場。フランス式繰糸技術を伝習。一等工女となって帰郷。明治17年(1884)に、松代西条村の日本最初の民間蒸気製糸場、西条村製糸場(後の六工社)の教婦としてその創業に尽力した。後年、明治41年(1908)から大正2年(1913)にかけて、富岡製糸場の生活や六工社創立当時を追想し、『富岡日記』を執筆。当時の新しい女性の生き方が映し出された貴重な記録となっている。明治44年(1911)には『吾が母の躰』を著した。



生家である横田家は、敷地と建物のほぼ全てが現存し、松代藩中級武士の生活の様子を偲ぶことができるとして、重要文化財に指定され、一般公開されている。



ふじわらぜんくろう

**藤原善九郎 明治3年(1870)～大正12年(1923) 煙火師**

杜煙火の盛んな上水内郡安茂里村(現長野市安茂里)に生まれる。同村平柴に信濃煙火合資会社を設立し、24歳のときに北信地区花火師組合を発足させ、大正4年(1915)には長野県煙火組合を創設して組合長になる。この組合の事業として『煙火之研究』を発行し、長野県花火師の仲間の中心、指導者として活躍した。この組合には73名の会員が参加したが煙火の需要が多くなく、農業との兼業をする半農半工が大多数であった。花火技術の改良に取り組み、初めて打ち上げ花火に色をつけ、また初めて尺玉の打ち上げに成功した。明治43年(1910)3月には、名古屋で開催された第10回関西府県連合共進会に2尺玉を出品した。



ながおかすけじろう

**長岡助治郎 明治4年(1871)～昭和14年(1939) 教員・郷土史家**

明治25年(1892)松代尋常小学校専科教員(音楽科)となり、以来教員として50年間勤務した。この間、文武学校の改築には、文武両道の精神を受け継ぐ松代の象徴であり、貴重な文化財であることを主張し、改築話を中止させた。松代雅楽は、8代藩主幸貫の時代から武家の式楽として松代城下でも始められ、明治維新後中断していたものを、宮島春松らと協力して復活した。

松代大門踊りは、江戸時代の祇園祭の際、藩や藩主の弥栄を祈って、松代城大御門前で踊られていたが、廃藩後絶えていたものを、開府300年祭(大正10年(1921))の挙行に際し、助治郎の指導のもと肴町の青年等により復活した。



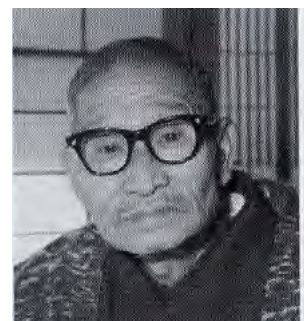
かわむらまきざん

**川村驥山 明治15年(1882)～昭和44年(1969) 書家**

静岡県袋井市に漢学者東江の長男として生まれる。幼い頃から書と漢詩を父川村東江や太田竹城、岡田良一郎に学び、11歳のころには、明治天皇の銀婚式に「孝経」と「出師表」を韻書して献上し、天覧の栄を賜る。幼年より全国各地の素封家の間を筆一本を持って歩く、文人墨客的な生活を送る書家であった。

昭和20年(1945)の東京大空襲により、戦禍を避けて篠ノ井に疎開することとなり、居宅を新築するなどして信州に永住する決心を固める。昭和37年(1962)には支援者により常設展示を目的とする「財団法人驥山館」が開館する。

飄々とした無欲達観の人で筆に生涯を託し、純朴な楷書と次々と豹変する狂草で、漂泊



の魂を表現して世俗を超越した明治から昭和期の日本書道界の第一人者として活躍した。酒仙としても知られ、書道界で初めて日本芸術院賞を受賞する（昭和26年（1951））。本名は川村慎一郎、別号に酔仏居士、酔驥、長嘯庵主人などがある。

みさわかつえ  
**三沢勝衛** 明治18年（1885）～昭和12年（1937） 教育者・地理学者

更級郡三水村（現長野市信更町三水）に生まれる。検定で教員資格を取り、大正9年（1920）長野県立諏訪中学校（現長野県諏訪清陵高校）教諭を勤める。野外調査を中心とした独自の地理教育を行う。太陽黒点の観測をはじめとする天文学の研究に打ち込み、総合的で独創的な風土論を展開した。県下の小中学校で教え、教え子からは古畑正秋（天文学）、藤森栄一（考古学）、矢沢大二（地理学）、諏訪彰（火山学）、新田次郎（作家）など多くの文化人、学者、研究者を輩出している。また信州の冬の厳寒と乾燥を利点視し、凍み豆腐、寒天作りなどの産業振興を勧めた。著書に『風土産業』、『郷土地理の観方』、『新地理教育論』などがある。

あおきぎさく  
**青木儀作** 明治22年（1889）～昭和40年（1965） 煙火師

上水内郡安茂里村差出（現長野市安茂里差出）に三男一女の末子として生まれる。早くから村社久保寺煙火行事に参加して花火と関わり、地元には藤原善九郎経営の煙火工場もあり、花火に関心を寄せ研究を重ねた。大正5年（1916）には煙火製造業に専念する花火師となる。

芯入り花火を研究し、抜芯技法を創始完成して、昭和3年（1928）に多重芯割物（八重芯菊花火）の製法を完成させ、各地で開かれる花火競進会では優勝の成績を重ねて、「紅屋青木」の盛名は全国にとどろくに至った。美しい色を出す火薬の粒を星と呼んでいるが、色の違った薬を二重、三重に掛け重ねる掛け星は日本独特の変色星で、青木儀作が工夫完成させた。日本の花火を最高芸術品にまで昇華させた功労者であったため、昭和34年（1959）には黄綬褒賞を受章し、これに伴い昭和36年（1961）には日本煙火芸術協会が誕生し、青木が会長に就任した。儀作の技術は、子息多門に継承され、さらに華麗なものとなる。



おおひらきまた  
大平喜間多 明治 22 年（1889）～昭和 34 年（1959） 郷土史家

埴科郡東寺尾村（現長野市松代町東寺尾）に生まれる。遊民と号した。10 代後半から文芸活動をはじめ、「勸業新聞」、「中信時報」の記者をし、昭和 12 年（1937）から昭和 30 年代まで松代町会議員を務めた。自らの職業を「著述業」とし、実地踏査を踏まえて郷土史の研究を続けた。大正 7 年（1918）から 10 年間で、松代町史編纂主任に専念し、『松代町史』を完成させた。大室古墳群の 168 号墳は、大平が調査したため、大平塚とも呼ばれている。昭和 4 年（1929）に埴科郷土研究会、昭和 8 年（1933）には北信郷土叢書刊行会設立の中心メンバーとして活動。著書に『松代風土記』、『真田幸貫』、『佐久間象山』、『真田幸弘と恩田木工』などがある。松代町東条出身の中村柊花と親交を持ち、詩や和歌なども詠んだ。



#### 4 長野市の文化財

長野盆地や周辺の山地、千曲川や犀川が形づくった歴史の舞台に国宝の善光寺本堂をはじめとする多くの文化財が存在している。令和4年（2022）1月現在、本市には国指定等の文化財が191件、そのうち国宝・重要文化財が31件含まれる。長野県指定の文化財は58件ある。市指定の文化財は290件あり、指定のほかに、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財が8件、文化財を支える技術（選定保存技術）が1件あり、合わせて299件の市の文化財がある。

令和4年（2022）1月現在

	種別	指定・区分		件数	種別内訳
国 191	有形文化財	指定	国 宝	1	建造物 1
		指定	重要文化財	30	絵画 2、彫刻 15、工芸品 3、書跡 2、歴史資料 1、建造物 7
		登録	登録有形文化財	137	建造物 137
	民俗文化財	選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	1	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1
	記念物	指定	史跡・名勝・天然記念物	7	史跡 6、天然記念物 1
		登録	登録記念物	8	記念物 8
	伝統的建造物群	選定	重要伝統的建造物群保存地区	1	宿坊群・門前町 1
	重要美術品			6	絵画 2、工芸品 2、彫刻 1、書跡 1
県 58	有形文化財	指定	県 宝	31	彫刻 8、絵画 2、工芸品 7、建造物 11、考古資料 1、書跡 2
	民俗文化財	指定	有形民俗文化財	1	有形民俗文化財 1
		指定	無形民俗文化財	4	無形民俗文化財 4
	記念物	指定	史跡・名勝・天然記念物	22	史跡 5、名勝 1、天然記念物 16
市 299	有形文化財	指定	有形文化財	141	書跡 2、文書 10、彫刻 27、絵画 8、工芸品 15、考古資料 12、歴史資料 3、建造物 64
	無形文化財	指定	無形文化財	7	無形文化財 7
	民俗文化財	指定	有形民俗文化財	14	有形民俗文化財 14
		指定	無形民俗文化財	9	無形民俗文化財 9
		選択	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	8	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 8
	記念物	指定	史跡・名勝・天然記念物等	119	史跡 46、名勝 3、天然記念物 69、名勝・天然記念物 1
	文化財の保存技術	選定	選定保存技術	1	文化財の保存技術 1
合計			548		

国・県・市指定等の文化財件数一覧



### (1) 国指定等の文化財

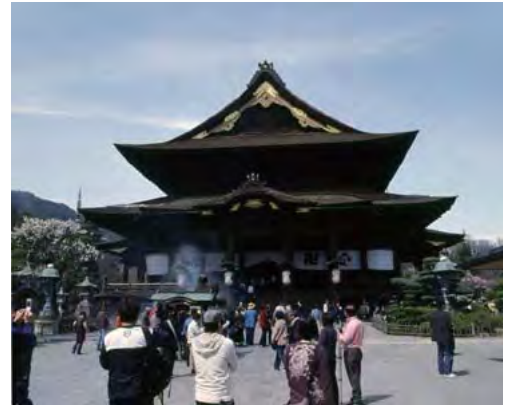
本市における国指定有形文化財の建造物は、国宝では善光寺本堂1件、重要文化財では、善光寺境内に2件（三門、経蔵）と松代地区に3件（松代藩ゆかりの真田信重霊屋と真田信之霊屋の2件、松代藩中級武家屋敷である旧横田家住宅1件）、そのほかの地域で神社本殿が2件（葛山落合神社、白髯神社<sup>しらひげ</sup>）あり、室町時代、安土桃山時代、江戸時代の築年になるものがある。

重要文化財のうち美術工芸品は、白鳳時代の小金銅仏（銅造観音菩薩立像）が時代的に最も古い文化財であり、次いで奈良時代から平安時代初期に比定される牙笏<sup>げしやく</sup>（戸隠神社）、平安時代の鉄鍬形（若穂保科の清水寺）がある。また、他県からの客仏であるが平安時代の木造仏（若穂保科の清水寺の木造聖観音立像ほか7軀）、松代町西条の清水寺に木造千手観音立像ほか2軀がある。

記念物のうち史跡は、古墳時代の前期古墳1件（川柳<sup>せんにりゅう</sup>將軍塚古墳・姫塚古墳）、中期古墳1件（埴科<sup>はにしな</sup>古墳群）、中期から後期古墳で積石塚を特徴とする大室古墳群（166基）がある。松代地区では、松代藩ゆかりの松代城跡附新御殿跡、旧文武学校、松代藩主真田家墓所がある。

天然記念物は、長野市北部の山間地にある素桜<sup>すざくら</sup>神社の神代ザクラ<sup>じんたい</sup>が1件ある。

登録有形文化財（建造物）137件は、江戸時代後期から明治時代の建築物が大部分で、大正時代から昭和時代初期のものを少数含む。善光寺周辺地区では20件（旅館・商店の店舗等）、松代地区では79件（寺社、店舗、個人住宅等）あり、この両地区に集中する。登録記念物（名勝地関係）は、松代藩武家屋敷地と神社の庭園8件がある。



善光寺本堂（元善町）



旧横田家住宅主屋（松代町）



銅造観音菩薩立像  
（若槻吉字山千寺）



木造千手観音菩薩立像  
（清水寺）

民俗文化財は、記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財 1 件（高岡の小豆焼き行事）が選択されている。このほか、絵画・工芸品・彫刻・書跡あわせて 6 件の重要美術品がある。

伝統的建造物群は、戸隠神社中社社殿と宝光社社殿を基点とする中社地区と宝光社地区の宿坊群・門前町からなる戸隠伝統的建造物群保存地区 1 件が、重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。保存地区は、戸隠神社中社と宝光社の表参道周辺に形成された江戸時代の敷地割や道、水路などの構成がよく維持されており、標高が高く厳しい環境の山間であって、江戸後期から近代にかけて隆盛した戸隠信仰のもと、多くの参詣者を受け入れて大型化した宿坊が、民家や石垣、生垣、庭園、樹木等と一体となって優れた歴史的風致を維持している。



戸隠神社門前の町並み（中社地区）

## （２）県指定の文化財

市内には 58 件の県指定文化財があり、有形文化財の建造物は、室町時代後期の葛山落合神社境内諏訪社社殿を最古とし、戦国時代から明治時代後期までの寺社の本堂・本殿・経蔵・表門、武家住宅、師範学校教師館、宣教師住宅など 11 件があり、松代地区に 7 件が集中する。松代町の熊野出速雄神社本殿は、中世の熊野系の修験を伝える建築遺構である。



熊野出速雄神社本殿（松代町）

絵画は、善光寺大勧進に鎌倉時代後半から室町時代初期の極楽往生を願う善光寺信仰に関わる掛幅画 1 点（絹本着色釈迦三尊像）と、善光寺淵之坊に伝わる室町時代の絵解き図である掛幅画 1 点（絹本着色善光寺如来絵伝）がある。

彫刻は、平安時代中期から鎌倉時代後期の仏像 8 件（9 軀）（木造伝観音菩薩立像、木造金剛力士立像など）が市内に点在している。

工芸品の玉依比売命神社児玉石（591 個 松代町）は、正月の予祝行事である児玉石の玉改め神事に用いるもので、毎年玉の数が増減する。



芦ノ尻の道祖神祭り（大岡）

民俗文化財は、長野盆地平坦地の巨大なわら人形と男根をつくるドンドヤキ（長谷及び



越のドンドヤキ)、山間地では石碑の上に注連縄で神面を形づくる道祖神祭り(芦ノ尻あしのしりの道祖神祭り)、神仏混淆の時代から伝わる戸隠神社太々神楽などが無形民俗文化財になっており、独特な民俗文化の一端を伝承している。

記念物のうち史跡は、合掌形石室を有する古墳が松代地区に2基(菅間王塚古墳すがまおうづかこふん、桑根井空塚くわねいそらづか)ある。菅間王塚古墳は、積石塚としては県内最大規模の古墳であり、史跡大室古墳群とともに市域の積石塚、合掌形石室墳の地域性を良く現している。

山岳信仰を母胎とする修験の霊場として知られる戸隠神社奥社・中社・宝光社(顕光寺奥院・中院・宝光院)は、戸隠神社信仰遺跡として史跡となっている。信州新町の牧之島城跡は、武田信玄が馬場信房に築かせた武田流の平山城で、戦国時代の縄張りをよく残している。

これらの長野市域の県史跡は、古墳時代、平安時代から江戸時代、戦国時代の各時代の歴史を語る上でポイントとなるものである。

天然記念物は、樹木(戸隠神社奥社社叢、真島のクワ、戸隠豊岡のカツラなど)のほか、市域の大地の形成を物語るシンシュウゾウ(戸隠川下)、クジラ(信州新町山穂刈)やセイウチ(信州新町越道、中条日高)などの化石類や地質標本(若穂綿内の大柳及び井上の枕状溶岩、鬼無里深谷沢の蜂の巣状風化岩)がある。



戸隠神社奥社社叢(戸隠)

### (3) 市指定等の文化財

市内には、299件の市指定等の文化財があり、このうち有形文化財が141件、記念物が119件あり、これらで大半を占めている。

有形文化財は、建造物が64件で平安時代の石造多層塔を最古とし、鎌倉時代から室町時代の石幢せきどう(松代町東条)、石造宝篋印塔せきぞうぼうきょういんと(元善町、七二会、若穂川田)、源関神社本殿げんせきじんじや(松代町豊栄)、諏訪神社本殿(浅川西条)等の7件、そのほかは江戸時代の神社本殿(守田迺神社もりたのじんじや本殿、北郷朝川原神社など)、武家住宅の表門(矢沢家の表門、



石造多層塔(篠ノ井)



木造伐折羅大将像(大本願)

旧白井家表門)、鐘楼(旧松代藩鐘楼など)、武家住宅(旧樋口家住宅)、町家(寺町商家(旧金箱家住宅))、高札場(有旅の高札場)、霊屋(大鋒寺真田信之霊屋)等の38件、明治時代の学校(旧作新学校本館)、神社本殿(荒倉山神社本殿、金刀比羅神社本殿など)等の13件がある。

彫刻は、平安時代の仏像(木造阿弥陀如来立像、木造毘沙門天像など)が6躯、鎌倉時代の仏像(木造聖徳太子立像、木造伐折羅大將像など)7躯、室町時代の仏像(石造地藏菩薩坐像、木造釈迦如来像など)が5躯、戦国時代から江戸時代の仏像(木造大日如来坐像、木造地藏菩薩半跏像など)9躯、江戸時代の石造と木造の百体観音像(観ノ山、常源寺)などが市内全域に分布している。

考古資料は、川柳將軍塚古墳出土の埴輪円筒棺など12件がある。

工芸品は、鬼無里地区に江戸時代から明治時代初期の神楽(白髯神社、加茂神社)や山車(鬼無里神社、皇大神社など)6件、元善町に仏具など(五鈷鈴、木造百万塔など)4件、木造百万塔3件(西光寺ほか)、漆地彩色装神輿(玉依比売命神社)など2件がある。

文書は、戦乱による村の荒廃を物語る「失人」の記載が見られる「文禄四年中氷鉋村下氷鉋村御検地帳」(1595)など10件がある。

無形文化財は、修験道に係る宣澄踊り(戸隠)、松代城大門前で踊る盆踊りの一種である大門踊り(松代町)など7件がある。

有形民俗文化財は、西町上区の山車、松代藩の御用窯として江戸時代に栄えた松代焼コレクション、庚申講人別帳及び用具(中越、妻科)、門灯笼と舞台(小島区)など14件がある。

無形民俗文化財は、太神楽や獅子舞(犀川神社太神楽、赤野田神社太神楽など)、雨乞い祈願の三十三燈籠(篠ノ井塩崎)、悪霊をはずめて村の外へ送り出す犬石の虫送り行事(篠ノ井有旅)、予祝行事である玉依比売命神社の御田祭・児玉石神事・御判神事(松代町東条)など9件がある。

記念物は、史跡が46件で集落跡(宮遺跡、宮平遺



川柳將軍塚古墳埴輪円筒棺(篠ノ井)



文禄四年(1595)中氷鉋村下氷鉋村御検地帳(稲里町)



西町上区の山車



犀川神社太神楽(安茂里)

跡など)、古墳(中郷神社前方後円墳、竹原笹塚古墳など)、城跡(葛山城跡、横田城跡など)、寺跡(神護寺跡)、善光寺参道(敷石)などがある。天然記念物は、カワシンジュガイ(戸隠)、葛山落合神社社叢(入山)、荒古のサクラ(豊野町)などの樹木、ハチノス状風化岩(鬼無里日影)、奥裾花のケスタ地形(鬼無里日影)などの地質関係など69件がある。名勝と天然記念物を包括したものに樋知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落がある。そのほか桐原牧神社の藁馬づくりが保存技術(選定)となっている。



竹原笹塚古墳(松代町)



カワシンジュガイ(戸隠)





### 主な指定等文化財分布図



#### (4) 指定等以外の文化財

##### ①歴史的価値の高い建造物

##### ○善光寺周辺の宿坊・仲見世の建造物群

善光寺周辺の歴史的建造物群は、善光寺本堂境内地、大勸進と大本願の本坊、宿坊群、仲見世が所在する元善町と一部東之門町と上西之門町を含む範囲である。

大勸進の敷地内には、護摩堂、無量寿殿、行在所、萬善堂、奥書院などの31の建造物が建ち、中庭には沈香亭（茶室）と庭園が配されている。



善光寺周辺の宿坊群

大本願の敷地内には、光明閣、本誓殿、表書院、寿光殿などの19の建造物が建っている。大勸進と大本願に建つ建造物の多くは、大規模なものであり、きわめて剛健な景観を提供している。

宿坊は、僧や参詣者の宿泊に当てられている院坊で、現在善光寺本堂境内地の南側に大勸進（天台宗）の下に25院と大本願（浄土宗）の下に14坊の計39の宿坊がある。個々の宿坊の建造物は、主に「本尊が安置されている場」と「参詣者が宿泊する場」と「寺族が生活する場」からなっている。「参詣者が宿泊する場」と「寺族が生活する場」は一体となっており、庫裡と呼ばれている。一方、「本尊が安置されている場」は、大御堂である善光寺本堂に対して小御堂と呼ばれている。宿坊の建造物は、明治24年（1891）の大火で大半が焼失し、その後には再建され、参詣者の増加に伴い、水平方向と鉛直方向に増築が行われ、半数以上が3階建以上の建物が密集する木造建造物群を形成している。

仲見世は、かつて旧伽藍が建っていた堂庭であるが、現在は旅館や仏具屋、土産物屋など56軒の店舗が参道両側に軒を並べ、個々に個性豊かなファサードを構えている。



仲見世の町並み

##### ②近代化遺産

##### ○浅川油井

浅川油田の採掘は、宝暦3年（1753）の『千曲之真砂』に記載があり、江戸時代中期まで遡る。明治4年（1871）に石坂周造が長野石炭油会社（後に長野石油会社となる。）を



設立し、日本で最初に商業生産が行われたが、生産量は思うように増えず、長野石油会社は倒産した。その後、大正期以降にガラス工場の燃料として石油が使われ、薬瓶を製造した。昭和42年（1967）にはガラス工場が廃業し、昭和48年（1973）には石油採掘は終わりとなる。現在の井戸は、昭和22年（1947）にコンクリートによる井戸枠を設けたものであり、石油層まで約50 mある。現在は、浅川ループライン真光寺ループ橋の下に石油井戸が残されている。県内には、飯山市富倉などに油田があったが、県内で油井が残る唯一の事例である。



浅川油井

### ③遺跡

#### ○宮崎遺跡

宮崎遺跡は、長野盆地南部の若穂保科に位置し、保科川と赤野田川によって造られた複合扇状地に立地する縄文時代中期後半から晩期に営まれた縄文集落である。三方を山に囲まれる一方、北西に向かって広がった扇状地の先には、現在の千曲川と犀川の合流部を望むことができる。昭和60年（1985）及び昭和62年（1987）に発掘調査が実施され、住居や墓地などが発見されたほか、多量の土器や石器、様々な装飾品が出土し、市内を代表する県内有数の縄文遺跡であることが判明している。その後も立命館大学による継続的な学術調査が行われ、貴重な発見が相次いでいる。



黒曜石の石塊が納められた深鉢  
(宮崎遺跡出土品)

宮崎遺跡1号住居跡の床下からの黒曜石の石塊を納めた深鉢、そのほかヒスイで作られた垂飾や蛇紋岩で作られた磨製石斧、サメの椎骨を利用した耳飾など、宮崎遺跡



耳飾（宮崎遺跡出土品）

の周辺では手に入らないもので作られた遺物が多く出土しており、それぞれ他のムラとの交流によってもたらされたものと考えられる。

宮崎遺跡から出土した遺物のうち、特に目を惹くものに土製耳飾が挙げられる。土製耳飾は縄文時代の後期から晩期にかけて盛んに作られた「ピアス」で、宮崎遺跡からは長野市調査分だけでも130点以上の土製耳飾が出土している。

また、3号石棺墓では、埋葬された人骨頭部の耳の辺りに接して土製耳飾が出土し、土製耳飾の着装例を示す貴重な事例を確認している。

### ○松原遺跡

松原遺跡は長野盆地南東部の松代町東寺尾に位置し、千曲川とその支流である蛭川によって形成された自然堤防上に立地する。平成元年（1989）より上信越自動車道建設に伴う発掘調査が長野県埋蔵文化財センターにより実施され（高速道地点）、縄文時代から中世に至る各時代の包含層が千曲川の洪水堆積層を挟んで存在することが判明した。また、周辺では長野市教育委員会によって5地点が調査され、集落の広がりや変遷が明らかにされている。



磨製石戈（松原遺跡出土品）

縄文時代では地下4～5m下から発見された縄文時代前期から後期にかけての集落、弥生時代では中期後半の大規模な環濠集落と大量の土器群とともに祭祀具である磨製石剣や磨製石戈などが出土し、古墳時代から中世までは各種遺物遺構が確認されている。松原遺跡は大規模な埋蔵文化財包蔵地で調査されたのは一部であり、大部分は地下に保存されている。

### ○塩崎遺跡群

長野市南部の篠ノ井地区には、約6kmにもわたる大規模な自然堤防が千曲川左岸に形成されている。この自然堤防上には弥生時代以降の集落遺跡が濃密に分布しており、自然堤防を横断する小河川によって塩崎遺跡群・篠ノ井遺跡群・横田遺跡群に大別される。



木棺墓出土土器（塩崎遺跡群出土品）

このうち、塩崎遺跡群は最も上流側にあり、千曲市稲荷山から聖川までの南北約2km、東西最大600mの範囲に展開する。

塩崎周辺の遺跡については、小島貞雄氏による松節遺跡での武器形青銅器の発見や、荒井籐四郎氏の伊勢宮遺跡採集資料が学界に紹介されたことなどにより、昭和30年代には広く認知されていた。特に荒井氏の採集資料には縄文・弥生移行期の土器・石器が含まれ、北信濃における弥生文化導入期の重要資料として注目されるようになった。なお、この時点では採集地点ごとに遺跡名が付与されていたが、各々を明瞭に区分することは困難で、本来的には共通の環境に立地した一連のものであることから、現在では「塩崎遺跡群」として把握され、これまでに長野市教育委員会によって木棺墓群や方形周溝墓群など5地点

8次の調査が実施されている。

### ○篠ノ井遺跡群

篠ノ井遺跡群は長野市南部の篠ノ井地区に所在し、千曲川左岸に約6kmにわたって形成された大規模な自然堤防上に立地する。この自然堤防上には弥生時代以降の各時期の集落遺跡が濃密に分布しており、自然堤防を横断する小河川によって塩崎遺跡群・篠ノ井遺跡群・横田遺跡群と便宜的に大別されている。このうち、篠ノ井遺跡群は聖川と岡田川によって区切られた東西約2km、南北最大500mの範囲に展開する。

これまでに、長野市教育委員会によって8地点の発掘調査が実施され、「甄仏」や「専司」刻書土器、前方後方形周溝墓などが出土し、高速道と新幹線の建設工事に伴って長野県埋蔵文化財センターによる大規模な発掘調査が実施されている。



甄仏  
(篠ノ井遺跡群出土品)



「専司」刻書土器  
(篠ノ井遺跡群出土品)



前方後方形周溝墓 (篠ノ井遺跡群出土)

### ④古墳群

#### ○長原古墳群

長原古墳群は、長野市南東部の若穂保科に位置し、保科川が形成した扇状地の扇中央部に位置している。かつて21基の古墳分布が確認されたが、昭和42年(1967)に実施された若穂団地造成に伴う発掘調査によって、12基から13基ほどの古墳群であることが明らかとなっている。若穂団地造成事業では、5基の古墳が現地保存され、破壊される11基の古墳が調査対象となった。このうち、4基は古墳ではない石積みと判明し、7基の古墳について発掘調査が実施されている。



長原7号墳

長原古墳群は6世紀後半代から7世紀代にかけて形成された小規模な群集墳であるが、多彩な出土遺物に加え、扇状地扇中央部という立地やすべてが積石塚古墳という他の古墳群では見られない特性を有している。特に積石塚古墳から朝鮮半島系の遺物が出土(7号墳、



短頸壺) するなど、長野市を代表する古墳群のひとつである。

### ○吉古墳群

吉古墳群は、長野市北部の若槻地区に位置し、三登山東南麓の丘陵上や山麓斜面に分布している。昭和30年代から40年代に長野吉田高校地歴班が分布調査・測量調査・発掘調査を継続的に実施し、98基の古墳の分布が確認されている。墳丘規模は10～15mの大型墳、5～10mの中型墳、5m以下の小型墳に分けられ、中・小型墳が80%を占めるなど、小規模古墳が主体となる群集墳である。発掘調査は98基のうち、10基の古墳で実施されている。



吉3号墳

31号墳・33号墳は、盛土墳丘内に二基並列した合掌形石室が確認されており、古墳群中の確認事例がすべて二基並列となる事例は他にはみられない。3号墳は、横穴式石室で、玄室奥壁の中央部には、合掌している人物像らしき線刻画が描かれている。この線刻画が当初より描かれていたかどうかは定かではないが、装飾古墳の一例として報告されている。



吉33号墳

吉古墳群は古墳時代中期後半代に遡る合掌形石室を埋葬施設とする古墳を起点として群形成が始まり、古墳時代後期後半代に多くの古墳が築造された、長野市北部地域を代表する群集墳である。

### ⑤山城

千曲川、犀川、裾花川等の河川が長野盆地に流入する平地や扇状地を取りまく山々の山頂や尾根の頂部に約80ヶ所余りの山城、豊野と戸隠・鬼無里・大岡・信州新町・中条の西山部地域に約30ヶ所余りが確認されている。築城主体者は戦国大名や在地国人層、さらに国人層下位の階層に至るまで多様化しているが、現在確認できる城郭は、その構造から基本的に戦国時代に築城もしくは改修されたものが多く、安茂里の



旭山城(市内安茂里旭山)縄張り図

旭山城は、川中島の合戦における武田氏の軍事拠点であった。小柴見城跡(長野市安茂里

平柴)、塩崎城見山砦跡(長野市篠ノ井塩崎)、赤沢城跡(長野市篠ノ井塩崎長谷)などで発掘調査が実施されている。

これらの山城は、後世の耕作等で改変されているところもあるが、多くは開発の手が及んでいないため比較的良好に堀切、塹堀、曲輪、土塁、石積みなどの遺構が残っているところが多いため、中世の歴史をたどる上で貴重な資料を提供している。

## ⑥宿場

### ○丹波島宿

丹波島宿は、慶長16年(1611)に、北国街道を善光寺経由に改めた際に設置された宿場で、東西6町(約654m)、幅4間(約7.3m)のまっすぐな道をつくり、その両側に間口8間、奥行22間の屋敷をほぼ均等に区画し、「六十六判」といわれる町をつくり、66軒が伝馬役に当たった。宿場中央部北側に本陣の柳島家、脇本陣と問屋を兼ねていた柳島家が広い敷地を有していた。西の突きあたりに産土神である於佐加神社があり、北国街道はそこで直角に折れて南に進む。ここから善光寺方面へ向かうには市村の渡しで犀川を渡る。宿場は岸囲堤防・国役堤防・宿囲堤防が順次築かれ、洪水から守られていた。道幅、まちなみなどに往時の姿を垣間見ることができる。



丹波島宿問屋兼脇本陣柳島家

### ○川田宿

川田宿は、慶長16年(1611)に、北国街道松代道の宿場として指定された。矢代宿で本街道と分岐した松代道は、松代・川田・福島へと千曲川の東側を通過して布野の渡しで千曲川の西側に移り、長沼・神代を経て平出で再び本街道と合流する。

元文3年(1738)6月、千曲川の洪水により川田宿の田畑屋敷が流失したため、翌年200間ほど南の位置に計画的に新しい宿場がつけられた。

宿場は北に開かれた「コ」の字型で、下横町、本町、上横町の3町で構成されている。本町の中央北側に間口24間の本陣兼問屋の西澤家が置かれた。本町の両側に38軒の町屋が配置され、両横町の道はしに用水が通り、本町では中央に水路が通っていた。宿場の両端には火伏せの神として秋葉社が祀られている。本陣兼問屋であった西澤家、秋葉社など往



川田宿本陣西澤家と高札場



時の宿場景観を今に伝えている。

### 第3章 長野市の維持向上すべき歴史的風致



## 1 善光寺周辺地域

### (1) 善光寺御開帳にみる歴史的風致

善光寺の創建については、平安時代末期に記された『扶桑略記』所収の「善光寺縁起」によると、善光寺如来は、欽明天皇13年(552)に百済から送られてきた阿弥陀三尊で、推古天皇10年(602)に、信濃の国水内郡に遷したとされている。

「善光寺」の名が文献に登場するのは、仏教説話集の『僧妙達蘇生注記』が最初である。これは天曆5年(951)の僧妙達の蘇生譚を記したものであり、「水内郡善光寺」という記述がある。現存する写本の奥書には天治2年(1125)とあるが、それ以前の文献にも引用されているため、天曆5年(951)からほど遠くない時期に成立した文献と見られている。

善光寺が中央の貴族社会や仏教界でその名が知られるようになるのは、天台宗寺門派の本山である園城寺の末寺となったことが一つの契機であったと考えられており、11世紀後半から12世紀前半の頃とされている。末寺になると本寺の僧の中から別当が選任されるが、『後二条師道記』の永長元年(1096)3月の条には、興福寺、西大寺、法隆寺における別当の名が記されるとともに、頼救阿闍梨が善光寺別当になることが記されており、「善光寺別当」に関する初見記事である。

善光寺信仰は、平安時代末期以降の浄土信仰の広がりとともに急速に全国的な広がりを見せ、阿弥陀信仰の霊地として善光寺の名声が知れわたることとなる。さらに、鎌倉時代以降は、全国各地に善光寺が造られ、信州善光寺の本尊を模した模刻像も各地に造られた。

現在の本堂(国宝)は、宝永4年(1707)に再建されたもので、間口が7間であるのに対し、奥行が16間と奥に長く、建坪も国宝建造物の中で東日本最大の大きさを有している。その平面は、外陣、内陣、内々陣が設けられ、屋根は総檜皮葺で撞木造という独特な形式をなしている。

三門(重要文化財：山門とも書く)は、寛延3年(1750)の建立で、本堂の正面に位置し、間口5間、奥行2間の木造2階建、入母屋造の2重門で、中央3間が通路になっている。また、大正年間の葺き替え工事で檜皮葺きとなっていたものが、平成の大修理で、サワラ板を用いた栩葺きに復原されている。

経蔵(重要文化財)は、宝暦9年(1759)の建立で、本堂の西側に位置し、五間四方の建物で、屋根は宝形造の檜皮葺となっている。内部は石



善光寺本堂(国宝・宝永4年(1707))

©善光寺



善光寺三門(重要文化財・寛延3年(1750))

©善光寺

敷で、中央に一切経が収められた八角形の輪蔵がある。

仁王門は、宝暦2年(1752)に再建されたものの、弘化4年(1847)の善光寺大地震及び明治24年(1891)の大火によって焼失した。現在の仁王門は、大正7年(1918)に再建されたものである。間口3間、奥行2間の平面形をなし、屋根は、切妻造銅板葺で正面に唐破風をもった八脚門である。

本堂の南東にある鐘楼は、嘉永6年(1853)に再建された。屋根は入母屋造檜皮葺で、6本の角柱が二重扇垂木の深い軒をもった屋根を支えている。梵鐘は、寛文7年(1667)に伊藤文兵衛金正が鑄造したもので、高さ180cm、口径116cmという大梵鐘であり、重要美術品に認定されている。

このように、善光寺境内には、数多くの歴史的建造物がある。また、善光寺は、古くから庶民に開かれた寺として、宗派を問わず全ての人々を受け入れてきたことで全国的に著名である。現在も、法要をはじめとした寺務は、天台宗と浄土宗の二宗派の僧侶が共同で執り行っている。なお、善光寺一山の本坊として、天台宗の大勧進と浄土宗の大本願があるとともに、計39の院坊(25院・14坊)があり、善光寺一山としての独特の景観を今に伝えている。また、善光寺の門前は、明治24年(1891)の大火によって、多くの建物を焼失するに至ったが、大勧進・大本願の敷地内や院坊の中には、焼失を免れた建物もいくつかある。

大勧進敷地内では、表大門(寛政元年(1789))、赤門(寛政年間(1789-1801))、行在所(寛政11年(1799))などが、寛政年間に建てられた建物として現在も残っている。なお、大勧進の本堂にあたる萬善堂は、明治35年(1902)建立の木造平屋建、箱棟を載せた入母屋造瓦葺、正面に向拝を設けた建築である。

また、大本願では、光明閣が、明治24年(1891)の大火を被っていない建造物である。これは、歴代天皇の霊を奉っている建物で、木造平屋建、屋根形は善光寺本堂と同じ撞木



善光寺経蔵(重要文化財・宝暦9年(1759))  
©善光寺



善光寺仁王門(大正7年(1918)) ©善光寺



鐘楼(嘉永6年(1853)) ©善光寺



造をなし、瓦で葺かれている。現在は、特別な法要などの際に使用されている。

こうした歴史的建造物がひしめく善光寺で、数え年で7年に一度ごと丑の年と未の年に催されるのが、善光寺の御開帳である。

善光寺の御開帳には、他国に出て行く「出開帳」と善光寺で実施される「居開帳」がある。居開帳を実施する目的はいくつかあり、念仏堂で行われた不断念仏の節目を記念するもの、出開帳を終えた如来を慰労するもの、堂塔の造営や修築を記念するものなどがある。そして、この「居開帳」が、現在まで行われている善光寺御開帳である。さらに、近年の御開帳は、長野商工会議所が善光寺に対して開帳の申し入れを行う形になっており、善光寺信仰に加え、商工観光の要素も大きくなってきている。

明らかな記録の残る最初の居開帳は、享保 15



萬善堂（明治 35 年（1902）） ©大勳進



光明閣（明治 24 年以前（1891））



如来堂御遷座参詣群集之図（『永井家文書』長野市指定文化財）嘉永元年（1848）制作

年（1730）で、善光寺宿問屋『小野家日記』によれば、「如来御入仏以後の群衆なり」と記されている。また、居開帳の様子分かる史料としては、弘化4年（1847）の善光寺大地震における居開帳の絵図（『永井家文書』・長野市指定文化財）がある。これをみると、善光寺の居開帳がいかに華やかなものであったのかが理解できる。さらに、江戸時代の居開帳は、享保15年（1730）から幕末にかけて計15回行われるものの、現在のように定期的ではなく不定期であった。現在のように、数え年で7年に一度ごと定期的に御開帳が実施されるようになったのは明治15年（1882）以降で、太平洋戦争による混乱期を除き、現在まで途絶えることなく行われている。

善光寺の御開帳は、仏都長野市の最大の祭りでもある。期間中は、全国から多数の参詣者が集まる。一般に、御開帳とは、通常閉鎖されている仏殿の扉を開き、参詣者に参拝させるものである。しかし、善光寺の本尊である一光三尊阿弥陀如来像は、古くから秘仏とされているため、御開帳のときに人々の目にすることができるのは、本尊と同じ姿の前立本尊（重要文化財）である。

善光寺御開帳は、新緑の季節である4月上旬から5月下旬頃の約2ヶ月にわたって催される。平成21年（2009）の御開帳は、4月5日から5月31日までの期間に行われた。御開帳は、初日のお朝事をもって始まるが、御開帳に欠かすことのできない回向柱の奉納は、お朝事よりも前に行われるため、これら回向柱奉納に関わる営みすべてを含めて善光寺の御開帳が行われている。そして、この回向柱が御開帳においてもつ意味は次のようなものである。そもそも、前立本尊は、秘仏である本尊の代わりに人々に公開されるものであるが、これは本堂奥の内々陣に安置されるため、一般の参拝者たちは触れることができない。そのため、「善の綱」と呼ばれる綱が、前立本尊から



前立本尊（重要文化財） ©善光寺

伸びて本堂前の回向柱に繋がれることで回向柱と前立本尊が一体化し、回向柱も善光寺如来の命を宿すこととなる。そして、人々は、この回向柱に触れることで前立本尊と繋がることができ、御仏の慈悲を受けることができる。なお、世尊院釈迦堂前の回向柱は、本尊の右手と回向柱が結ばれて一体化する。



本堂前の回向柱 ©善光寺

回向柱は、松代藩真田家が、現



在の善光寺本堂建立の普請奉行に当たった縁から、毎回、松代地区から寄進される。平成 21 年 (2009) の御開帳では、松代地区内に適当な用材がなかったため、旧松代藩領の小川村の山中から切り出され、松代地区内の製材工場で化粧が施された。その後、回向柱は、旧松代藩文武学校文学所前庭に展示された。

平成 21 年 (2009) の御開帳では、「御開帳大回向柱受入式」が 3 月 29 日に行われた。真田十万石の大名行列を先頭に、700 人余りの人々が回向柱に繋がれた善の綱を引きながら、松代町内を練り歩く。

旧文武学校を出発した一行は、旧白井家表門 (弘化 3 年 (1846)) や真田勘解由邸の前を歩いて旧北国街道松代道に出る。行列は、松代道を東に向かって進み、八田邸のある角までくると、さらに旧北国街道松代道に沿って北上する。この通りは、切妻平入の歴史的な町屋建築が連続しており、かどや商店店舗や松下家住宅主屋など登録有形文化財となっているものも多い。また、旧北国街道松代道沿いではないものの、連続する町屋の奥には、享和元年 (1801) に建て替えられた旧松代藩鐘楼をみることができる。最後に、中町の交差点を左折して長野電鉄旧屋代線の旧松代駅に到着する。なお、旧松代駅の木造駅舎は、旧屋代線開通当初の大正 11 年 (1922) に建築された歴史的建造物である。

『長野商工会百年史』には、このように旧松代藩に伝わる十万石行列を加えて回向柱を受け入れるようになったのは、昭和 30 年 (1955) からであることが記されている。回向柱は、松代駅前一旦トラックに載せられ、長野市内の八十二銀行本店まで運ばれた後、午後から回向柱の奉納行列が善光寺に向けて再開される。午後の奉納行列は、八十二銀行本店を出発した後、善光寺の表参道である中央通りへと向かう。中



旧文武学校 (安政元年 (1854))



「御開帳回向柱奉納行列」(松代町内) ©善光寺



旧松代駅駅舎 (大正 11 年 (1922))



「御開帳回向柱奉納行列」(中央通り) ©善光寺



回向柱ルート図（松代町内） S=1/6,000

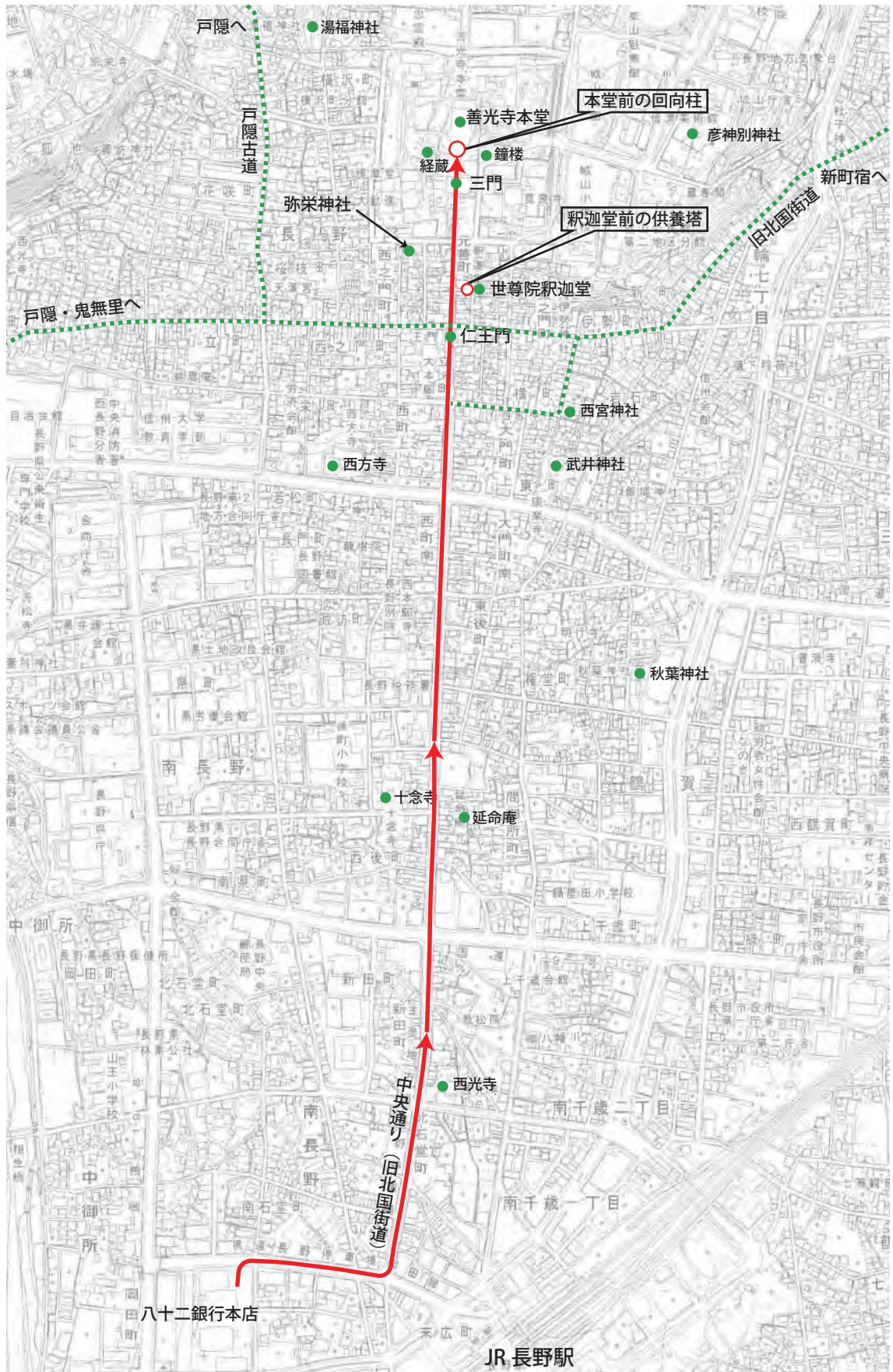
中央通りに出た後は、善光寺に向かって中央通りをゆっくりと練り歩く。本堂前に到着すると、回向柱受入式が行われ、寄進建立会会長から善光寺寺務総長に寄進目録が手渡される。また、この時、回向柱とともに、善光寺宿坊の世尊院釈迦堂前に建てられる供養塔も奉納される。なお、世尊院釈迦堂は、明治39年頃（1906）の建築で、木造平屋建、入母屋造瓦葺で、建物に使用される部材には見事な極彩色の彩色が施されている。本尊は銅造釈迦涅槃像（重要文化財、鎌倉時代）である。なお、本堂前に建てられる回向柱は、約45cm角で高さが約10m、重さ約3tにも及ぶスギ材（平成21年（2009））である。

「回向柱建立式」は、御開帳2日前に行われる。大香炉前に組み建てられた滑車付きの2本の柱である「蟬竿<sup>せみざお</sup>」や、木製の手動ウィンチ「神楽棧<sup>かぐらさん</sup>」を使った伝統的な手作業で、大勢の参拝者たちに見守られる中、高度な技術をもった職人たちによって、ゆっくりと回向柱が建ち上がっていく。この間、善光寺一山の住職たちによる読経で、御開帳の安全無事と成功が願われる。回向柱を建ち上げ始めてからおよそ40分後、ついに本堂前の回向柱は、天に向



世尊院釈迦堂前の供養塔 ©善光寺





回向柱ルート図（善光寺周辺） S=1/10,000





「御開帳回向柱奉納行列」(本堂前) ©善光寺



善光寺御宝庫 (明治 27 年 (1894))



「回向柱建立式」 ©善光寺



前立本尊御遷座式 ©善光寺

かって真っ直ぐに建つ。

「前立本尊御遷座式」は、御開帳前日に行われ、善光寺御宝庫から、御宝輦ごほうれんに寄せられた前立本尊が本堂へと向かう。御宝輦に寄せられた前立本尊は、厳かな雰囲気の中かゆつくりと参道を進み、数え年で7年ぶりに本堂内の瑠璃壇脇に安置される。

続いて、「回向柱除幕式」が行われる。多くの人々が見守るなか、回向柱を包んでいた白い布が取り払われる。

御開帳の初日は、早朝のお朝事をもって始まる。お朝事とは、毎朝本堂で行われるお勤めのことで、はじめに天台宗のお朝事が行われ、続いて浄土宗のお朝事が行われる。お朝事に続き、天台宗・浄土宗の両宗により「御開帳開關大法要」が営まれる。なお、「開關」とは、天地の開け始め、世界が始まることを意味する。



「中日庭儀大法要」(天台宗) ©善光寺



「中日庭儀大法要」(浄土宗) ©善光寺

御開帳期間中には、様々な供養・法要が行われるが、その中で最も重要で大規模に行われるものが「中日庭儀大法要」である。これは、前立本尊を讃えるための法要で、天台宗と浄土宗で日を変えて回向柱前にて行われる。平成21年(2009)は、浄土宗が4月25日、天台宗が5月9日に行った。また、この法要における行列は、天台宗と浄土宗とでは内容が多少異なっている。

まず、天台宗の行列は、大勸進を出発し三門へと向かう。三門を抜けて回向柱前になると、そこで庭儀法要が執り行われる。続いて、本堂内において法要が行われると、回廊を廻って散華が撒かれる。その後、参道を長野駅方面に向かって進んでいき、仲見世通りの中ほどで左折し、世尊院釈迦堂の前でも法要が営まれる。この法要が終わると、釈迦堂通りを南に下って仁王門の前に出て、参道を善光寺方面に向かって大勸進まで戻る。

一方、浄土宗の行列は、大本願を出発した後、参道を三門に向かって直進する。回向柱前では、大勸進と同じく庭儀法要を行う。この時、本堂前にて稚児による「礼讃舞」が披露され、続いて本堂内で法要を行った後は、元来たルートで大本願まで戻る。

約2ヶ月間にわたって様々な行事が行われてきた御開帳も、「御開帳結願大法要」が営まれた後の「夕座法要」によって終わりを迎える。「御開帳結願大法要」は、御開帳最終日に天台宗と浄土宗により本堂でそれぞれ営まれる。そして、同日夕方の「夕座法要」において、前立本尊の厨子の扉が閉められる。続いて、最終日翌日に



「礼讃舞」 ©善光寺



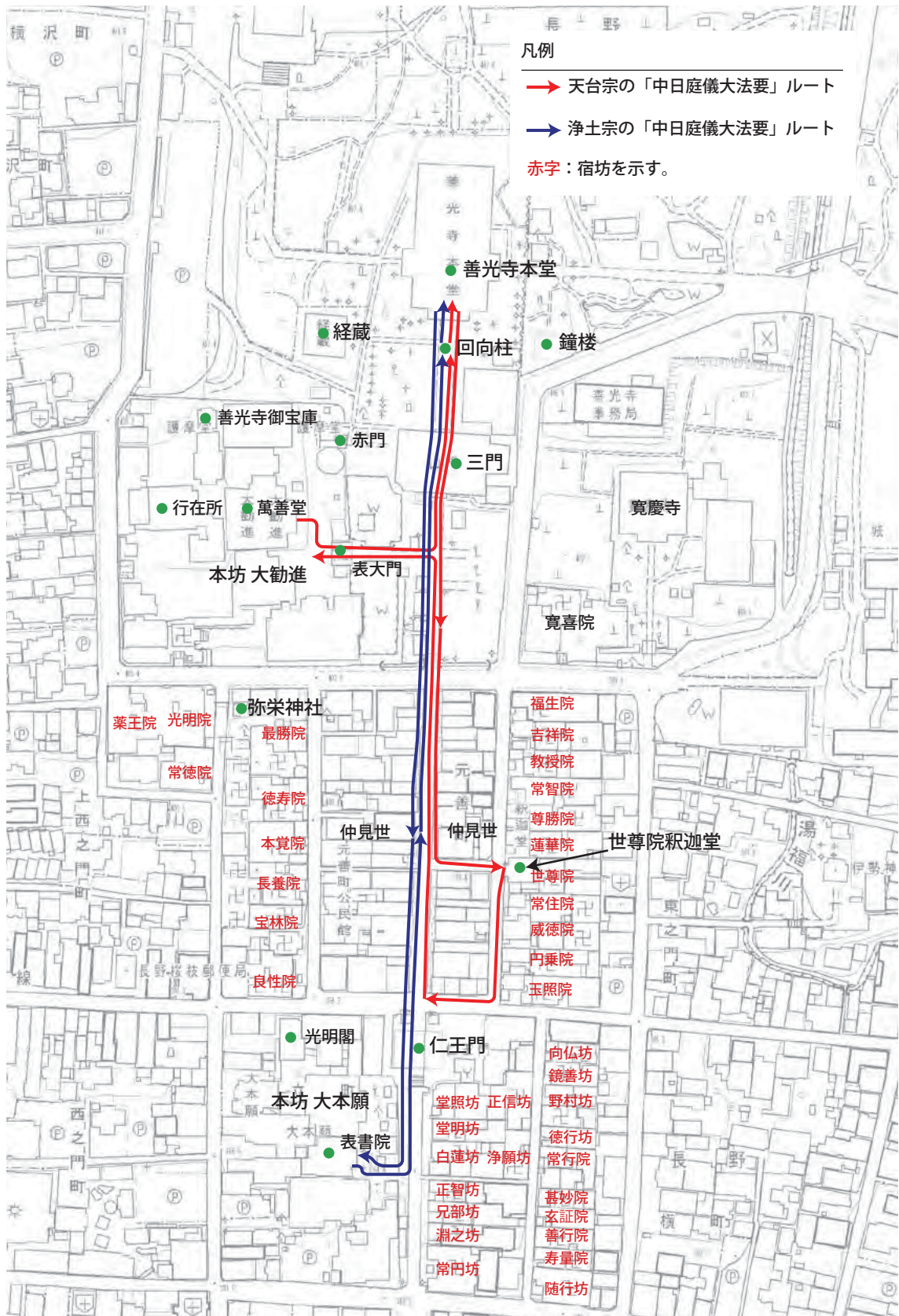
は、「前立本尊御遷座式」が行われる。これは、御開帳前の「前立本尊御遷座式」とは逆に、前立本尊が白装束の若者が担ぐ御宝輦に乗って、本堂から御宝庫へと還られるもので、これをもって約2ヶ月にわたる御開帳が終了する。

善光寺は、古くから、宗教や宗派にとらわれずに全ての人を受け入れてきた。この善光寺御開帳では、全国各地から数多くの参詣者や観光客を集めるとともに、その一連の営みは、善光寺関係者や善光寺周辺の人々のみならず、回向柱の抛出にみられるように、同じく歴史的遺産が豊富な松代地区にも支えられながら、現在まで途絶えることなく続けられている。



「前立本尊御遷座式」

©善光寺



「中日庭儀大法要」ルート図 S=1/2,500



## (2) 弥栄神社の御祭礼にみる歴史的風致

善光寺門前の宿坊が建ち並ぶ上西之門通りの一角に、京都の八坂神社を御本社とする弥栄神社がある。この神社の現在の社地は、安永3年(1774)に、当時の大勸進住職によって寄進されたことが資料から判明している。弥栄神社は、上西之門通りを挟んで光明院、常德院の宿坊と面しており、この辺りは、明治期の火災被害を免れたため、常德院の表門(明治初期築造)など歴史的建造物が残っており、良好なまちなみを形成している。また、京都の八坂神社には、全国的にも著名な祭礼として、毎年7月に1ヶ月間かけて実施される祇園祭がある。善光寺門前の弥栄神社も同様に、「弥栄神社の御祭礼」があり、毎年、新暦7月7日に「天王下ろし祭」、7月14日に「天王上げ祭」が行われている。さらに、天王上げ祭の前日には、善光寺門前の各町から曳き出された屋台による「奉納屋台巡行」がある。この祭礼は、『善光寺御祭礼絵巻』(真田宝物館所蔵、文政年間(1818-1830))に、晴れやかな屋台の姿と、それを曳く町人の様子が描かれており、この頃には、弥栄神社の御祭礼



弥栄神社配置図 S=1/500  
(『善光寺とその門前町-善光寺周辺伝統的建造物群保存予定地区調査報告書-』より)



大勸進前をとる屋台 (『善光寺御祭礼絵巻』(真田宝物館蔵/文政年間(1818-1830)))

がかなりの隆盛を極めていたものといえる。

また、弥栄神社が善光寺の宿坊群の一角に位置していることから分かるように、弥栄神社は善光寺とも関係が深く、弥栄神社の御祭礼は善光寺の祇園祭とも呼ばれている。実際、江戸時代において御祭礼は、原則として大勧進の指揮の下に行われていた。さらに、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事には、現在も善光寺の僧侶が毎年参列しており、このことから善光寺と弥栄神社が深く関わっていることが分かる。

弥栄神社の境内には、最も北寄りに覆屋に囲われた社殿が位置している。覆屋は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺で、向拝柱も含めた外部はすべて漆喰で覆われている。建築年代は、弘化4年(1847)以前であることが判明している。

毎年、7月7日の天王下ろし祭が近づいてくると、この覆屋の前に仮拝殿と呼ばれる仮設建物が組み建てられ、天王下ろし祭と天王上げ祭における神事がこの場所で行われる。仮拝殿は、昭和22年から23年(1947-1948)頃の建築で、木造平屋建、妻入、切妻造鉄板葺をなし、部材は、弥栄神社の北西に位置する湯福神社の境内に保管されている。平成24年(2012)の御祭礼では、7月1日に組立作業が行われ、7月24日に解体作業が行われた。作業時間は3時間ほどである。

7月7日の天王下ろし祭の神事は午後5時から行われる。仮拝殿には、弥栄神社宮司をはじめ、屋台巡行の御先乗りを務める少年、善光寺関係者、持ち回りの年番町(平成24年(2012)は南石堂町)・副年番町役員、妻科地区の役員、商工会議所会頭、ながの祇園祭の実行委員長らが参列する(写真a)。御先乗りとは、年番町より神の代理として選ばれた少年のことで、神が乗り移った少年が屋台巡行の先頭に立って各町を練り歩くことにより、夏の疫病を祓うというものである。



弥栄神社覆屋(弘化4年以前(1847))



仮拝殿の組立作業



弥栄神社仮拝殿  
(昭和22年~23年(1947-1948))



a 仮拝殿に参列する関係者





b 祓えの祝詞



c 祓え



d 天王下ろしの祝詞



e 宮司による玉串奉献



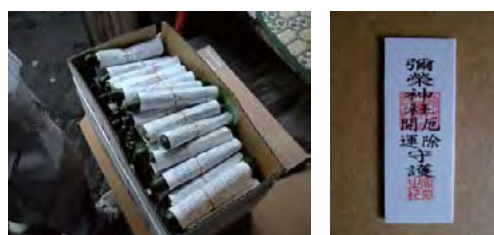
f 御先乗りの少年による玉串奉献



g 参列者一拝

神事は、太鼓の音とともに始まる。初めに神職によって祝詞があげられる(写真b)。次に、祓えが行われ(写真c)、続いて、宮司が神前に進み出て、天王下ろしの祝詞をあげる(写真d)。さらに宮司は、二拝二拍手一拝を行った後、玉串奉献を行う(写真e)。玉串奉献は、宮司に引き続いて御先乗りが行い、その後に参列者たちも行う(写真f)。全ての参列者が玉串奉献を終えると、太鼓の音とともに宮司以下の参列者たちが一拝する。そして、宮司が神前に進み出て一拝した後、「オー」という声とともに御扉が開かれる。その後、二拝二拍手一拝が行われ、続いて太鼓が叩かれる。最後に、仮拝殿に着座する参列者のみならず、仮拝殿の前に参列する全ての関係者や参拝者によって一拝拍手が行われる(写真g)。これで天王下ろし祭における全ての神事が終了する。

以前より、弥栄神社に参拝する人は、初なりのキュウリを奉納するのが習わしで、御神前にはキュウリの山ができた。初なりのキュウリを神様に召し上がっていただいた後、初めてその年のキュウリを食べることができた。この習わしは、先人たちが季節の移り変わりを感じていたとともに、自然と神の恵みに感謝していた表れでもある。現在では、御神前にキュウリの山ができることはないが、神事終了後、参列者や参拝者らにキュウリと弥栄神社のお札が配られている。



キュウリとお札の配布

屋台巡行の執行は、経済的な理由や人手不足の問題から、戦後、徐々に数を減らしていった。そして、明治維新や太平洋戦争等の一時期を除

き毎年行われていた屋台巡行は、松代群発地震の影響によって昭和40年(1965)から昭和42年(1967)まで自粛されると、昭和43年(1968)の巡行再開からは毎年の開催とはならず(善光寺忠霊殿落成に協賛して昭和45年(1970)5月12日に巡行)、昭和48年(1973)には、初めて数え年で7年に一度ごとに行われる善光寺御開帳にあわせて屋台巡行を行った。その後は、天王下ろし祭と天王上げ祭の神事のみが毎年行われることとなった。

弥栄神社の御祭礼は、かつて京都の八坂神社、広島 of 巖島神社と並び日本三大祇園祭とも称された大祭であったため、その価値が見直されて、昭和48年(1973)の善光寺御開帳の年に、再び屋台巡行が行われるようになった。平成21年度の善光寺御開帳では、計10台の屋台が巡行し、大変な賑わいをみせた。さらに、平成24年(2012)は、「ながの祇園祭屋台運行実行委員会」が組織されて屋台巡行が実施された。

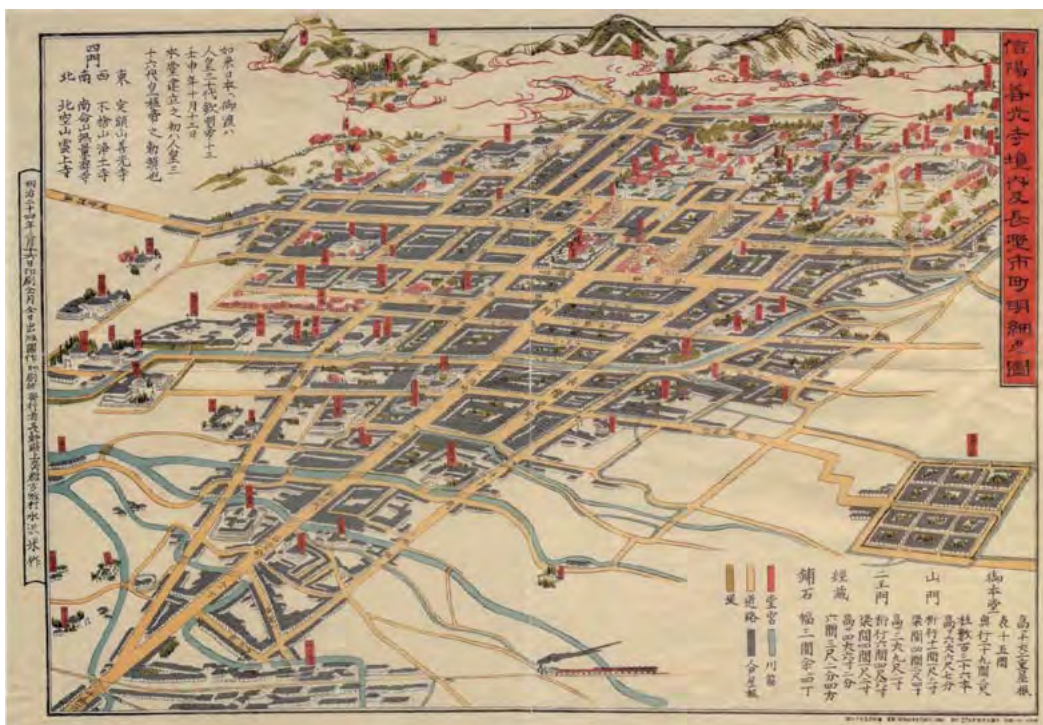
御祭礼は当初、善光寺門前を中心に行われていた。明治4年(1871)の御祭礼加盟町は、東町、岩石町、伊勢町、東之門町、大門町、西町、阿弥陀院町、天神宮町、桜小路、上西之門町、新町、横町の12町で、全て旧善光寺領の町であった。その後、善光寺の南方2kmほどの位置に長野駅が明治21年(1888)に開業し、長野駅周辺が徐々に近代化してくると、参加町は徐々に南部へと拡大していった。このことは、幕末から明治にかけての絵図等を見比べるとよく分かる。『小市往還より善光寺を見図』(嘉永元年(1848)制作・永井家文書)を見ると、都市域は、善光寺門前と北国街道沿いの比較的限られた範囲にまとまっていることが分かる。次に、『信陽善光寺境内及長野市町明細之図』(明治24年(1891)制作)を見ると、善光寺の西側に県庁をはじめとした主要官庁が建ち並ぶ姿が見えるとともに、長野駅の開業によって、南部の方も徐々に都市域が拡大していることが分かる。

一方、人口減少による担い手不足の問題もあって、旧善光寺領の町によっては参加を見合わせる町も出てきた。その結果、現時点(平成24年(2012))での屋台巡行加盟町は、





『小市往還より善光寺を見図』（『永井家文書』 長野市指定文化財 嘉永元年（1848）制作）



『信陽善光寺境内及長野市町明細之図』（関川千代丸氏所蔵 複製：昭和61年（1986）  
明治24年（1891）制作）



南石堂町、東後町、東鶴賀町、西之門町、新田町、権堂町、元善町、問御所町、西後町、緑町、田町、北石堂町、桜枝町、上千歳町、南千歳町、末広町、東町、東之門町、大門町、上西之門町の全 20 町となっている。

全ての屋台巡行加盟町が屋台を所有していないものの、20 町のうち 16 町が現在でも屋台を所有している。さらに、かつて屋台巡行に加盟していた 4 町（西町上、栄町、伊勢町、岩石町）も屋台を所有していることから、計 20 町が現在も屋台を所有している。これらの屋台のほとんどが、解体された状態で保管されおり、屋台巡行のたびに組み立てられ、そして解体される。組み立てられた状態で保管されている屋台は、西町上と緑町の屋台のみで、このうち西町上の屋台は、寛政 5 年（1793）に制作された本屋台で、建材にケヤキやヒノキを用い、全面黒漆塗りが施されている。この屋台は、昭和 42 年（1967）に長野市の有形民俗文化財に指定され、現在、長野市立博物館に展示されている。また、長野市の屋台は、その上で踊りをする「踊り屋台」が特徴的で、中には、山崎儀作や和田三郎次といった郷土の匠による華やかな彫刻が施されたものもある。

権堂町の屋台は、大正 2 年（1913）に田町の和田三郎次によって造られた踊り屋台で、善光寺周辺では唯一、上段が踊り屋台、下段が囃子方という 2 層構造をなす。また、屋台と組になってその前方に立つまきおいじし勢獅子は、長野市無形民俗文化財に指定されており、明治 4 年（1871）に長野県が誕生した際に、その年の天長節に長野県庁の勧めによって獅子頭、幌を下付され舞ったのが由来とされる。戦後、屋台巡行の先頭に立つのが恒例となっている。

南石堂町の屋台は、昭和 12 年（1937）に造られた踊り屋台で、白木造りで四方が開けた軽快



西町上の屋台（市指定・寛政 5 年（1793））



権堂町の屋台（大正 2 年（1913））



権堂町の勢獅子（市指定）



南石堂町の屋台（昭和 12 年（1937））

な造りとなっている。

新田町の屋台は、大正13年(1924)に造られた踊り屋台で、平成6年(1994)に補修が行われた。南石堂町の屋台と同様に、簡単な白木造りの屋台である。

元善町の屋台は、平成13年(2001)に伊勢町からあずかり受けたもので、江戸時代末期から明治時代初期にかけて制作され、柱は漆塗り、細部に多数の彫刻が施されている。

北石堂町の屋台は、今回、巡行することはできなかつたものの、置き屋台として北石堂町会所前に組立展示された。昭和11年(1936)に制作されたもので、正面2本の柱に、向かって右側に「昇龍」、左側に「降龍」の彫刻が施されている。

各町の屋台は、屋台巡行の出発地点であるもんぜんぶら座前を目指し、各町の会所を早朝に出発する。そして、午前10時のスタートに向けて、各々の巡行ルートを取りながらもんぜんぶら座前に順次集合する。

屋台巡行では、「<sup>おさきの</sup>御先乗り」と言われる一行が各町の屋台を先導して中央通りを進んでいく。これは、年番町より選ばれた純真無垢な十歳前後の少年が、神の代理として馬に乗り、町の役員たちを従えて町内を練り歩くもので、午前9時に弥栄神社を出発する。御先乗りの一行は、弥栄神社を南下し、大本願が面する街区の南端で左折した後、中央通りに出て、そのまま真っ直ぐに中央通りを南下し、午前9時30分頃、各町の屋台が待機するもんぜんぶら座前に到着する。

御先乗りの一行と各町の屋台が揃うと、いよいよ屋台巡行の開始となる。開始にあたり行われる儀式が「注連縄切り」である。これは、巡行開始の合図として、御先乗りの少年が注連縄を太刀で切り落すものである。午前10時、御先



新田町の屋台 (大正13年(1924))



元善町の屋台 (元伊勢町の屋台)  
(江戸時代末期から明治時代初期)



北石堂町の屋台 (昭和11年(1936))



御先乗り



乗りの少年によって注連縄切りが行われると、御先乗りを先頭にした屋台巡行がスタートする。御先乗りの一行は、まずは善光寺三門を目指して、雅やかの中にも威風堂々と中央通りを北に向かって進んで行く。また、御先乗りの一行は、「弥栄神社御祭礼」と「善光寺祇園祭」の幟を先頭に、長刀鉾を表す「長」印の旗、善光寺大勧進の車柄杓、大本願の月章を持つ白丁、御先乗り、その後ろに屋台巡行加盟町の役員らが続く。御先乗りの一行に続いて、権堂町、南石堂町、新田町、元善町の順に、各町の屋台が順次出発する。

各町の屋台が巡行する中央通りは、かつての北国街道筋に当たり、明治時代以降は商業の中心地として栄えてきた通りである。正確には、旧街道は、中央通りを登りつめたところで横町へと右折し、さらに東へ進んで岩石町へとかかる。突き当たりが恵びす講で有名な西宮神社で、そこから道は直角に左折して北方へ延び、戸隠道と交叉して右折し、東側へ延びていく。そして、この旧北国街道沿線は、今もなお歴史的まちなみが数多く残っている地域でもある。

御先乗りを先頭とした各町の屋台は、善光寺三門に向かって、この歴史的まちなみの中をゆっくりと進んでいく。もんぜんぷら座前を出発すると、まずは、木造2階建、平入、切妻造瓦葺の歴史的建造物の中に、現代になって建て替えられた建物が混在するまちなみが見えてくる。

また、そのまちなみの一角には、平成10年（1998）開催の長野冬季オリンピックの表彰式会場として使用されたセントラルスクウェアもある。そして、三門に近づくにつれ、徐々に歴史的建造物の割合が増えていき、善光寺門前の雰囲気が増していくのが分かる。特に、もんぜんぷら座から500mほど善光寺側に進んでくると、木造2階建、平入、切妻造瓦葺、土蔵造を特質とするまちなみがより顕著になってくる。この地域は、大門町南地区と呼ばれ、長野市景観計画において景観計画推進地区に指定されている地域でもある。善光寺周辺一体は、景観計画により高さの制限が設けられているとともに、善光寺本堂を中心とした区域については、風致地区の指定によって良好な景観が保全されている。

ばていお大門は、大門町南地区の特質である土蔵造の建物群を、外観を活かしつつも内



注連縄切り



「長」印の幟、車柄杓、月章をもつ白丁



中央通りからみたばていお大門

部については活用しやすいように改修した複合施設で、平成 17 年（2005）に整備が完了した。このうち、中央通りに面する店舗は、昭和 2 年（1927）の古写真と見比べてみても、以前と変わらない姿が現在まで伝えられていることが分かる。

また、大門南地区をはじめとした中央通り沿道には、こういった土蔵造の建物の外にも、大正時代以降に建てられた特徴ある概観を有する歴史的建造物もみられる。

中澤時計本店は、明治 10 年（1877）創業の時計店で、中央通りの拡幅に併せて大正 13 年（1924）に建て替えられた。本田政蔵の設計で、木造 2 階建、平入、寄棟造、銅板葺屋根をなし、通りに面した外壁は、鉄網コンクリートの洗出し仕上げとなっている。

また、大門町南地区の東側に位置する東町にも、伝統的な土蔵造の建物が見られる。門前商家ちよっ蔵おいらい館（旧三河屋商店）は、江戸中期創業の菜種油の製造問屋で、以前、現在地よりも少し西側に位置していたが、平成 8 年（1996）の県庁大門線の拡幅時に 90 度回転させて現在地に曳家された。現在は、長野市立博物館附属施設として、活用型の保存がなされている。敷地内には、店舗及び住宅、土蔵、味噌蔵、倉庫が表から裏に向かって建ち並び、このうち店舗及び住宅は、木造 2 階建、平入、切妻造棧瓦葺切妻屋根で、南北に通り土間が設けられて

いる。この建物は、弘化 4 年（1847）の善光寺大地震直後から約 3 年かけて再建されたもので、江戸時代の門前商家の趣を今に伝えている。

国道 406 号の北側に位置する大門町上地区は、土蔵造や煉瓦造など多様な外観の建物が密集しており、大門町南地区とは異なった特徴的な景観を呈している。

現在、善光寺郵便局として活用されている建物は、北国街道善光寺宿の脇本陣であった五明館を改修したもので、昭和 7 年（1932）に建てられ、木造 2 階建、平入、入母屋造鉄板葺でむくり屋根を呈し、外壁は真壁造で漆喰塗となっている。2 階の持ち送りの組物で支えられた赤い手すりが特徴的である。善光寺郵便局の前は、大門町の会所が置かれてい



中澤時計本店  
（登録有形文化財 大正 13 年（1924））



ちよっ蔵おいらい館  
（登録有形文化財・嘉永 3 年（1850））



善光寺郵便局（昭和 7 年（1932））



ることから、各町は一端ここで屋台の巡行を止めて踊りを披露する。

藤屋旅館は、江戸時代創業の旅館で、安永5年（1776）に北国街道善光寺宿の本陣となった。現在は、結婚式場及びカフェレストランである「THE FUJIYA GOHONJIN」として、活用型の保存がされている。現在の建物は、道路拡幅後の大正13年（1924）に建築されたもので、木造3階建、平入、寄棟造鉄板葺で、鉄網コンクリートにタイルが貼られた特徴的な外観を呈している。

中央通りを三門に向かって進んできた各町の屋台は、善光寺境内へ入ると、まずは大本願前で巡行を止めて各町の踊りを披露する。

大本願の参道を挟んだ向かい側には、善光寺門前の景観を特徴づける宿坊が建ち並んでいる。宿坊とは、一般に、僧や参詣人の宿泊に当てられるところであり、現在、善光寺周辺には、本坊の大勧進（天台宗）の下に25院、大本願（浄土宗）の下に14坊の宿坊がある。個々の宿坊の建造物は、主に「本尊が安置されている場」及び「参詣者が宿泊する場」並びに「生活の場」からなる。「参詣者が宿泊する場」と「生活の場」は一体となっており、その建造物は、庫裡と呼ばれ、その床面積の多くは「参詣者が宿泊する場」が占めている。一方、「本尊が安置されている場」は、大御堂である善光寺本堂<sup>おみどう</sup>に対して、小御堂と呼ばれている。

善光寺周辺は、弘化4年（1847）に起きた善光寺大地震と、その44年後に起きた明治24年（1891）の大火により甚大な被害を受けたものの、被害にあった建造物群は見事に復興を遂げた。そのため、現在伝えられている歴史的建造物の多くは、これらの災害の後に再建されたものであるが、明治24年（1891）の大火を免れた建造物も少なからず存在している。また、明治時代中頃の鉄道開通以降、参詣者が多くなり、この



大門町会所における踊りの披露



藤屋旅館  
(登録有形文化財・大正13年(1924))



大本願前における踊りの披露



宿坊の例：兄部坊（寛政5年(1793)）

参詣者を受け入れるために、宿坊建築は高密化かつ多層化した。現在みられる宿坊建築の多くが木造3階建て、中には4階建てのものもあるのは、主にこの理由である。

各町の屋台は、大本願前の踊りの奉納を終えると順次仁王門に向かって進んで行く。仁王門をくぐり、東西方向に延びる仁王門通りを渡ると、参道の両側に仲見世の店舗群が建ち並んでいる。現在のように、街区が形成されて仲見世に常設の店舗群が建ち並ぶようになったのは、

参詣者が多くなる近代以降であって、それより前は、堂庭どうにわと呼ばれる場に市が開かれ、参道に沿って南北方向に建物がある程度であった。さらに遡れば、仲見世の場所には、かつて本堂が建っていた。宝永4年（1707）に現在地に本堂が建てられたことで、それまで本堂が建っていた場所は堂庭と呼ばれる広場となり、ここに仲見世が展開した。現在、仲見世には、旅館や土産物屋、仏具屋など56軒の店舗が建ち、これらの店舗が個々に個性豊かなファザードを構えている。仲見世の店舗には、古くから建築規制が課せられ、現在も「建物を仁王門より高くしてはいけない」など、善光寺に配慮した建築規制が口承されている。



大本願前から仁王門へ向かう屋台



三門前における踊りの奉納



そのため、仲見世には、個々の店舗が個性的なファザードを構えている一方で、まとまりある良好なまちなみが形成されている。

仲見世の店舗群を抜けて駒返り橋通りを渡ると、左手に大勧進を見つつ、善光寺三門前に到着する。三門前には、善光寺住職である大勧進貫主と大本願上人の高僧をはじめ、威儀を正した各院坊の僧侶たちが居並び、各町はここで舞を奉納する。

善光寺三門前で舞の奉納を終えた各町は、屋台を東へ進めて寛慶寺境内西側の道路を南下し、続いて駒返り橋通りを東に進んで東之門町会所に到着する。ここでも各町は舞の奉納を行う。寛慶寺は、知恩院に属する浄土宗の寺院で、善光寺境内の東に位置する。このうち山門が、寛政元年（1789）に大勧進の表門を移築した本瓦葺の四脚門であり、本堂が、木造平屋建、平入、入母屋造瓦葺で、明治14年（1881）の建築である。

東之門町会所で舞の奉納を終えると、各町は、駒返り橋通りを西に向かって進み、大勧進紫雲閣の南側でも同様に舞を披露した後、弥栄神社へと行列を進める。弥栄神社前でも、各町は、趣向を凝らした舞を奉納する。

その後、先頭の「御先乗り」は、町中の悪疫を祓う役目を担うため、弥栄神社を南下して大本願の角を曲がり、長野市街地を隈なく巡行していく。各町の屋台も、大本願の南の道を通って中央通りに入るまでは同じ巡行ルートをとるものの、その後は、各町それぞれの運行順路に従って、長野の中心市街地を巡行していく。

屋台巡行の翌日には天王上げ祭が行われる。例年、天王上げ祭は7月14日に行われるものの、平成24年（2012）の御祭礼では屋台巡行が7月15日（日）に行われたため、屋台巡行から一夜明けた7月16日に天王上げ祭が行われた。一連の神事は、概ね天王下ろし祭と同様であるものの、天王下ろし祭では、神様を迎えるために社殿の御扉を開いていたものが、天王上げ祭では、神様を送るために御扉が閉められる。この神事を持って10日間に渡る弥栄神社の御祭礼は全て終了する。

善光寺門前には、高密度かつ多層化した宿坊建築の歴史的まちなみが広がっている。こ



仲見世を通る屋台



東之門町会所における踊りの披露  
右手に見えるのが寛慶寺山門  
（寛政元年（1789））



寛慶寺本堂（明治14年（1881））



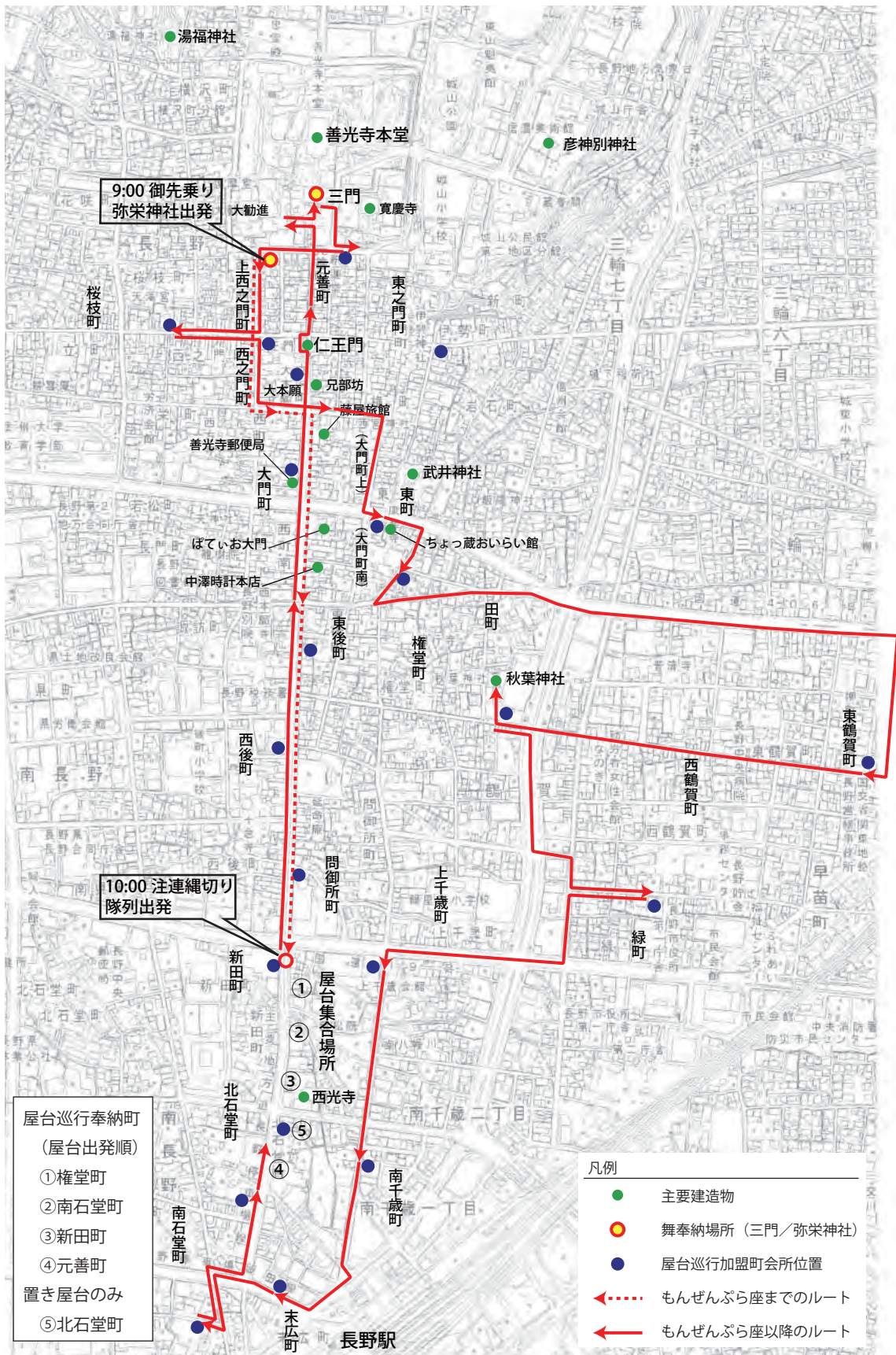
の歴史的まちなみの一角に位置する弥栄神社では、毎年、7月7日の天王下ろし祭と7月14日の天王上げ祭がしめやかに執り行われている。また、この神事が行われる仮拝殿は、御祭礼のたびに組立と解体が行われる仮設建築の側面もあることから、この拝殿に関わるすべての光景を含めて無形の建築的な営みと捉えることもできる。すなわち、弥栄神社の御祭礼は、有形の遺産である歴史的まちなみとそこに位置する歴史的遺産の中に、宗教的な営みと建築的な営みの双方を併せ持った無形の遺産があり、ここに、善光寺門前固有の歴史的風致を見ることができる。



大勸進の南側における踊りの披露

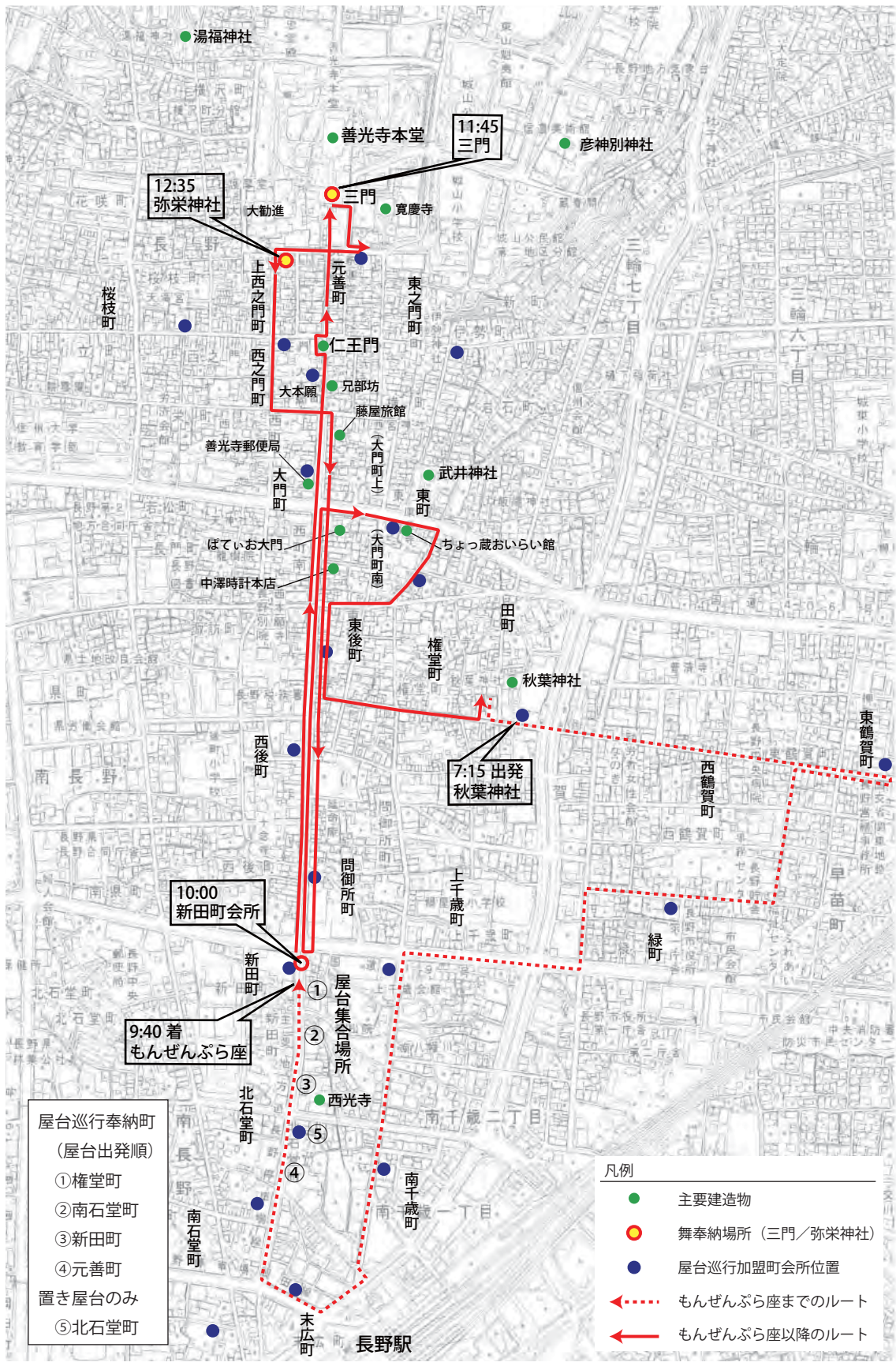


弥栄神社前における踊りの奉納



御先乗り巡行ルート図 S=1/10,000





- 屋台巡行奉納町  
(屋台出発順)
- ① 権堂町
  - ② 南石堂町
  - ③ 新田町
  - ④ 元善町
- 置き屋台のみ
- ⑤ 北石堂町

- 凡例
- 主要建造物
  - 舞奉納場所 (三門/弥栄神社)
  - 屋台巡行加盟町会所位置
  - ← もんぜんぶら座までのルート
  - ← もんぜんぶら座以降のルート

権堂町巡行ルート図 S=1/10,000



善光寺周辺に現存する屋台一覧 1

地区	町名	屋台種別	制作年	保存 状況	大きさ (m)			製作者
					長さ	幅	高さ	
第一	桜枝町	本屋台	明治 28 年 10 月 (1895)	解体	4.6	3.13	4.6	山崎儀作 (妻科)
第一	西町上	本屋台	寛政 5 年 (1793)	組立 展示	4.7	2.62	5.6	
第一	西之門町	踊り屋台	明治 26 年 (1893)	解体	6	3.5	5	
		底抜け	不明		不明			
第一	栄町	本屋台	明治 36 年 7 月 (1903)	解体	4	2	3	
第二	元善町	踊り屋台	大正 8 年 (1919)	解体	3.6	2.21	2.7	
		底抜け	不明		5.42	2.71	3.9	
		本屋台	江戸末 ~明治初期		不明			山崎儀作 (妻科)
第二	東之門町	二階建て	大正末期	解体	4	2.3	4	
第二	伊勢町	踊り屋台	不明	解体	不明			
		底抜け	不明		不明			
第二	岩石町	踊り屋台	不明	解体	5.5	3	5.5	
		底抜け			不明			
第二	東町	本屋台	明治 5 年 (1872)	解体	6.3	3.13	4.6	山崎儀作 (妻科)
第二	大門町上	踊り屋台	大正 3 年頃 (1914)	解体	4.1	2.7	4.5	
		底抜け	不明		不明			
	大門町南	本屋台	安政 6 年 (1859)	解体	不明			山崎儀作 (妻科)
第三	東後町	踊り屋台	大正 7 年 (1918)	解体	5	3	4	
第三	問御所町	本屋台	明治 5 年 (1872)	解体	4.73	2.42	4.6	山崎儀作 (妻科)
第三	権堂町	二階建て	大正 2 年 (1913)	解体	5.8	3	4	和田三郎次 (田町)
第三	南千歳町	本屋台	昭和 5 年 (1930)	解体	不明			
第三	上千歳町	踊り屋台	昭和初期	解体	5.55	2.9	4.8	
第三	緑町	本屋台	明治初期?	組立 格納	7.5	3.5	4.3	北村喜代松と一門
第四	西後町	本屋台	明治 5 年 (1872)	解体	5.9	4.1	4.75	山崎儀作 (妻科)
第四	新田町	踊り屋台	大正 13 年 (1924)	解体	4	2.4	5	
		底抜け	不明	解体	不明			
第五	南石堂町	踊り屋台	昭和 12 年 (1937)	解体	5.4	3.2	5.1	
第五	北石堂町	本屋台	昭和 11 年 (1936)	解体	6	3.5	4.5	

※横沢町には、明治 6 年 (1873) 制作の笠鉾が 10 基あり、現在、長野市立博物館に寄託収蔵されている。

※網掛けしたものは、平成 28 年度に実施した屋台等状況調査により、処分が確認されたもの。

善光寺周辺に現存する屋台一覧 2

地区	町名	屋台の特徴	備考
第一	桜枝町	ケヤキ造り、人形は神武天皇、天井に龍の彫刻	
第一	西町上	総黒漆塗り ケヤキ、ヒノキ材（市指定文化財）	市立博物館に展示
第一	西之門町		
第一	栄町	白木造り（お囃子がいいる部分の回りのみ金漆塗り）	処分
第二	元善町	旧伊勢町の本屋台有り、平成 13 年（2001）に託されて修理。	昭和 28 年（1953）に運行したのが最後。以前の屋台は、屋台庫に底抜け、踊り舞台の 2 台が解体保存。町名が決まった明治 7 年（1874）から、御祭礼町に加わっている。
第二	東之門町	三方の形、下をお囃子で全てつかえる。	処分
第二	伊勢町		本屋台は元善町に譲渡、踊り屋台と底抜けは処分
第二	岩石町		踊り屋台か底抜けどちらか一体あり
第二	東町		
第二	大門町上	白木造り、舞踊用は高さ約 4m	大正 3 年（1914）頃到大門町上と大門町南が合併し成立
	大門町南	飾り屋台、高砂人形（2m）、台車破損	一部部品のみあり
第三	東後町		いつから御祭礼町に加盟したかは不明 平成 25 年頃処分
第三	問御所町	総漆塗り、天井に金箔塗りの大鳳凰	巡行は昭和 54 年（1979）の御開帳以来行われていない。
第三	権堂町	上段が踊り屋台、下段が囃子（はやし）方の 2 層構造。舞踊の際に、上段の高さを調節できる「せり上げ」構造	明治 6 年（1873）より屋台巡行参加
第三	南千歳町	白木造り	
第三	上千歳町		
第三	緑町	平成 16 年（2004）4 月から 8 月修理（約 510 万円）	昭和 27 年（1952）に鬼無里村松原より購入
第四	西後町	総ケヤキ造、制作費は 215 両、大正 14 年（1925）制作の踊り屋台もある。	西後町は江戸期には松代領。宝暦 8 年（1758）年に屋台を造って、御祭礼町に加わる。
第四	新田町	簡単な白木造り踊り屋台、元は囃子方の屋台と一対で運行、平成 6 年（1994）補修	昭和 40 年（1965）頃より休止となり部材も散逸するが、平成 4 年（1992）に市と商工会議所の呼びかけにより、平成 6 年（1994）中沢組により復原完成。昭和初期までの御祭礼には底抜け屋台とともに曳いていた。
第五	北石堂町	唯一の 2 輪。昭和 39 年（1964）に正面柱右に「昇龍」、左に「降龍」の彫物を足す。	大正 3 年（1914）より祭礼参加
第五	南石堂町	釘を一本も使用していない。	大正 15 年（1926）から御祭礼町に加盟

### (3) 善光寺周辺寺社の祭礼にみる歴史的風致

善光寺周辺には、弥栄神社以外にも、歴史的建造物や伝統的営みが続けられている数多くの寺社がある。このうち、美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社は、善光寺七社と呼ばれている。さらに、この中でも、特に善光寺に近い所に位置する湯福神社、武井神社、妻科神社の三社は、善光寺三社もしくは善光寺三鎮守と呼ばれ重要視されてきた。また、この善光寺三社は、戸隠の創建等が記された『戸隠山頭光寺流記』にもその名がみえ、「山中之外王子之事」に、「井福・武井・妻成（科）御社之山王・善光寺之内白山一之護法也」とあり、戸隠からみても、湯福神社、武井神社、妻科神社の三社が特に崇敬されてきたことが分かる。

武井神社は、善光寺の南東、東町に位置している。妻科神社と同様に諏訪社系の古社とされ、主祭神として建御名方命、相殿神として八坂刀売命、彦神別命が祀られている。本殿と社蔵は、弘化4年（1847）の善光寺大地震で被害を受けた後、13年の工期を要して再建された建物で、万延元年（1860）の建立である。本殿は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺屋根で、社蔵は、木造平屋建、平入、切妻造瓦葺屋根である。



武井神社本殿（万延元年（1860）  
（写真は覆屋）

湯福神社は、善光寺の北西、箱清水町の入口であり、戸隠古道に沿った場所に位置している。妻科神社、武井神社と同様に諏訪社系の古社とされ、同社には、主祭神として建御名方命が祀られており、社名である湯福は、伊吹を起源とし、風に関係のある語という。そのため同社は、風神を祀る神社として信仰されてきた。境内の北に位置する本殿と拝殿は、文久2年（1862）に建てられた銅板葺屋根の建物で、本殿は切妻造、拝殿は入母屋造である。また、敷地北西に位置する土蔵には、弥栄神社仮拝殿の部材が保管されている。



湯福神社拝殿（文久2年（1862）

妻科神社は、善光寺の南西、妻科の中央北に位置している。平安時代初期からみられる諏訪社系の古社とされ、『日本三代実録』（延喜元年（901）制作）貞観2年（860）の項に、「妻科地神」と記されている。本殿は、延宝7年（1679）建立の一間社流造で、切妻造瓦葺屋根をなし、拝



妻科神社拝殿（大正3年（1914）



殿は、大正3年（1914）建立で、木造平屋建、平入、入母屋造銅板葺屋根、中央に唐破風のついた向拝が設けられている。

湯福神社と妻科神社では、毎年6月下旬（妻科神社）と6月28日（湯福神社）に、「茅の輪くぐり」が行われている。これは、大宝律令（大宝元年（701））の制定以降、正式に宮中行事とされた「大祓<sup>おおはらえ</sup>」の一環として行われる神事で、明治時代以降全国的に行われるようになった。「大祓」は、犯した罪や穢れを除き去るために、毎年2回、6月と12月の晦日に行われている。6月の大祓を「夏越<sup>なごし</sup>の祓え」といい、12月の大祓を「年越<sup>としこし</sup>の祓え」という。このうち、6月の「夏越の祓え」で行われるのが「茅の輪くぐり」である。湯福神社では、昭和13年（1938）頃から行われるようになった。

湯福神社の「茅の輪くぐり」は、午後1時から3時までの約2時間、善光寺周辺の15ヶ町（横沢町、立町、伊勢町、東之門町、西之門町、栄町、上西之門町、狐池町、深田町、桜枝町、箱清水町、花咲町、御幸町、往生地町、元善町）の氏子総代と各区長らが中心となって執り行われる。以前は、関係者以外でこの神事に訪れる人は少なかったものの、現在では、他地域からの一般参加者も多く、賑わいをみせている。神事に先立ち、本殿の左横に、四方に竹を立てて注連を張った祭壇が設けられる。また、この祭壇には、米、神酒、野菜、魚、塩、果物といった供物が供えられる。さらに、本殿の前には、直径2mほどの竹で作られた「茅の輪」が置かれる。「茅の輪」とあるように、以前は茅を使用して作られていた。

神事は、宮司が「人形<sup>ひとがた</sup>」を三方<sup>さんぼう</sup>に載せて、祭壇で「大祓」の儀式を行うことから始まる。「人形」とは、人の形に象られた紙のことで、これに自分や家族の名前を書き込み、さらに息を吹きかけることによって半年分の穢れが託されることになる。儀式では、「大祓詞」が参列者にも配られ、参列者も一緒になって祝詞をあげる。

続いて、茅の輪くぐりが行われる。まず、境内の外に出て、神社入口の手水所で手を洗い清める。「人形」が載る三方を掲げた宮司が、境内いっぱい8の字を描くように、左、右、左と回り、合計3回輪をくぐる。宮司・祢宜に続いて、氏



神事（湯福神社）



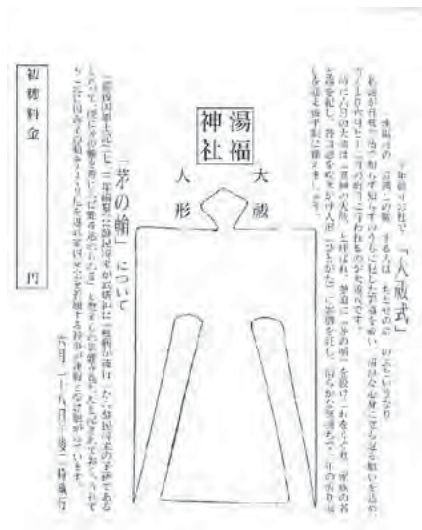
茅の輪くぐりの様子（湯福神社）

子総代と各区長らが輪をくぐり、その後一般参拝者が輪をくぐる。

最後に、湯福川にかかる橋の近くにかがり火が置かれ、ここで「人形」を炊き上げて厄払いをする。かつては、この川に「人形」を流して厄払いをしていた。

武井神社と湯福神社では、毎年8月26日（武井神社）と27日（湯福神社）に、「御射山祭」が行われている。御射山祭とは、諏訪大社で行われてきた伝統的な祭礼で、元々は、茅萱（ススキあるいは尾花）で葺いた臨時の仮屋（穂屋）に、2日から4日間ほど参籠して山宮の神霊に対する厳重な祭祀を行うとともに、これに伴う御狩りの行事を行ったものである。全国各地の諏訪社系の神社でも御射山祭が行われており、善光寺三社はいずれも諏訪社系の神社であるが、現在行われているのは武井神社と湯福神社で、中でも武井神社ではこれを盛大に行っている。

『信濃宝鑑（中巻）』に、武井神社を描いた明治33年（1900）の絵図があり、ここに、「御射山祭ト唱フルアリ。毎年八月廿六廿七ノ両日ヲ以テ之レヲ行フ。」とあることから、武井神社では、明治33年（1900）以前から御射山祭が行われていることが分かる。また、「齋藤神主家年中行事録」（弘化5年頃（1848））に、湯福神社の御射山祭に関する記述がみら



人形



村社武井神社之景（明治33年（1900））



れる。

善光寺周辺の諏訪社系の神社はもとより、全国各地にある諏訪神社の総本社である諏訪大社の上社（諏訪市・茅野市）と下社（下諏訪町）では、御射山という山に、穂屋（ほや）というススキで屋根を葺いた小屋を作り、そこで生活して神事を行った。現在でも御射山祭の日に、ススキの穂で作った神箸で食事をする習慣があり、これはその伝統を踏まえたものである。武井神社では、8月26日にススキの穂と箸が頒布される。ススキの穂は、各々の家の神棚等に供えられ、ススキ箸で、翌朝の27日に小豆ご飯を食べると、一年中無病息災で過ごせるといわれる。また、子どもたちの無事育成、家内安全、商売繁盛を祈願する祭礼でもある。さらに、この祭りには、重さ約2トンという宮神輿も登場する。東町の神輿は、問屋街として栄えてきた土地柄も重なり、昭和40年（1965）頃までは、毎年、町独自で盛大に神輿が担がれてきた。しかし、その後は人口減少や住民の高齢化などで担ぎ手が足りず、神輿が30年近く蔵に眠ったままの状態であった。しかし、神輿復活を願う声は年々強まり、地元以外の諸団体の応援もあって、平成8年（1996）に神輿が再び復活した。平成23年（2011）の御射山祭は、地元の氏子だけでも200人の担ぎ手が集まるほどで、一時の中断はあるものの、現在も熱気のある祭りが続けられている。

諏訪大社では、数え年で7年に一度、寅年と申年に御柱祭が行われる。長野市内にも諏訪社系の古社が多く、善光寺三社（妻科神社、武井神社、湯福神社）もその一つで、諏訪大社と同様に寅年と申年に御柱祭が行われている。善光寺周辺で行われる御柱祭は、この善光寺三社に城山の彦神別神社ひこかみわけじんじやを加えた四社によって、交代で御柱祭が執行されている。



ススキの穂とススキ箸の頒布



ススキ箸と小豆ご飯



彦神別神社拜殿（明治17年（1884））



武井神社の神輿渡御





御柱祭行列図大絵馬（万延元年（1860）武井神社御柱祭の様子：市指定有形文化財）

彦神別神社は、善光寺三社と同じ諏訪社系の古社で、善光寺の東、城山公園の一角に位置している。創建は古く、『日本書紀』下巻の持統天皇5年8月の項に、「辛酉に、使者を遣わして、龍田の風塵を信濃の須波（諏訪）水内（長野）等の神を祀らしむ」あり、後者の水内（長野）が彦神別神社にあたる。なお、彦神別神社のある城山公園は、かつて上杉謙信が陣を張った横山城の跡地でもあり、現在は、長野県信濃美術館や長野市少年科学センターなどの文化施設が併設された都市公園となっている。また、以前、彦神別神社は、善光寺本堂北側に年神堂（歳神堂）としてあったものが、神仏分離令によって明治12年（1879）、現在地に遷されて建御名方富命彦神別神社となった。境内には、明治17年（1884）に建てられた拝殿がある（木造平屋建、平入、瓦葺銅板屋根）。なお、旧年神堂本殿は、この時、守田酒神社（長野市高田）に移築されて、現在長野市指定有形文化財になっている。

御柱祭の記録として最も古いものとしては、江戸時代末期の資料である『嘉永七甲寅年三月十五日於妻科神社 御柱祭事行列帳』に、嘉永7年（1854）に妻科神社で初めて御柱祭が行われたことが記されている。また、武井神社には、縦120cm、横350cmの四枚の大絵馬が拝殿に掲げられていて、このうち一枚である大絵馬（市指定有形文化財）は、万延元年（1860）に行われた武井神社の御柱祭の様子が詳細に描かれている。湯福神社においては幕末から御柱祭が行われ、彦神別神社においては明治時代から御柱祭が行われるようになったため、少なくとも明治時代以降に、妻科神社、武井神社、彦神別神社、湯福神社の四社が、数え年で7年に一度ごと交代に御柱祭を行うようになった。

近年行われた御柱祭を順にみると、湯福神社（平成4年（1992））、彦神別神社（平成10年（1998））、妻科神社（平成16年（2004））、武井神社（平成22年（2010））とあり、平成28年（2016）には、湯福神社で24年ぶりに行われる予定である。

平成22年（2010）の武井神社の御柱祭は、9



城山小学校出発直後の式之柱



秋葉神社拝殿（明治30年（1897））



秋葉神社出発直後の様子

月26日に行われた。御柱は、「壱之柱」と「弐之柱」の2本で、直径が約40cm、長さが約10mで、それぞれ別の場所から曳行される。御柱の行列は、大祭旗、木遣り、神職を乗せた馬、勢獅子、稚児、氏子らが連なり、御柱を盛大に曳行する。なお、武井神社の氏子は、東之門町、伊勢町、横町、岩石町、東町、大門町、東後町、権堂町、田町、三輪田町、柳町、東鶴賀町、西鶴賀町、問御所町、上千歳町、南千歳町、緑町、居町、七瀬、七瀬中町、七瀬南部の主に中央通りから東側の町で構成されている。

「壱之柱」は、居町公園を午前9時に出発し、東通り、七瀬、緑町、長野大通り、南千歳町、千歳通り、上千歳町、昭和通り、中央通り、問御所町、千歳通りを経由して、正午頃に権堂町の秋葉神社に到着する。

「弐之柱」は、城山小学校グラウンドを午前9時に出発し、東之門町、伊勢町、岩石町、横町、大門町上、東町、田町、柳町、東鶴賀町、西鶴賀町、緑町通り、長野大通りを経由して、同じく正午頃に秋葉神社に到着する。

秋葉神社は、武井神社の南東、権堂アーケードの入口近くに位置し、祭神として軻遇突智命かぐつちのみことを祀る。もともと同じ権堂の往生院境内に小祠を奉祠していたものが、弘化4年（1847）の善光寺大地震の難を受けて腰巻こしまきに移転し、さらにその後、明治27年（1894）に現在地へと移転さ



中央通りを曳行される壱之柱



中央通りを曳行される弐之柱



武井神社拝殿前に到着した御柱



れている。本殿は、慶応2年（1866）建立の一間社流造で、向拝に唐破風が付き、海老虹梁には竜が巻きついた彫刻が施されている。また、拝殿は、明治30年（1897）に建てられたもので、間口6間、奥行4間、平入、入母屋造瓦葺屋根である。

秋葉神社からは、壱之柱と弐之柱が一緒になって武井神社まで曳行される。午後1時、壱之柱、弐之柱の順で秋葉神社を出発した御柱の行列は、権堂アーケードをまっすぐ西に向かって中央通りに出た後、中央通りを善光寺方面に向かって北上し、国道406号との交差点を右折して武井神社まで曳行される。御柱が武井神社に到着すると、いよいよ「建御柱」が行われるが、その前に、この御柱祭では、御柱の頂部に「薙鎌」が打たれる。「薙鎌」とは、龍の落とし子の形をした薄い鉄製の板のことで、風をなごめる呪宝とされる。「建御柱」は、大勢の人々が見守る中、壱之柱、弐之柱の順に、ゆっくりと拝殿の手前へとそれぞれ建てられる。「建御柱」が完了すると、神輿や神楽が奉納されるとともに、拝殿内で神事が行われて一連の祭事が終了する。

善光寺周辺には、善光寺三社をはじめ、古くからの社寺が点在している。そして、それらの境内には、歴史的建造物が複数残っていると同時に、そこで行われる伝統的な祭礼が、善光寺門前の地域住民によって、今も途絶えることなく受け継がれている。



宮司によって薙鎌が打ち込まれる様子



建御柱の様子

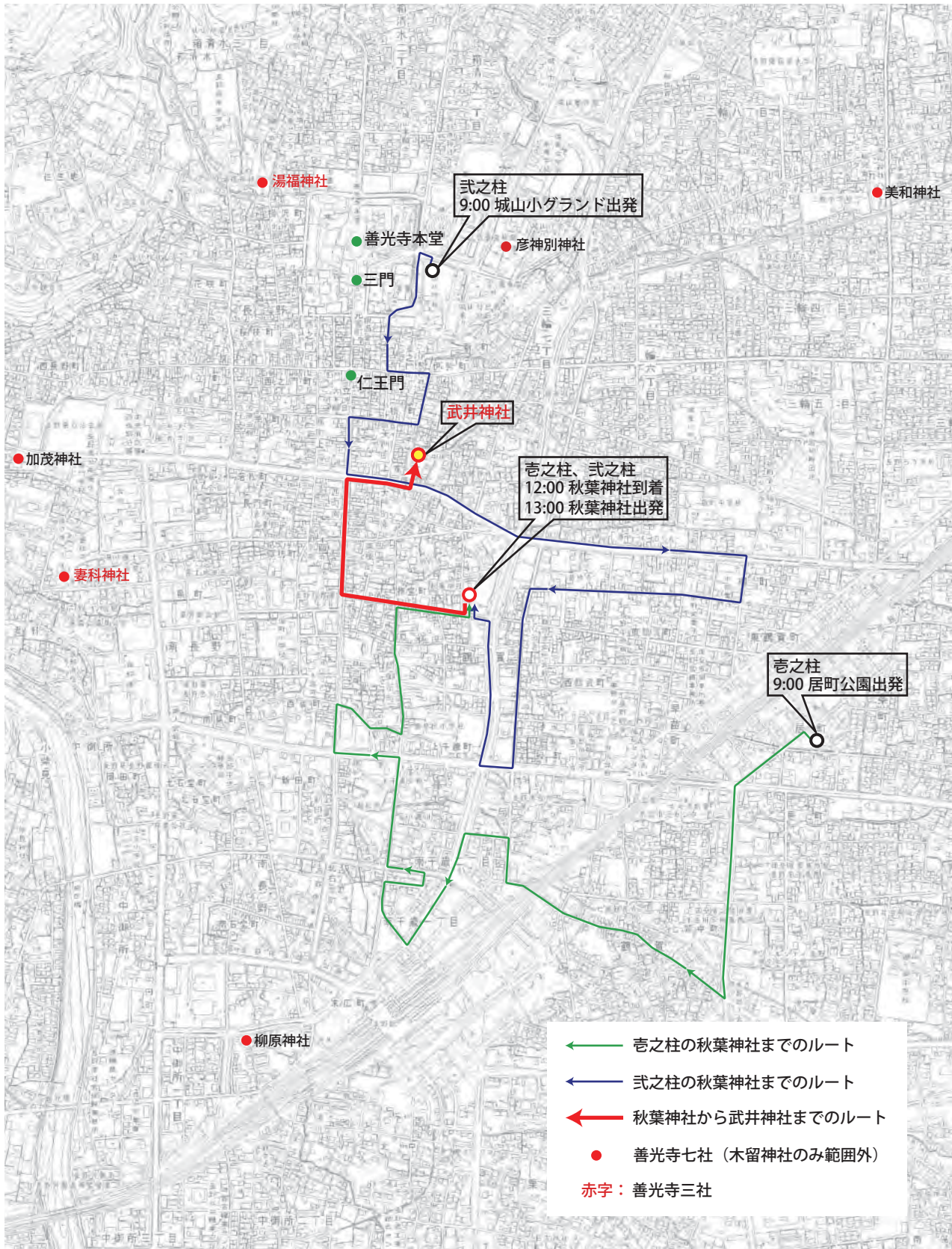


建御柱の完了



建御柱完了後の神事





平成 22 年度 武井神社御柱祭 壹之柱、貳之柱 曳行ルート図 S=1/15,000



## 2 戸隠地域

### (1) 戸隠神社の式年大祭にみる歴史的風致

現在の戸隠神社は、奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社の五社からなるが、このように神社を中心とした形に整えられたのは明治維新以降であった。江戸時代以前の戸隠は、本院（奥院）、中院、宝光院からなる天台宗寺院が中心となり、そこに、古くから農業神として庶民信仰を集めていた九頭龍権現に代表される神道が一体化し、多くの修験僧が修行に訪れる神仏混淆の聖地として栄えていた。そして、明治維新の廃仏毀釈によって慶長以来続いてきた天台宗の僧は、還俗して神職となり、神社に奉仕する形となって現在に至っている。

戸隠神社奥社社殿は、度重なる雪崩によって幾度となく倒壊し、現在の社殿は昭和54年(1979)に鉄筋コンクリート造で再建された。

中社社殿は、昭和17年(1942)の火災後、昭和31年(1956)に再建されたもので、木造平屋建、妻入、入母屋造銅板葺屋根で正面に唐破風を設けた向拝が付く。祭神はあめのやごころおもいかねのみこと天八意思兼命で、学業成熟、家内安全、営業隆昌、開運守護に御利益があるとされる。

宝光社社殿は、棟札により文久元年(1861)の建築であることが判明している。木造平屋建、間口5間、奥行7間、妻入、入母屋造銅板葺屋根で、正面に唐破風付の向拝を付ける。全体が白木造で、向拝、欄間、小壁などに多くの彫刻が施されており、鬼無里の屋台などを制作した彫工北村喜代松の手によるものである。あめのうわはるのみこと天表春命を祭神とし、学問や技芸、裁縫、安産や婦女子の神として御利益がある。

九頭龍社は、奥社本殿に向かって一段下がった左の位置にあり、祭神は、戸隠の地主神の九頭龍大神で、戸隠創建当初から、水を司る九頭龍権現として篤い信仰がある。現在の社殿は、



奥社社殿 (昭和54年(1979))



中社社殿 (昭和31年(1956))



宝光社社殿 (文久元年(1861))



九頭龍社 (昭和12年(1937))

昭和 11 年（1936）の雪崩による崩壊後、昭和 12 年（1937）に建て替えられたもので、正面に拝殿が建ち、拝殿の背後から L 字形にのびる回廊が岩屋ノ間へと続いている。拝殿は、木造平屋建、間口 3 間、奥行 3 間、妻入、入母屋造鉄板葺屋根で、正面に一間の向拝を付ける。

火之御子社は、中社集落の入口にあり、『戸隠山頭光寺流記』によれば、創建は承徳 2 年（1098）と伝える。社名は、祭神<sup>あめのうずめのみこと</sup>・天鈿女命<sup>たぐはたちひめのみこと</sup>（栲幡千千姫命）のまたの名を「火之戸幡姫」と称したことに由来する。奥社・中社・宝光社の三社は、江戸時代まで、それぞれ、奥院・中院・宝光院の三院であったが、この社殿のみ、草創時より神仏混淆の時代にあっても純然たる神社であった。舞楽芸能の神、火防の神として信仰が篤い。現在の社殿は、明治 17 年（1884）の建築で、木造平屋建、間口 3 間、奥行 4 間、妻入、入母屋造鉄板葺屋根である。

五齋神社は、中社区の神社で、拝殿の北側の石壇を登って本社があり、その東に宣澄社<sup>せんしょう</sup>がある。このうち拝殿は、木造平屋建、間口 2 間半、妻入、入母屋造茅葺屋根の建物で、江戸時代前期の建築である。

中社門前には、中社社殿に向かって南北に延びる大門通り沿いに、神仏混淆の時代から続く宿坊が建ち並んでいる。その多くは、明治時代以降に建てられたものであるが、中には江戸時代中期に遡るものも数棟ある。豪雪地帯特有の

太い部材を用いて、茅葺の大屋根を持つどっしりとした構えを特徴とする。屋根形式は、寄棟造のものが多く、中には L 字形に曲げられたものや凹字形を呈するものもある。

中社境内に最も近い位置にある旧徳善院本堂<sup>ごくい</sup>（極意家神殿）及び旧徳善院庫裏（極意家宿坊）は、文化 8 年（1811）焼失後の文化 9 年（1812）頃に再建されたものである。旧徳善院本堂（極意家神殿）は、木造平屋建、間口 6 間、奥行 5 間、平入、寄棟造茅葺、前面に唐破風を有した向拝が付く。他方、旧庫裏（宿坊）は、神殿と直角に配置され、木造 2 階建、間口 11 間、奥行 7 間半、入母屋造茅葺屋根の建物である。

また、極意家の前を東西に延びている道は、横大門通りと呼ばれ、極意家、成瀬旅館、



火之御子社（明治 17 年（1884））



五齋神社拝殿（江戸時代前期）



旧徳善院本堂（極意家神殿）  
（登録有形文化財：文化 9 年（1812）頃）





横倉旅館  
(明治4年(1871)～明治6年(1873)頃)



宿坊神原  
(明治中期)

横倉旅館の3軒の宿坊が軒を連ねている。このうち横倉旅館は、明治4年(1871)から明治6年(1873)頃に建てられた宿坊で、木造総2階建、平入、寄棟造をなし、間口が12間に及ぶ大規模な茅葺の建造物である。さらに、中社大門通り沿いに位置する宿坊神原は、江戸時代まで奥社にあった宿坊の一つであり、現在地に明治中期に建てられた茅葺の建造物である。木造総2階建で、正面からみると寄棟造に見えるが、奥に向かって増築が行われており、全体がコの字型の平面をなしている。

また、中社境内の西側に位置する久山館は、江戸時代には戸隠山<sup>けんこうじ</sup>顕光寺の本坊観修院として一山を統括する別当職にあり、戸隠神領一千石のうち、五百石を領していた。昭和17年(1942)の火災により、敷地内にあった客殿や庫裏等の建築物は焼失してしまったが、現在も残る回遊式の庭園や守護不入之碑のほか、敷地南側に東西約120mにわたって築かれた石垣は、城郭を思わせる壮大な景観を有しており、近世の戸隠を代表する工作物として貴重な遺構である。

宝光社門前の宿坊は、昭和20年(1945)の大火によって、大門通りから東側に位置する建物の多くを焼失したが、宝光社境内に比較的近いところに位置する宿坊は、この大火を免れたものもいくつかあり、中には江戸時代中期に遡る



久山館(昭和初期撮影)

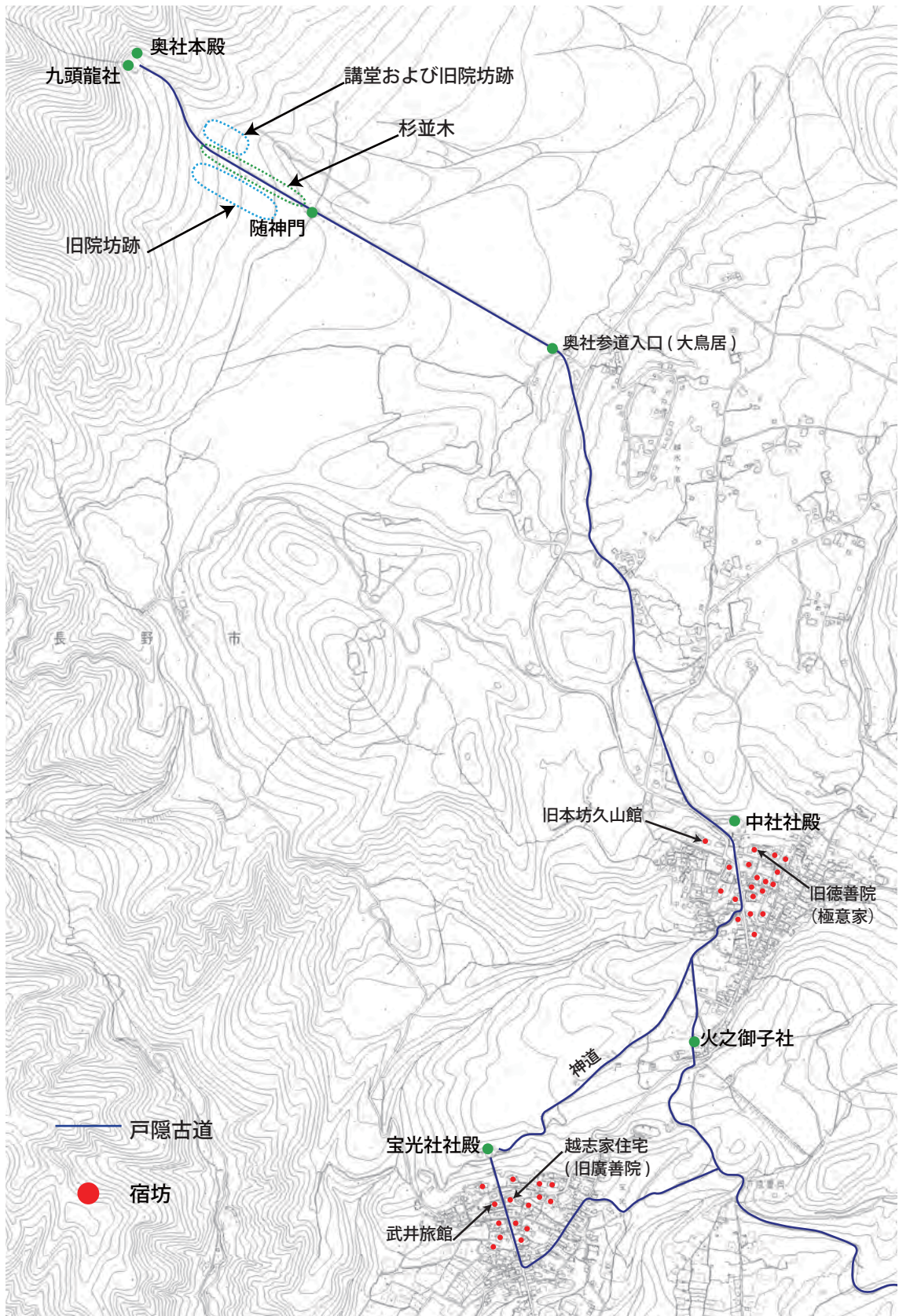


久山館(石垣)(江戸初期)



越志家住宅主屋(旧廣善院客殿)  
(登録有形文化財:寛政6年(1794))





戸隠古道と奥社、中社、宝光社の位置 S=1/20,000

ものもある。

宝光社門前の宿坊である越志<sup>おし</sup>家住宅主屋（旧廣善院客殿）は、昭和20年（1945）の大火を免れた宿坊の一つで、寛政6年（1794）に建築された。現在宿坊として利用されている建物は、内部に神殿を設け、木造、間口12間、奥行6間、平入、寄棟造茅葺屋根で、一部に中2階がある。江戸時代までは客殿・庫裏として利用されており、客殿と庫裏の双方の機能を併せもった形式の代表的な建築である。

武井旅館は、棟札により、旧客殿部分が延享2年（1745）に建てられた宿坊で、木造平屋建、平入、寄棟造茅葺の建物である。さらに、大門通りに面する原山家住宅は、宿坊ではないものの、寄棟造茅葺屋根の旧主屋が、かつて宿坊岸本の庫裏であった建物を移築したものであり、宿坊建築の姿を今に示す貴重な歴史的建造物の一つである。



武井旅館（延享2年（1745））



原山家住宅旧主屋（明治初期以前）

このように、奥社・中社・宝光社の三社は、峻厳な山容を備えた戸隠連峰を西方にいただき、周囲を豊かな自然に囲まれる中で、門前には他に類をみない宿坊建築群が建ち並んでいる。そして、これら山岳信仰の歴史を今に伝える奥社・中社・宝光社は、戸隠修験の旧態がよく保存されていることから、戦国時代末期に戸隠衆徒らが一時避難していた現小川村の笹ヶ峰三院跡とともに、昭和54年（1979）に「戸隠神社信仰遺跡」として県史跡に指定され、現在まで保護の体制がとられている。

戸隠神社では、奥社・中社・宝光社を中心に、年間通じて数々の年中行事がある（節末の「戸隠神社年中行事一覧」参照）。現在行われている年中行事は、明治維新後、戸隠神社となってから整えられたものであるが、その行事の端々には、江戸時代以前より続けられてきた神仏混淆時代の行事の内容を垣間みることができる。主なものに、5月の祈年祭（14日（中社）、15日（奥社）、16日（宝光社））、4月から10月にかけて毎月行われる月並祭（1日（中社）、15日（宝光社））、11月に行われる新嘗祭（22日（中社）、23日（奥社）、24日（宝光社））がある。そして、これらの行事に併せて奉納されるものに、戸隠神社の太々神楽がある。

太々神楽は、『永代太々神楽講設立呼びかけ文書』が作成された天明2年（1782）以前から行われていた。その後、明治時代の神仏分離令により、神楽献奏が一時禁じられていたが、明治12年（1879）に禁止措置が解除されて以降、現在まで途絶えることなく神楽が伝承されている。現在行われている舞は10座（降神の舞・水継の舞・身滌の舞・巫子の舞・御返幣の舞・吉備楽の舞・三剣の舞・弓矢の舞・岩戸開きの舞・直会の舞：節末の



「太々神楽の舞一覧」参照)あり、そのうち5座の舞が江戸時代の舞に相当する。現在の太々神楽は、戸隠神社楽部が組織されたことにより、同社の神職による伝承体制が整備されている。太々神楽は、年中行事のあらゆる場面で奉納され、年間で100回を超える奉納が一般公開されている。また、これは北信地域に分布する岩戸神楽系統のおおもとに位置付けられるものであり、県内の太々神楽の系統や系譜、変遷を研究する上でも重要な役割を担う神楽でもある。平成22年(2010)4月に長野市の無形民俗文化財に指定されている。

戸隠神社の祭礼のうち、最も華やかなものが数え年で7年に一度行われる式年大祭である。この大祭は、かつて、宝光社祭神(天表春命)と中社祭神(天八意思兼命)が、ともに奥社あめのたちからおのみこと(天手力男命)社殿に奉祀されていたことから、数え年で7年に一度の式年に、宝光社の祭神と中社の祭神が本宮である奥社に還られるというものである。また、かつて宝光社、中社の祭神は、奥社への神輿渡御によって還られていたが、戸隠神社の本義によれば、奥社は以前女人結界の地であったことや、奥社の地が中社や宝光社と比較してもかなりの豪雪地帯であることから、現在、奥社への渡御は奉告祭をもって代えられており、宝光社、中社の両社間において神輿渡御が行われている。

式年大祭は、戸隠神社社務所に残る当時の社務全般を記した『日記』(明治33年(1900))によれば、通常の年中行事とは別に、1月16日より「臨時祭」の文言がみられ、同年5月9日に宝光社祭典、5月10日に奥社祭典、さらに5月11日の中社の祭典をもって臨時祭が終了とあり、式年大祭の最も古い事例を辿ることができる。信濃毎日新聞の大正13年(1924)4月14日の記事に、「戸隠神社の大祭 四月廿八日より五月二十日まで」とあり、併せて「寶物展覧」(式年大祭に併せて実施される仏具等を展示する宝物展)が行われたことも記されている。

このように、式年大祭は、神社の形態に整えられた明治時代以降に行われるようになった祭礼であるが、戸隠山頭光寺として繁栄していた江戸時代以前にも、善光寺で行われているように、「御開帳」という形で祭礼が行われていた。天明4年(1784)12月から天明5年(1785)5月までのことが記された『戸隠山頭光寺国元御開帳諸事留帳』によれば、天明5年(1785)3月10日から4月20日にかけて戸隠で御開帳が行われたことが記されており、4月9日には「奥院権現様御遷座」とある。したがって、現在、戸隠で数え年で7年に一度ごとに行われる式年大祭も、遡れば、江戸時代以前の御開帳を起源とし、戸隠神社となった明治時代以降も、式年大祭として形を変えながらも行われてきた祭礼といえる。

式年大祭は、毎回、4月下旬から5月中旬にかけて行われる。平成21年(2009)の大祭は、4月26日から5月20日までの25日間に及んだ。同じく数え年で7年ごとに開催される善光寺御開帳(4月～5月)もこれと同年同時期に開催さ



奉告祭(中社)

れる。

大祭は、4月26日の執行奉告祭をもって始まる。これは、奥社、中社、宝光社の各社殿において午前10時から行われるもので、祓いや祝詞、玉串奉獻といった一連の神事がしめやかに執り行われる。また、同日正午からは、宝光社社殿にて、「着山式」が行われる。これは、明治政府の神仏分離令によってやむなく戸隠を離れることになった本尊を、式年大祭に合わせて戸隠神社にお迎えするもので、戸隠神社宮司と各寺の住職が、それぞれ祝詞ないしお経をあげる珍しい式典を見ることができる。期間中は、旧奥院の本尊仏「聖観音」や旧中院本尊仏「釈迦如来」を宝光社社殿で拝観することができる。大祭期間中は、ほぼ毎日、中社、宝光社にて特別祈禱祭が行われるほか、中社にて太々神楽の献奏がある。この時期は、月並祭や祈年祭といった年中行事が数多く行われる時期でもあり、期間中であっても滞りなくこれらの祭事が行われる。

大祭が最も華やかに彩られるのが、宝光社社殿から中社社殿まで神輿行列が進む「とぎよ渡御の儀」と、中社社殿から宝光社社殿に至る「かんぎよ還御の儀」である。

「渡御の儀」は、5月3日に行われる。神輿渡御に先立ち、宝光社社殿では、午前10時より獅子神楽の奉納がある。獅子神楽は、伎楽・舞楽などとともに大陸から移入されたもので、中世においては、全国各地で祭礼が演じられた。戸隠の獅子舞の起源は、少なくとも慶長17年(1612)に、幕府より千石の朱印状を賜った頃、土地の農民の悪魔祓いや収穫感謝の祭りで舞が行われたことに由来する。

獅子神楽の奉納が終わると、まず宝光社社殿前にて、続いて社殿内にて、一連の神事が行われる。一連の神事が終わると、いよいよ神輿渡御に向けて、御扉の奥から神輿へと祭神が移さ



着山式（宝光社）



獅子神楽の奉納（宝光社）



宝光社の神輿（平成3年（1991）制作）



御祭神遷座



れる。宮司に奉持された祭神は、四方を絹垣で囲われた中を、警ひつ<sup>けい</sup>の声に導かれながら、御扉から神輿に向かって社殿内に敷かれた<sup>ふたん</sup>布単の上をゆっくりと進み、神輿の中へと奉遷される。午後1時、祭神を乗せた宝光社の神輿は、白装束に身を包んだ神職らによって担がれながら、一路、中社社殿を目指して宝光社社殿前を出発する。この時担がれている宝光社の神輿は、平成3年（1991）に制作された比較的新しいものであるが、一方で宝光社には、文化元年（1804）に制作された重さ約160貫（約600kg）にも及ぶ神輿もある。この神輿は、桧材、路盤153cm角、屋根上の如意宝珠、水煙、鳥居上部の瓔珞、四隅に吊るされた鈴は真鍮に金メッキが施されている。宝光社社殿前を出発した神輿行列は、宝光社の鳥居をくぐり、一端、宝光社大門通りを、茅葺ないし茅葺の上に鉄板で覆われた大屋根を持つ宿坊のまちなみの中を四つ角まで南下した後、再び中社社殿に向かって北上するルートをとる。中社社殿までの道筋はおよそ3kmあり、神輿行列は、これを約2時間かけてゆっくりと賑々しく進む。また、神輿行列は、神輿の前後に、祭神をお護りするような形となって、神楽、神楽装束、稚児、戸隠各地区の山車・獅子などが連なり、厳かな中にも壮麗さを漂わせながら、豪華絢爛な行列となって進んでいく。中社の集落に入り、茅葺の大屋根をもった宿坊のまちなみが見えてくると、中社境内まで真っ直ぐに延びる中社大門通りの視界が開け、神輿行列や多数の観光客らによって埋



宝光社の神輿（文化元年（1804）制作）



神輿の出発



神輿行列



宝光社のまちなみを進む神輿



めつくされた大門通りを見ることができる。そして、午後3時20分、神輿に乗った祭神が中社社殿前に到着すると、神輿から中社社殿内の御扉内に祭神が遷されて、ついに宝光社の祭神と中社の祭神が数え年で7年ぶりの御対面を果たす。そして、宝光社社殿と同様に、一連の神事と獅子神楽の奉納が行われる。

大祭の中盤では、「宣澄踊り」が行われる。これは、戸隠修験道の本山大先達であった東光坊宣澄が、当山派の恨みをかけて応仁2年(1468)に暗殺されたのを偲んで毎年7月9日に行われる踊りで、大祭期間中にも行われる。また、この踊りは、市の無形文化財にも指定されている。踊りの行われる場所は、通常、五斎神社境内に祀られている宣澄大明神の社殿前で行われているが、式年大祭に併せて行われる踊りは、手拭を頭にまいた男性が中社社殿内に集まって踊りを行う。「踏む」「蹴る」の動作が中心の素朴な踊りで、前唄7つ・中唄5つ・後唄3つからなり、七五三踊りとも言われる。また、修験道に深く関連した踊りとされ、北信濃一带に伝えられている鳥踊・盆じゃもの・蹴りこみ踊・田の草踊などは、この宣澄踊りが起源と考えられている。現在では、保存会が組織され後世へと受け継がれている。

5月10日には、中社境内において「柱松神事」が行われる。柱松神事とは、かつて年中行事の中でも重要な意味を持った戸隠神社の火祭りで、柱松を焼き、その燃え具合をみて農作物の豊凶を占うものである。

戸隠神社における柱松神事の歴史は古く、『戸隠山頭光寺流記』によれば、永仁7年(1299)に、行人と老僧の間に柱松神事に関する法式をめぐる争いがあったことが記されている。また、江戸時代の『千曲之真砂』(宝暦3年(1753))附録「水内郡戸隠山三社祭礼之事」の条には、「水内郡戸隠山三社御祭り、格別異なる神事故ここに記す也」とあり、神事の概略が記されている。また、江戸時代に戸隠一山が上野寛永寺へ提出した『戸隠山三所権現祭礼次第』や、松代藩の絵師によって描かれた『戸隠祭礼絵巻』(真田宝物館蔵)にも、それぞれ神事の様子が詳細に描かれている。



大勢の人でにぎわう中社大門通り



中社社殿前に到着する神輿



宣澄踊り(市指定無形文化財)



『戸隠祭礼絵巻』(真田宝物館蔵 19世紀制作)

明治維新以降、柱松神事は中絶されていたが、これらの資料に基づき、平成15年(2003)の式年大祭に併せて神事が復活した。かつて神事は、毎年行われていたが、平成15年(2003)以降は、式年大祭の年も含めた3年ごとに行われ、式年大祭の年は式年大祭に併せて5月に、それ以外の年は以前と同じ7月に、それぞれ行われている。また、かつて神事は、毎年7月7日に中院、10日に宝光院、15日に奥院でそれぞれ行われていたが、平成15年(2003)以降は中社のみで、大鳥居前の広庭において旧三院の柱松が組み建てられて執行される。

#### 柱松神事の行列順序

- 一、杖払
- 二、修験者(法螺貝を吹く)
- 三、高張持ち
- 四、大大麻
- 五、幟持ち「戸隠山大権現」
- 六、神職
- 七、聚長
- 八、修験者
- 九、軍配団扇持ち
- 十、檜扇持ち
- 十一、大先達
- 十二、太刀持ち
- 十三、松山伏(奥院大権現、中院大権現、宝光院大権現)
- 十四、幟持ち「奥院大権現」
- 十五、長刀番
- 十六、幟持ち「中院大権現」
- 十七、長刀番
- 十八、幟持ち「宝光院大権現」
- 十九、長刀番

平成24年(2012)の柱松神事は、7月28日に行われた。神事に先立ち、中社社殿内では、戸隠一山全聚長しゅうちやうが奉仕して「柱松特別祈禱祭」が執り行われる。この祭事は、正午より、齋主、祭員、聚長らが中社社務所前に列立することからはじまり、中社社殿横で祭事が行われた後、午後0時30分、中社社殿内へ移動して一連の祭事が行われる。

「柱松特別祈禱祭」が終わると、特別祈禱祭に奉仕参列した一行は、召し立て役の指示によって中社社殿前庭に整列し、お祓いを受ける。杖払を先頭とした行列は、修験者、各種幟持ち、神職、聚長、大先達らが、中社社殿前から社務所前まで一列に並ぶ。

午後2時、中社社殿前を出発した行列は、社



中社社殿前庭に整列する特別祈禱祭に参列した一行

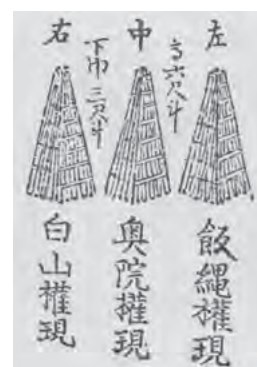


務所前を通過して女坂を下り、長野市の天然記念物に指定されている三本杉の一つを右手に見ながら五斎神社本殿前へと進み、さらに、その下の石段を降りて、午後2時20分すぎ、柱松が用意された大鳥居前の広庭に到着する。広庭には、三種類の柱松が立つ。大鳥居に向かって、左から、宝光院の柱松、奥院の柱松、中院の柱松がある。このように三種類の柱松が用意されている理由は、江戸時代以前の神事が、奥院、中院、宝光院においてそれぞれ行われていたため、三院の地域の生活環境に応じて、それぞれ異なった材料で四角錐状に柱松が組み建てられる。



中社殿前を出発する行列

中院の柱松は、幣竹と呼ぶ根曲竹を用い、先端に「天下泰平」の幟を立てる。宝光院の柱松は、細めの雑木を用いて、先端に「営業隆昌」の幟を立てる。奥院の柱松は、中院の根曲竹と宝光院の雑木を混ぜ合わせて組み立て、「五穀豊穰」の幟を立てる。なお、『善光寺道名所図会』（嘉永2年（1849））には、江戸時代に柱松神事が行われていた石川県の白山、戸隠（奥院）、飯縄における柱松の形が描かれており、現在戸隠で行われている柱松神事は、この中にある奥院の形を採用している。



柱松（『善光寺道名所図会』）

午後2時30分頃、宮司一拝・降神の儀が行われる。次に、修験者が柱松を祓い、<sup>おおおぬさ</sup> 大大麻（通常よりも大きい大麻）所役が一般参加者を祓う。続いて、大先達が錫杖をはじめるとともに、所役・聚長・修験者・大祓詞が般若心経を奉唱する。その後、大先達の注連縄切りが行われると、若い修験者たちがいっせいに山に駆け上る。修験者たちが霊山修行を終えて山を下りてくるまでの間、先輩修験者たちは、験比べとして、修行の成果と霊験を競い、太々神楽の「三剣の舞」、「身滌の舞」を舞う。修験者たちが山を下りてくると、続いて柱松の点火が行われる。そして、修験者や神事参加者が、「祓い」や般若心経を唱えながら柱松の周囲を巡り、神事特別祈願串のお焚き<sup>なおり</sup>上げ（護摩供養）が行われる。最後に、直会と



再現された江戸時代の柱松  
（左から宝光院、奥院、中院の柱松）



注連縄切り



して、太々神楽の「巫子舞」が舞われ、宮司一拝・昇神の儀によって一連の神事が終了する。

「還御の儀」は、「渡御の儀」から2週間後の5月17日に行われる。午後1時に中社社殿を出発した神輿は、「渡御の儀」と同様な行列が宝光社社殿まで進んでいく。このとき祭神が乗る神輿は、中社の神輿で、これは、昭和17年(1942)に中社社殿が火災にあった時に焼失していたものを、平成3年(1991)に式年大祭に合わせて制作されたものである。

式年大祭を締めくくるのは、5月20日に行われる奉告祭で、奥社、中社、宝光社の各社殿において午前10時から行われる。また、同日正午からは、宝光社社殿にて、「離山祭」が行われる。これは、「着山式」で宝光社社殿にお迎えしていた戸隠山頭光寺時代の旧本尊が各寺院に戻られる祭礼である。

数え年で7年に一度ごと開催される式年大祭は、明治維新の神仏分離や廃仏毀釈を経て、戸隠山頭光寺から戸隠神社へと移行した後に行われるようになった祭礼であるが、その随所には、江戸時代以前の神仏混淆時代から行われていた太々神楽や獅子神楽等の伝統的な営みを見ることができる。さらに、これら式年大祭に見られる一連の営みは、江戸時代まで奥院・中院・宝光院と呼ばれていた奥社・中社・宝光社の伝統ある各社で行われるとともに、中社及び宝光社の門前で宿坊を構える戸隠神社の神職らが中心となって継承されている。このように、戸隠地区は、式年大祭に関わる人々の営みと歴史的建造物が一体となって良好な歴史的風致を形成している。



柱松への点火



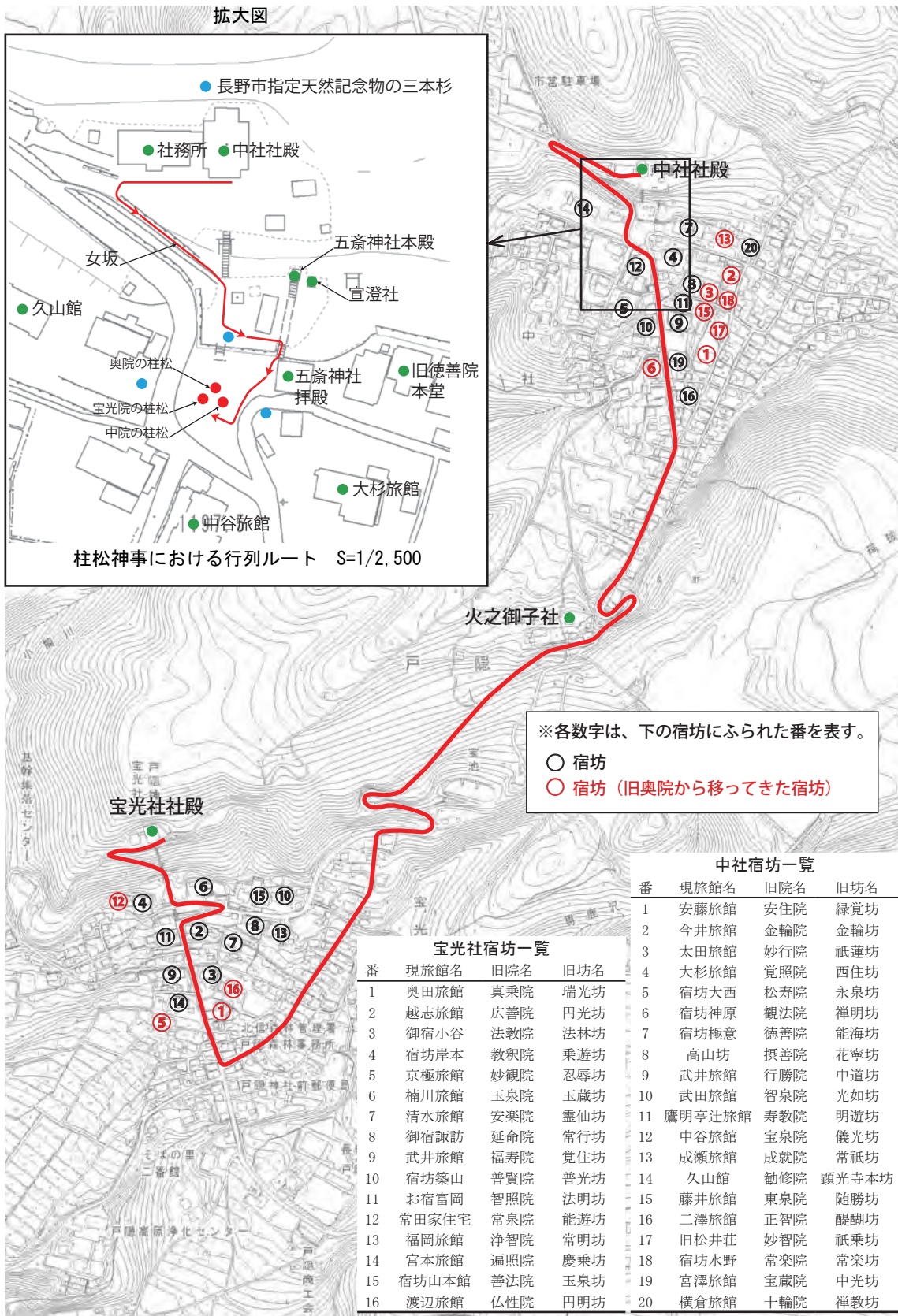
般若心経を唱えながら柱松をまわる



奉告祭(中社)








離山祭(宝光社)










太々神楽の舞一覧

番	名	舞の内容	写真
1	降神の舞	<p>神事に先立ち、八百万の神々を祭りの場に招き奉る舞。翁面を着けた一人の舞人が、前段は左右の手に狩衣の露紐を取り、また後段は神霊の依り代となる「幣」とそれを祓い清める榊の枝を持ち、四方八方に向かって神々の招来を乞い願う。別名「御神入の舞」。</p>	
2	水継の舞	<p>男女二神による舞で、順調な降雨と五穀豊穡を祈る舞。翁面狩衣姿の水久万里神が大麻と鈴を持って四方の罪穢を祓い、女面千早緋袴姿の水波乃売神が長い柄杓と扇で四方の水瓶に天水を注ぐ。後段は水波乃売神が下がり、水久万里神が順調な河川の流れと作物の成長を祈る。</p>	
3	身漉の舞	<p>祓戸四柱の神による祓い清めの舞。神前に供えた大釜で沸騰する湯を、笹の葉にてふりかけ、自分自身と座を清める。「湯立て神楽」の遺風を伝えている。別名「笹の舞」。</p>	
4	巫子舞	<p>清純な少女が、手にした神鈴を振り神前を清々しく祓い清める。緋の袴と白の舞衣を身につけ、宝冠をいただいた巫子の舞う姿は、あたかも春の野に蝶が戯れるようである</p>	
5	御返幣の舞	<p>神力を表象する四武神が四方八方の邪神を平定する舞。古くは「反閼の舞」とも称され、独特の足捌きで足踏みをしながら、前段は矛により、後段は太刀を抜いて邪神をなぎ払う。 ※反閼：道教の歩行呪術が根源。</p>	



太々神楽の舞一覧

番	名	舞の内容	写真
6	吉備楽の舞	狩衣をつけた2人又は4人の巫子が「位の山」の唱歌と笛の音に合わせて国家安泰を祈願する舞。	
7	三剣の舞	3人の武人が始め笹と鈴で、後に剣を抜き邪をなぎ払う舞。前段、3人の舞人が鈴と笹を振りながら反閤の足捌きで邪を踏み破り、祓い清める。中段は3人が剣を抜き、更に後段1人が両手に剣を頂いて四方八方の邪神をなぎ払う。修験道の精神を最もよく表している豪快勇壮な舞。	
8	弓矢の舞	2人の武人が弓矢で遠くにうごめく邪を射止める舞。赤・黒の襖 <small>おう</small> に石帯をつけ、また頭には「おいかけ」をつけた <small>けんえい</small> 巻纒の冠を被る隨身装束で、静かな楽奏にあわせ優美典雅に、時に激しく舞われる。別名「隨身の舞」。	
9	岩戸開きの舞	天岩戸開き神事にちなんだ、戸隠神社に最も縁の深い舞。赤の袍をつけた布刀玉命が岩戸の前に大櫛 <small>ほう</small> を供え、黒の袍をつけた天児屋命が天照大御神にお出ましただけよう祝詞を唱える。続いて天鈿女命が岩戸の前で楽しげに舞い、次第に神掛かってくる。舞が最高潮に達すると岩陰から天手力雄命が現れ岩戸を引き開け、岩戸の左右に侍していた布刀玉命・天児屋命が祝いの言葉を申し上げる。	
10	直会の舞	天照大御神が岩戸からお出ましになり、世の中が再び光に包まれた喜びを表す舞。夜明けを告げる長鳴鶏を表象した巫子が鈴と扇を持って舞い遊ぶ。直会とは祭りなどの特殊な時間から平常の時間へと戻ることをいう。この舞を以て戸隠神社太々神楽はめでたくお開きとなる。	

戸隠神社年中行事一覧

月	日時	行事名	太々神楽献奏の有無	
1月	1日	午前4時	歳旦祭(奥社)	
	2日	午前10時	歳旦祭・講社祭(中社)	太々神楽献奏
	3日	午前10時	歳旦祭・講社祭(宝光社)	太々神楽献奏
	7日	午前11時	鎮火祭(奥社)	
2月	節分前日	午前11時	古札焚上祭(中社)	
	節分の日	午後4時	追儺祭(中社・宝光社)	
	11日	午前10時	紀元祭(中社)	
4月	25日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
	28日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
5月	1日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
	3日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	5日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	6日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
	8日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
	10日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
	12日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	14日	午前10時	祈年祭(中社)	太々神楽献奏
	15日	午前11時	祈年祭(奥社)	太々神楽献奏
	16日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
6月	16日	午後3時	祈年祭(宝光社)	太々神楽献奏
	20日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	1日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
	6日	午前10時	飯縄社祭(飯縄社)	
7月	中の巳の日	午前10時	種池祭(種池他)	
	30日	午後3時	大祓式(奥社・中社・宝光社)	
	1日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
8月	9日	午前11時	宣澄鎮魂祭(宣澄碑前)	
	15日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	1日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
9月	14日	午前10時	例祭(中社)	太々神楽献奏
	15日	午前11時	例祭(奥社)	太々神楽献奏
	16日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	16日	午後3時	例祭(宝光社)	太々神楽献奏
	18日	午前11時	例祭(火之御子社)	太々神楽献奏
	1日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
10月	2日	午前11時	末社祭(宝光社)	
	10日	午前10時	末社祭(中社)	
	15日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	1日	午前6時30分	月並祭(中社)	太々神楽献奏
11月	15日	午前6時30分	月並祭(宝光社)	太々神楽献奏
	3日	午前10時	明治祭(中社)	
	22日	午前10時	新嘗祭(中社)	太々神楽献奏
	23日	午前11時	新嘗祭(奥社)	太々神楽献奏
	24日	午後2時	新嘗祭(宝光社)	太々神楽献奏
12月	23日	午前10時	天長祭(中社)	
	30日	午後3時	大祓式・除夜祭(中社・宝光社)	
	31日	午後4時	大祓式(奥社)	
	31日	午後6時	除夜祭(奥社)	
	31日	午後11時	越年神事(奥社)	

## (2) 戸隠信仰と戸隠古道にみる歴史的風致

江戸時代の脇街道の一つである北国街道は、中山道の追分宿（長野県軽井沢町）から越後高田（新潟県上越市）方面に抜ける街道で、「佐渡金山の道」や「参勤交代の道」として知られるが、途中には全国的にも著名な善光寺があるとともに、山岳信仰として名高い戸隠へ通じる道が延びており、善光寺や戸隠へ参詣するための「信仰の道」でもあった。また、善光寺から戸隠へ通じる道は、脇街道ではないものの、2つの信仰拠点を結ぶ「信仰の道」として特に重要であった。

善光寺方面から戸隠へ通じる道は主に3本あった。第一は、湯福神社の脇を通過して、しぐれ坂、七曲りを経由し、飯縄山の裾野を越えて戸隠へと至る道。第二は、善光寺仁王門から西へ進み、上ヶ屋を経由して大久保の茶屋付近で第一の道と合流する道。第三は、新諏訪から入山・上野を経由して戸隠へ至る道である。さらに、戸隠に通じるそのほかの道としては、鬼無里中心地の町<sup>まち</sup>から小川沿いを北上して宝光社の大門通りに合流する道をはじめ、北国街道柏原宿を起点とする裏参道、松代方面から小市、坪山、折橋を経由して戸隠へ至る道など、幾筋もの道が延びている。このうち、善光寺から七曲りを経由して戸隠へ至る第一の道は、ともに全国的に篤い信仰のある善光寺と戸隠の双方を参詣するための表参道ということもあって、特に多くの参詣者が通った。江戸時代後期の国学者・紀行家であった菅江真澄（宝暦4年（1754）～文政12年（1829））は、天明4年（1784）に善光寺と戸隠を訪れており、このときの体験が『菅江真澄遊覧記』に記されている。また、文政元年（1818）に善光寺と戸隠を参詣した江戸時代後期の戯作者十返舎一九は、このときの体験を『戸隠善光寺往来』（文政5年（1822））として出版している。さらに、豊田利忠執筆の『善光寺道名所図会』（嘉永2年（1849）刊行）には、善光寺から戸隠に至る街道についても挿絵付きで記され、当時の街道の様子を窺うことができる。

岩鼻通明氏の「近世の旅日記にみる善光寺・戸隠参詣」（長野郷土史研究会『長野』165号 1992）によれば、天保11年（1840）までの統計で、善光寺参詣者の約4分の1が戸隠にも参詣している。このように、善光寺と戸隠は、近世以降、多くの参詣者が訪れる信仰の地であり、双方を結ぶ道は、「信仰の道」として特に重要な役割を担っていた。

善光寺と戸隠を結ぶ道は、増加する自動車交通に対応するため、昭和39年（1964）に、戸隠道表参道とほぼ平行するように、戸隠バードラインが開通した。このとき、古道の



「戸隠山善光寺詣」の題簽



菅江真澄肖像画



道幅をそのまま拡幅したところもあるが、古道とは別に道路を設けたところも多く、江戸時代以前から続く古道の趣を残す部分が多い。特に、おおやちしつげん大谷地湿原から戸隠側の道筋については、そのほとんどが舗装の施されていない歩行者専用の古道として、今も当時の趣が保たれている。また、この区間は、飯縄山の自然環境豊かな裾野の中を通過する土の道であることから、交通手段が徒歩から自動車に変わった現在も、トレッキングを兼ねた参拝者や観光客が数多く訪れる。そのため、下草刈り等の日常の維持管理を欠かすことができない。そして、この古道の維持管理には、古くから戸隠神社のしゅうちょう聚長らが関わりを持っている。

戸隠神社には、神社への奉仕を行うとともに、全国から集まる信者への祈祷や宿泊を行う聚長がおり、その多くが中社社殿ないし宝光社社殿の門前で宿坊を営んでいる。各々の宿坊は、戸隠神社として組織される以前の戸隠山頭光寺からの歴史を持っており、大きな茅葺屋根をなす歴史的建造物が多く、中には、江戸時代に建てられた建造物もある。

このように、聚長らは、戸隠神社の中で信仰に関わる様々な活動を行う一方、旅館業を営む宿坊としての側面も大きいため、中社と宝光社においてそれぞれ中社旅館組合・宝光社旅館組合を組織し、戸隠神社の歴史や文化を内外に周知するための様々な活動も行っている。その活動の一つに、戸隠古道の維持管理活動があり、中社旅館組合・宝光社旅館組合に加え、こしみず越水旅館組合（中社北方の越水地域で旅館業を営むもの）等が中心となって、下草刈り等の古道整備や丁石の点検などが行われている。記録としては、昭和8年（1933）に戸隠観光協会が設立した際、既に旅館組合として古道整備活動が行われていたとあるが、古道そのものが江戸時代以前より存在していることと、整備に宿坊関係者が継続して携わっていることから、活動の歴史はかなり古いものと考えられる。

戸隠道表参道は、善光寺を出発点として、善光寺三社の一つである湯福神社や御嶽山神社の脇を通った後は、主に人家のない山中を通る。なお、湯福神社は、『善光寺道名所図会』に「戸隠街道」の文言とともに境内の様子が描かれている。また、山中を主に通る古道が唯一通過する集落として、善光寺から28町（約3km）の道のりにあらかず荒安の集落がある。



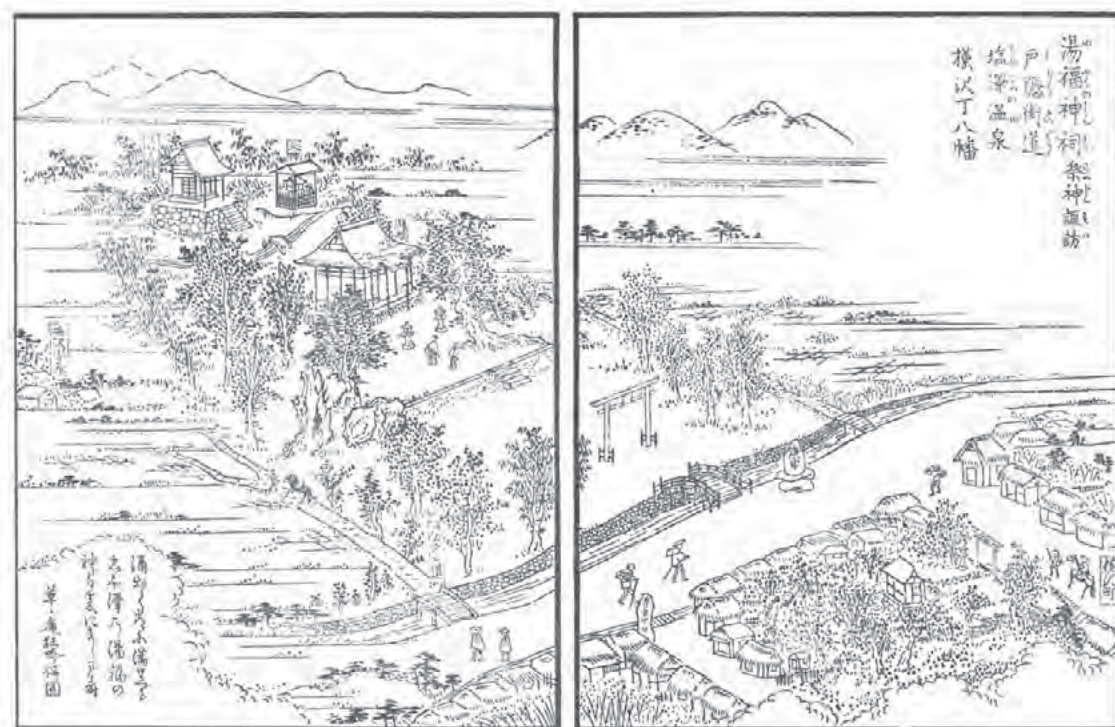
大谷地湿原



戸隠古道における下草刈りの様子



整備が行き届いた古道の様子



『善光寺道名所図会』にみえる湯福神社

ここは現在、ひっそりとした農村集落の一つとなっているが、かつては、戸隠古道における数少ない休息地として、江戸時代初期から営まれていた茶屋もあり、古道を往来する人々で賑わっていた。また、集落の中心には、北方の飯縄山を信仰対象として、戸隠神社、飯山の小菅神社とともに北信濃三大修験場に数えられる飯縄神社の里宮がある。なお、この里宮は、飯縄信仰を全国的に広めた千日太夫の冬期居所として、武田信玄が創建したものとされる。

古道には、途中いくつかの岐路があるが、参詣者らが迷うことのないように、江戸時代以前からその分岐ごとに戸隠への道筋を示す道標がいくつも建てられている。さらに、善光寺と戸隠を結ぶ古道のほぼ中間地点においては、飯縄と戸隠の境を示す「一の鳥居」の峰があり、ここから戸隠方面には、1町（約109m）ごとに丁石が建てられ、古道の道筋をより詳細に窺うことができる。なお、一の鳥居から宝光社までの道のりが43丁あり、同じく一の鳥居から中社までが53丁、中社から奥社までが30



湯福神社拝殿（文久2年（1862））



荒安の集落



丁ある。丁石は、戸隠参詣が最も盛んになっていた江戸時代後期のものとされ、それぞれの参道ごとに建てられていたが、道路改修などによって失われてしまったものもあった。このため、平成に入ってから、戸隠古道整備の一環として失われた丁石の調査が行われ、一の鳥居から宝光社の中の丁石が整備された。

また、「一の鳥居」の地名は、その名の通り、昭和 60 年（1985）まで、明治 19 年（1886）建立の高さ約 11m・幅約 8m にわたる木造の大鳥居があった。しかし、この鳥居は、老朽化によって倒壊の危険性が生じたため、昭和 60 年（1985）に取り壊された。現在、この位置には当時の礎石のみが残っている。また、礎石の脇には、弘化 4 年（1847）の善光寺大地震で倒壊するまで建っていた石造の鳥居の残骸が今も残っている。現在、この周辺一帯は、一の鳥居苑として上信越高原国立公園に指定されて保護の体制がとられている。

一の鳥居を過ぎて古道を 7 丁ほど進んでいくと、大久保の地籍に入る。ここは、善光寺から七曲りを経由して延びている戸隠表参道にとってはもちろん、古間・牟礼方面からの「戸隠下道」、さらに鬼無里方面からの古道が合している



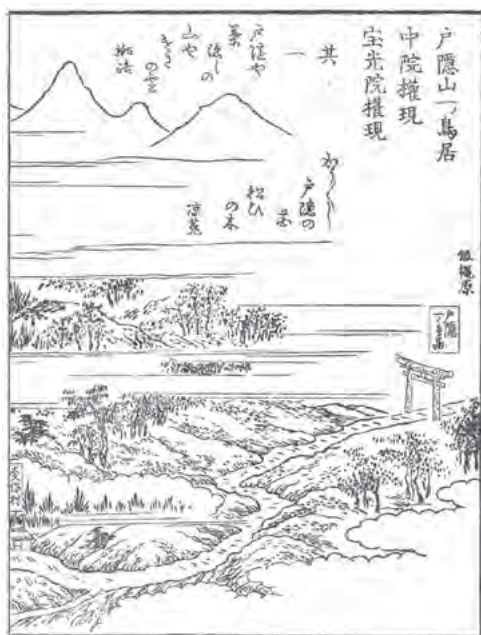
飯縄神社里宮拝殿



江戸後期の丁石



明治 19 年（1886）建立の一の鳥居



『善光寺道名所図絵』にみえる一の鳥居



現在の一の鳥居跡

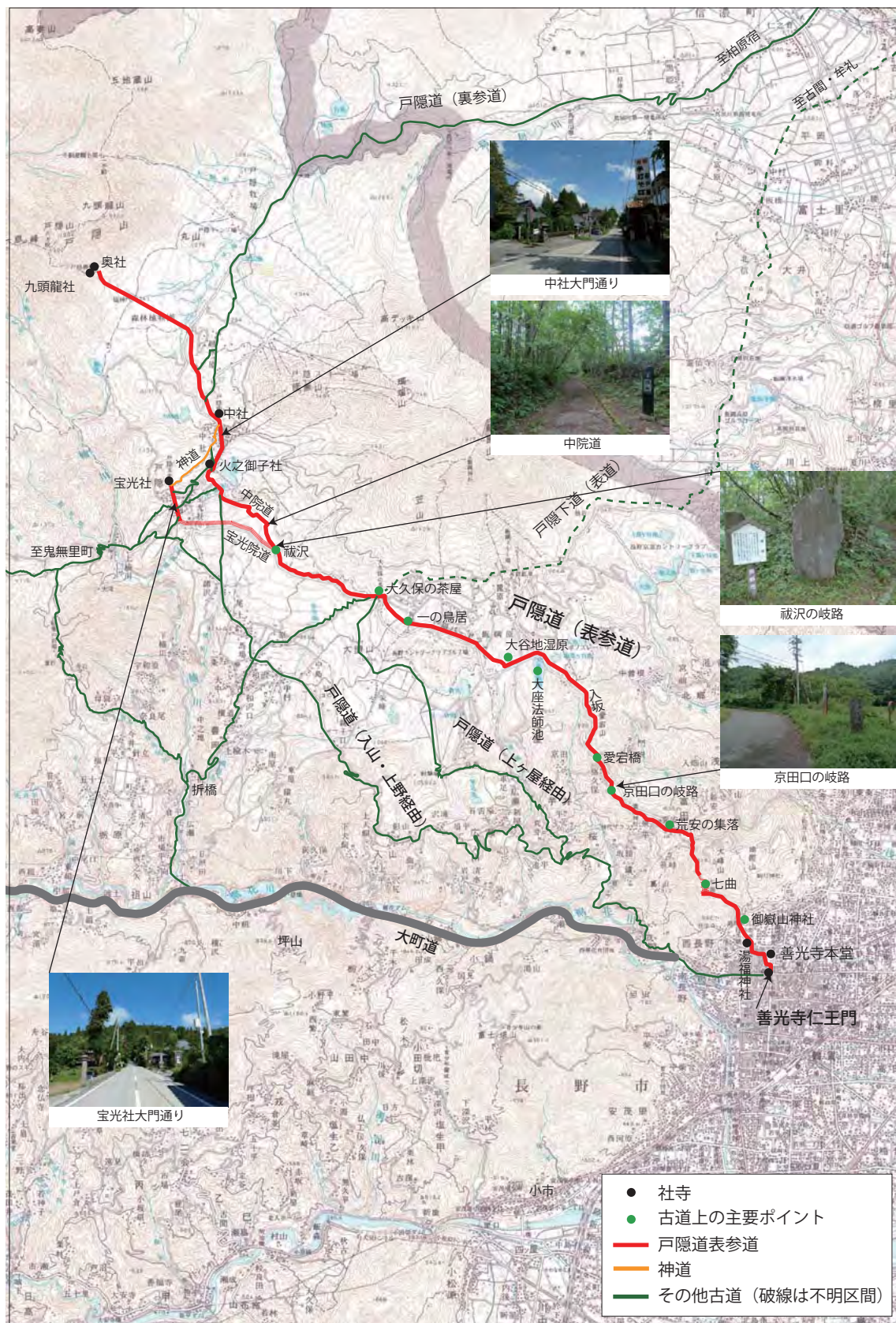


ことから、古くから多くの人々が行き交う交通の要地として賑わいをみせていた。そして、この場所には、昔から2軒の茶屋があった。一軒は、寛永元年（1624）創業の旧釜鳴屋（現：大久保西の茶屋）で、もう一軒は、釜鳴屋の東隣に店を構える文化2年（1805）創業の旧大久保東の茶屋（現：大久保の茶屋）である。旧大久保東の茶屋は、創業当時の建物が一度火災によって焼失した後、明治時代に木造平屋建、平入、寄棟造茅葺で再建されたものである。江戸時代、幕府の直轄地であった戸隠には、幕府から毎年のように役人が検地に訪れていた。そのため、戸隠の玄関口となる大久保の地籍に、これらの役人の休息地として、また、幕府と戸隠との連絡役に当たった松代藩の武家人の寄り合い所として、茶屋が建てられたのが始まりとされる。



旧大久保東の茶屋（明治時代）

かつて「信仰の道」として多くの参詣者が往来していた戸隠古道は、豊かな自然環境の中を通り、今も江戸時代の丁石や歴史的建造物が散見されることから、老若男女を問わずトレッキングを兼ねた参拝者や観光客が数多く往来している。そして、古道が歴史的趣を今に伝えている背景には、戸隠神社の聚長らが営む宿坊をはじめ、多くの旅館関係者による日常の維持管理活動があり、四方八方から戸隠に通じる信仰の道に沿う形で配置された歴史的建造物と、その道を適切に保全するための活動が一体となって、良好な歴史的風致が保たれている。



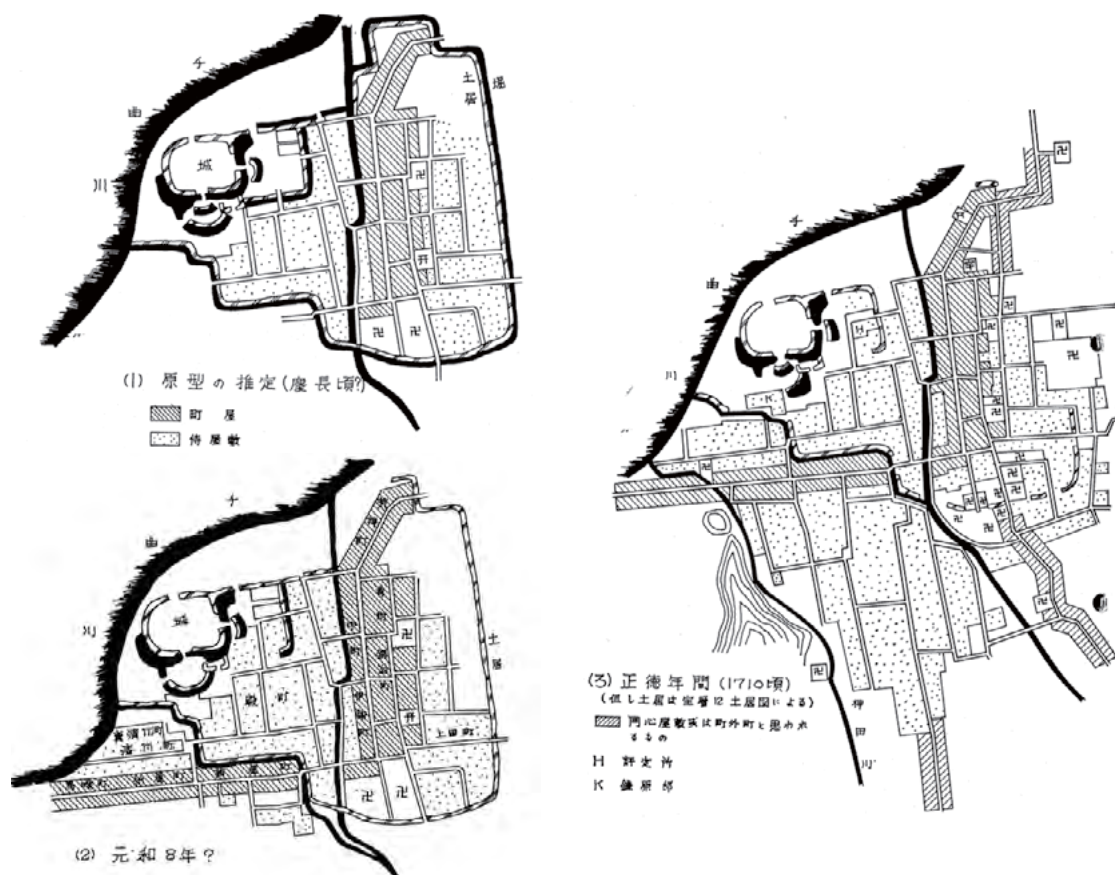
戸隠道 (表参道) S=1/100,000



### 3 松代地域

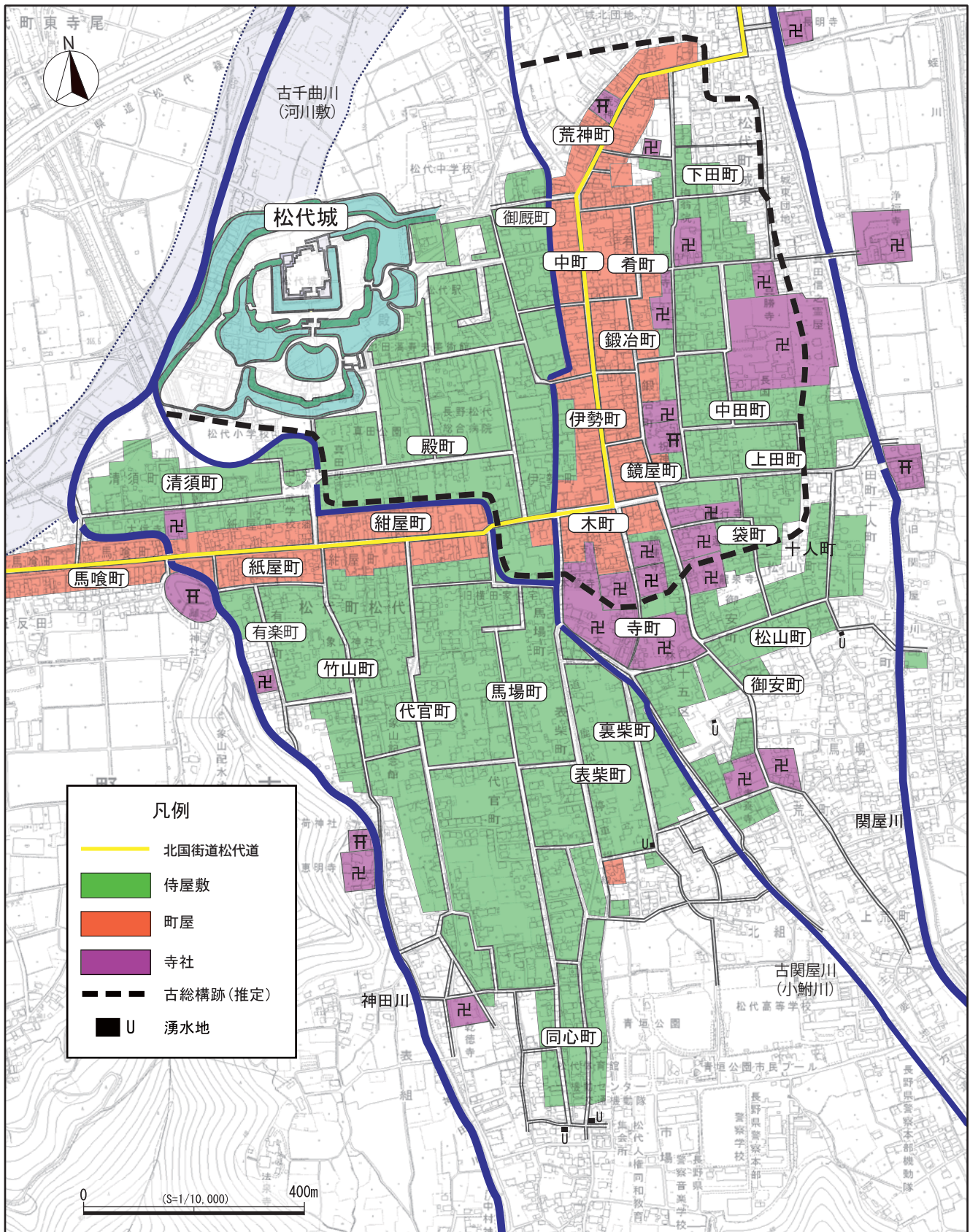
#### (1) 水路と庭園にみる松代城下町の歴史的風致

松代城下町は、東南西の三方を急峻な山々に囲まれ、急な谷あいを通る神田川・関屋川などによって形成された複合扇状地上に位置している。戦国時代には甲斐の武田晴信（信玄）により松代城の前身である海津城が築城され、城下の整備が進められた。海津城築城の時期は定かではないが、現存する史料としては永禄3年（1560）の書状に「海津在城」と記されており、この時期には城が築かれていたことが分かる。また元和8年（1622）の絵図には、城下町を囲む外郭土塁（総構）が描かれており、西側の一部には既に土塁を超えて屋敷割が広がっている。城築造以前の周辺環境は不明だが、海津城築造を契機に人口の流入が始まり、元和8年（1622）に真田信之が上田から松代に移封されて以降、防御施設としての外郭土塁を超えて屋敷割が広がるようになり、二代信政が上州沼田から入封した時や、柴村に隠居していた初代信之の没後に家臣団が城下に戻ってきた時など、数回にわたって城下町の規模は拡大していった。当初の関屋川は、総構の外周及び内側に南東方向より流れ込んでいたが、城下町の拡大に伴い、次第に町の東部を流れる河道が中心となり、江戸時代後期には城下を縦断する河川（現在の小鮎川）を「古関屋川」と呼称するようになった。



松代城下町の変遷（「松代の民家」より）





松代城下町の土地利用図(文政6年(1823)頃)



城下町は、城に近接して上級武家地を置き、周辺部に中下級武家地を配しており、城下を横断する北国街道松代道沿いに「町八町」と呼ばれる町人地が形成された。幕末には身分・格式による武家地の地域制は崩れており、町人地も八町以外の「町外町」と呼ばれる町家が広がっていった。

松代城は、北を流れる千曲川を自然の要害として築かれた平城で、最奥部に本丸を置き、南東側の城下に向けて二の丸、三の丸と呼ばれる曲輪を重ねる縄張りを基本とする。築城当初の海津城については、『甲陽軍鑑』や『真武内伝』など後世の編纂物に「二の郭」の記述がある一方、主郭を土塁と堀で囲む館程度の城構えであったとも伝えられており、詳細は定かではない。関ヶ原の戦いの後、海津城主となった森忠政によって二の丸・三の丸の整備が行われており、本丸土塁が石垣に築造し直されたのもこの頃と思われる。元和8年(1622)に真田信之が上田より移封して以降、明治時代の廃城までの約250年間真田氏が城主となって、松代を治めた。信之の頃はまだ藩財政に余裕があったが、享保2年(1717)の火災や寛保2年(1742)、明和2年(1765)の水害、弘化4年(1847)の地震など相次ぐ災害により財政は困窮を極めた。また城は千曲川と接しているため、水害の影響を受けやすく、寛保の水害を受けた後、数度にわたる川除普請を行っており、川の流路を変更する「瀬直し」も進められた。弘化4年(1847)の絵図では、千曲川の旧河川敷を堀に整備し直した様子が窺える。また明和7年(1770)には千曲川により多くの浸水被害を受ける本丸に代わり、花の丸に御殿を移しており、以後政務の場、藩主の居住空間は花の丸に移った。

「新御殿」は、文久2年(1862)に参勤交代の制が緩められ妻子等が在国に帰ることになり、9代幸教の義母貞松院の住居として、三の堀南側に造営された。建物は元治元年(1864)10月に完成しており、10月15日には貞松院が移ったことが、棟札や家老日記より判明し



松代城跡城郭域



江戸時代末の松代城周辺想定図



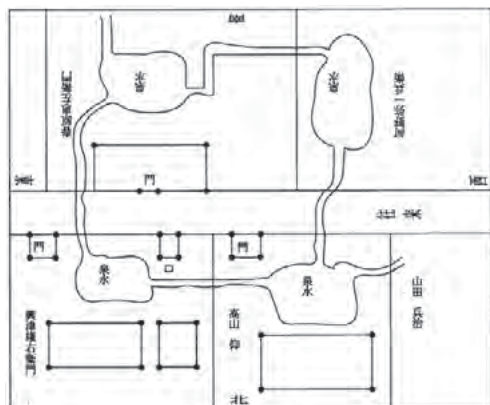
新御殿跡（真田邸：元治元年（1864））

ている。新御殿の庭園には、城下を流れる水路が引き込まれ「水心秋月亭」と名付けられた庭園が築造されている。

城下町の水路建設は、江戸時代前期に遡る。元禄6年(1693)の「御家中ノ町割門付覚」(『浦野家文書』長野市立博物館蔵)には、家中役職として「水道奉行」が記されている。水道奉行は、水路普請と保守管理を主な業務とする役職であった。寛延3年(1750)の「城下水道絵図」(『松代真田家文書』真田宝物館蔵)には、城下の水路の位置、分岐点、汲み出し口などが描かれているが、暗渠か開渠かといった技術的なことは分からない。この時期の水路は、松代城に近接する上級武家地のみであり、中下級の武家地や町人地に水路が敷設されるのは、江戸時代後期のことである。文政11年(1828)の絵図(『松代真田家文書』国文学研究資料館蔵)には、武家屋敷に引き込んだ水で庭に「泉水」(池)をつくっていたこと、各家の泉水と泉水とが水路で繋がっていたことが分かる。松代は、地形的に最北端の松代城や上級武家地が低位に位置することから、水路の水質保全に関する通達が毎年、水道奉行より出されている。明和6年(1769)の家中あて廻状には、水路内へ「塵芥不浄の



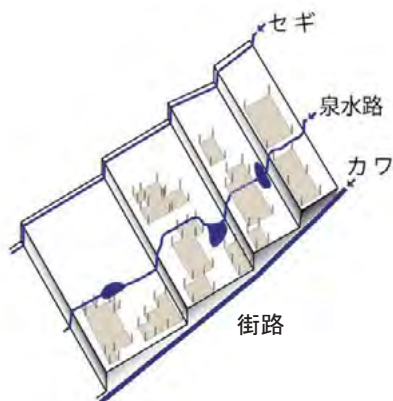
『水心秋月亭図巻』(真田宝物館蔵)



武家屋敷の泉水『松代真田家文書』  
(文政11年(1828)、国文学研究資料館蔵)



養鯉業を営む庭園(代官町)



松代水路網の模式図



象山を借景とする庭園



泉水路



ものを捨てること」、「洗濯物等を浸しておくこと」などを禁じており、汚れた水が流れ込むことがないように強く求めている。

水路は、大きく道路に面する「カワ」と屋敷地の背割りを流れる「セギ」とに分かれる。カワは江戸時代には道路の中央を流れていたが、大正時代末期頃に道路ぎわへ移され、その後コンクリート溝化が進んだ。セギは主に武家屋敷裏地の菜園に利用されているものだが、松代では、セギから分化して各戸の庭園の泉水と泉水とを結ぶ独自の水路形態が発達しており、近年「泉水路」と呼ばれている。

松代の庭園の泉水は、鑑賞目的以外に、食器の洗浄や洗面、防火用水、夏の散水、冬の雪落としなどの生活用水としても利用されていた。また文化・文政期（1804～1830）以降、泉水での真鯉の飼育が進み、製糸業最盛期には、剰余のサナギをえさとする養鯉業を営むものが増加した。現在では上水道の普及により食器の洗浄等の利用は減少しているが、菜園や散水等の生活用水としては利用されており、平成23年度（2011）に実施された信州大学農学部による調査では、松代地区内において185箇所の泉水が確認されている。

松代町の南部武家屋敷地では、神田川を水源とする南北の水路網が発達しており、水路と並行して街路が形成されている。武家屋敷は街路を軸に東西に対称的に造成されており、一定の共通原則が認められる。屋敷地は間口より奥行が広いのが一般的であり、門から玄関までに至るアプローチ空間として「前庭」を設けること、門と玄関の中心は一直線に並べず少しずらすこと、主屋の南側に泉水を有する庭園を配すること、敷地の最奥に農地を設けること、などが挙げられる。また各屋敷地には農作業、家事のための作業空間があり、蔵や納屋などの付属施設とともに板塀や生垣によって区画されており、来訪者（客人）に見えないよう配慮がなされている。これらの規則性が、町屋とは異なる武家屋敷地独自の歴史的景観を形成している。

重要文化財の旧横田家住宅は、面積1,579㎡の敷地に主屋・表門・隠居屋・土蔵（2棟）の5棟が建つ、18世紀末の建築であり、中級武士の屋敷地がほぼ完全に保存されている。松代藩士横田家は禄高150石の中級藩士で、郡奉行などを勤めた家に当たる。主屋は寄

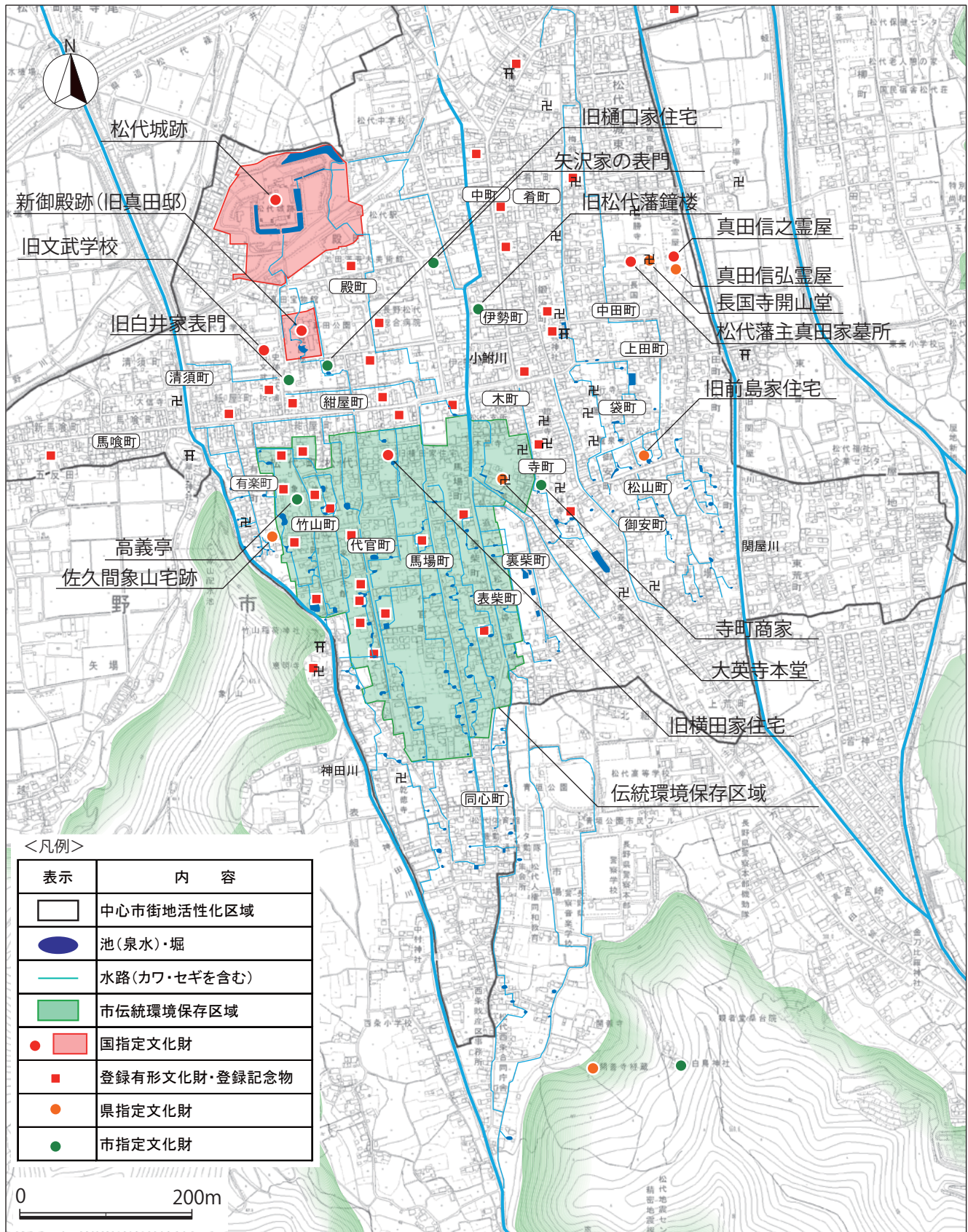


南部武家屋敷地の規則性



武家屋敷の構成（旧横田家住宅）





水路と庭園にみる城下町の歴史的風致



棟造、茅葺で、北側の寄棟に玄関が付く。主屋の東側に寄棟造、茅葺の隠居屋が付属しているが、これは後に増築したものである。表門は間口 16.4 m、奥行 6.3 m の長屋門で切妻造、棧瓦葺で、左右の長屋に窓が付く。主屋の南には泉水を有する庭園があり、その南には畑地が広がる。松代には、この旧横田家以外にも、旧前島家住宅（県宝）、旧樋口家住宅（市指定文化財）など複数の武家屋敷が現存している。



旧横田家住宅（重要文化財・18世紀末）

城下町を流れる水路は、西条地区から象山東裾部を流れる神田川と城下町東を流れる関屋川を主な水源としている。近年、関屋川は上流部で東側に流路変更がなされているが、城下町東部の御安町、松山町などでは、関屋川扇状地の伏流水とみられる湧水池が多数現存している。県宝の大英寺本堂でも、境内南部に湧水と庭園が残されており、下流の泉水に供給される水源として機能している。なお、大英寺本堂は、間口 5 間、奥行 5 間、入母屋棧瓦葺の建物で、県宝に指定されている。元来、大蓮院の霊屋で万年堂といったが、明治 5 年（1872）に寺が焼けたため、霊屋を本堂としたものである。一方、神田川水系では、全体的に湧水量が減少しており、上流部の農業用水や直接神田川から取水するなど、各町単位での水源確保が行われている。



大英寺本堂（県宝・寛永元年（1624））

松代町内の河川は、急峻な東部山地を源流としているため、上流域で集中豪雨に遭うと、中流から下流域の市街地で河川が氾濫し、人家や農作物に多大な影響を及ぼすことがあった。昭和 33 年（1958）、昭和 34 年（1959）に相次いで大水害に見舞われたことを契機に、昭和 35 年（1960）12 月に「松代町河川愛護会」が組織され、水害の未然防止を目的とした河川環境の保全と河川愛護思想の普及のための活動が行われている。



昭和 30 年代の河川改修

愛護会は、松代町の全戸（約 7,000 戸、約



河川愛護会による河川の清掃・草刈作業



19,000人)が会員であり、普段から河川の状況を知ることが危険箇所の早期発見につながることから、「地域の河川は地域で守る」という信念のもと、河川清掃・草刈やパトロール、改修・修繕箇所の要望とりまとめ等、年間を通して積極的な活動が展開されている。また水辺の生態系生物を学ぶ場として、松代町内の小学生を対象とした年2回の学習会や、児童によるカジカの放流・調査への協力も行っており、世代を超えて松代の河川を愛する心が育まれている。近年では神田川護岸の整備の際に、地元住民約300人が作業に参加しており、その後も地元住民を主体とする草刈作業等の維持管理が行われている。50年以上継続している松代町河川愛護会の活動は高く評価されており、平成23年(2011)には公益社団法人日本河川協会の第13回日本水大賞の「市民活動賞」を受賞している。

松代城下町では、前述の松代城跡や新御殿跡、武家屋敷地等を水路がめぐっており、歴史的建造物と泉水を有する庭園が多数現存している。この江戸時代から続く水系システムは、地割や庭園の借景となる山並みと河川が一体となって、良好な城下町の歴史的環境を創出している。このような歴史的環境は、そこで暮らす地域住民が、歴史的建造物や庭園などを大切にし、川や水路にゴミを流さない、流れてきたゴミを拾い上げる等の自主的な取り組みを継続してきた結果の賜物であり、これらの歴史的環境と積極的な保全・愛護活動が一体となって、松代城下町における貴重な歴史的風致が形成されている。

## (2) 祭礼にみる松代城下町の歴史的風致

松代の特徴の一つに、寺社の多さが挙げられる。西条の清水寺や東条の清滝観音、<sup>きよたき</sup>皆神山の熊野出速雄神社などは、松代の周辺区域に位置するが、松代城の築城以前から存在した寺社であり、仏像や建造物、古文書などの歴史的資料が多数残されている。

真田家にゆかりのある長国寺、大英寺、大林寺などは、城下町内には位置するものの「総構」と称される外郭土塁内には収まっていない。一方、寺町の證蓮寺や御安町の蓮乗寺、龍泉寺などは総構内に位置し、真田家移封前の慶長年間には現在地に建てられていたと伝えられる。これらの造営時期が異なる多数の寺社とそこで営まれる祭礼が、松代の重層的な歴史的風致を生み出している。

江戸時代から続く、松代の代表的な祭礼としては祇園祭が挙げられる。祇園祭は、スサノオノミコトを祭神とする京都八坂神社の例祭であり、天王祭とも呼ばれる。松代では東条の玉依比売命神社に<sup>たまよりひめのみこと</sup>分祀されている牛頭天王を迎える町衆が中心の祭である。松代の町人地は、城下町の北国街道松代道沿いに形成され、馬喰町・紙屋町・紺屋町の上三町、伊勢町・中町・荒神町の本町三町、肴町・鍛冶町の脇二町を合わせて町八町と呼ばれる。

玉依比売命神社の創建年代は不明であるが、江戸時代初期の厨子様神輿が奉納されている。また江戸時代に描かれた『川中島合戦図』（個人蔵）には、中世末の東条尼飾城の麓にまちなみとともに神社が記されている。現在の玉依比売命神社は、天王山を背にした傾斜地に位置し、中央に拝殿、奥部に本殿を配する。本殿は間口3間、奥行2間で、3間の向拝が付く。建物の角柱は舟肘木の簡素な造りで、天井は棹縁天井、北側中央部に神棚を祀る。建築年代は、安永2年（1773）の上棟を記す棟札が残る。拝殿は、北側に祝詞殿と呼ばれる上段の間を有する。拝殿と祝詞殿の屋根は一体となっており、互いの入母屋棟を直角に交差して構成する。拝殿部分は間口3間、奥行2間、正面に1間の向拝が付く。3方に高欄付きの縁を廻す。建築年代は、棟札に嘉永7年（1854）再建とある。



玉依比売命神社拝殿  
(登録有形文化財・嘉永7年(1854))

神社に奉納されている漆地彩色装神輿は、屋根から<sup>かまち</sup>框までほぼ全面黒漆塗りで、細部は朱漆（弁柄漆）、金箔などで丁寧な装飾が施されており、長野市指定有形文化財に指定されている。神輿の三壁には朱漆で図様が施されており、左壁に「雲中飛麒麟」、裏壁に「竹林に虎」、右壁に「山中の象」が描かれている。収蔵庫には、嘉永5年（1852）に造られた神輿もあり、近年はこの神輿を祭事に利用している。



漆地彩色装神輿  
(江戸時代初期)

松代の祇園祭の起源は不明であるが、江戸時代の祭りの様子

は、『松代天王祭絵巻』（三村晴山筆、真田宝物館蔵）に描かれている。絵巻では、町ごとに笠鉾や飾り物、狂言、花担ぎ踊りなどのほか、朝鮮通信使の真似をした集団も見られ、町屋の松葉<sup>まつばさじき</sup>棧敷より祭りを見学する武士の姿も描かれている。文化5年（1808）の松代藩士鎌原<sup>かんばらとうざん</sup>桐山による『朝陽館漫筆』には、中町・伊勢町の両町が舞台を出し、鍛冶町・荒神町・紺屋町・紙屋町は山車あるいは太神楽獅子舞を行ったと記されている。

江戸時代、祇園祭の最後には、松代城の大御門前で大門踊りが踊られていた。大門踊り（市指定無形文化財）は松代地区に古くから伝承されていた民俗舞踊で、伊勢踊りや謡曲が組み合わさり、豊年踊り・雨乞い踊りの要素をも含んでいる。踊りは「肴<sup>さかな</sup>町御先踊り」と「七ヶ町踊り」の二部からなり、男子は謡・地唄・笛が二人ずつ、小鼓<sup>こつづみ</sup>・大鼓<sup>おおつづみ</sup>・太鼓・くどき・天狗がそれぞれ一人と女子の踊り子十数人で構成されている。『松代天王祭絵巻』には、松代城の大御門前で「大門踊り」を行う姿が細かく描かれている。現在、大門踊りを祇園祭で見ることは無くなったが、踊り自身は継承されており、松代城跡における春と秋の祭事に合わせて踊られている。



天王下ろし（嘉永5年（1852）作成の神輿）



『松代天王祭絵巻』（真田宝物館蔵）



大門踊り『松代天王祭絵巻』（真田宝物館蔵）



松代城跡で行われる大門踊り  
（市指定無形民俗文化財）



現在の祇園祭では、毎年7月中旬頃に、玉依比売命神社から神輿を下ろし、紺屋町・伊勢町・荒神町・鍛冶町の各所でお祓いをして、中町の仮堂に安置する。これを「天王下ろし」と呼び、祭神を迎えると町内には勢獅子（市指定無形民俗文化財）が練り歩く。



中町の仮堂  
(内部に神輿を安置)

この勢獅子は、昭和8年(1933)に権堂町の応援を得て制作したことが、当時の写真裏書に記されており、以降、松代祇園祭の名物となった。

松代伊勢町の勢獅子は、権堂勢獅子の伝統を最も色濃く引継ぎ、「四丁目」「屋台」「正天」「つくまくづし」「野崎くづし」の五曲を舞っている。大獅子が眠りから覚め、お囃子に合わせて蝶を追いかけ走る様や、あくびのように大口を開けたり静かに閉じたりする演技は、勢獅子にふさわしいダイナミックでありながらも繊細さを有しており、芸の見せ場である。

祇園祭の本祭が終わり、「天王上げ」となると、仮堂の神輿は、各町の氏子総代によって玉依比売命神社に戻される。

祇園祭の舞台となる旧北国街道松代道沿いには、歴史的価値の高い町屋建築物とともに周囲の建築物より一際高い旧松代藩鐘楼（市指定有形文化財）がみえる。旧松代藩鐘楼は、享和元年（1801）に再建された高さ約12mの井楼式高檜形の建築物であり、江戸時代は、昼夜を問わず一刻（2時間）ごとに鐘を撞いて時刻を知らせたといわれる。また、北国街道松代道が鉤の手に曲がる伊勢町の街道辻には、江戸時代に町年寄を代々勤めた八田家の主屋・土蔵等がある。

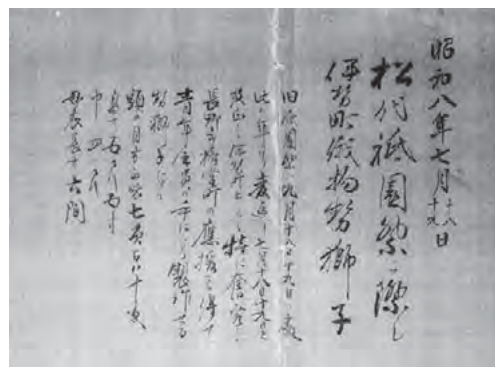
八田家は江戸時代には松代藩の御用商人を勤



現在の勢獅子



昭和8年（1933）の勢獅子写真（個人蔵）



昭和8年（1933）の勢獅子写真裏書（個人蔵）



旧松代藩鐘楼（享和元年（1801））

め、明治時代以降も豪商として栄えた。街道沿いの主屋は、木造2階建てで、明治30年(1897)に建てられたことが墨書より分かる。長土蔵、呉服屋土蔵、塀、表門もほぼ同時期の築造と推定されるが、大土蔵は江戸時代末期のものといわれる。主屋は1階に縦格子、2階に出格子を嵌めた意匠と白漆喰の外壁が商家らしい外観を作り上げている。主屋の東に建つ大土蔵は間口7間、奥行4間の規模で、切妻造、棧瓦葺の2階建てで、開口部は正面南側妻壁のみに設け、1階を両開戸、2階を片開窓とし、それぞれ庇を張り出している。敷地中央の土蔵は呉服屋土蔵と呼ばれる。間口5間、奥行2間半規模の土蔵造2階建ての建物であり、切妻造、棧瓦葺で、正面入口上部に庇を差し掛ける。外壁は白漆喰仕上げで、東面平壁には各階それぞれ2つの窓を設ける。長土蔵は敷地北西隅から東西に延びる間口20間、奥行2間規模の土蔵造平屋建ての建物である。屋根は切妻造棧瓦葺。道路に面して簡素な揚窓を1つ見せるだけの簡素な造りで、外壁は中塗仕上げである。表門は主屋の南に道路から後退して建つ。切妻造、棧瓦葺の腕木門で、太い門柱を用いている。門の両脇に切妻屋根を置く袖塀が取り付け、更に上部に忍び返しを付けた羽目板張の塀が延びて、豪商屋敷の表構えを伝えている。

松代の商家建物は、八田家住宅以外にも、松下家住宅、杭全家住宅くまたけなどが登録有形文化財となっており、寺町商家(旧金箱家住宅)が市の指定文化財となっている。寺町商家は、明治時代に質屋等を営んでいた金箱家の屋敷地であり、大規模な土蔵や複雑に入り組む主屋や店舗など、複数の歴史的建造物で構成されており、敷地全体の歴史的価値は高い。現存する主屋や店舗、土蔵の一部は、明治23年(1890)の絵図に記されており、その後の増改築や蔵の新築を経て、大



八田家住宅  
(登録有形文化財・明治30年(1897))



松下家住宅(登録有形文化財  
・明治24年(1891)の大火直後)



杭全家住宅(登録有形文化財  
・明治24年(1891)の大火直後)



寺町商家  
(市指定有形文化財：明治時代)

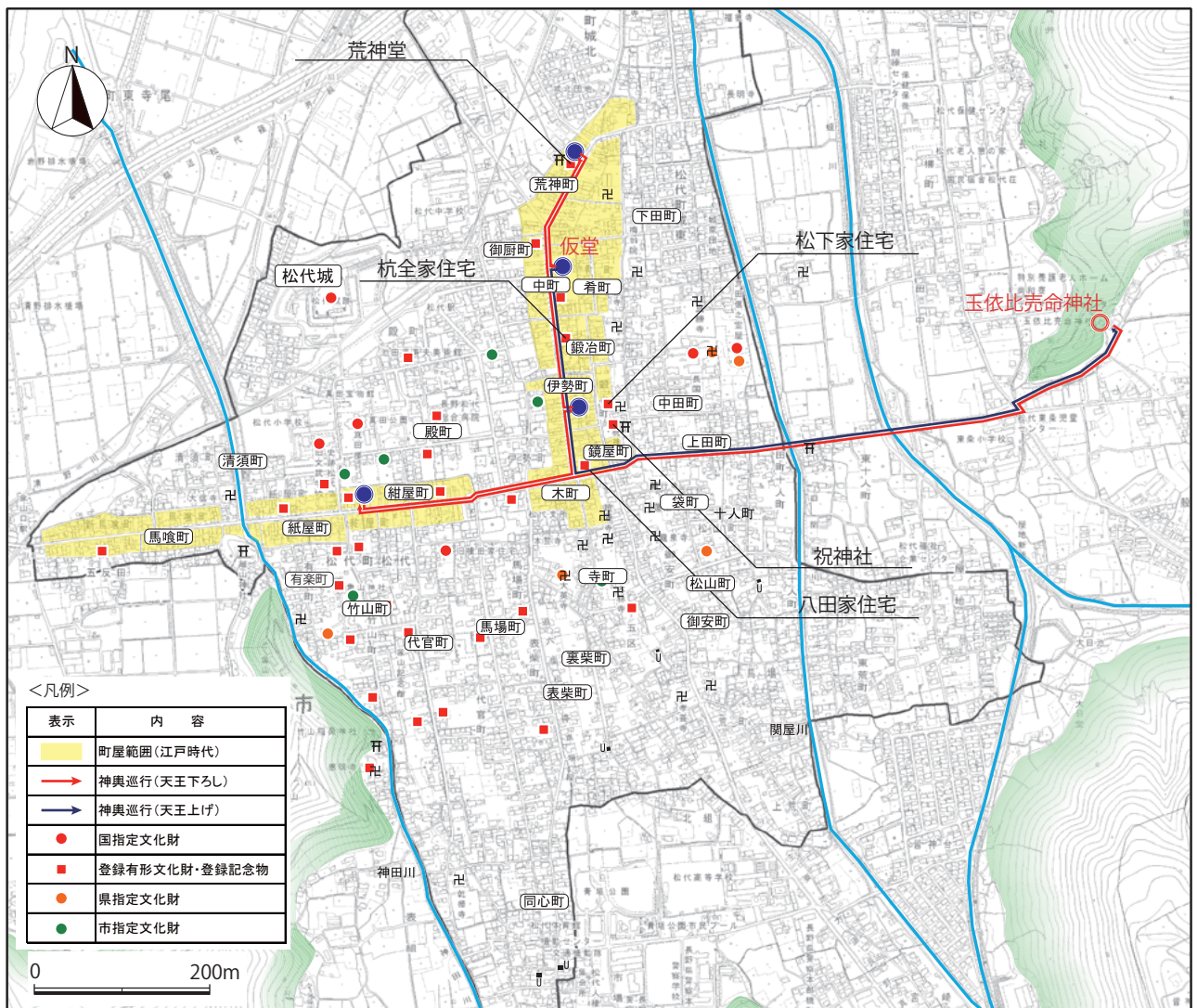


正時代には現在の姿になった。松代城下町の町人地では、明治24年(1891)の火災によって多数の建造物が焼失しているものの、荒神堂の屋根鬼瓦の中には、弘化2年(1845)に葺き替えたことを記す木札があるとともに、祝神社の拝殿には文化・文政期(1804-1830)に奉納された額が存在しており、焼失をまぬがれた江戸時代の建築物が複数確認されている。



荒神堂  
(登録有形文化財・弘化2年(1845)以前)

松代の歴史的まちなみを舞台として繰り広げられる祇園祭は、江戸時代と比較すると、祭礼の形態は変化しているものの、江戸時代の絵巻物を髣髴させ、松代城下町の風情を現代に伝える重要な歴史的風致である。



松代天王祭の神輿巡行経路



### (3) 大室古墳群にみる歴史的風致

大室古墳群は、松代町大室を中心に分布する5世紀前半から8世紀にかけて築造された500余基の古墳からなる大古墳群である。古墳は千曲川の南側の山塊から派生する三つの尾根上と、それに挟まれた二つの谷部に立地し、標高は350mから700m、約2.5km四方の範囲に分布する。北から北山・大室谷・霞城・北谷・金井山の五つの支群として把握され、尾根部の北山・霞城・金井山支群では50余基の古墳分布であるのに対し、谷部の大室谷と北谷支群では450基余り、実に9割近い古墳が分布し、主として谷部に選地するという特性が認められる。

また、本古墳群は東日本最大級の大型古墳群であることに加えて、二つの大きな特徴を持つことが知られている。その一つは、石を積み上げて墳丘とした「積石塚」と呼ばれる古墳が、古墳群中の7割から8割を占めていることで、わが国で極めて稀な存在である積石塚がこれだけ多く密集する古墳群は国内で他例をみない。二つ目は、古墳時代中期後半代（5世紀後半）に「合掌形石室」と呼ばれる特異な構造の埋葬施設を構築した古墳が存在することである。箱形石棺様の下部構造に板状の石を三角形の切妻屋根型に組み合わせて天井とした合掌形石室は、全国で40例ほどしか知られていないが、そのうち25基が大室古墳群に集中している。さらに、大室古墳群中では合掌形石室が必ず積石塚に構築されており、両者の密接な関連性が窺える点は他の古墳群ではみられない特性となる。出土遺物には土師器・須恵器の土器類、埴輪、鏡（珠文鏡）、鋌留短甲や挂甲等の武具類、直刀や鉄鏃等の武器類、馬具類、刀子等の工具類、玉類、馬骨等があり、中でも馬具類の出土が多いことが注目される。馬具・馬骨・馬形土製品等の馬に関連する出土遺物の多さは、本古墳群の被葬者が古代の馬匹生産と関わっていたことを示唆し、平安時代の『延喜式』に記される信濃十六牧の一つ「大



大室古墳群遠景



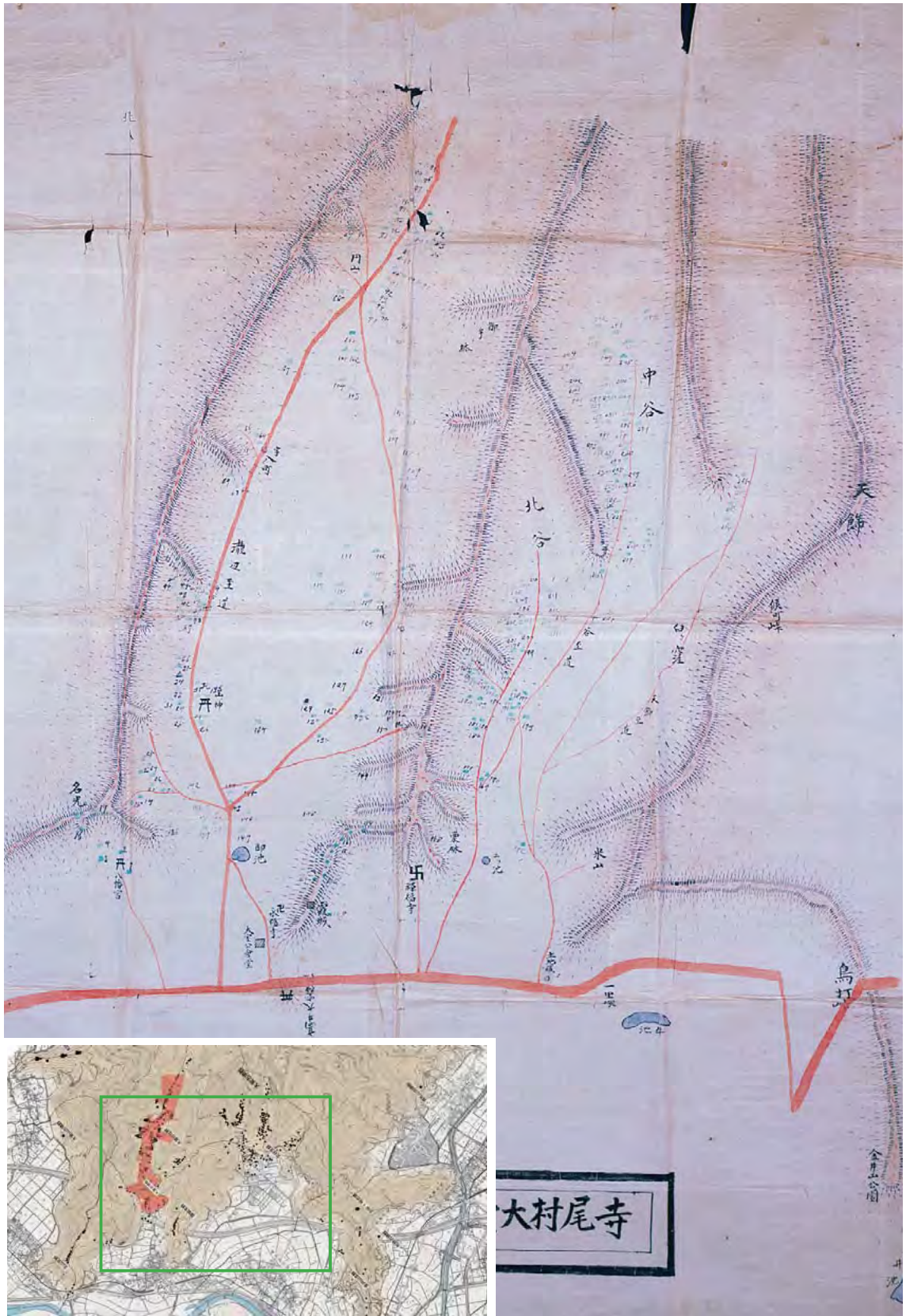
積石塚古墳 (195号墳)



合掌形石室 (168号墳)



馬形土製品 (168号墳出土)

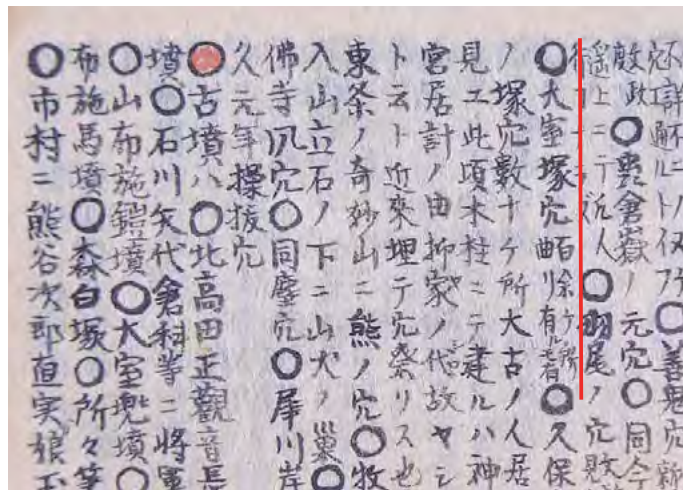
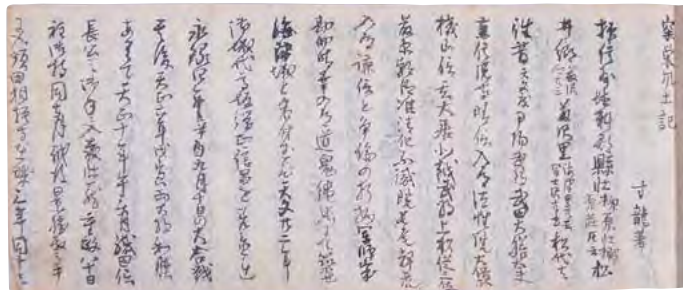


寺尾村大室古墳聚落分布略図（大正 15 年（1926）） 分布調査実施範囲は左下図の緑色の範囲内



室牧」の前身との関連が指摘されている。また積石塚と合掌形石室の系譜については、朝鮮半島の墓制と関連させる学説もあり、馬匹生産との関連性からも渡来系集団が深く関わりを持っていた可能性が想定されている。こうした特色や学術的意義により、最大規模である大室谷支群が平成9年（1997）7月28日に史跡指定されている。

大室の古墳のことを記した史料としては、松代城下と周辺の地理・社寺縁起等を記した『つちくれ鑑』（落合保考・18世紀前半）が最古といわれる。慶応年間には寸竜によって著された『松栄風土記』に「大室に100有余の塚穴あり」と記され、多くの古墳があることが紹介されている。その後、大正時代初期には「大室史蹟保存会」が発足し、古墳の保存活動が地元住民の手によってはじめられる。さらに大正15年（1926）には大室史蹟保存会が中心となって分布調査が実施され、265基の古墳を確認し、「寺尾村大室古墳聚落分布略図」が作成される。これまで100有余と、漠然とたくさん古墳があるとされてい



『松栄風土記』

上：松栄風土記

下：大室古墳群記載部分（赤線部）

た大室古墳群に関し、地元住民の手によって具体的な古墳数と分布状況が明らかにされた点は特筆される。こうした大室史蹟保存会の精力的な活動も、太平洋戦争へと向かう中、停滞を余儀なくされていったものとみられる。

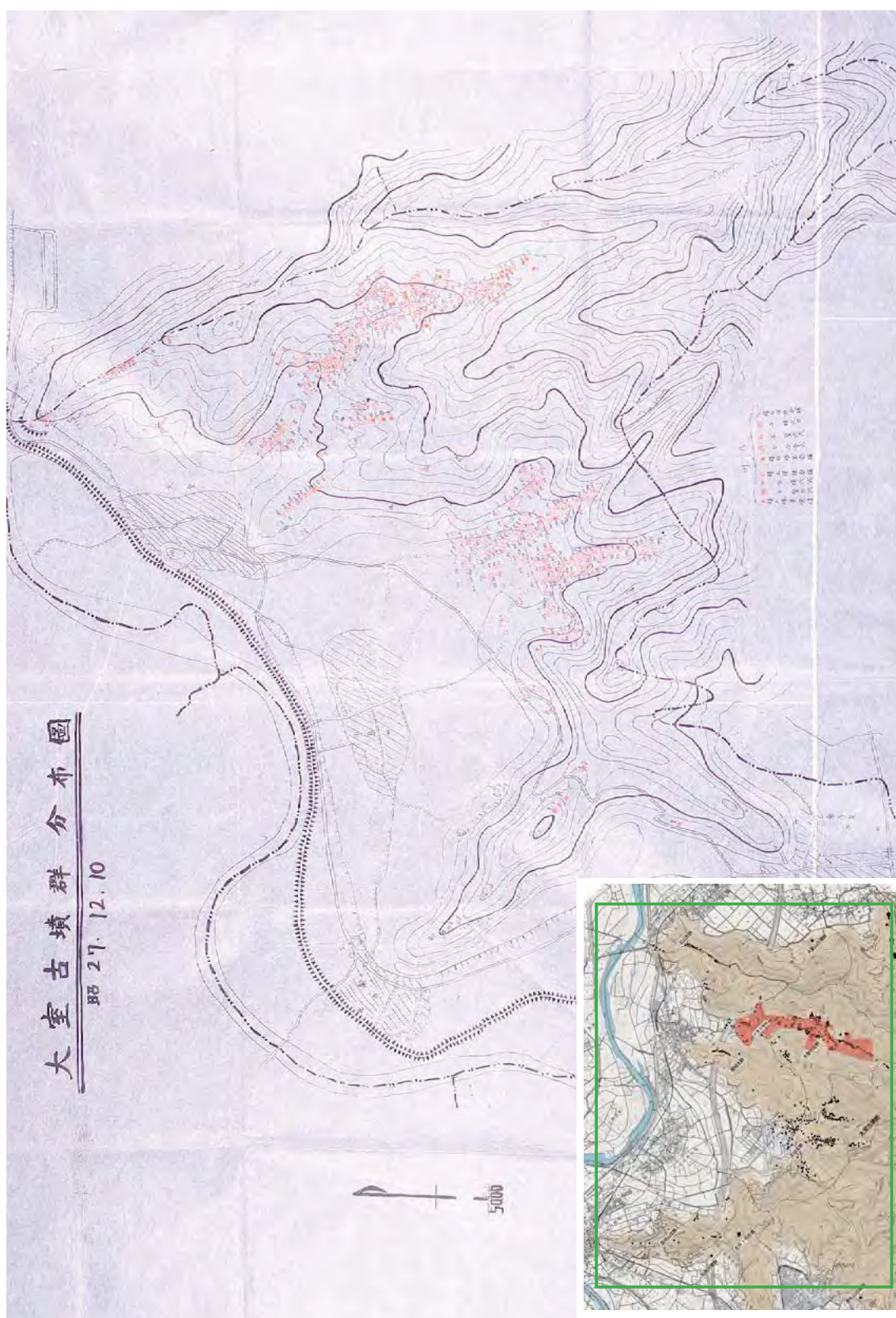
終戦直後の昭和24年（1949）からは地元の寺尾中学校に在籍した栗林紀道氏を責任者として本格的な分布調査・台帳作成作業がはじまった。第1回の調査は、昭和24年（1949）8月3日から9日までの夏休みを利用して、寺尾中学校の生徒110人が交代で山の中を横一列に並んで、古墳を探し回った。終戦直後の物資が不足する中で、衣服や靴が直ぐにボロボロになり、手足から血を流しながらの作業となっ



栗林紀道氏

た。その後、昭和27年（1952）まで毎年続けられたこの調査によって次々と新たな古墳が発見され、大正時代に作成された「寺尾村大室古墳聚落分布略図」では265基であった





大室古墳群分布図（昭和 27 年（1952））  
 分布調査範囲は右下図の緑色の範囲、現在の大室古墳群の範囲全域

古墳の総数が 501 基まで確認され、地図上に古墳位置を示した「大室古墳群分布図」と古墳の現状・所在地・所有者に加え、各古墳の構造等を記載した「古墳調査表」が 501 基すべてについて作成され、学術的な基礎データも整えられた。なお、古墳の番号は、この時の調査成果を踏襲して現在も使用している。

昭和 26 年 (1951) には、明治大学後藤守一教授の指導の下、明治大学生、大室古墳保存会会員、寺尾村男女青年団員、学校職員、村民有志が参加して、本格的な古墳の発掘調査、測量が行われた。調査の主催や参加者には「大室古墳保存会」の名がみえ、栗林氏を中心とする分布調査が始まる中で、戦前活動していた大室史蹟保存会が戦後の新たな機運の中で再発足したものとみられる。また、この調査の指導を明治大学後藤守一教授に依頼した背景には、後藤教授の夫人が大室出身であったことと深く関わっており、大室古墳保存会の働きかけがあって初めて成し得たものであった。

調査では大室谷支群 107 号墳・北谷支群 358 号墳の発掘調査等、16 基の古墳が調査された。それまでは大正 12 年 (1923)

から 13 年 (1924) に埴科教育会によって 3 基の古墳が調査されたに過ぎなかったが、地元住民が大学の協力を得て 16 基もの古墳調査を実施したことは、同時に実施されていた栗林氏を中心とする分布調査の結果と合わ

大室古墳調査の調査表 (昭和 27 年 (1952))  
掲載は 244 号墳の調査表



調査に向かう一行 (昭和 26 年 (1951))

前列右端 栗林紀道氏  
 前列右から二人目 後藤守一教授  
 前列左端 大塚初重助手

大室古墳調査の案内通知  
 (昭和 26 年 (1951))  
 主催に大室古墳保存会の名がみえる  
 (赤線部)



せ、大室古墳群に関して次々と新たな知見が集積される画期的なことであった。特に大室古墳保存会員にとっては、自分達の手で保存してきた古墳によって地元の歴史が明らかになっていく過程を目の当たりにし、保存活動の意識をこれまで以上に高めることとなった。

昭和 30 年代以降、庭石への転用等を目的とした古墳石室石材の搬出が全国各地で認められるようになるが、大室古墳群においても例外ではなかった。羨道部を主とした石材の引き抜きが頻発し、こうした事態を拡大化しないために、昭和 40 年（1965）に「古墳監視委員会」が設立される。古墳監視委員会はそれまで存続していた大室古墳保存会に代わって設置された地元組織で、大室区長を代表者とする。昭和 20 年代を中心に活動していた大室古墳保存会の活動が停滞ぎみとなり、石材転用による古墳破壊を目の当たりにしながら、公の立場から古墳保護を訴える組織がなかったことに対する地元としての危機意識が、「大室古墳保存会」の継続ではなく「古墳監視委員会」という新たな組織への改編・発足を選択させることとなった。地元として古墳の破壊をこれ以上認めないという強い姿勢が「古墳監視委員会」という名称には示されており、大室古墳群を監視し、不必要な破壊を抑制する古墳保護に特化している。ただし、昭和 45 年（1970）から昭和 55 年（1980）にかけて、長野市教育委員会が駒沢大学考古学研究室に委託して実施した分布調査に関し、以前には「大室史蹟保存会」や「大室古墳保存会」が果たしていた地元協力の窓口としての役割を古墳監視委員会が担った点は、古墳保護に特化しながらも、保存会活動の流れを受け継いでいることを示している。

昭和 56 年（1981）には、石材転用を目的とした古墳の破壊がみられなくなったことや分布調査の終了を契機に、大室古墳群の保護に加え環境整備や会員啓発といった積極的な保存活動をさらに推進するために古墳監視委員会を発展的に解消し「大室古墳群保存会」が発足する。120 人余りの会員による古墳の見回りや清掃活動に加え、勉強会や先進地視察、見学会などの活動が展開されるようになった。特に、講演会・先進地視察は毎年開催し、発足以来年 2 回の古墳群雑草木の除去伐採を欠かさず実施するなど、会員内外の啓発にも力を入れている。また、歴代の保存会長には栗林紀道氏とともに分布調査に参加した方々が名を



古墳群の草刈ををする保存会（平成 3 年（1991））



保存会による先進地視察研修（平成 22 年（2010））  
群馬県高崎市 保渡田八幡塚古墳



連ね、現在では当時寺尾中学校生として栗林氏と共に山中をくまなく歩き回った方々が就任して、次世代への橋渡し役を担っている。

昭和 58 年（1983）には、上信越自動車道の建設計画に関して、用地内の古墳（21～25 号墳）の保存運動の中心となり、平成 2 年（1990）に最も残存状況が良かった 23 号墳の移築保存を達成する。また、上信越自動車道の建設計画以後には開発の波が大室古墳群へも及ぶようになり、古墳公園としての整備や史跡指定等に関わる陳情・保存活動を展開している。



移築保存された 23 号墳

昭和 59 年（1984）から史跡指定直前の平成 8 年（1996）までの 13 年間、大室古墳群大室谷支群において明治大学考古学研究室による継続的な学術調査が実施される。調査を指導したのは、昭和 26 年（1951）の発掘調査に明治大学助手として参加されていた、明治大学大塚初重教授（現名誉教授）である。大塚教授は昭和 26 年（1951）の調査成果を基に、検討課題を究明するため、大室古墳群に研究フィールドを定める。大室古墳群保存会も主要な会員が大塚教授とともに昭和 26 年（1951）の発掘調査に参加した方々であり、調査対象古墳の地権者同意や草刈り等を担うなど、長年にわたる調査を全面的に支援している。この調査では大室古墳群の特徴である合掌形石室や積石塚古墳について、特に古墳群の形成初期に関し不明であった点が次々と明らかにされ、大室古墳群の学術的重要性を高めることとなった。



明治大学による発掘調査状況  
（224 号墳 昭和 62 年（1987））



発掘調査された 168 号墳  
合掌形石室を埋葬施設とした大室古墳群形成初期の積石塚古墳であることが判明した。

こうした大室古墳群保存会による史跡指定等に関わる陳情・保存活動や、明治大学考古学研究室による大室古墳群の新たな学術成果を踏まえて、平成 3 年（1991）以降に史跡指定への動きが本格化する。平成 6 年（1994）には大室古墳群保存会が史跡指定申請に関わる地元同意の取りまとめの窓口として活躍

し、平成7年（1995）に市史跡、平成9年（1997）7月28日に史跡に指定される。このように、地元による地道な保存活動に加え、昭和20年代に実施された地元主体の分布調査や大学による発掘調査がそれぞれ次世代に引き継がれ、長年にわたり継続された活動の成果として史跡指定という実を結ぶことになる。

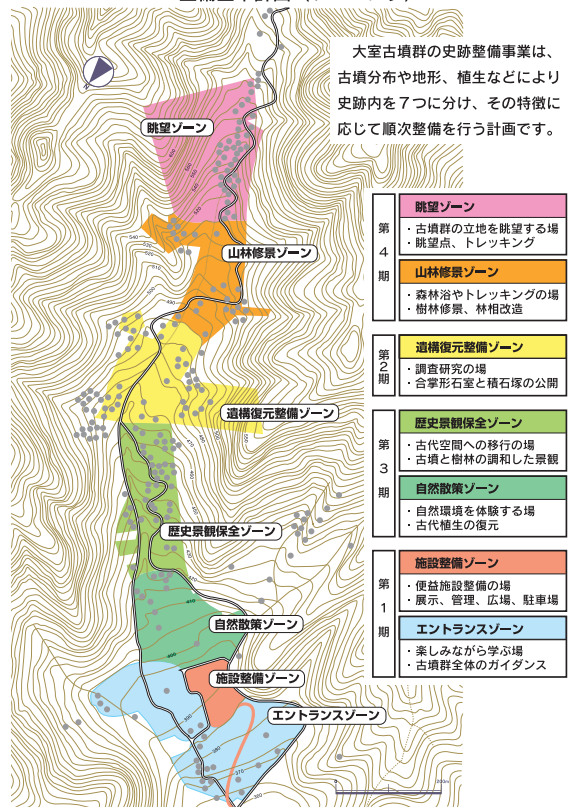
指定の翌年となる平成10年（1998）からは、地元の悲願であった大室古墳群の史跡整備事業が始まる。史跡整備事業は指定範囲16.3haを7つのゾーンに分け、史跡入口部に当たるエントランスゾーンと施設整備ゾーンから着手される。施設整備ゾーンでは、平成14年（2002）7月7日に史跡大室古墳群のガイダンス施設「大室古墳館」が開館する。この大室古墳館の管理・運営は大室古墳群保存会とは別に地元組織として設立された「大室古墳館協会」が担っており、古墳群の保存活動とともにガイダンス施設の管理・運営も地元が行っている。エントランスゾーンでは、ゾーン内に分布する23基の古墳について、平成10年（1998）から平成17年（2005）にかけて明治大学考古学研究室の協力を得ながら発掘調査を実施し、この調査成果に基づき、保存修理が実施されている。地形も戦後、桑畑として段々畑化されていたものを撤去し、30年ほど前に植林された杉を伐採して、古墳築造当時の景観を复原している。また、一部の都道府県では絶滅危惧種に指定され、長野市内でもほとんど自生が認められないナベナ（鍋菜）の確認を契機に、地元にもみられる山野草の植栽等を行っており、古墳とそれを取り巻く環境を保全し、歴史的景観や自然環境を体感できる「大室古墳群のガイダンスゾーン」として整備が進められている。

史跡指定以後、大室古墳群保存会は指定地外の古墳の見回りや指定地内の外来植物（ア



大室古墳館

### 史跡 大室古墳群 整備基本計画（ゾーニング）



史跡大室古墳群整備計画 ゾーニング図



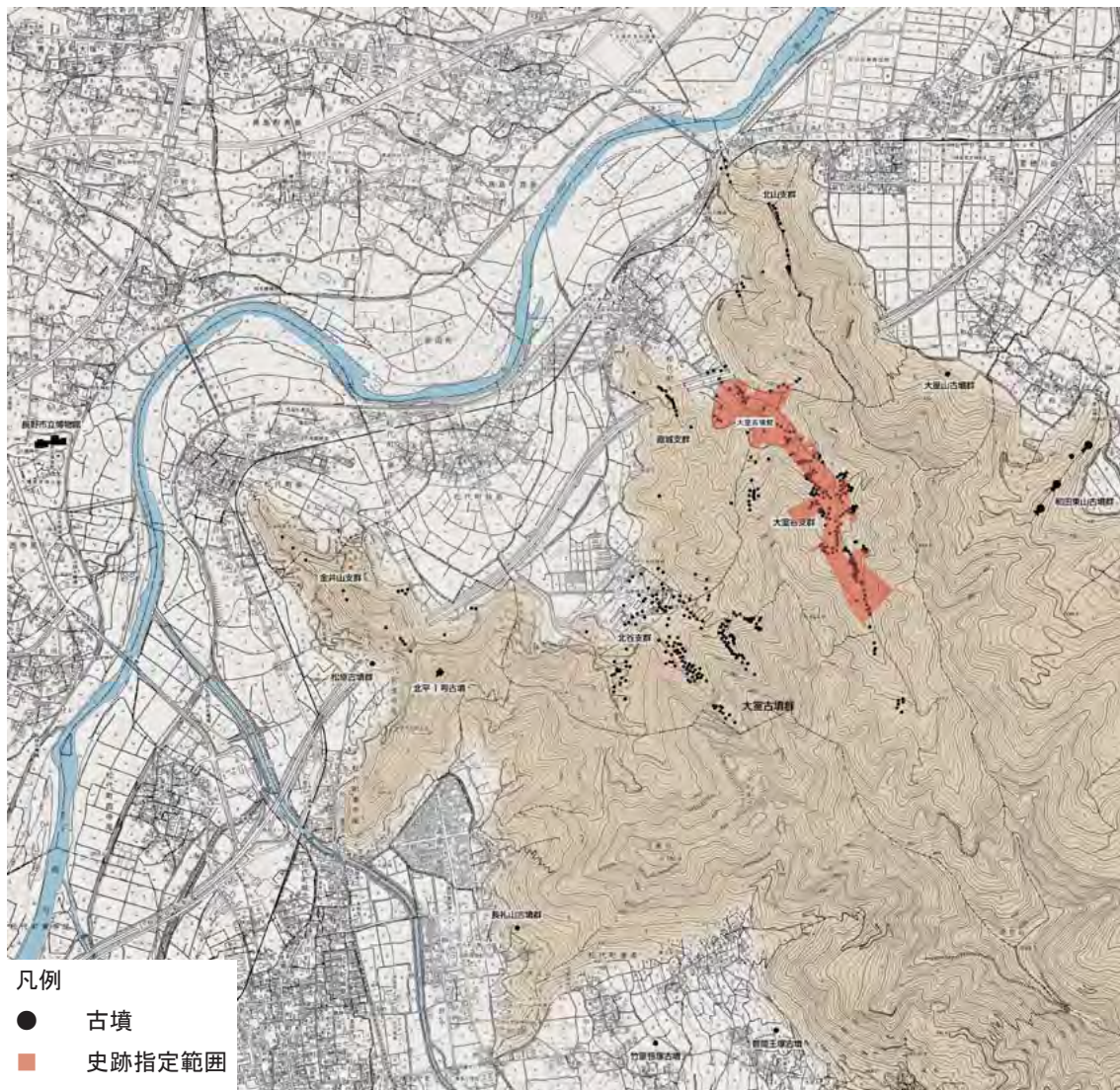
レチウリ・セイタカアワダチソウ等)の除去作業、発掘調査現地見学会の開催等を通じて、古墳群の保存・啓発活動を展開している。また、保存修理を終えた古墳は大室古墳群保存会員の協力を得て、雑草等の除去作業を行っている。寺尾小学校では在校児童による古墳



史跡大室古墳群エントランスゾーン整備状況



史跡大室古墳群 244 号墳整備状況



大室古墳群と史跡指定範囲（現在）



の清掃活動や古墳保存修理の体験学習を通じて、地元の遺跡・史跡に触れる機会を継続している。明治大学考古学研究室でも研究室の歩みの中で重要な古墳群として、学部2・3年生の夏季実習地として毎年踏査を実施しているなど、地元・大学ともに大室古墳群を巡る歩みがさらに次世代へと受け継ぐ活動が展開されている。

大室集落内には昭和4年（1929）に大室史蹟保存会によって建てられた「史蹟名勝大室古墳ノ聚落入口」の石碑が残っている。



史跡内のアレチウリを除去する保存会  
(平成24年(2012))



大室古墳群の清掃活動（寺尾小学校）



大室古墳群修理の体験学習

大室集落を「大室古墳ノ聚落」と記した点は、大室古墳群を保存してきた地元としての誇りが現れている。また、これが現在まで欠損なく残され、多くの住民が存在を知っていることは、その誇りが継承されていることを示している。

このように、100年に及ぶ大室古墳群の保存活動は地元住民としてのアイデンティティを形成する重要な要素となっており、大室古墳群を保存し、活用していく地元住民の活動は地域固有の歴史的・伝統的な営みとして、今後とも維持され、次世代に継承されるべき歴史的風致となっている。



大室古墳ノ聚落入口の石碑

## 4 若穂川田地域

### (1) 街道と川田宿にみる歴史的風致

中山道追分宿（軽井沢町）から金沢を結ぶ脇街道は「北国街道（北国往還）」と呼ばれる。北国街道は、矢代宿（千曲市）から二分され、松代城下を通り、川田宿、福島宿（須坂市）、長沼宿を経て牟礼宿（飯綱町）に至る「松代道」と、矢代の渡しで千曲川を渡り、丹波島宿から市村の渡しで犀川を越えて、善光寺宿から牟礼宿に至る「善光寺道」が存在する。天正11年（1583）に上杉景勝によって進められた北信濃の街道整備の際には、前者のルートが中心であったが、慶長16年（1611）に北国街道の宿駅設定が行われた時には、松代道とともに善光寺道の道筋も公認され、次第に繁栄する善光寺町を通る街道が主流となっていった。現在でも、街道沿いには一里塚が残っている箇所が認められる。

松代城下より北東2里（約7km）の位置に、北国街道松代道の川田宿が存在する。江戸時代前期には千曲川沿いに宿場が形成されていたため水害を受けることが多かったが、元文4年（1739）に従来より南へ約200間（約364m）移動した。宿場は上横町・本町・下横町からなり、北に開かれたコの字状に形成された。上横町の街道入口には、松代藩の口留番所が置かれ、千曲川を渡る関崎の渡しや隣接する須坂藩との往来における人や荷物の改めを行った。本町通り中央には、用水路があり、防火用水、馬の飲み水、旅人のすすぎ水として利用されたという。

現在でも川田宿のコの字状の地割は良好に残っており、本町両端には火伏せの神として「秋葉社」が、石柱にのって祀られている。秋葉社は長大な自然石の中に一本の柱を埋め込み、その上に龍の透かし彫りなどの精巧な意匠を施したケヤキ製の社が乗ったものである。宿場中央には旧本陣である西澤家住宅と高札場跡があり、その向かいには郵便局舎であった北村家住宅（登録有形文化財）がみられる。北村家住宅の主屋は明治20年（1887）の建築で木造2階建、瓦葺である。門、局舎が旧街道に面しており、門内部は倉庫として、局舎は大正中頃から郵便局舎として利用されていた。



川田宿の景観



旧本陣（西澤家）と高札場跡



北村家住宅（明治20年（1887））



歴史的建造物が多数残る川田宿では、火防に対する意識が強く、火防の神である秋葉信仰が現在でも色濃く残っている。秋葉山祭りは、毎年春と秋に行われる。共衆社（上組）と祭典連（下組）と呼ばれる若衆組が中心となり、上組・下組の2箇所の秋葉社の前にやぐらを組んで、「秋葉山大権現」の幟を立てる。昔は毎年の秋祭りになると互いに総門（燈籠門）を造り、出来栄えを競い合っていたが、近年では高齢化により、数え年で7年ごとの御柱祭の際に併せて設置されている。近年では、平成22年（2010）年に総門が造られた。



秋葉社（上組）

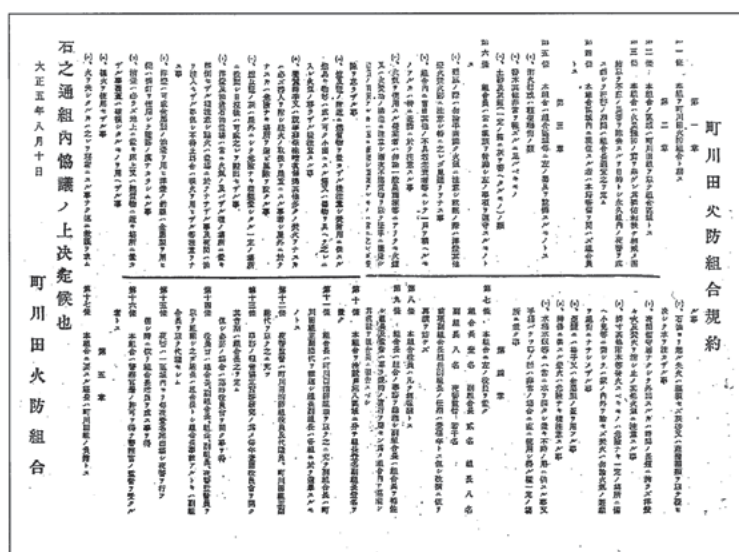


秋葉社（下組）

また川田宿では火防信仰と併せて、火防組合が古くから組織されていたことで知られている。発足当初の資料は少ないが、現存する資料としては大正5年（1916）付けの町川田火防組規約が残っている。規約には遵守事項として、17項目にわたる定めがあり、強風の際にはもちろんのこと、平素も火気に注意して、就寝の際には見回ること、養蚕の時期、祝い事、葬祭、味噌仕込み等、火をよく使うときは、必ず番人をおいて残り火の取扱いに注意することなど、詳細にわたり注意点を列挙している。現在でも、この町川田火防組合は、地元消防団とは別に活動を続けており、春先の火災の多い季節に、地区住民全戸が交代となって毎日夜警を行っている。夜警は、川田宿のほぼ中心に位置する消防団詰所に集合することからはじまり、そこから、地区の東側を見回るルートと地区の西側を見回るルートを取り、町川田地区全域をほぼくまなく見回っていく。木造の歴史的建造物が建ち並ぶ川田宿が、現在も江戸時代以前の地割りを残した歴史的景観を伝えているのは、時代を経てもなお、地区全戸によって組織された町川田火防組合があることが理由として大き

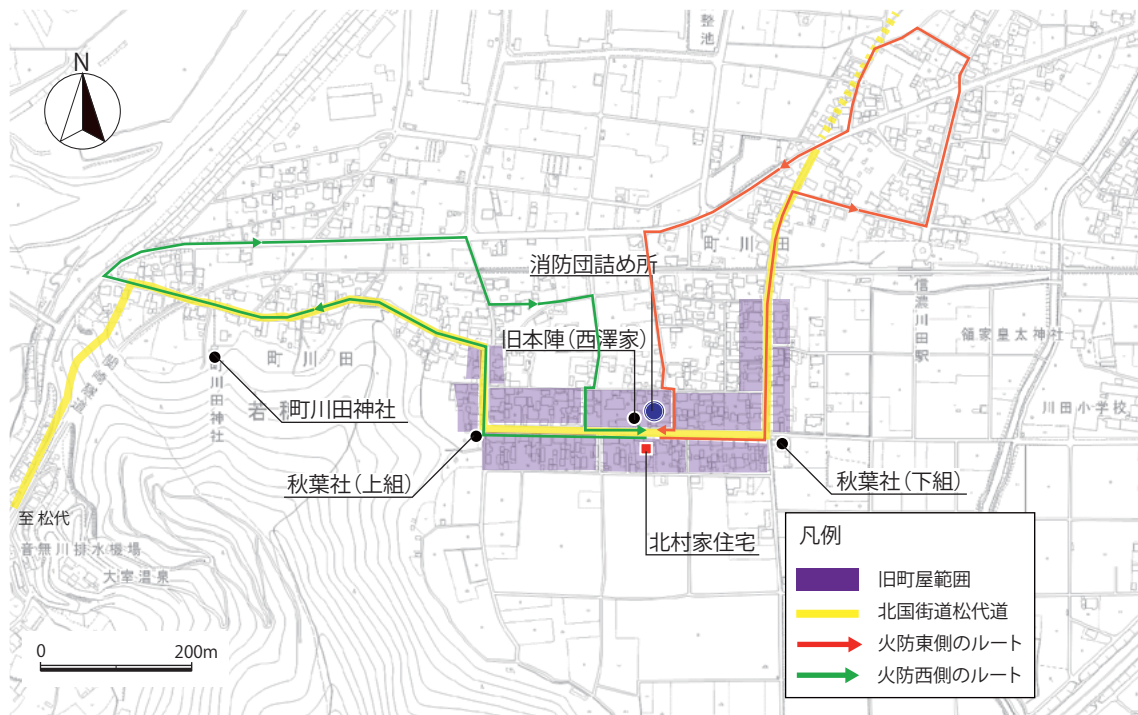


川田宿に設置された総門（燈籠門）



町川田火防組規約（大正5年（1916））



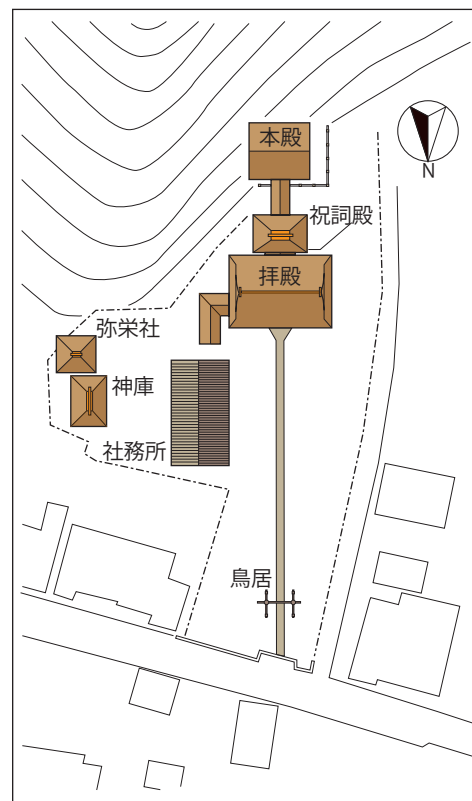


火防ルート図 S=1/10,000

い。さらに、この町川田火防組合によって、伝統的に常日頃から火災に対する注意喚起が行われているため、川田地区には、周辺地域よりも高い火防意識が今も受け継がれている。

川田宿の西方に位置する町川田神社は、諏訪明神たけみなかたのみこと、建御名方命を祭神としており、明治9年(1876)に「諏訪宮」より改称した。境内は、南方の山を背にした傾斜地に本殿、祝詞殿、拝殿が直線に並び、参道東側に弥栄社、神庫、社務所(町川田第二公民館)を配する。境内には文政8年(1825)に大本願より寄進を受けた燈籠が立ち、弘化4年(1847)の善光寺地震で、石造鳥居が倒壊したことが、往時の日記に記されている。現在の建物は、大正7年(1918)に再建されており、境内入口に神社建設の石碑が建つ。また、拝殿には、昭和17年(1942)の屋根葺き替えを記した棟札があり、その後、茅葺屋根の上に鉄板葺を施したものと考えられる。

町川田神社では善光寺御開帳の翌年、4月下



町川田神社配置図

旬の時期に御柱祭が行われる。御柱祭は、数え年で7年ごとに行われており、確認できる最も古い記録としては、昭和7年（1932）に行われた御柱祭の古写真がある。近年では、平成22年（2010）に御柱祭が行われた。御柱祭では、祭典の1週間前、寄進を受けて神木となった長さ20mほどの杉の大木2本を氏子数十名で伐採・山出しを行い、上組・下組の宿主宅前に注連縄を張って安置する。宿主は、氏子総代によって上組・下組より選ばれ、当日は早朝に各宿主宅前にて神前祭を行い、里曳きの出発地点まで2本の御柱がそれぞれ曳行される。その後、2本の御柱が一緒になって、盛大な里曳きが行われる。里曳きは、大麻を持つ氏子総代に続いて神官・宿主等の後ろを共楽社と祭典連の若衆組が、それぞれ壺之柱（上組）、式之柱（下組）と呼ばれる御柱を蛇行して曳いていく。勇壮な木遣りやラッパが響く中、さらに奉納者の小学生男子が



町川田神社拝殿（大正7年（1918）再建）



昭和7年（1932）の御柱祭



御柱の里曳き



御柱の里曳き



富の山車



御供俵

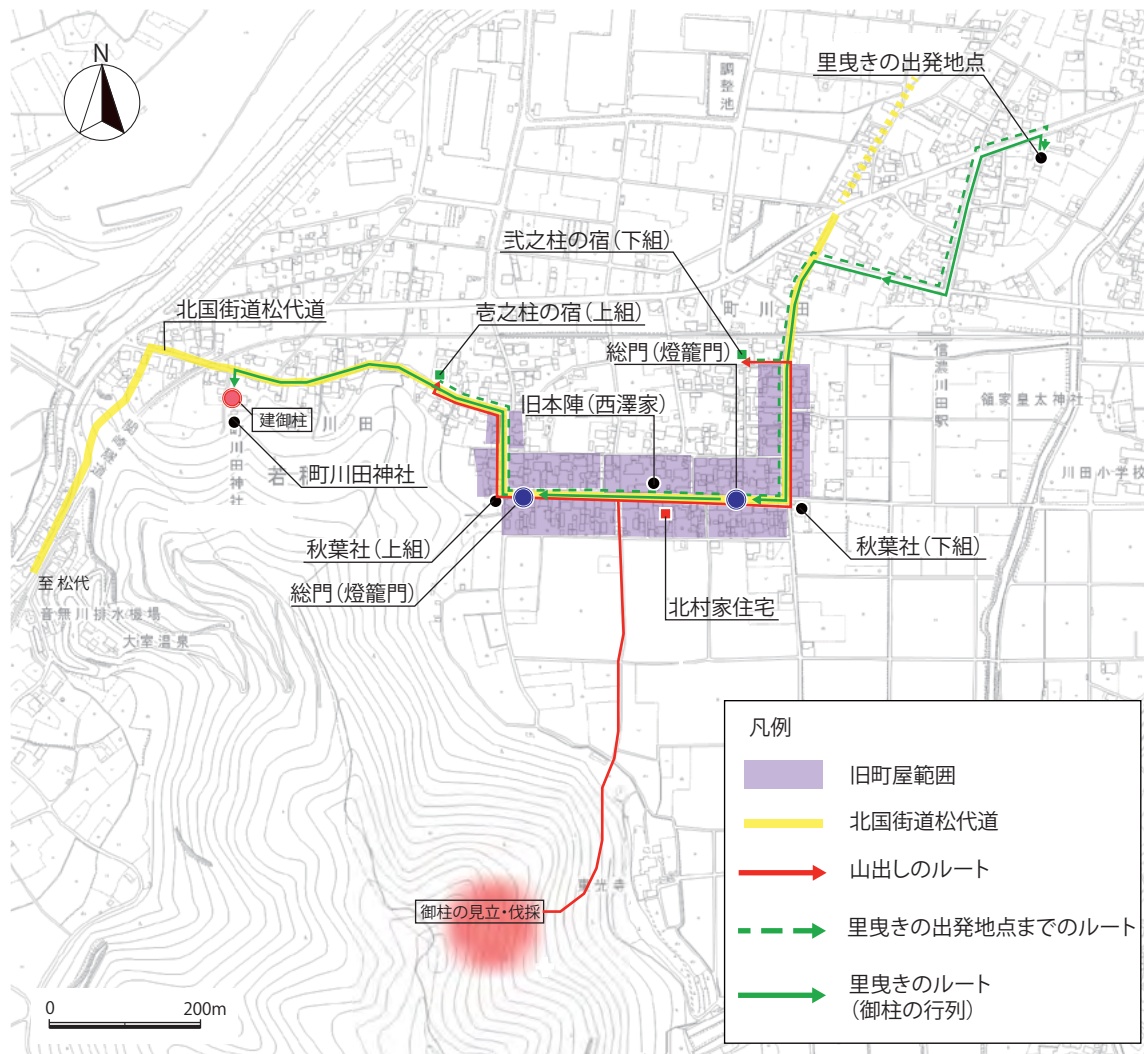


乗り御供餅ごくもちを振りまく御供俵ごくだわら、富札とみふだをまく富とみの  
 山車だしと続き、笛とうちゅうばやしや太鼓の道中囃子神樂が最後に  
 飾る。里曳きは、旧信濃川田駅や町境まで練り  
 歩いた後、再び宿場に戻り、下組・上組それぞ  
 れの秋葉社の前にて設置された舞台にて神樂を  
 奉納した後、町川田神社に到着すると木遣りを  
 奏でる中、御柱建立となる。



御柱の建立

川田宿では、歴史的まちなみと火防信仰、祭  
 礼とが一体となって現在の生活の中に浸透して  
 いる。国道から少し奥まった場所に位置することもあり、普段は閑静な住宅街であるが、  
 祭礼時には江戸時代の宿場町としての活気あふれる風情を取り戻す貴重な歴史的風致が営  
 まれている。



町川田神社の御柱曳行図 S=1/10,000



## 5 鬼無里地域

### (1) 白髯神社と祭礼にみる歴史的風致

白髯神社は、裾花川右岸河岸段丘上の鬼無里日影祖里田に位置し、日影三区（上平区、中区、西京区）の人々を氏子とする産土神（祭神猿田彦大神）である。境内には、拝殿、本殿、社務所、神楽殿、境内社がある。本殿は一間社流造、柿葺で桃山時代の建立と考えられており、昭和34年（1959）に重要文化財に指定されている。

白髯神社は、明治6年（1873）4月に長野県第59区の郷社として社格昇進、明治40年（1907）4月に神饌幣帛料供進神社に指定され、明治41年（1908）に大姥神社、秋葉神社、金刀比羅神社の三社を合祀、昭和28年（1953）3月に宗教法人となり、現在に至っている。

白髯神社の古文書等は、明治16年（1883）の神官宅の火災で焼失したため、それ以前の史料はほとんど残っていないが、江戸時代の祭礼時に奉納相撲興行が行われていたと見られる史料（「四本柱土俵免状」嘉永3年（1850））が現存している。この奉納相撲は、昭和20年代まで継続して行われていた。明治16年（1883）以降の史料では、明治35年（1902）の祭日変更願の文



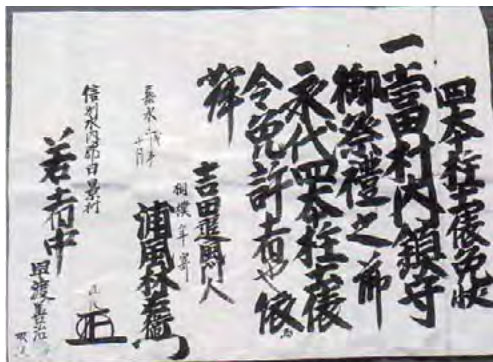
配置図



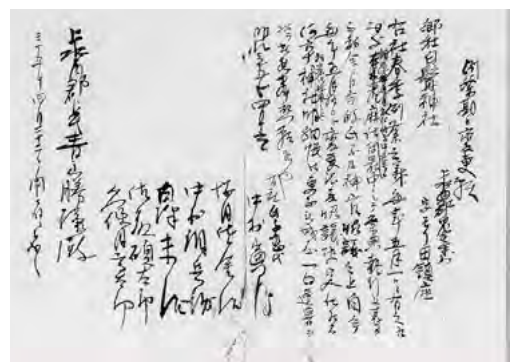
白髯神社拝殿



白髯神社本殿（重要文化財・桃山時代）

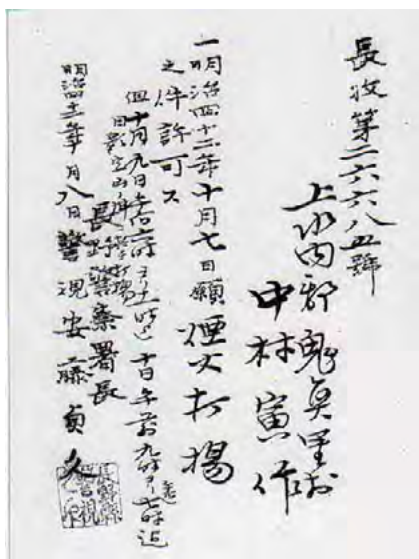


四本柱土俵免状（嘉永3年（1850））



祭日変更願（明治35年（1902）4月16日）

書などが現存していることから、少なくとも明治35年(1902)には祭礼が実施されていたことが窺える。また、祭礼では、花火の打ち上げも行われており、関連史料が残されている(「煙火打上許可証」(明治42年(1909)、打上筒)。



煙火打上許可証 (明治42年(1909))



花火打上筒

祭礼に用いられる神楽(明治6年(1873)制作)は、彫工<sup>きたむらきよまつ</sup>北村喜代松の手による精緻な彫刻が施され、長野市有形文化財(工芸品)に指定されている。この神楽は、現在鬼無里ふるさと資料館に展示収蔵され、祭礼には新しく制作された神楽が用いられている。

祭礼は、春と秋に神々を迎え、災いを祓い、氏子の無病息災と五穀豊穡を願い、また豊



白髭神社祭礼古写真(昭和35年(1960))



作に感謝するもので、春祭り（5月3日）と秋祭り（9月第二日曜日）が举行されている。神社では、早朝より境内、拝殿、本殿の清掃を氏子総出で行い、中区の祭世話人（若連）と呼ばれる祭りの世話役が中心になり、大小の幟旗を立て、神楽屋台獅子宮の飾りつけを行い準備を整える。

会所（祖山公民館）に中区祭世話人（若連）16名、鳴役（獅子舞と神楽囃子）14名、中区の神楽が集合して準備を行い、祝宴の後、獅子舞を舞って神楽巡行に出発する。巡行は中区长を先頭に目印（中区）、祭世話人、神楽、鳴役の順で進む。

神楽巡行は、春と秋の祭りの中心的な祭事で、神々が降臨する際の目印となる大小の幟を立て、神を迎えての1年の安穏と感謝を表す儀式として執り行われる。

西京区と、上平区の祭世話人各5人は、神楽宿（毎年変わる個人宅）に集まり、祝宴の後、会所を出発した神楽巡行に合流する。神楽巡行ルート沿いの中区集落の民家は、両端に反りのある棟をのせた切妻造、煙出しをつけた屋根、柿葺屋根（鉄板被覆）、壁は漆喰塗の蚕室型民家の特徴とし、鞆組の土蔵もあわせて配置する。現存する民家は、明治時代から昭和20年代に比定される歴史的建造物である。行列は、この歴史的建造物が建ち並ぶ道筋を白髯神社に向けて歩を進め、神社手前の社務所（中区活性化センター）に向かう。なお、神社境内地内にある社務所は小さすぎて機能していないため、新しく造るときにここを社務所とした。実際に地元では社務所と呼んでいる。

社務所では、神官2名から3名、総代10人、山林委員3人が待機しており、神事、総代会、祝宴が行われ、獅子舞を舞って、神社に出発する。巡行は、櫛をのせた三方を持つ総代長を先頭に神官（禰宜・献幣使・宮司）、総代、山林委員、区長、目印、神楽、鳴役の順で列を組んで神社まで進み、神楽殿で獅子舞が奉納される。このあと本殿の神前に供物を供え、



白髯神社神楽（明治6年（1873））



会所での獅子舞奉納



会所を中区の神楽が出発する



拝殿で神官による神事が執り行われる。

秋祭りは大祭と言われ、春祭りより盛大に挙行される。神楽殿で歌謡ショー、落語、漫才、舞踊、大正琴などの催しが行われ、参加者には用意した食べ物も振舞われる。明治時代以前から昭和時代初期までは境内で奉納相撲興行も行われた。祭りの形や内容、祭日は年とともに少しずつ変わってきたが、今日まで130年以上にわたって行われてきた。

本殿を核として130年以上にわたって日影三区の氏子の神社に寄せる思いが重ねられ、受け継がれてきた白髯神社の春と秋の祭礼は、集落に現存する歴史的な建造物とともに歴史的風致を現すものである。



総代長を先頭に白髯神社に向かう神楽巡行の列  
(平成21年(2009))



社務所での総代会



社務所での獅子舞奉納



白髯神社神楽殿での獅子舞奉納



本殿(重要文化財)に向かって拝殿祝詞殿にて祝詞をあげる



白髯神社祭礼巡行図 S=1/3,000



## (2) 鬼無里神社の祭礼と町屋にみる歴史的風致

鬼無里の中心集落である町区<sup>まち</sup>は、裾花川及び裾花川に合流する小川流域沿いに位置し、町区の鬼無里神社本殿は、規模の大きい一間社流造の社殿で、享和年間（1801～1804）に焼失したため、前身建物の様式を模倣して、享和年間（1801～1804）に再建されたものとされ、長野市有形文化財（建造物）に指定されている。本殿の社額・鏡台などの装飾彫刻は、江戸時代末期から明治時代にかけて、上州、北信濃、上越、越中で数多くの神社仏閣の装飾彫刻を手がけた、彫工北村喜代松<sup>きたむらきよまつ</sup>によるもので、ひときわ力強く精巧な彫刻が施され、北村喜代松の作風がよく現れている。

拝殿の背後に本殿覆屋、通りをはさんで舞台（神楽殿）、社務所が配置されている。

鬼無里神社町区の祭礼は、春と秋に祭りが行われ、戦前は秋祭り（10月3日）が盛大に催され、秋に屋台巡行が行われていたが、戦後には5月3日を祭日とする春祭りに主体が移り、屋台の巡行もそれに合わせて行われている。鬼無里神社の祭礼がいつ頃から行われるようになったかは定かでないものの、鬼無里神社の祭礼で用いられる屋台が、安政4年（1857）に、彫工北村喜代松によって制作されたことが明らかになっていることから、少なくとも江戸時代末期には行われていたことが分かる。屋台には、天井の竜、



配置図  
鬼無里神社配置図



鬼無里神社本殿（享和年間（1801-1804））



鬼無里神社本殿（享和年間（1801-1804））



北村喜代松制作の屋台  
（安政4年（1857）制作）





屋台の上での踊り披露

正面の柱に巻いた竜、唐獅子のもつ手鞠の籠彫など彫刻の極地といえるものが施されている。

5月3日には、鬼無里ふるさと資料館に常設してある屋台を町区まで運び出し、区内を総出で引き回すことが毎年行われている。屋台は手前半分が踊り子を乗せる舞台、後ろ半分が囃子方となっており、長野市有形文化財（工芸品）に指定されている。

屋台は、町区の鬼無里公民館前を出発し、鬼無里郵便局で屋台を止めて踊りを披露する。町区は、善光寺、安曇、戸隠、高府などへ通じる街道の分岐点であり、江戸時代には村内外の商人の交易の場であり、「九齋市」が立ったところであった。郵便局前の通り（鬼無里街道）沿いには、中2階を出梁造でせり出す形式の町屋や切妻造の町屋など、明治時代から大正時代の歴史的建造物が軒を並べ、宿場のような景観を造り出している。代表例に、明治時代建築の石井家住宅がある。屋台はこの後、松巖寺の前と鬼無里神社鳥居前で、屋台を止めて踊りを披露する。松巖寺は、鬼女紅葉きじよもみじの菩提所である地蔵院が前身と伝えられ、元和元年（1615）創建の曹洞宗寺院である。境内では、経蔵、鎮守堂、観音堂が市の文化財に指定されており、このうち観音堂は、寛永2年（1625）又は寛永3年（1626）建立の、間口3間、奥行4間、妻入、入母屋造の歴史的建造物である。次に屋台は、鬼無里神社拝殿前まで巡行し、拝殿・本殿に向かって踊りを奉納して巡行は終焉となる。



屋台を曳く（郵便局前を巡行するところ）



鬼無里神社の前を通る屋台



鬼無里神社拝殿前での踊り奉納



鬼無里神社の春祭りでは、鬼無里にゆかりの深い彫工北村喜代松によって制作された鬼無里神社の屋台が、特徴的な町屋の歴史的まちなみが連続する中を巡行し、町区の人びとそれぞれの思いを胸に、江戸時代から現在まで伝統的な祭りが引き継がれている。



鬼無里神社祭礼屋台巡行ルート図 S=1/2,500

### (3) 諏訪神社の御柱祭にみる歴史的風致

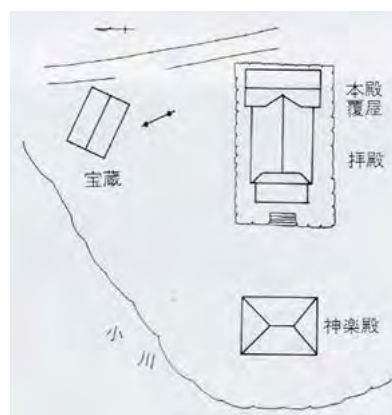
諏訪神社は、<sup>たけみなかたのみこと</sup>建御名方命・<sup>ほんだわけのみこと</sup>誉田別命・<sup>おおやまづみのみこと</sup>大山祇命を祀る旧村社で、和協組、峯組、山内組、平組（氏子約180戸）の産土神である。飯綱社（岡荒井）、皇大神社（坂屋）を合社している。

小川左岸の断崖上の平坦地を境内として、本殿・拝殿と神楽殿が相対する配置となっている。本殿（市指定有形文化財）は覆屋の中にあり、三間社流造、<sup>こけら</sup>柿葺、軒唐破風付の社殿である。また、木割や彫刻は立川流の技法により、工匠は諏訪



諏訪神社本殿（文化2年（1805））

の立川富棟と鬼無里の山口藤蔵と推定されている。立川流とは、長野県諏訪市から出た工匠で、江戸時代中期から後期にかけて、長野県・東海地方を中心として、千葉、滋賀、京都にまで作品を残した。その特徴の一つに、彫刻の主題に人物像（仙人等）と写実的動植物を用いた。鬼無里地区では唯一の立川流の社殿である。本殿は、棟札より文化2年（1805）の再建である。



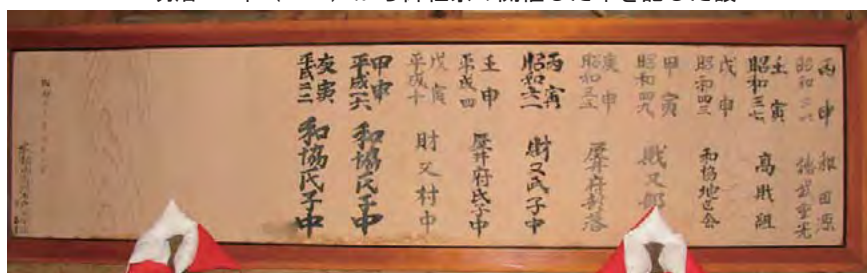
諏訪神社配置図

鬼無里地区では神社が数多く存在するが、地区内で唯一の御柱祭が行われているのが<sup>さいまた</sup>財又地区の諏訪神社である。言い伝えによると鬼無里神社で明治5年（1872）に

御柱祭を行ったが、次の明治11年（1878）には天変地異があったため祭事は行われなかった。次の明治17年（1884）の時に鬼無里神社から祭事の依頼があり、諏訪神社で御柱祭をやることになったのがはじまりという。数え年で7年に1度の御柱祭は、奥山から切り出した長さ3丈3尺3寸（約10m）、太さ45cmから50cmの杉の木一対（男柱鶴、女柱亀）



明治17年（1884）から御柱祭の開催した年を記した額



平成22年（2010）の御柱祭までを記録した額





明治時代の諏訪神社御柱祭の様子

の御柱を社前に曳き建てる独特の神事で寅・申の年の5月5日に大祭が執り行われる。第1回の御柱祭は、今から128年前の明治17年(1884)甲申の年に行われ、平成22年(2010)5月に行われた御柱祭で22回目を数える。拝殿内に、御柱祭が開催された年を記した額が掲げられており、これまで途絶えることなく続けられていることが分かる。

平成22年(2010)の御柱祭では、2月13日に、御柱奉納者、神社社務所、御柱執行関係者が神社から北北東の一夜山の登山道に沿って冷沢の奥山に入り、現地2箇所においてそれぞれ御柱献木を選定し、御幣をまつる御柱見立式を行い、少し太い御柱を男柱(鶴の柱)、他の1本を女柱(亀の柱)と見立てる、ということが行われた。



御柱見立

昭和36年(1961)に行政区として和協地区が発足し、昭和39年(1964)から和協地区発足を記念して杉を植林造成した。杉が適材に成長したため、平成16年(2004)の御柱祭(第21回)のときから和協地区林の杉を用材として調達している。

3月14日には、神社本殿において用材の切り出しを行う人々や奉納者が参拝し、伐採・山出



斧入・伐採

用具を清めた上で、現地に入って斧入・伐採を行う御柱斧入伐採式が行われる。その後、2本の御柱を音頭に合わせて45度の急斜面約100mを谷筋の道路まで木落としし、山出しされた御柱は、新井と坂屋の休納所に御柱祭当日まで安置される。

御柱祭前日の5月4日には、神社拝殿の前に建てられていた前回の男柱（向かって右）と女柱（向かって左）を倒し、今回建てる御柱の基部の固定のために柱を短く切って割り、楔にする。

また、御柱を迎えるさかきぐるま轎車を製作する。ダイハチグルマに檜の枝を立て、米俵をのせ、風船、手ぬぐい、短冊、おもちゃなどで装飾する。上の俵には道中の子どもや観衆に振る舞うもち、あめ、お菓子などを詰めて、準備する。

5月5日には、御柱祭本祭りが行われ、奉納する曳子、関係者多数が参加し、轎車を先頭にして、2台の神楽とともに御柱休納所に御柱を迎えに行く。轎車には、和協地区の氏子で中学から成人を迎えるくらいの男子で長男が選ばれて乗り子として乗る。御柱は轎車の出迎えを受けて、各休納所より男柱（鶴組）、女柱（亀組）の順で里曳きの曳行を各組頭の号令と音頭のもとに、開始する。神社までの約1.5kmの道のりをゆっくりと何度も休憩をはさみながら曳行する。

諏訪神社の木遣りに代わる「音頭」は、独特の甚句調で、即席で歌うなどの機敏さが求められるという。その音頭とりは各柱3人、計6人いるが、前任者から口伝えで伝授を受け、次の



木落とし



山出し



山出し



坂屋の御柱休納所



新井の御柱休納所





轎車をつくる



轎車を先頭に御柱を迎えに行く

音頭とりに伝えていく。

○山出し、里曳き、建御柱などの際に歌われる  
音頭

「ヤーリシメタリ、ヤーリワイ『ヨイ、ヨイ』」  
「めでた、めでたのこの御柱を『ヨイ、ヨイ』」  
「諏訪の社(ヤシロ)に、ハァー奉納(タテマツル)」  
「サー引綱(キーズナ)『エンサーノ、サー』」  
「アーリワサーのサー『ヨイヨイ、ヨイヨイ』」  
「諏訪の社はめでたい社庭に鶴亀舞い遊ぶ」

神社に里曳きが着くと、拝殿に向かって左に女柱(亀)、右に男柱(鶴)が建てられる。柱先端の冠落しは行わず、音頭長(音頭のリーダー)が使った御幣と神社の神官が用意した御幣おんべを打ち付けてから建てる。御柱の基部には、前回の御柱を利用した多数の楔でしっかりと固定され、祭り当日には楔の周りはコモで覆われる。

見立て、斧入伐採、山出し、里曳き、建御柱



里曳き



建御柱



男柱(右)、女柱(左)が建つ



と続いた当地最大の祭りである御柱式年大祭はこれで終焉となる。

諏訪神社本殿は、戸隠神社宝光社に通じる小川沿いの街道筋に立地しており、数え年で7年に一度の御柱祭は、男たちを中心に繰り広げられる壮大な祭りとして、近郷はもとより遠方からも崇敬男女の多数の参加で知られている。鬼無里地区に数多くある諏訪系神社の中で唯一御柱祭を挙げる神社であるとともに、山間地集落景観の和協地区を舞台に行われる御柱祭は、地域の人々の営みを凝縮してはつきりと現す祭事として128年間にわたって継承されてきたものであり、歴史的風致をみることができる。



諏訪神社御柱祭曳行図 S=1/10,000



## 第4章 長野市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針





## 1 歴史的風致の維持及び向上に関する課題

ここまでの本市における文化財や歴史的風致の現状を踏まえ、歴史的風致の維持及び向上に向けた基本的な課題を検討した結果、次に記すいくつかの課題が明らかとなった。

### (1) 歴史的建造物の保全と活用に関する課題

本市には、歴史的建造物やそれらが群をなして構成される歴史的まちなみが豊富に存在している。その一例をあげると、善光寺門前の仲見世や宿坊、戸隠中社及び宝光社門前の宿坊、松代城下町の旧武家屋敷や町家、鬼無里に代表される中山間地域の農家住宅、川田宿などの旧北国街道の宿場町にみえる町家等、枚挙にいとまがない。しかしながら、こうした歴史的建造物やまちなみの多くは、修理や修復に多額の費用



空き家となって急速に老朽化が進む民家

を要することもある。適切な維持管理が行われずまま老朽化が進んでいる。これは、文化財の指定・未指定にかかわらずいえることで、まず、指定文化財をみると、国指定の建造物等は、国の助成があるため、概ね良好な維持管理がとられているものの、登録文化財並びに県指定及び市指定の文化財については、指定数が多いこともあって修理・修復が追いついていないのが現状である。また、松代地域の歴史を象徴する文化財である松代城跡附新御殿跡は、これまで長野電鉄屋代線の通過によって旧城郭域が分断され、大半が民有地として利用されてきた経過から、保存整備も部分的で不整形な状況にとどまっている。さらに、未指定文化財については、指定文化財に比べてその価値が十分に認識されていないがゆえに、維持管理が行われずまま急速に老朽化が進み、中には失われてしまった貴重な建造物等も多々ある。

また、歴史的建造物の急速な老朽化や滅失の理由に、空き家の問題がある。市街地では、近年、こうした歴史的建造物の価値が見直されて、以前とは異なった用途で利活用されている例も見受けられるものの、その他の地域では、市街地・山間地を問わず多くの歴史的建造物が空き家となっており、十分に活用されているとは言い難い。くわえて、歴史的建造物の中には、耐震性が脆弱なものも多く、公開・活用に関する課題の一つである。

### (2) 伝統技術の継承に関する課題

歴史的建造物を維持管理していくための修理・修復を行うためには、現代の建築技術とは異なった伝統的な建築技術や構法を用いる必要がある。しかしながら、現在の木造建築をみると、木材加工の機械化や乾式工法の普及に伴い、こうした歴史的建造物を修理・修復するための伝統的技術が急速に失われてきている状況にある。

また、本市の歴史的建造物の特徴として、戸隠や鬼無里などの山間地には茅葺屋根のも

のが多い。かつて、こうした茅葺きの建物は、地域に大きな茅場を持ち、地域の茅葺き職人と住民の共同作業として屋根の葺き替えを行っていた。しかし、耐久性の高い金属製の屋根が一般的となった現在、材料である茅（ススキ）の需要がほとんどなくなってしまったことにより、供給元の茅場そのものが失われてしまった。歴史的建造物を安定的に維持していくためにも、茅材を確保するための茅場の整備とそれ支える伝統技術の継承が課題である。

### （３）歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する課題

歴史的建造物単体が適切に保全されていたとしても、その周囲に連続して建ち並ぶ建造物が取り壊されて空き地や駐車場になると、まちなみ全体としての連続性が失われることになり、結果的に歴史的風致の維持及び向上を図ることができない。このことは、本市における善光寺門前、戸隠、松代、北国街道沿いといった歴史的まちなみや文化的景観を有する地区の大きな課題で、現状では、文化財や文化財に準じた歴



駐車場化が進む歴史的市街地

史的建造物に関する所有者の理解は得られても、まちなみの連続性や景観としての一体性などの観点から、それ以外の建物や敷地等の所有者からは、十分に理解が得られているとはいえない。

また、本市の歴史的建造物が多数集積する地域は、道路幅員が狭くて歩道がない区間が多く、たとえ歩道が整備されていても自動車交通の激しさによって、歩行者がゆったりと歩くことができない状況にある。さらに、この歴史的建造物が集積する地域は、本市の代表的な観光地でもあることから、観光シーズンになると多くの観光客が押し寄せて交通問題が深刻化する。とりわけ、本市の観光地には、マイカーや大型バスで訪れる観光客が多いために、それに見合う駐車場の整備や道路整備等が問題となっている。しかしながら、駐車場の整備や道路整備等の内容によっては、本市の歴史的風致そのものが、逆に阻害されることにもなりかねない。一例として、善光寺周辺においては、善光寺境内の裏手に大きな駐車場があるものの、善光寺の門前には、歴史的建造物が集積していることもあって、多くの参拝者や観光客を受け入れることのできる駐車場が不足している。そのために、参拝者らが善光寺門前まで来ることなく善光寺参拝のみで終わってしまい、移動や回遊性が制限されている状況である。つまり、歴史的まちなみの保護と駐車場の確保という、二つの大きな課題がある。

また、松代地区や若穂川田地区などの歴史的市街地を結んでいた旧長野電鉄屋代線の廃線に伴い、今後、松代の中心市街地へ流入が増加するであろう自動車交通に対して、歩行者空間の確保と市街地へ流入する自動車の抑制など課題は多い。とりわけ、旧長野電鉄屋



代線は、北国街道松代道にほぼ並行して走っており、廃線となった線路敷きの跡地利用の方法によっては、沿線における歴史的風致の維持及び向上にとって大きな影響を及ぼしかねない。さらに、屋代線開業当時から使用されている歴史的建造物としての駅舎等もあることから、旧長野電鉄屋代線全体の跡地活用については、こういった歴史的建造物等の利活用も含めた路線全体における利活用の課題がある。

#### (4) 伝統的な祭礼等の継承に関する課題

本市には、善光寺とその門前町のみならず、真田十万石の城下町である松代、古くから神仏混淆の地として発展してきた戸隠、善光寺や戸隠への街道の要衝であった鬼無里など、複数の地域に、歴史的建造物や歴史的まちなみといった有形の歴史的遺産がみられるとともに、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた無形の歴史的遺産である祭礼や伝統行事がある。この中には、善光寺、松代、鬼無里をはじめ、市内



案内板不足の古道

各地で行われている祇園祭のように毎年実施される祭礼もあれば、善光寺御開帳や戸隠の式年大祭のように、数え年で7年に1度行われる伝統的な祭礼もある。しかし、こうした伝統的な祭礼等は、近年の人口減少や少子高齢化を背景に、その担い手が不足しており、中には継承が危ぶまれている祭礼・行事もある。とりわけ、鬼無里のような中山間地域は、急速な人口減少と少子高齢化によってこの問題が深刻な状況である。

#### (5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する課題

長野市には、都市部から山間部に至るまで、数多くの文化財や伝統的な祭礼等が存在し、それらが本市の魅力を高めるとともに、観光資源としての大きな割合を占めている。実際に、数え年で7年に1度行われる善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭には、県内外から多くの観光客が訪れ、かなりの賑わいをみせる。しかし、こういった数年に一度実施される特別な祭礼等を除くと、一年を通して文化財や伝統的な祭礼等の価値が十分に情報発信されているとは言い難い。例えば、真田十万石の城下町松代は、市内の中でも特に多くの文化財等が集積し、多くの伝統的な祭礼も営まれているものの、それらを一体的に情報発信する体制が不十分であるために、歴史的建造物等を活用した誘客事業にうまく結びついていない。また、松代地区における情報発信の中核施設である真田宝物館は、近年、施設の老朽化に加え、展示施設の調湿機能の不備、収蔵庫不足等の諸問題が生じている。さらに、鬼無里地域においては、市内でも特に質の高い屋台を保有し、それらを活用した伝統的な祭礼も行われているものの、情報発信が他地区以上に不足しているため、市民や来訪者の認知度が低い。加えて、歴史的建造物や歴史的まちなみへの案内や誘導、それらを結ぶ歩

行者空間の整備も十分とはいえない。例えば、ともに信仰で深い関係をもつ善光寺と戸隠であるが、各々の歴史や文化に関する情報発信に比べ、双方を繋ぐ江戸時代以前からの古道に関する注目度が低く、その存在や価値があまり把握されていない。特に、善光寺側については、戸隠側に比べて、案内板の不足や、歩行者空間が十分に確保されていない。

#### (6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する課題

歴史的建造物や伝統的な祭礼等を適切に保存していくためには、まず、どこに、どれだけの歴史的建造物や伝統的な祭礼等があるのかを把握しておく必要がある。本市の市域は広大であり、このことに伴って市内に残る歴史的建造物や伝統的な祭礼は膨大である。本市では、これまでも、善光寺周辺地域や松代地域を中心に、歴史的建造物の個別調査やまちなみ調査を実施してきた。しかしながら、これまでの調査は散



未調査の歴史的まちなみ

発的に実施されることが多く、未だにその価値が明らかになっていない歴史的価値の高い建造物等が多数存在している。また、戸隠や鬼無里といった近年合併した地域においては、このような歴史的建造物や伝統的な祭礼等を対象とする調査が過去に実施されておらず、本市の歴史的風致を維持向上するための重要な建造物や祭礼が不明瞭な状況にある。

いずれにせよ、現時点において、本市における歴史的建造物は、その断片が把握されているのみであって、その全貌が明らかにされていない状況である。

## 2 歴史的風致の維持及び向上に係る既存の計画

### (1) 長野市総合計画

#### ①第四次長野市総合計画後期基本計画（平成24～28年度）

本市では、平成28年度を目標年次とする長野市第四次総合計画基本構想に掲げる都市像「～善光寺平に結ばれる～人と地域がきらめくまち“ながの”」の実現に向け、平成19年度から平成23年度にかけて、第四次長野市総合計画前期基本計画に基づく取り組みを行った。前期基本計画の策定から4年が経過した平成23年度には、リーマンショック以降の世界的な景気の悪化、平成22年（2010）1月の信州新町及び中条村との合併、平成23年（2011）3月の東日本大震災や長野県栄村を中心とする地震による未曾有の大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢が変化していることを受け、平成24年度から平成28年度を目標とする第四次長野市総合計画後期基本計画を策定し、現在各種取り組みを行っているところである。総合計画は、全分野において総合的に施策を展開しているが、基本構想の実現に向け着実に施策を推進していくために、後期基本計画の目標を定めるとともに、重点施策を選定し、集中的な取り組みを目指している。

重点施策は、次に示す「視点」と「要件」のもとに、次表に掲げる12の基本施策を定めている。このうち、「多彩な文化の創造と文化遺産の継承」は、本市の歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるために掲げているものであり、本計画が担う役割はすこぶる大きい。併せて、観光資源を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多彩な観光交流の推進」や、地域の魅力を活かしたまちづくりの施策として掲げている「多核心連携を目指したコンパクトなまちづくりの推進」についても、本市の歴史的風致の維持向上を図ることを目的とする本計画の推進によって、より高い効果が発揮されるものと考えられる。

#### ●重点施策の視点

- 1 “ながの”の魅力をいかす
- 2 いきいきとした人と地域をつくる
- 3 安全で安心なまちをつくる

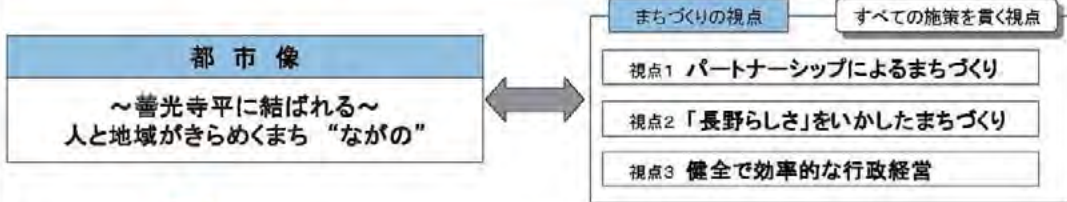
#### ●重点施策の要件

重点施策は、本市の意思を直接的に反映することができ、主体的に進めることができることから、次の4要件を備えるものを選定している。

- 1 夢を持てる社会の実現に資すること（将来性）
- 2 地域社会の自立に資すること（自立性）
- 3 施策の目標（到達点）が明確にできること（実現性）
- 4 具体的な個別事業が、ある程度の予算規模をもって進められること（具体性）



基本構想（10年）



後期基本計画（5年）



第四次長野市総合計画後期基本計画 重点施策

## ②第五次長野市総合計画前期基本計画（平成29～令和3年度）

人口減少や少子高齢化の本格的な進行、従来にはない変化に的確に対応し、継続的な発展に向けた総合的かつ計画的な行政運営の方針として、平成29年度に第五次長野市総合基本計画を策定し、「まちの将来像」を「幸せ実感都市『ながの』」と定めた。

この将来像を実現するため、平成33（令和3）年度を目標年次とする第五次長野市総合計画前期基本計画を策定し、分野横断の始点で計画推進重点テーマを設定した。

### ●重点テーマの視点

- 1 喫緊に取り組む必要があること
- 2 分野を特定できず、分野横断的な取組みを要すること
- 3 複数分野での取組みにより相乗効果が期待できること

### ●計画推進重点テーマ

- 1 「魅力ある地域づくり」～暮らし続けられる環境づくりに向けて～
- 2 「にぎわいあるまちづくり」～交流人口の増加に向けて～
- 3 「活力あるまちづくり」～定住人口の増加に向けて～



第五次長野市総合計画前期基本計画 重点施策

## (2) 長野市都市計画マスタープラン

### ①平成 19 年改定 長野市都市計画マスタープラン

長野市都市計画マスタープランは、平成 12 年（2000）3 月に策定された。その後、平成 17 年（2005）1 月の 1 町 3 村の合併や「長野市第四次総合計画」の策定等、関連する行政計画の改訂が行われたことと、社会経済情勢が大きく変化してきたことを踏まえ、平成 19 年（2007）4 月に長野市都市計画マスタープランが改定された。現在（平成 24 年（2012）9 月時点）の都市計画マスタープランは、このときの平成 19 年（2007）改定のもので、目標年次を平成 38 年（2026）に設定し、中間目標を「長野市第四次総合計画」の目標年次と同じ平成 28 年（2016）に設定している。

その中では、マスタープランの最も基本的事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の基本方針」、「整備方針」が掲げられ、それぞれに、地域の歴史や文化を活かしたまちづくりに関する目標や、それを実現するためのコンパクトな都市形成に関する項目が記されている。

#### ●都市づくりの理念

- ① 市民、地域、行政が協働して創る『誇りのもてる』都市  
—生きがいや充実感を実感できる都市—
- ② 自然・歴史・文化を活かした質の高い『選ばれる』都市  
—暮らしやすく質の高い都市—
- ③ 多世代が交流し自由に活動できる『元気で共に支えあう』都市  
—安心して暮らせる都市—

#### ●都市づくりの目標

- ① 歩いて暮らせる街にする
- ② 都市の資産を上手に使う
- ③ 地域特性や歴史等を活かした特色のある都市文化を創造する。
- ④ 豊かな自然を尊重し環境負荷の低い環境共生型都市とする。
- ⑤ 地域が主体となって街を創り・育てる（一人ひとりの参加による街づくり）

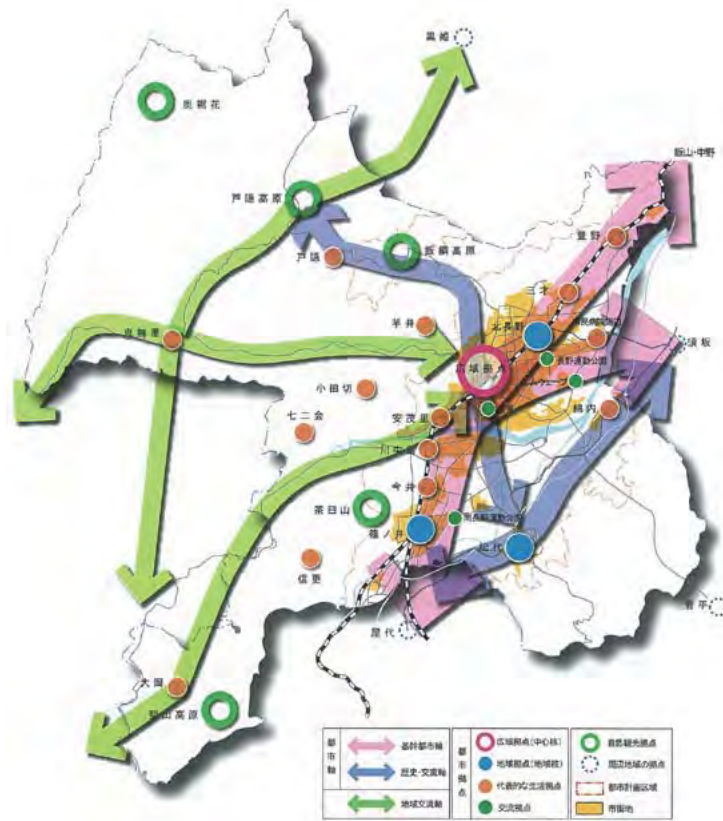
#### ●都市構造の基本方針

- ① コンパクトな都市（集約型都市構造）の形成
- ② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市形成
- ③ 自然と共生した良好な都市環境の創造

#### ●整備方針

- ① 都市拠点と都市軸の形成（次項の図を参照）
- ② 緑のネットワークと保全・誘導エリアの形成（次項の図を参照）





都市拠点と都市軸図



緑のネットワークと保全・誘導エリア図

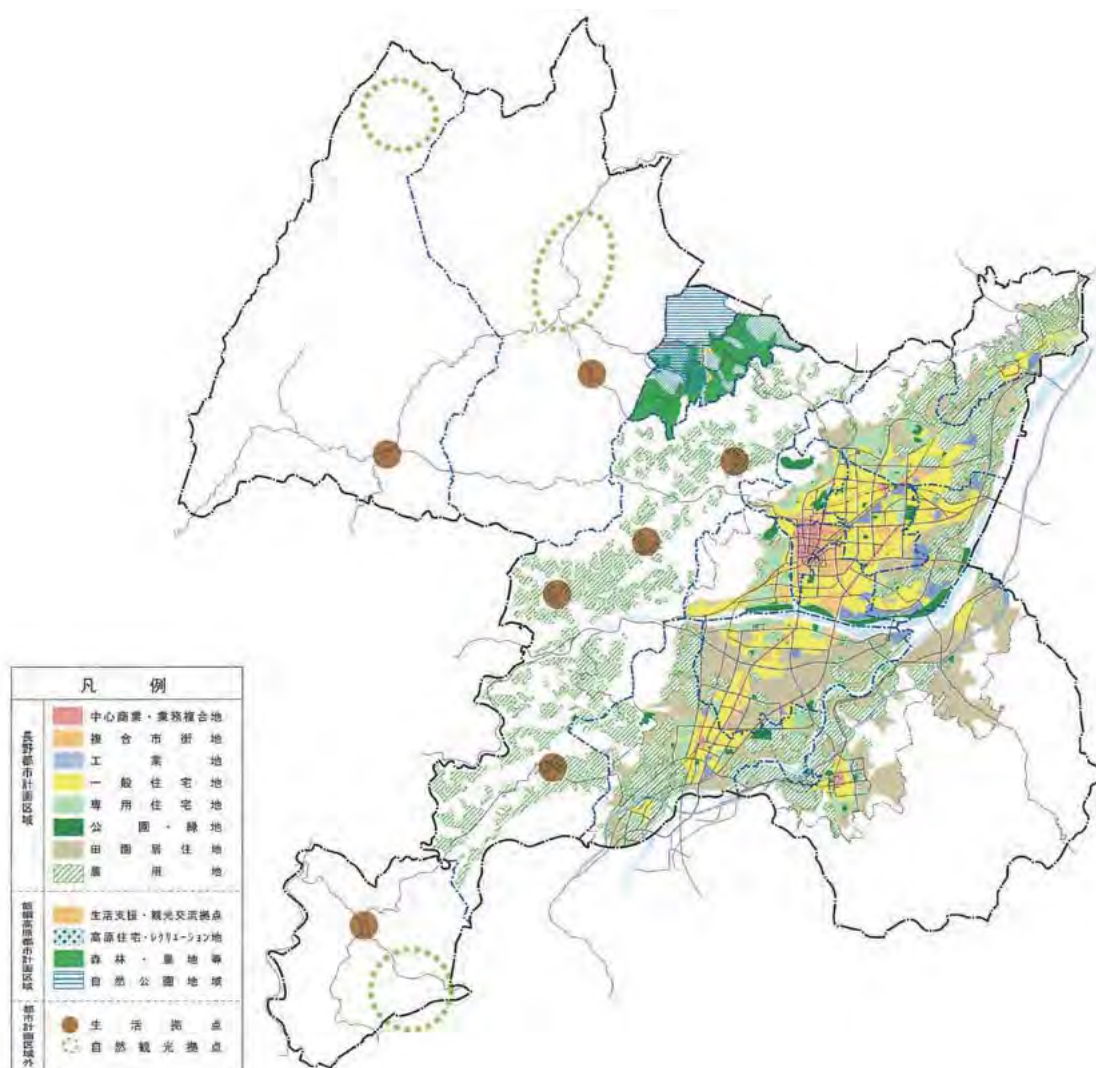
都市構造の基本方針を受け、より詳細な土地利用の基本方針として、次の大きく2つの誘導方針を定めるとともに、それぞれに具体的な方針も定めている。下記の図は、本市の土地利用区分を示したものである。

a 歩いて暮らせる生活圏形成のための土地利用の誘導

- 1 集約型都市構造に対応する土地利用
- 2 中心市街地の活性化
- 3 多様な居住ニーズに対応する土地利用
- 4 市街地の外延的な拡大の抑制

b 地域特性を活かした土地利用の誘導

- 1 地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用
- 2 自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用



土地利用区分図

## ②平成 29 年改定 長野市都市計画マスタープラン

平成 19 年（2007）の改定から 10 年が経過し、その間に中条村・信州新町と合併し市域が拡大したことなどから、平成 29 年（2017）4 月に本マスタープランを改定した。目標年次を概ね 20 年後の平成 48（令和 18）年（2036）に、中間目標を平成 38（令和 8）年（2026）に設定している。

その中では、マスタープランの最も基本的な事項として、「都市づくりの理念」、「都市づくりの目標」、「都市構造の形成方針」及び「整備方針」が掲げられている。

### ●都市づくりの理念

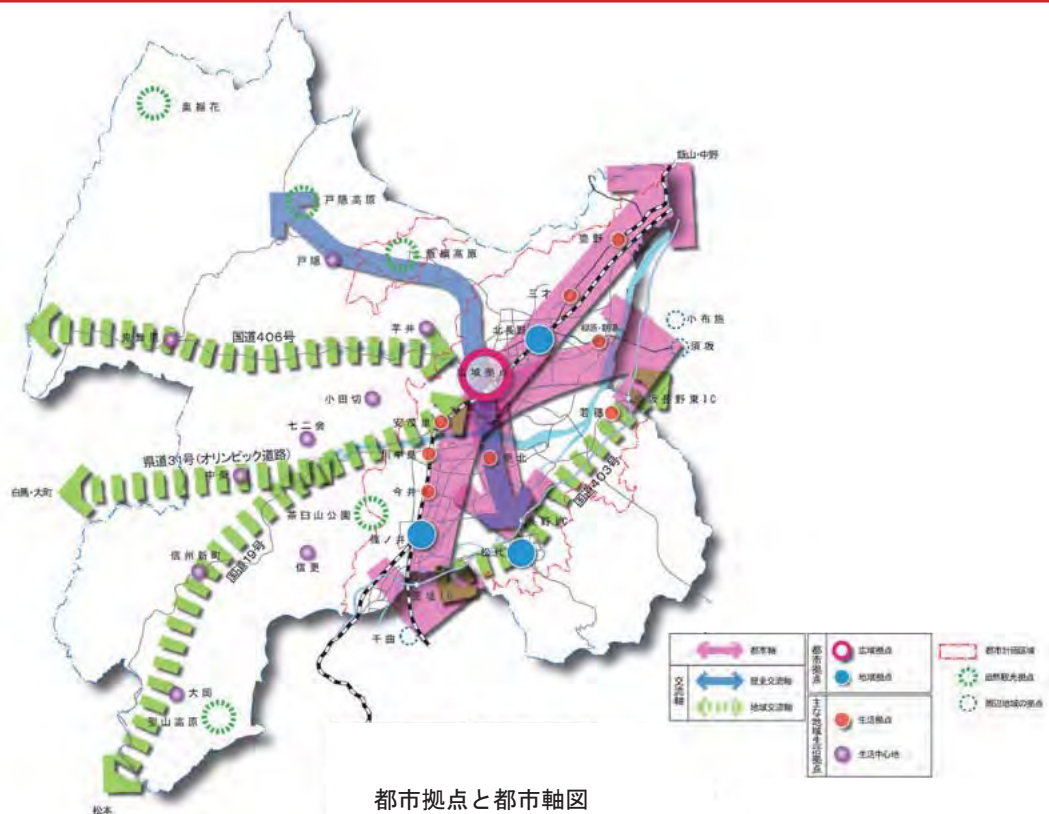
- ① 自然・歴史・文化などを活かし、「誇り」と「愛着」をもてる暮らしやすい都市
- ② 様々な魅力と活気が感じられる、多くの人を惹きつける都市都市
- ③ 安心して自由に活動し、元気で過ごせる、皆で共に支えあう都市

### ●都市づくりの目標

- ① 誰もが住みやすく移動しやすいコンパクトな街にする
- ② 都市の資産を上手に使い再生する
- ③ 自然・歴史・文化などの地域特性を活かした長野らしい特色ある地域づくりを図る

### ●都市構造の基本方針

- ① コンパクトな都市（集約型都市構造）とするための「都市拠点」と「都市軸」の形成
- ② 地域資源を活かし各地域が連携した一体的な都市の形成





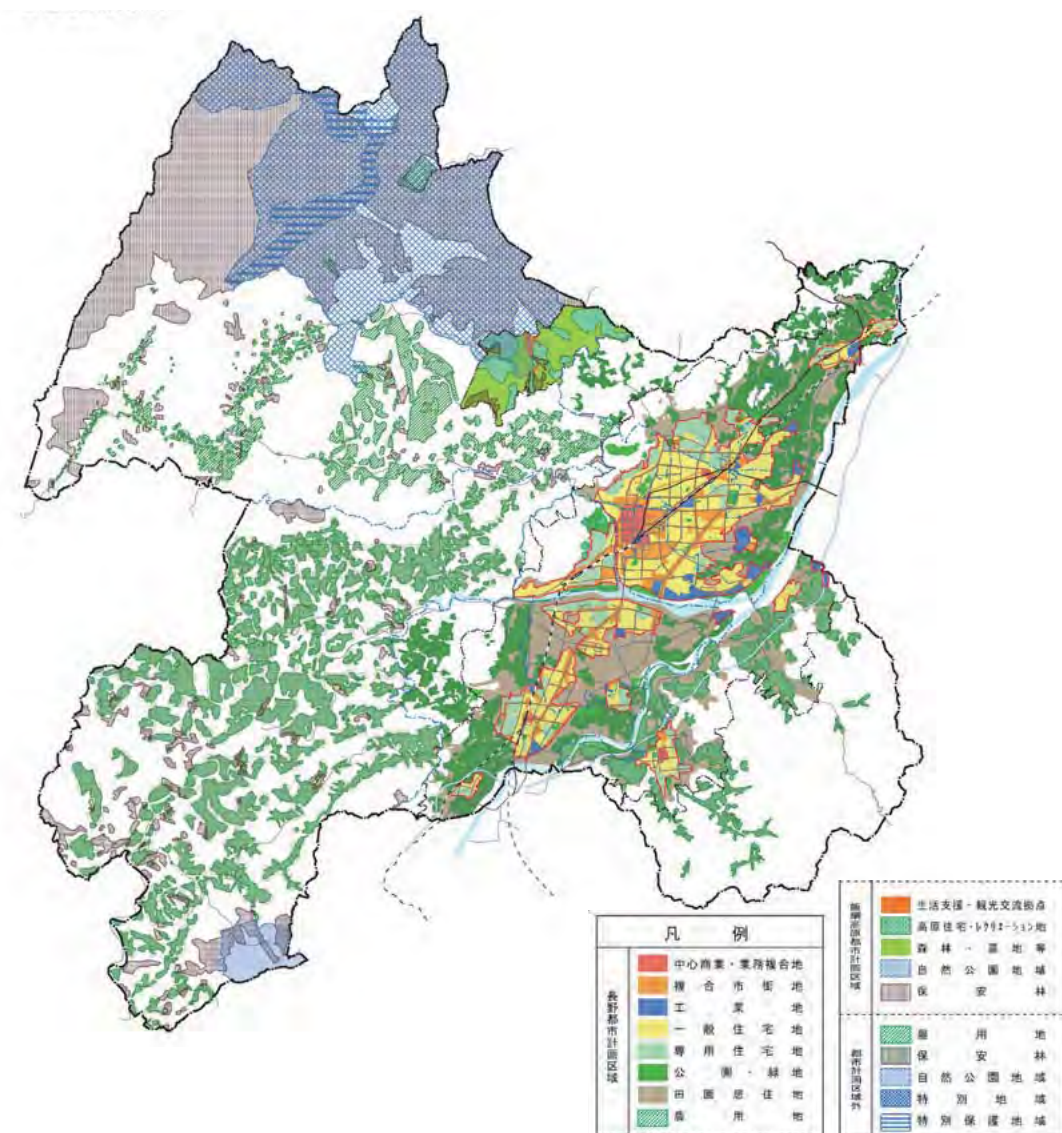
都市構造の形成方針を受け、より詳細な土地利用の基本方針として、次の大きく2つの誘導方針を定めるとともに、それぞれに具体的な方針も定めている。下記の図は、本市の土地利用区分を示したものである。

①コンパクトな街の形成のための土地利用の誘導

- ・集約型都市構造に対応する土地利用
- ・中心市街地の活性化
- ・多様な居住ニーズに対応する土地利用
- ・居住機能等の集約誘導

②地域特性に応じた課題を踏まえた土地利用

- ・地域区分に応じた課題を踏まえた土地利用
- ・自然環境保全や農林業振興と都市生活の共存を図る土地利用



土地利用区分図

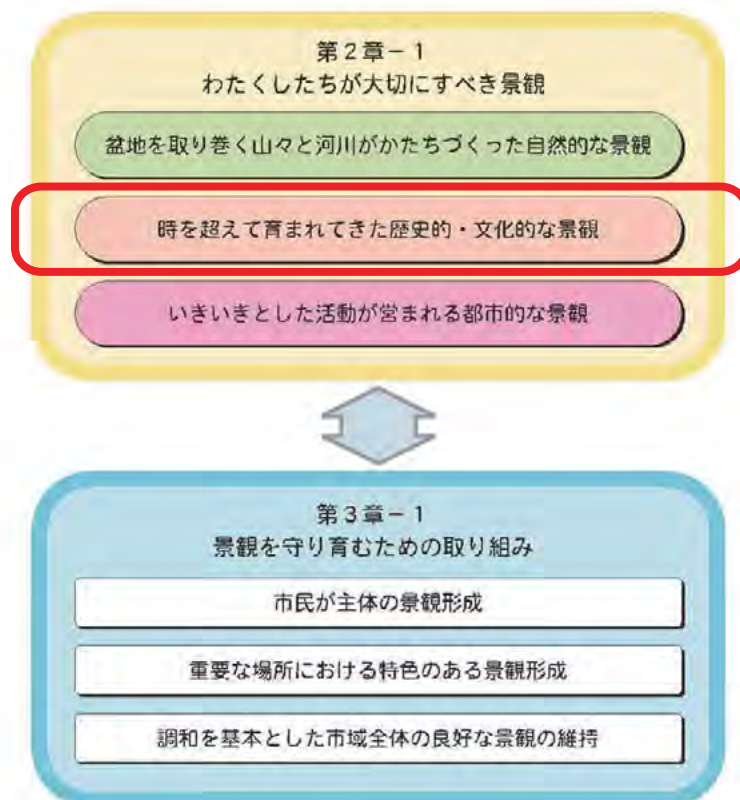
### (3) 長野市景観計画

#### ①平成 19 年策定 長野市景観計画

平成 19 年（2007）7 月策定の長野市景観計画では、はじめに景観形成の理念を述べる中で、「わたしたちが大切にすべき景観」として以下の 3 つの景観を掲げている。この中で、「時を超えて育まれてきた歴史的・文化的な景観」は、本市における善光寺周辺をはじめとした歴史的地域の景観を示しており、本市において、歴史や文化を踏まえた景観形成が重要であることが理解できる。

さらに、長野市景観計画では、この理念に基づき、良好な景観形成に関する 6 つの方針を掲げている。このうち「方針 3 美しい眺望景観を誘導する」や「方針 4 歴史と文化を象徴する景観を継承する」は、まさに本市の歴史的風致維持向上計画の方向性に合致するものである。

- 四方の山々と清らかな流れによって形づくられている長野市には、四季折々の豊かな自然の懐に築かれた暮らしの景観と、市民の心の拠り所となっている歴史的・文化的な景観があります。
- 本計画は、先人たちが自然環境と適切な関係を結びながら育んできたこれらの景観を「大切にすべき景観」として示し、わたくしたちの人為的な活動も長野市の景観を形づくっていることを認識して、市民、事業者、行政との協働と連携によって守り育て、後世に引き継ぎます。



景観形成の理念に掲げられている「わたしたちが大切にすべき景観」

## 良好な景観の形成に関する6つの方針

### 方針1 豊かな緑を展開する

自然地域の奥深い緑の環境を保護するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくって、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。生産環境を守ることにより、美しい水田や果樹園による景観を守ります。また、市街地内の貴重な緑である社寺林を大切にし、道路などの公共空間と敷地内の緑化を進めます。

### 方針2 魅力ある水景観を創出する

千曲川、犀川、裾花川などの河川と一体となった自然環境を保全し、開放的な河川景観を身近に感じられるようにします。

市街地内を流れる中小河川は、水質の保持に努め、親しみの持てる水辺環境とするための整備を進めます。

### 方針3 美しい眺望景観を誘導する

山々や市街地を俯瞰できる大切な眺望ポイントを整備するとともに、市街地の建物の高さや色彩などの構成を整えることによって、眺望景観の背景となる風景を乱さないことに配慮した建築活動などを行い、より美しい市街地景観が眺望できるようにします。

### 方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

時間をかけてつくられ守られてきた歴史や祭りなどの地区固有の文化を象徴している資源を守り、それぞれの地区ごとのコミュニティ形成に活用して、これらと調和した個性ある街並みをつくり、次の世代に引き継ぎます。

### 方針5 にぎわい空間を演出する

商店街や業務地街では、電線の地中化とユニバーサルデザインにより、安全で快適な歩行者空間を形成します。街路樹やストリートファニチャーを整備するとともに、オープンカフェなど公共空間を積極的に活用して、楽しく歩ける道づくりを進めます。また、建築物の外壁面を揃え、看板類を整えて、親しみのある賑わい空間を形成します。

### 方針6 おちついた住環境を創造する

景観協定・建築協定や地区計画などによる地区固有のルールづくりを推進し、良好な住宅地景観を形成します。

新しく宅地をつくるときは駐車場と植栽空間が確保できる敷地とすることで、緑の多い居住環境を形成します。



## ②平成 30 年改定 長野市景観計画

平成 19 年（2007）の策定から 10 年が経過すること、再生可能エネルギーの普及等社会環境が大きく変わってきたことを踏まえ、平成 30 年（2018）10 月に長野市景観計画を改定した。この中で「長野市が守り育てていく景観」の 4 項目の一つに「歴史的・文化的な街並み」を挙げ、これを守り育てていく方針として「歴史と文化を象徴する景観を継承する」ことを掲げている。これは本市の歴史的風致維持向上計画の方向性に合致するものである。

### 3 長野市が守り育てていく景観

#### ◆雄大で、緑あふれる自然環境



緑あふれる山々は、四季折々にその姿を変え、いつもわたしたちの目や心を和ませ、千曲川をはじめとする河川の清らかな流れは、田畑を潤し、昔ながらの里山風景を今に残しています。

豊かな大自然により形成された景観こそが、わたしたちが受け継いできた原風景として、これからも守り、残していかなければならない財産です。



#### ◆歴史的・文化的な街並み



善光寺と門前町の街並み、真田十萬石の城下町として栄えた松代、戸隠神社と伝統的な茅葺屋根の宿坊が連なる戸隠などは、先人たちが築き守ってきた市民共有の財産です。

それぞれの地域には、各地で大切に祭られている寺社と、伝統的で特色ある祭礼、古戦場やかつての宿場町など、今も息づく歴史的・文化的な景観が数多くあります。



#### ◆にぎわいあふれる都市空間



県都である長野市には、商業・業務機能や文化施設などの都市機能が集積し、長野駅を中心に市街地と住宅地と、それらを取り巻く豊かな自然景観が調和した独特な景観を生み出しています。

長野冬季オリンピック・パラリンピックのレガシーを活かした、多様なイベントを開催し、にぎわいのある景観をみせています。



#### ◆美しく、快適に過ごせる住環境



市内には、地区計画や住民間の建築協定などに基づいて整備され、道路や歩道、公園などにおけるユニバーサルデザインに配慮されたまちが、数多くあります。

郊外や山地では、居住空間とその周辺に広がる農地や自然環境が調和した、本市の原風景ともいえるべき景観が広がっています。



長野市景観計画に掲げられている「長野市が守り育てていく景観」

## 良好な景観形成に関する方針

### 方針1 豊かな緑を展開する

本市を囲む山々や里地は、四季折々の景観を楽しませてくれるばかりでなく、多様な動物や植物が生息し、訪れる人々に憩いやリラクゼーションを提供してくれます。

このかけがえのない環境を保全するとともに、その一部では市民が自然に親しめる場所をつくることにより、自然を知り、守ることの大切さを感じられるようにします。

### 方針2 魅力ある水景観を創出する

豊かな水量に恵まれた千曲川、犀川、裾花川をはじめ、市内にはさまざまな河川や用水路、大小の溜め池があり、多種多様な水辺環境を形成しています。これらと一体となった自然環境を保全し、開放的な水景観を身近に感じられるようにします。

### 方針3 美しい眺望景観に誘導する

建築物の高さや色などについて配慮を求め、より美しい風景を眺望できるようにします。また、眺望景観である山並みを乱さないようにします。

市街地にあっては、夜間の照明をなるべく抑え上向き照明を抑制するなど、星がまたたくきれいな夜空を仰ぎ見ることができるようになっています。

### 方針4 歴史と文化を象徴する景観を継承する

建物や街並みなどの歴史的景観は、本市の大きな魅力の一つであると同時に、わたしたちの日常を潤してくれます。こうした景観資源を、大切に守りながら活用を図っていく必要があります。

また、時間をかけてつくられ守られてきた祭りや伝統行事は、地域固有の文化を伝えてくれるとともに、コミュニティ形成にも寄与していることから、文化的景観として次の世代に引き継ぎます。

### 方針5 にぎわいあふれる空間を演出する

交通の要所と景勝地、あるいはイベント会場などを結ぶルートが、安心や快適、ユニバーサルデザインに配慮され、長野らしさを満喫できる回遊空間になるよう整備を進めます。

そして、建物の外壁面を揃え、看板類を整えるなど、眺望に優れた空間を形成していきます。

### 方針6 過ごしやすい住環境を創造する

景観協定や建築協定、地区計画などによる地区独自のルールづくりを促進し、住宅地における良好な景観形成を誘導します。また、豊かな自然に恵まれた地形を活かし、過ごし

やすい落ち着いた雰囲気のみちづくりを進めます。更に緑と潤いにあふれ、環境にやさしい、住んでよかった、これからも住み続けたいと思ってもらえる長野市を目指します。



#### (4) 長野市中心市街地活性化基本計画

##### ①第二期長野市中心市街地活性化基本計画

長野市の中心市街地は、JR長野駅及びその真北に位置する善光寺を含む区域で、面積にして約200haほどある。また、この区域の中央を南北に延びているのが中央通り（善光寺表参道）で、JR長野駅方面からほぼまっすぐに善光寺まで延びている。その沿道には、江戸時代から続く商家が残るとともに、伝統的な祭礼等の営みも数多くみることができる。しかし、この地域は、市街地の郊外化によって居住者人口が大きく減少するとともに、相次ぐ大型店の郊外出店に伴って商店数が減少傾向にあった。これを受け、本市では、平成19年（2007）5月に長野市中心市街地活性化基本計画の第一期計画を策定し、平成23年度までの5ヵ年、この計画に基づいて重点的に各種事業を展開してきた。これにより、居住者人口の減少に歯止めがかかるなど、中心市街地の活性化に一定の成果をおさめた。とはいえ、まちの賑わいの創出や空洞化した商店街の再生等、道半ばの事業も多いことや、平成27年（2015）3月には北陸新幹線の金沢延伸も予定されていることから、これまでの事業を継続的に推進するとともに、新規事業も追加することによって、さらなる「交流人口の増加」及び「定住人口の増加」を目指していく必要性が求められていた。以上より、本市では、平成24年（2012）3月に、一期基本計画に引き続き、平成24年度から平成28年度までの5ヵ年を期間とする第二期長野市中心市街地活性化基本計画を策定し、国の認定を受けている。

本計画のテーマは、一期計画のテーマを継承して『門前都市「ながの」～心潤う歴史と文化が賑わう まち～』とし、次の4つの基本方針を掲げている。

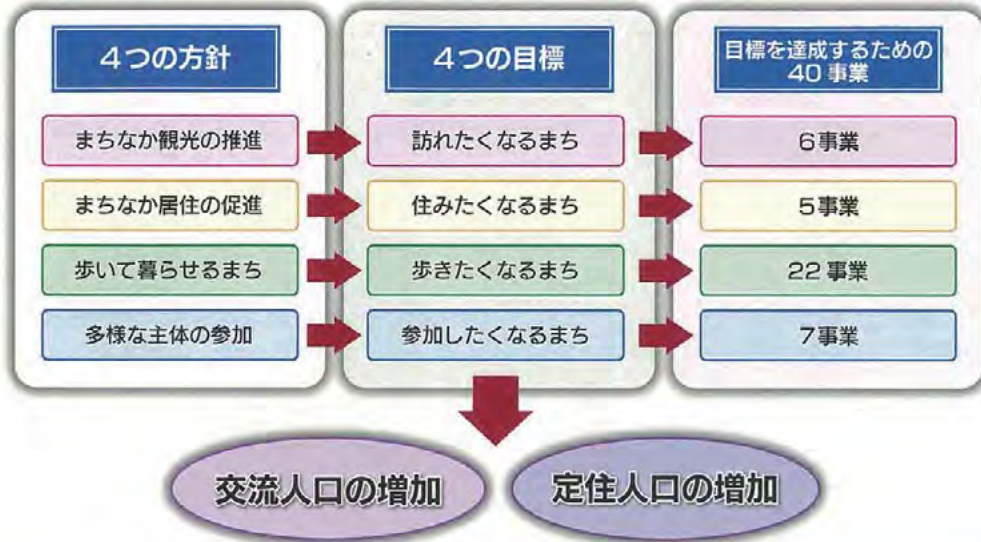
- ①まちなか観光の推進
- ②まちなか居住の促進
- ③歩いて暮らせるまち
- ④多様な主体の参加

これらの基本方針は、どれも善光寺門前の歴史や文化を活かしたまちづくりを基本として捉えている。例えば、「①まちなか観光の推進」については、善光寺門前の寺院建築、仲見世及び宿坊建築などの歴史的建造物を活かした観光推進を目指していくものであるし、「②まちなか居住の促進」についても、空き家となった歴史的建造物を積極的に活用していく要素が盛り込まれている。

長野市の中心市街地は、善光寺門前の歴史的市街地を大きく取り込んでいるいるため、その目的や方向性、実施される事業には、本市の歴史的風致に関わる課題解決の要素が多く盛り込まれている。したがって、中心市街地活性化基本計画と綿密に連携を図ることによって、本市の歴史的風致の維持向上により高い効果をもたらすものと考えられる。

## 基本計画のテーマ

「門前都市 ながの」 ～心潤う 歴史と文化が賑わう まち～



## 数値目標

<b>目標①「訪れたいなるまち」</b> 善光寺仁王門前の歩行者・自転車通行量（人）	現状数値 25,555人 (平成22年度)	数値目標 26,900人 (平成28年度)
<b>目標②「住みたいなるまち」</b> 長野市全体における中心市街地の人口割合(%)	現状数値 2.35% (平成23年度)	数値目標 2.50% (平成28年度)
<b>目標③「歩きたいなるまち」</b> 中心市街地(6地点)の歩行者・自転車通行量(人)  中央通り及び権堂アーケード沿いの1階部分の空き店舗数(件)	現状数値 126,478人 (平成23年度)	数値目標 130,000人 (平成28年度)
	現状数値 29件 (平成23年度)	数値目標 22件 (平成28年度)
<b>目標④「参加したいなるまち」</b> もんぜんぶら座及び生涯学習センターの年間利用者数(人)	現状数値 481,707人 (平成22年度)	数値目標 485,000人 (平成28年度)

第二期長野市中心市街地活性化基本計画のテーマと数値目標

## ②長野市中心市街地活性化プラン

第二期長野市中心市街地活性化基本計画を引き継ぐ形で中心市街地のまちづくりの中長期的な一貫性を確保しつつ、現状に則した活性化を図るため、平成29年（2017）10月から平成34（令和4）年（2022）3月までを計画期間とする「長野市中心市街地活性化プラン」を策定した。プランの基本的事項として、プランの方向性及び基本的な方針を、次のとおり掲げている。

### 第3節 方針及び目標

#### 1 方向性

新たな計画の方向性は、「基本的な方針・目標・目標指標は第二期までの計画を継承し、まちづくりの中長期的な一貫性を確保」しつつ、「中心市街地の区域や計画事業については認定計画として検討したものをベースに、長野市の現状に即したもの」とするが、文言について発展的に見直し、端的かつ覚えやすいキャッチフレーズに一部変更する。

#### 2 基本的な方針、目標、目標指標等

基本的な方針	活性化の目標	目標指標	基準値 (H28)	単純 予測値 (H33)	目標値 (H33)
まちなか 観光の 推進	目標1 行きたく なるまち	善光寺仁王門前※の歩行者・ 自転車通行量 (人/日)	27,150	29,376	30,000
まちなか 居住の 推進	目標2 住みたく なるまち	総人口に対する中心市街地の 人口比率 (%)	2.47	2.62	2.65
まちなか 回遊の 推進	目標3 巡りたく なるまち	①中心市街地(6地点※)の 歩行者・自転車通行量 (人/日)	112,504	107,037	108,000
		②中央通り及び権堂アーケード 沿い1階部分の空き店舗数 (件)	21	23	21
まちなか 交流の 推進	目標4 交わりたく なるまち	もんぜんぶら座及び生涯学習 センター並びに権堂イースト プラザ市民交流センターの利 用者数 (人/年)	483,966 + 76,769 560,735	582,435	583,000

長野市中心市街地活性化プランの基本的な方針と目標、目標指標等



### 3 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

#### (1) 歴史的建造物の保全と活用に関する方針

市内の歴史的風致の核となる建造物のうち、重要文化財や史跡、さらには県指定ないし市指定の文化財で、既に必要な措置が講じられているものについては、引き続き、文化財保護法等に基づいて適切な保護措置を講じ、かつ積極的な活用を推進する。なかでも、現在その一部が国の史跡指定を受け、これまで長野電鉄屋代線により分断されていた松代城跡附新御殿跡については、線路の廃止と市への敷地譲渡をふまえ、今後、史跡指定範囲の拡大を含む旧城郭域の公有地化とその保存整備を目指していく。また、歴史的風致の核となる県指定ないし市指定の文化財であっても、適切な保護措置が講じられていない建造物等や、未指定の建造物であっても歴史的風致の核となる建造物等については、本計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行うことにより、建造物の滅失を防止し、かつ修理等に対する支援を行うなどの保護措置を講じる。また、修理の際には、耐震診断も併せて実施し、必要な補強を行っていく。くわえて、建造物の積極的な活用を推進していくことによって、市民に対して広く建造物の価値を示していく。

また、空き家となった歴史的建造物の滅失等を防ぐために、まちづくり活動を行う地元組織等と連携しながら、空き家に関する情報共有を行い、既存の建物用途にとらわれない建造物の利活用について検討を行う。

#### (2) 伝統技術の継承に関する方針

本市固有の歴史的まちなみや文化的景観を後世にわたって受け継いでいくためには、それらを構成する歴史的建造物等について適切な維持管理を行っていく必要がある。この目的を達成するためには、歴史的建造物の価値を損なうことのない適切な修理や修復の技術が求められてくる。つまり、いくら歴史的に貴重で特徴的なファサード等をもつ建造物であっても、修理・修復が中途半端なものでは、逆にその価値を下げてしまうことにもなりかねない。この適切な修理・修復には、伝統技術の活用が不可欠となってくる。したがって、歴史的まちなみや文化的景観を後世に伝えていくためには、伝統技術を用いた仕事の場を提供していく必要がある。

伝統的建造物群保存地区制度や文化的景観制度により、こうした伝統技術を継承していく場の再生への契機にもなり得ることから、伝統的建造物群保存地区制度等の活用を検討していく。また、こうした地区が伝統技術を継承できる代表的な場ともなり得るように、住民や職人等と連携して伝統技術継承の仕組みづくりについて検討を行う。一例として、戸隠中社の北東に位置する戸隠スキー場中社ゲレンデには、茅葺屋根の材料として最適なススキがゲレンデ一面に自生していることから、地域と連携して茅場の再生と活用を行い、伝統技術の継承を行う。

### (3) 歴史的まちなみと周辺環境の保全に関する方針

本市における歴史的まちなみや文化的景観を保全していくためには、既に建て替えられて現に存在している建造物についても、周囲に調和したまちなみを目指して、長期的な視点で良好な景観形成に取り組む姿勢が必要である。そのための手法として代表的なものに、文化財保護法における伝統的建造物群保存地区制度と文化的景観の制度があり、地域固有の歴史的まちなみや文化的景観を有する自治体の多くが、これらの制度を積極的に活用して良好な景観形成を推進している。本市においては、現在、善光寺周辺地区を対象に伝統的建造物群保存地区（以下、伝建地区）の指定に向けた作業を進めているところであり、今後、地元の理解を得ながら、一日でも早い伝建地区の指定を目指していく。また、本市には、善光寺周辺地区以外にも、戸隠や松代をはじめ、歴史的まちなみや文化的な景観を有する地域が多数存在していることから、まちなみや景観に関する調査研究を行うとともに、住民の理解と協力を得ながら、伝建地区や文化的景観の制度を活用した歴史的風致の維持及び向上に取り組んでいく。加えて、一部の歴史的建造物所有者のみならず、地域全体が周辺環境を含めた広い範囲の景観形成を積極的に取り組んでいくために、良好な景観形成を行うことを目的に組織された協議会等に対する支援も行っていく。

また、歴史的まちなみ周辺の歴史的環境を向上させるために、電柱電線類の地中化や移設、道路の美装化等を推進するとともに、歴史的まちなみからアクセス駐車場を整備するなど、そこに流入する自動車交通の抑制対策を総合的に検討する。このとき、アクセス駐車場の整備によって、地域固有の歴史的風致が阻害されないよう、その位置や整備内容について十分に注意して検討を行っていく。また、松代においては、旧長野電鉄屋代線が廃線となったことで、他地域に比べて交通体系の変化が予想される。歴史的風致を維持及び向上させるために、自動車交通の抑制対策を、旧長野電鉄屋代線の跡地活用とあわせて総合的に検討していく。

### (4) 伝統的な祭礼等の継承に関する方針

本市には、善光寺周辺、松代、鬼無里の祇園祭をはじめ、地域の人々によって大切に守り伝えられてきた毎年行われる伝統的な祭礼等のほか、善光寺御開帳や戸隠神社式年大祭のように、県内外から多くの人々が訪れる数え年で7年に1度実施される伝統的な祭礼もある。こうした伝統的な祭礼等が行われることは、各々の文化的価値に加え、地域の活性化やコミュニティ維持、観光振興にも繋がることから、地域住民や専門家等と連携しながら、伝統的な祭礼等の内容や特色、実施日等の把握を行い、担い手の確保や育成等に取り組む必要がある。特に伝統的な祭礼を継承するためには、子ども達が伝統的な祭礼に触れる場を提供する必要がある。学校教育や育成会などと協力した地域ごとの取り組みを支援する。

#### (5) 文化財や伝統的な祭礼等を活用した観光や情報発信に関する方針

文化財、歴史的風致は、重要な観光資源であることから、所有者や関係団体と連携し、保存と併せて、その価値や魅力を引き出すことを意図した情報発信を積極的に行い、文化財を活かした観光振興にも繋げていく。一例として、松代地域の真田宝物館については、松代地域の歴史や文化に関する中核的な情報発信施設として充実を図り、観光振興にも繋げていくために、真田宝物館の設置場所を再検討するとともに、松代地区全体の文化財を活用するための調査研究を行う。また、歩行者用案内板や説明板等を整備して歩行者環境を充実させるためのルートづくりを行い、文化財をめぐる機会等の充実を図る。とりわけ、善光寺と戸隠を結ぶ古道については、善光寺側を重点的に歩行者の案内を充実させるために、まずは、古道の現況調査を先行して行う。

#### (6) 歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等の調査研究に関する方針

歴史的風致の維持及び向上には、それを構成する歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、全国的な視点から価値付けを行うとともに、後世に引き継ぐための問題点等を明らかにし、その対策を施す必要がある。そのためには、歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等を対象とした詳細な調査研究が欠かせない。調査研究には、写真の撮影や所有者に対するヒアリング調査などの基礎的なものから、建造物の平面図や断面図等を実測する詳細なものまで幅広くあり、対象とする建造物や祭礼等に応じて適切な調査方法を選定する必要がある。また、調査研究が入ることの重要性の一つに、調査やワークショップを通じて多くの地域住民の方と接点をもてる点があげられる。歴史的風致の維持向上には地域住民の理解が欠かせないことから、歴史的まちなみの形成や伝統的な祭礼等の継承について、ともに考える機会が得られることは、調査の重要な点といえる。

以上を踏まえ、本市では、歴史的風致の維持及び向上に向けて、歴史的建造物やまちなみ、伝統的な祭礼等について、戸隠、鬼無里といった近年合併した地域も含め長期的視点から総合的な調査を継続的に行っていく。



#### 4 歴史的風致の維持及び向上に向けた連携並びに推進体制

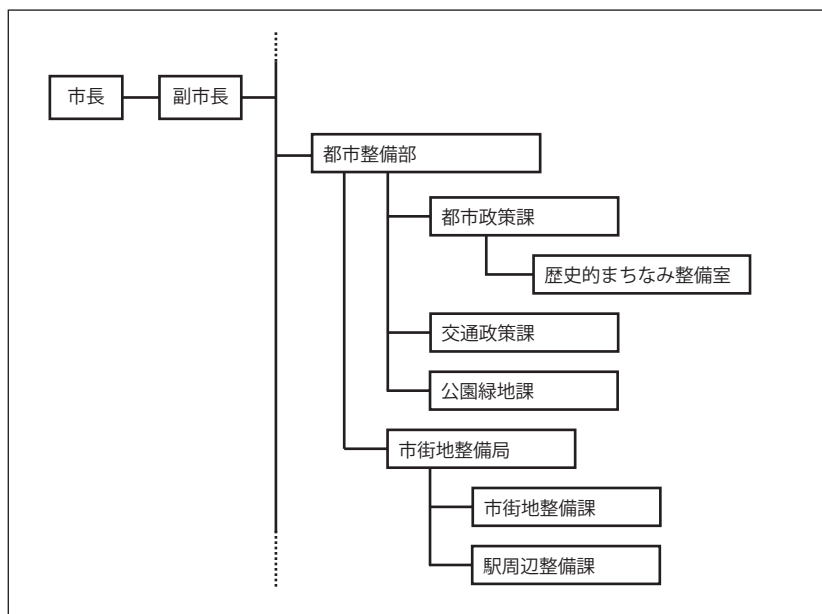
本市における歴史的風致の維持及び向上に取り組むためには、その所有者ないし管理者の理解、さらに市民等の協力が不可欠であるとともに、全体の調整役でもある行政が、所有者ないし管理者・市民等と十分な連携をとっていかなければならない。それゆえ、本計画を推進していく上で行政の体制は、きわめて重要な役割を担っているといえる。

計画策定時の庁内体制としては、景観行政を担当する都市整備部まちづくり推進課（街なみ景観担当）と文化財保護行政を担当する教育委員会文化財課が事務局となって進めた。計画策定後の体制についても、まちづくり推進課と文化財課が中心となることは変わらないものの、計画策定時は、あくまで各々の職務を遂行しながら計画策定を行っており、十分な体制ではなかった。しかし、本計画を推進するに当たっては、庁内関係各課との連絡調整をはじめ、国・県等の関係機関との協議や協議会の開催などの様々な業務が今後増加していくことが想定されることから、これまでの体制では、本計画が目指す歴史的風致の維持及び向上が十分に達成できないおそれがある。

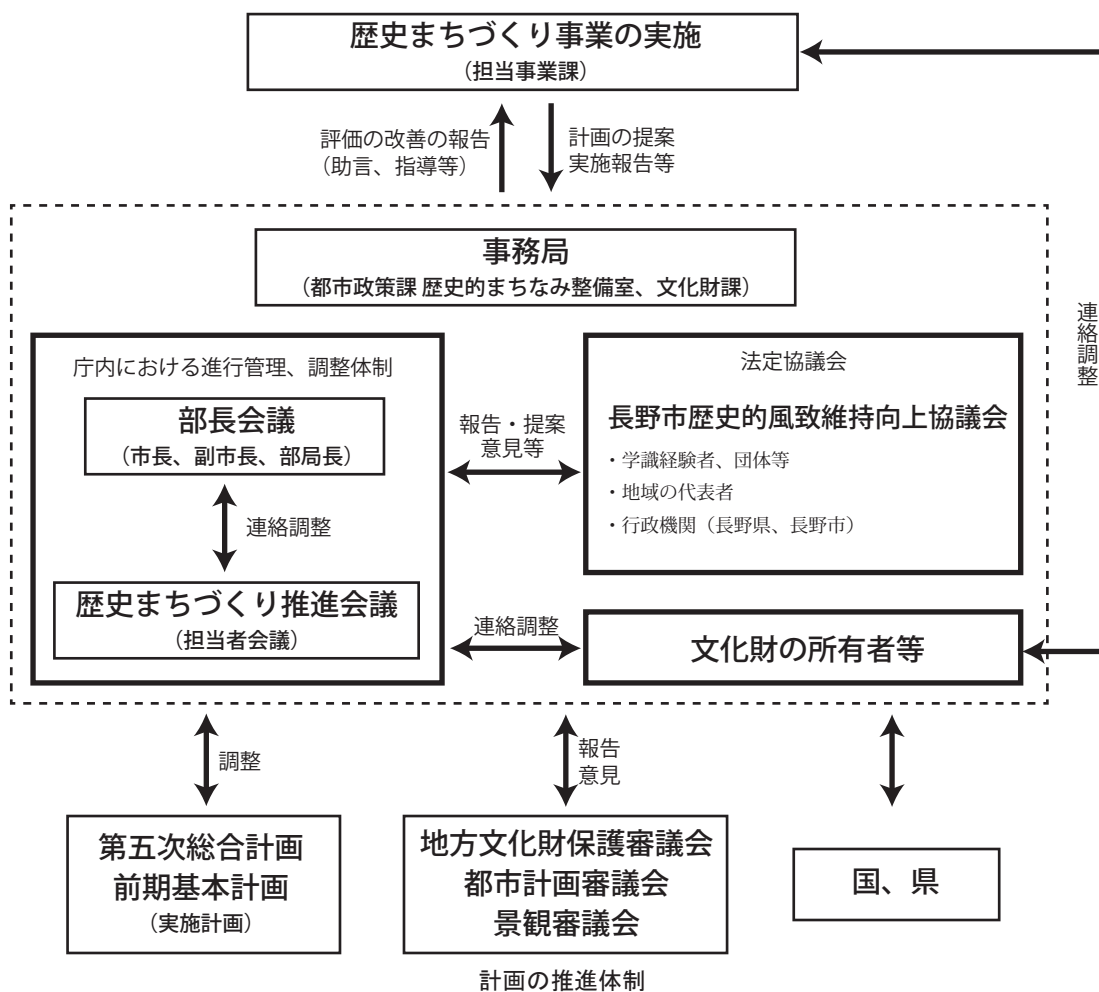
さらに、文化財課が進めている善光寺周辺地区の伝統的建造物群保存地区指定についても、指定後の修理修景事業については、景観形成や建築的内容が主であるために、都市整備部局であるまちづくり推進課が業務を引き継いでいく予定である。したがって、まちづくり推進課が担当する業務は、歴史的まちなみの保全等を中心に、今後ますます業務が増大していくことが想定されることから、街なみ景観担当とは別に、歴史まちづくりを推進していくための体制が必要不可欠である。

以上を踏まえ、本市では、歴史的風致維持向上計画を推進していくために、計画策定時と同じく、事務局をまちづくり推進課と文化財課にするものの、庁内及び国・県等の関係機関との調整については窓口を一本化した方が望ましいと考え、「総合窓口」として、新たにまちづくり推進課内に「歴史的まちなみ整備室」を設置する。さらに、この歴史的まちなみ整備室は、総合窓口としての機能の他に、善光寺周辺地区の伝建地区指定に向けた取り組みを文化財課と協力して推進するなど、重点区域内の歴史的まちなみの形成についても取り組んでいく。これに伴い、現在の街なみ景観担当は、長野市全域の景観形成を図るために、景観計画や屋外広告物条例を主に担当する景観担当として体制を改める。さらに、歴史的風致の維持及び向上を目的とした庁内全体の連携体制を構築するために、関係各課の担当者によって構成される「歴史まちづくり推進会議」を適宜開催し、情報共有や問題点の抽出等を行う。また、計画策定の進捗状況については、市長・副市長・すべての部局長で組織される部長会議に随時報告し、庁内全体の最終調整を図っていく。加えて、歴史まちづくり法第11条に基づき、有識者等で構成される「長野市歴史的風致維持向上協議会」を、計画策定後も引き続き設置し、本計画の推進・変更に関して、様々な提案・意見等を得ることとする。その他、必要に応じて地方文化財保護審議会、都市計画審議会、景観審議会等の意見を聴くことで、より綿密な計画の進捗を図っていく。

なお、平成29年度の機構改革により、まちづくり推進課は都市政策課に改編された。



計画推進に向けた庁内組織の改正







## 第 5 章 重点区域の位置及び範囲



## 1 重点区域の位置

本計画における重点区域は、国指定文化財を中心に、その他の文化財や伝統的なまちなみなどの歴史的建造物が集積し、かつ、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も展開され、それらが一体となって長野市の歴史的風情をかもしだして良好な環境を形成している範囲を設定する。さらに、本計画では、重点的に施策を実施することによって、歴史的風致を構成する文化財やその活動の維持及び発展が得られ、その結果、本市における歴史的風致の維持及び向上が効果的に達成できる範囲を重点区域に設定する。

先述のとおり、本市において最も中心となる地域は、国宝善光寺本堂を中心とした善光寺周辺地域で、この地域は今も、仲見世・宿坊・町家等の歴史的建造物を数多くみることが出来る。さらに、この地域は、数え年で7年に一度開催される善光寺御開帳や、毎年行われている弥栄神社の御祭礼など、伝統的祭礼が途絶えることなく受け継がれており、歴史的建造物と伝統的な祭礼等が一体となった歴史的風致が形成されている。

善光寺周辺と同様に、県内外から篤い信仰を集めた戸隠地域も、戸隠神社の神社建築や、中社及び宝光社の門前に発達した茅葺屋根の宿坊建築など、歴史的建造物が密集していることに加え、日々の伝統的祭礼や善光寺御開帳と同年同時期に行われる式年大祭などが受け継がれていて、歴史的建造物と伝統的営みが一体となった特色ある歴史的風致をみることが出来る。加えて、善光寺と戸隠は、ともに、善光寺信仰と戸隠信仰という県内外に広がる篤い信仰を共通点にもっており、江戸時代以前から、善光寺と戸隠神社の双方を参拝することを目的に多くの人々が往来した。そのため、善光寺と戸隠の間には、多くの参拝者が往来するための信仰の道が発達しており、この道は、宿坊をはじめ、多くの周辺関係者らによる維持管理活動によって、かつての趣を今に残している。

真田十万石の城下町である松代地域には、松代城下町の歴史的建造物に加え、泉水路と呼ばれる特徴的な水路網が広範囲に発達しており、この歴史的市街地に祇園祭をはじめとした伝統的祭礼を複数みることが出来る。また、城下町東方の山地には、大室古墳群をはじめとした特徴的な古墳群が広がり、特色ある歴史的風致を今に伝えている。加えて、松代地域に隣接する若穂川田地域には、旧北国街道松代道の代表的宿場である川田宿があり、歴史的建造物と伝統的祭礼が途絶えることなく現在まで伝えられている。

鬼無里地域は、白髯神社本殿（重要文化財）をはじめ、文化財指定を受けた神社が、点在する集落ごとに配置されている特徴をもち、神社とその周辺のまとまった民家が、豊かな自然環境の中で独特の景観を今に伝えている。また、各々の集落において、神社を中心に、地域の歴史と伝統を反映した活動が展開されている。

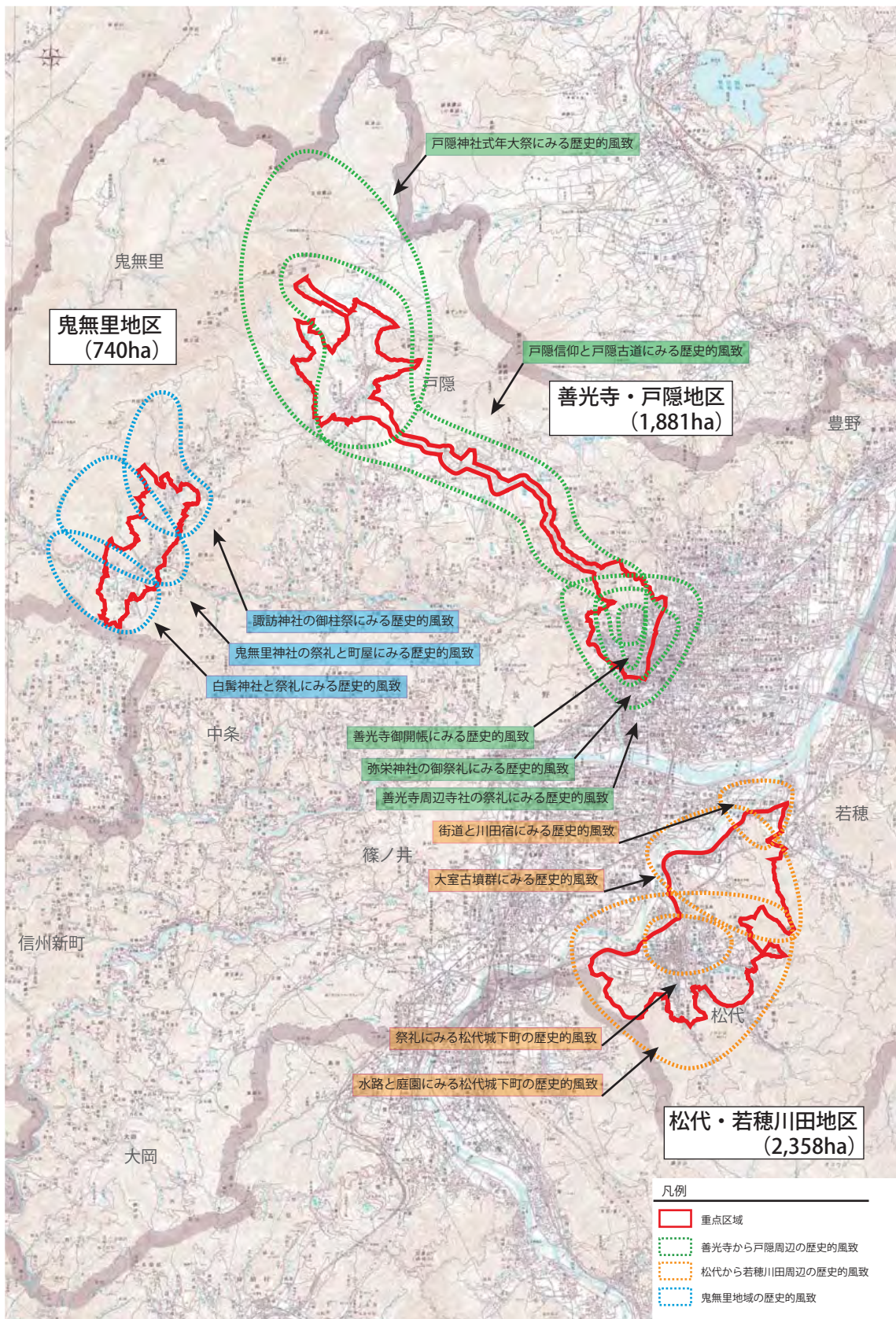
このように、本市には、善光寺周辺をはじめ、戸隠、松代、若穂川田、鬼無里といった複数の地域に、歴史的建造物と伝統的営みが一体となった歴史的風致をみることが出来る。さらに、これらの歴史的風致は、これまでも文化財保護法に基づく保護措置や、都市計画法による規制、景観計画による良好な景観の誘導により、維持向上が図られてきているものの、一部では、既に、老朽化した歴史的建造物が滅失してしまい、その結果、駐車場や



空き地が増加してまちなみが不連続になり、景観の悪化が急速に進んでいるところもある。また、高齢化や人口減少に伴って、伝統的な祭礼の維持が困難になる地域も多々ある。

以上を踏まえ、本計画では、これらの課題を解決するとともに、現在みられる歴史的風致をさらに向上させ、次世代に継承していくために、「善光寺・戸隠地区」、「松代・若穂川田地区」、「鬼無里地区」の3地区を重点区域に設定し、歴史的風致の維持向上を図るための施策を重点的に行っていく。なお、善光寺周辺地域と戸隠地域は、それぞれ個別の重点区域として設定するのではなく、双方を結ぶ古道も含めて、一体となった一つの重点区域として設定する。

なお、重点区域は、本計画を推進することで、長野市の歴史的風致の維持向上に効果的に寄与する範囲が生じた場合などに、随時見直すものとする。



長野市における歴史的風致と重点区域 S=1/200,000





長野市における重点区域と国指定文化財の位置 S=1/200,000



## 2 重点区域の範囲

### (1) 善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区は、善光寺信仰と戸隠信仰に関連し、歴史的建造物と伝統的祭礼等が一体となって良好な歴史的風致を形成している地域を重点区域に設定する。

まず、善光寺周辺地域については、国宝の善光寺本堂及び重要文化財の善光寺三門・経蔵がある歴史的市街地を中心に、善光寺三社（湯福神社、妻科神社、武井神社）、善光寺七社（美和神社、湯福神社、武井神社、妻科神社、加茂神社、木留神社、柳原神社）をはじめとした神社仏閣、旧北国街道沿いや戸隠古道沿いに面する町家建築など歴史的建造物が豊富に残っていると同時に、善光寺御開帳や弥栄神社の御祭礼などの伝統的営みが現在まで途絶えることなく受け継がれており、これらが一体となって良好な市街地を形成している地域を重点区域として設定する。また、善光寺のすぐ北側から西側にかけては、長野盆地の外縁にあたる山々が連なっており、その山々から南東に向かって緩やかに傾斜する扇状地に、善光寺や関連寺社が位置している。そのため、善光寺周辺地域にとって、その後背に位置する山々は、景観形成上欠くことのできない重要な要素となっている。よって、本計画では、善光寺後背の山々を含めた地域を重点区域に含める。なお、善光寺周辺からその後背の山々にかけては、都市計画の風致地区や景観法の景観計画によって景観の保護がとられていることから、これらの既存の規制区域を包含するように重点区域を設定する。さらに、重点区域の境界については、字界や都市計画ないしその他法律の規制区域を基本とするものの、長野駅に近い部分で都市化が著しい地域については、字界に限らず、歴史的建造物等の敷地や道路界をもって境界を設定する。

次に、戸隠地域は、西方の戸隠連峰、東方の怪無山<sup>けなしやま</sup>ないし飯縄山に囲まれた自然環境豊かな地域に、戸隠神社を構成する戸隠五社（奥社、中社、宝光社、九頭龍社、火之御子社）や宿坊をはじめとした歴史的建造物が集積し、かつ、それらを舞台とした伝統的祭礼が今も受け継がれている。よって、戸隠地域の重点区域は、戸隠神社五社や中社及び宝光社門前の歴史的まちなみを中心に、その周囲に点在する戸隠神社関連の歴史的建造物を含むように設定する。また、戸隠地域は、神社本殿をはじめ、歴史的建造物の周囲に緑深い社叢が広がっており、その独特の景観を今に伝えていることから、戸隠神社に関連する歴史的建造物を含めるためには、周囲に広がる豊かな山林についても一定程度包含するように区域を設定する必要がある。以上を踏まえ、戸隠地域については、尾根や谷などの自然地形に基づいて区画された林班界<sup>注5-1)</sup>をもって境界とし、それによらない場合は、林班界を細分化した小班界<sup>注5-2)</sup>をもって境界とする。

続いて、善光寺・戸隠間については、善光寺から飯縄山の裾野を通過して戸隠へ向かう戸隠道表参道沿いに、とりわけ多くの歴史的建造物と人々の活動がみられることから、善光寺から戸隠に延びる戸隠道表参道に沿って重点区域を設定する。具体的には、古道そのものと古道に面する敷地一帯の景観を保全するため、古道の中心線から両側100mの範囲及び古道沿いの歴史的建造物の敷地を重点区域に設定する。また、大座法師池から戸隠まで

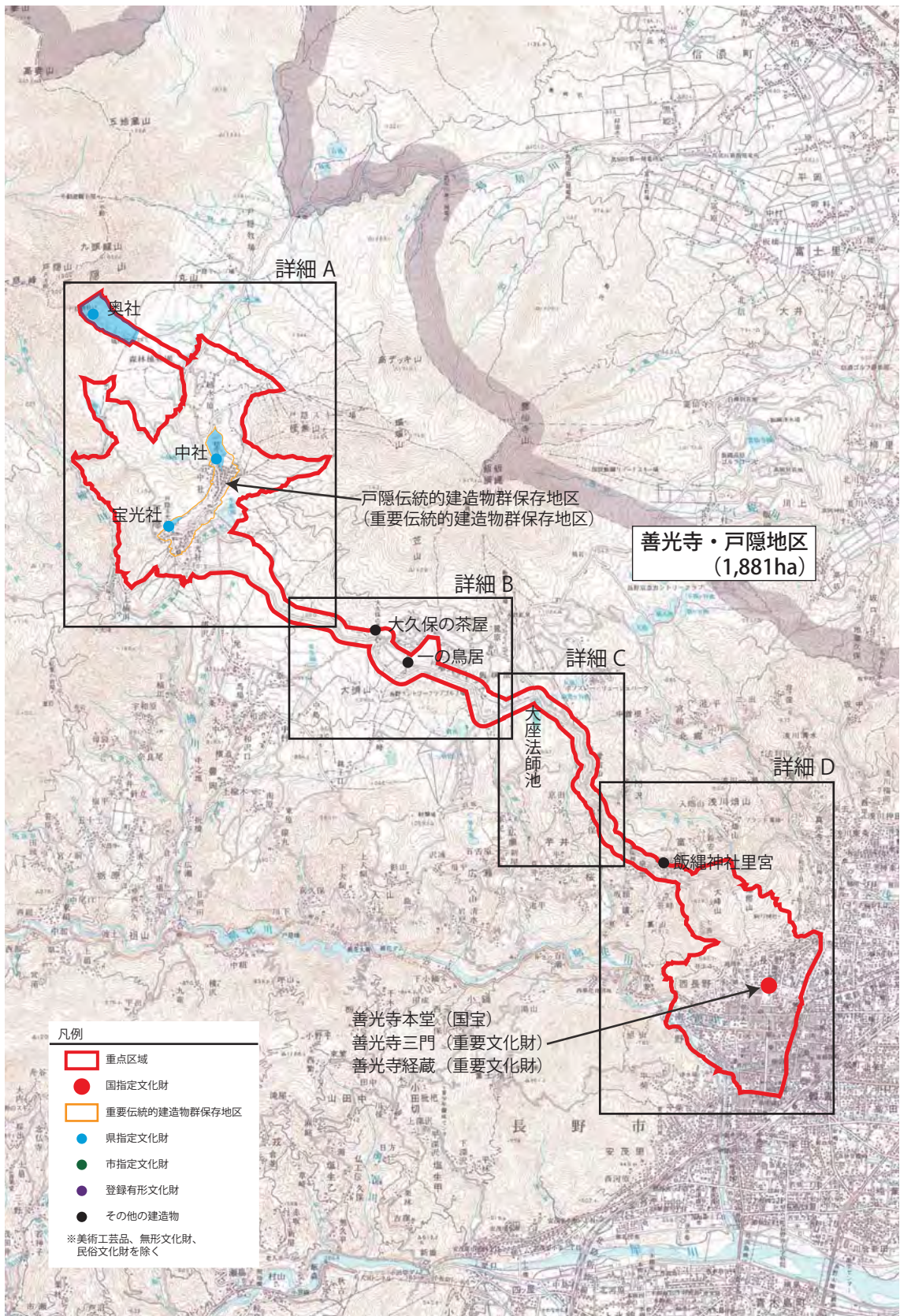
の区間で古道よりも南側の部分については、古道にほぼ平行して戸隠バードライン（県道戸隠高原浅川線）が走っており、自然公園法においても、周辺景観を保全する目的で、ここから 100m の位置に国立公園の規制区域が引かれている。よって、この区間については、国立公園の規制区域に合わせて重点区域を設定する。さらに、<sup>はらいざわ</sup> 葎沢のみちしるべから宝光社までの古道については、古道の位置が不明であるものの、それに代わる路線として戸隠バードラインがあることから、ここからの眺望景観を保全する目的で、道路中心線から両側 100m の範囲に重点区域を設定する。

注 5-1) 主として、字界や尾根・谷などの大地形によって区画されたもので、面積が概ね 50ha となるように設定されたもの

注 5-2) 林班界を細分化したもので、林班界同様に、尾根・谷などの地形によって主に区画されたもの

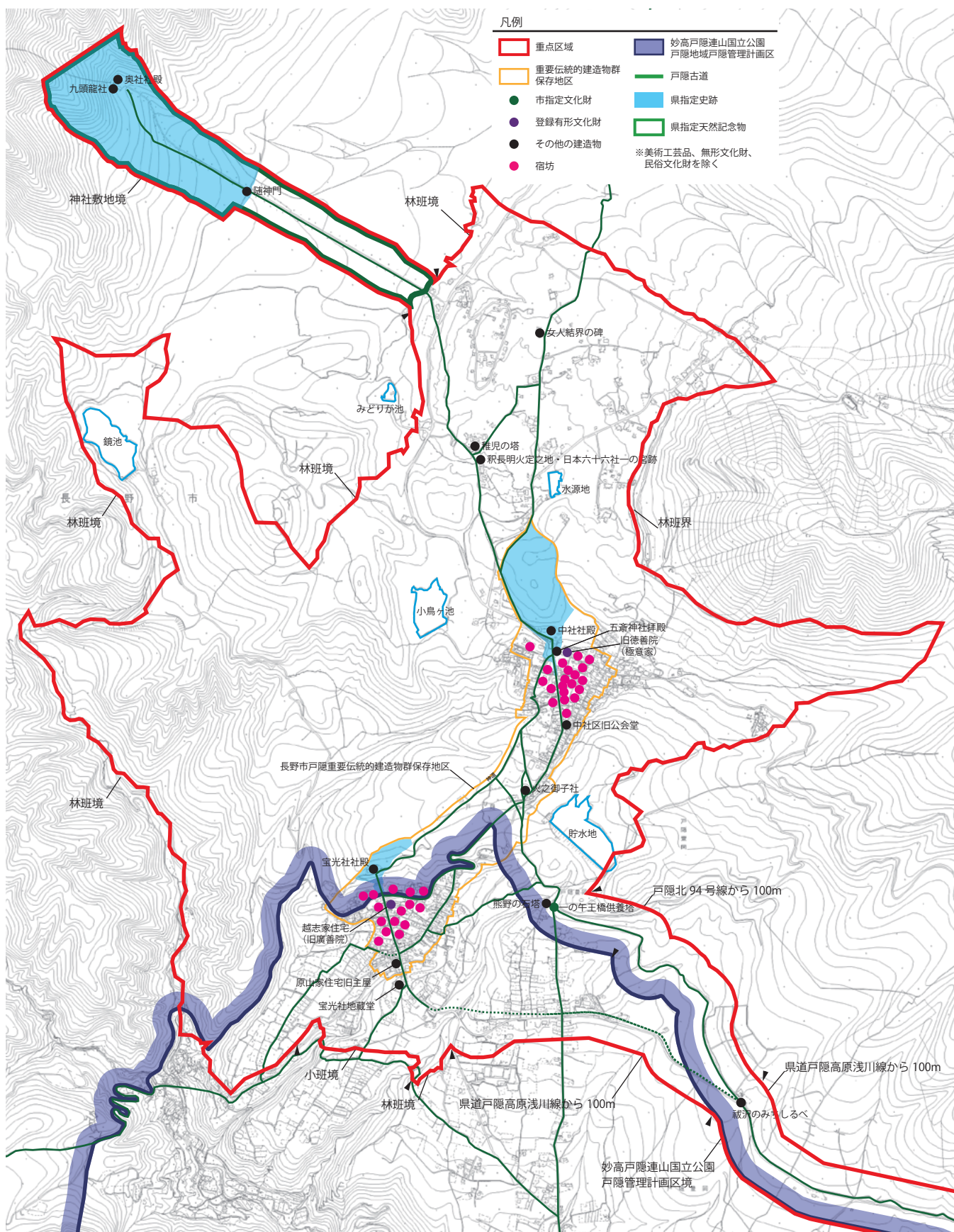
- ・重点区域の名称：善光寺・戸隠地区
- ・重点区域の面積：1,881ha





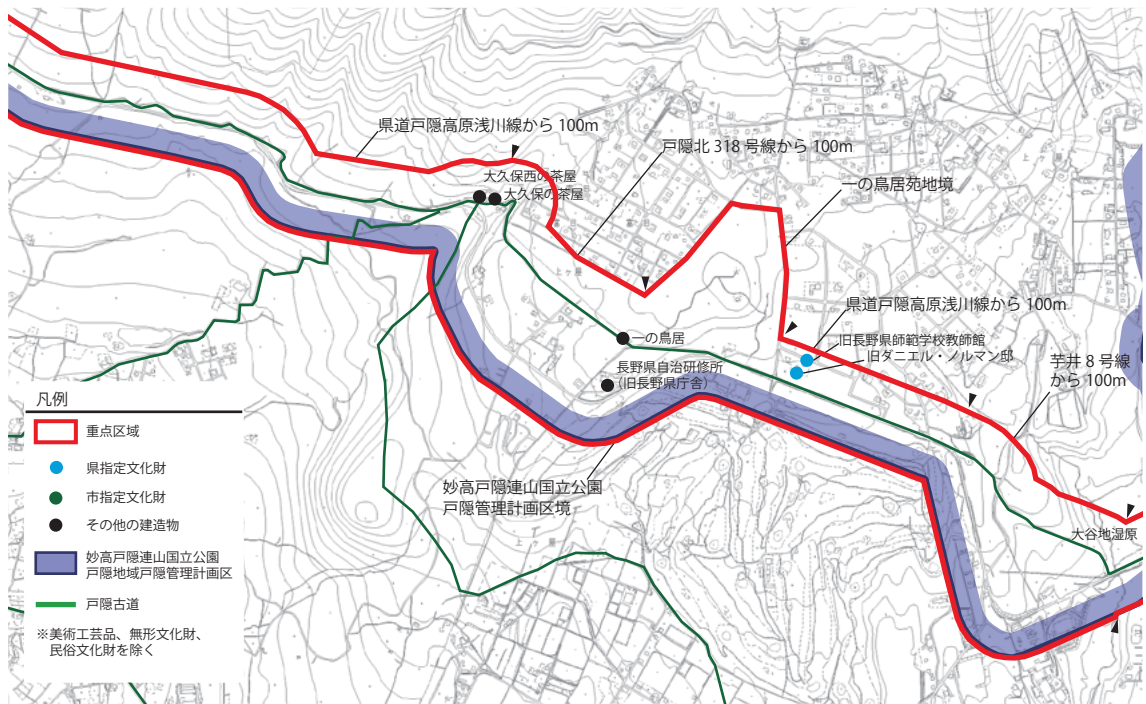
善光寺・戸隠地区重点区域の範囲 S=1/100,000



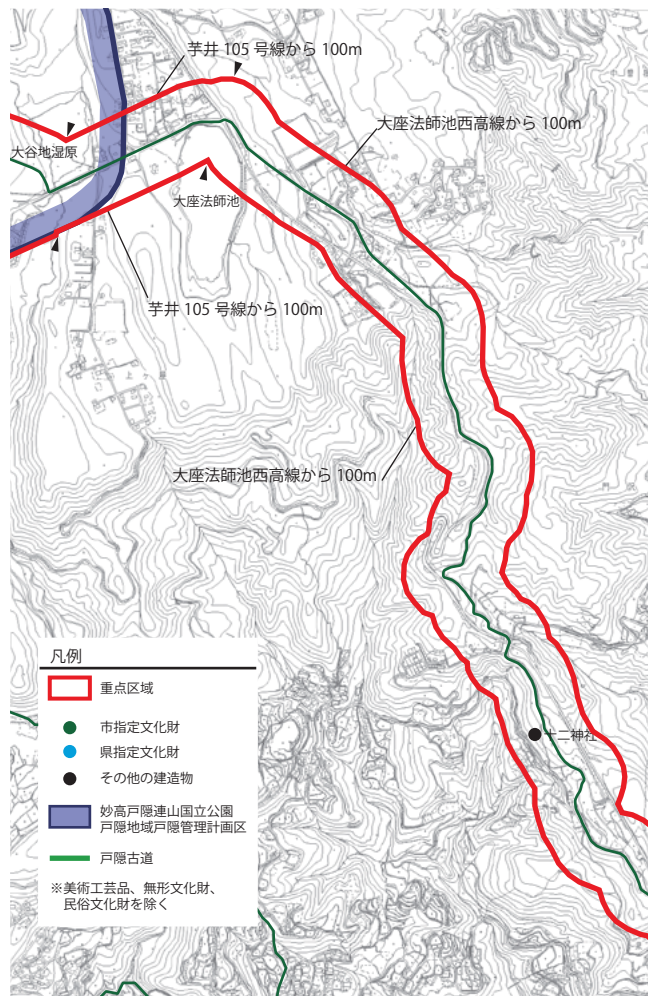


詳細 A S=1/25,000



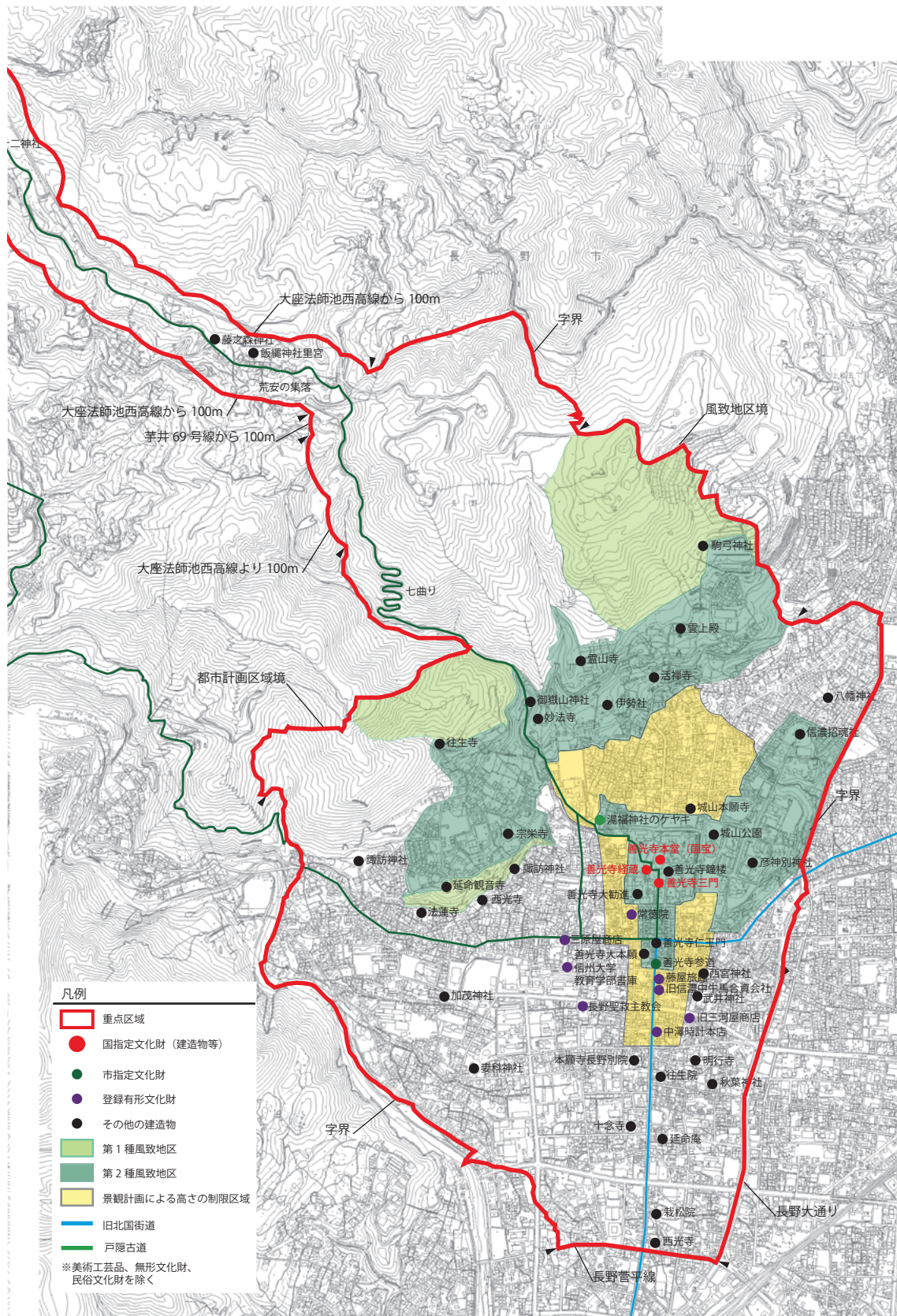


詳細 B S=1/25,000



詳細 C S=1/25,000





詳細D S=1/25,000



## (2) 松代・若穂川田地区

長野市南部の松代地域は、北を千曲川、南を急峻な山々に囲まれた範囲に集落が営まれている。史跡松代城跡を中心に南へ広がる城下町には、江戸時代の藩校である旧文武学校（史跡）や旧横田家住宅（重要文化財）等の武家屋敷、真田家の菩提寺であった長国寺（松代藩主真田家墓所（史跡））など、多数の歴史的建造物が現存し、祇園祭をはじめとした様々な祭礼や伝統行事が行われている。また、城下を流れる水系には、各戸の泉水（池）と泉水とを結び、最終的には松代城跡の堀に繋がる松代の特徴的な水路形態が現存している。庭園の泉水は、鑑賞用以外にも、食器の洗浄や洗面など日々の暮らしに密着した生活用水としても利用されていたため、地元住民を主体とする河川の愛護活動が積極的に展開されている。

さらに、松代城下町と北国街道松代道で繋がる若穂川田地域には、松代藩領川田宿が置かれ、宿場の地割りや秋葉社、本陣等の建造物が現在まで残され、伝統的営みと一体となった歴史的風致が認められる。また東部山地には、東日本最大級の積石塚古墳群である史跡大室古墳群があり、地元住民の熱心な保存活動により約 500 基の古墳が現存しており、地域と一体となった保存や利活用が進められている。

このように、千曲川とその南方に連なる山々との間には、江戸時代に形成された松代城下町を中心に、北国街道で結ばれた特徴的な宿場景観を有する川田宿、松代城下町東部の山地に広がる大室古墳群など、各々異なった特徴をもつ歴史的風致を複数みることができ。また、各々の歴史的風致は、千曲川流域の平地とその南方に連なる山々によって囲まれた区域で一体的に展開していることから、歴史的建造物と伝統的営みが一体となって良好な歴史的風致を形成している松代城下町から川田宿までの範囲を重点区域に設定する。

先述のとおり、松代城下町においては、武家屋敷や町屋などの歴史的建造物に加え、南側の山々から流れる無数の泉水路や、歴史的建造物における庭園の借景として構成される山々が、歴史的風致を構成する重要な要素となっている。したがって、重点区域の設定においては、単に武家地、町人地などの限定されたエリアのみならず、特徴的な山容を備える皆神山や、周辺山々の裾野を含めた範囲を重点区域に設定する。このため、松代城下町の南側については、山々から広がる裾野一体を広くおさえた字界を基本とし、それらによらない場合は、歴史的建造物等の敷地や道路界をもって境界とする。また、松代城下町の北側については、千曲川を含んだ地域まで松代地域の字界が広がっているものの、現在では、上信越自動車道や千曲川河川敷の堤防によって、千曲川までは景観のまとまりがみられないため、重点区域の設定においては、上信越自動車道や堤防等の道路などをもって境界とする。大室古墳群周辺においても、北側は、同様の理由で道路などの公共物をもって境界とし、南側については、字界によって重点区域を設定する。最後に、若穂川田地域においては、河川や道路などの公共物によって、良好な歴史的風致がみられる旧川田宿を中心とした範囲を重点区域に設定する。

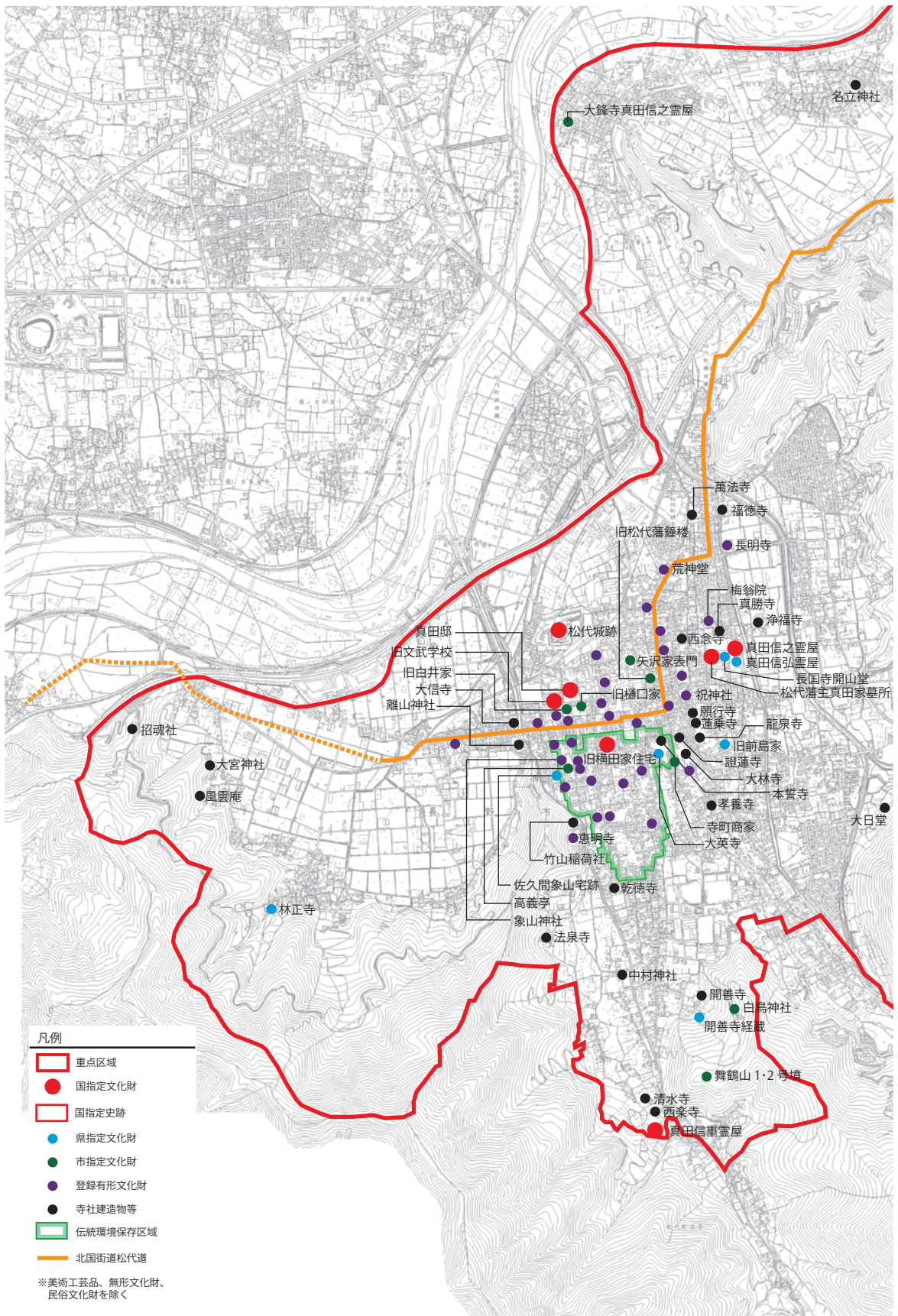
・ 重点区域の名称：松代・若穂川田地区

・ 重点区域の面積：2,358ha



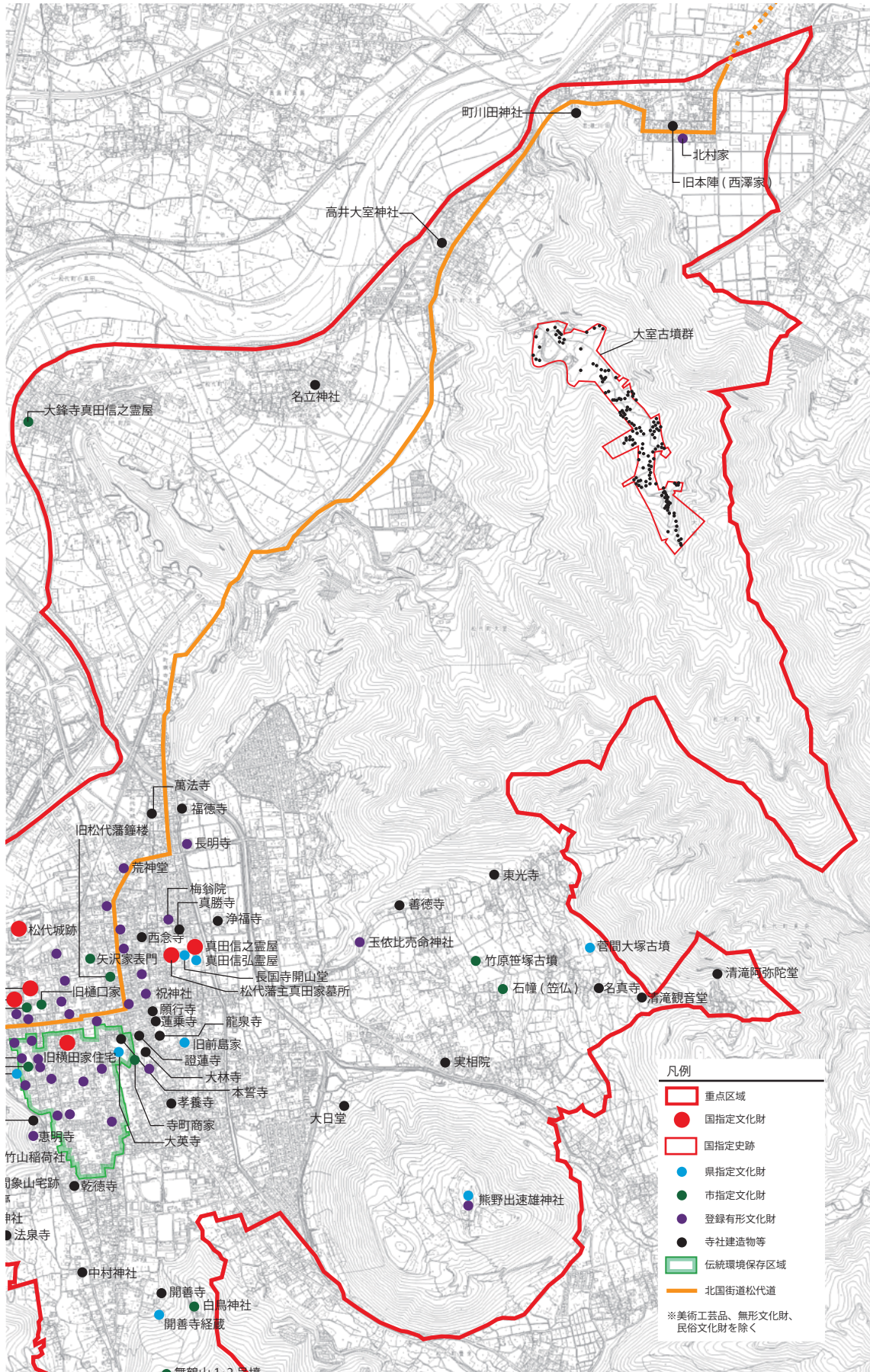






詳細 E S=1/30,000





詳細 F S=1/30,000



### (3) 鬼無里地区

本市の北西部に位置する鬼無里地域には、白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社などの点在する神社を中心に、良好な歴史的風致をみることができる。これらの神社は、大きくみると、鬼無里地域を西から東へ流れて犀川に合流する裾花川の流域と、北東から南西に向かって裾花川へと合流する小川の流域に位置している。周囲の景観は、長野中心市街地とは異なり、茅葺屋根に鉄板を被せた民家が数多く残っていることに加え、古い道筋や石造物が周囲の自然環境とともに独特の集落景観を伝えている。また、鬼無里地域の景観上の特性としては、白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社のみならず、鬼無里地域の集落そのものが、周囲の急峻な山々の間を流れる裾花川と小川流域に点在していることにある。さらに、集落ごとに神社が配置されていることもこの地域の特徴で、その数は総数 25 に上る。このうち白髯神社本殿（桃山時代）が重要文化財に指定され、その他の神社についても、その大部分が市指定有形文化財（建造物）である。

また、白髯神社では、明治時代以前より春と秋に祭礼が行われ、文化財と周囲の自然環境が一体となった歴史的風致が残されている。その他の地域においても、歴史と伝統を反映した人々の活動が展開する神社が豊富であり、鬼無里神社では、春祭りのときに、安政 4 年（1857）制作の屋台が交通の要路であった歴史的町屋の中を巡行する。また、諏訪神社では、明治 17 年（1884）にはじまった御柱祭が現在まで継続して挙行され、山あいの小川沿いに点在する茅葺集落の中を御柱が里曳きされている。

重点区域は、山々の間を流れる裾花川と小川の流域に点在する独特の集落景観のうち、歴史的建造物と人々の営みが一体となって良好な集落景観を形成しており、かつ、本市における歴史的風致の維持及び向上を効果的に図ることができる範囲として、白髯神社、鬼無里神社、諏訪神社を含む範囲を設定する。具体的には、この特徴的なまとまりある集落全体を包含するために、集落に近接する林野地までを重点区域に含めることとし、そのための境界として林班界<sup>注 5-3)</sup>を基本に設定する。また、それによらない場合は小班界<sup>注 5-4)</sup>を用いて区域を設定する。

注 5-3) 主として、字界や尾根・谷などの大地形によって区画されたもので、面積が概ね 50ha となるように設定されたもの

注 5-4) 林班界を細分化したもので、林班界同様に、尾根・谷などの地形によって主に区画されたもの

- ・ 重点区域の名称：鬼無里地区
- ・ 重点区域の面積：740ha



鬼無里地区重点区域の範囲 S=1/ 30,000



### 3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

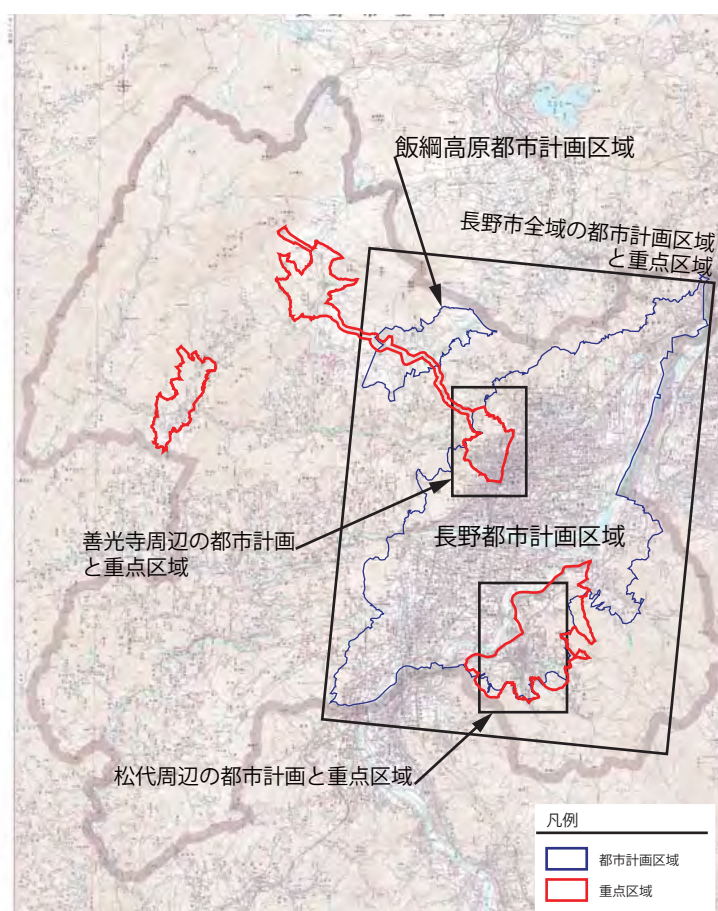
本市では、「善光寺・戸隠地区」、「松代・若穂川田地区」、「鬼無里地区」の3つの重点区域において、重点的かつ一体的な事業の推進を行うとともに、歴史的風致の維持向上の重要性を発信していく。このことにより、本市全域に歴史・文化を活かしたまちづくりの精神を根付かせることが可能となり、ひいては、本市における歴史・文化を活かしたまちづくりを飛躍的に向上させる効果が期待できる。

#### 4 良好な景観の形成に関する施策との連携

本市における良好な景観の形成に関する施策としては、土地・建物利用の基礎となる都市計画及び景観法等に基づいた施策がある。

##### (1) 長野市の都市計画との連携

本市では、秩序ある市街地の整備や市街地のスプロール化を防ぐために、行政区域83,485haのうち20,161haが「長野都市計画区域」として定められている。この地域は、市街化区域(5,948ha)と市街化調整区域(14,213ha)に分けられ、市域全体の24.1%の面積にあたる。また、長野都市計画区域とは別に、非線引き地域として「飯綱高原都市計画区域」(1,380ha、市全体の1.7%)が定められている。本計画の重点区域との関係でみると、善光寺・戸隠地区においては、善光寺周辺と飯綱高原の一部が都市計画区域内に位置しており、松代・若穂川田地区のほぼ全域が都市計画区域内に位置している。他方、鬼無里地区には、都市計画区域の設定はない。



都市計画区域の位置 S=1:400,000

## ① 用途地域

「善光寺・戸隠地区」は、善光寺周辺が長野都市計画区域内にあり、戸隠古道上の大座法師池周辺が飯綱高原都市計画区域内に含まれている。まず、善光寺周辺においては、最も南側に長野市の中心市街地が位置していることから、都市計画の用途も商業地域に指定され、その大部分が防火地域や準防火地域の指定も受けている。さらに、中心市街地から善光寺方面に行くに従い歴史的市街地が広がっていき、都市計画の用途も商業系から住居系へと変わっていく。

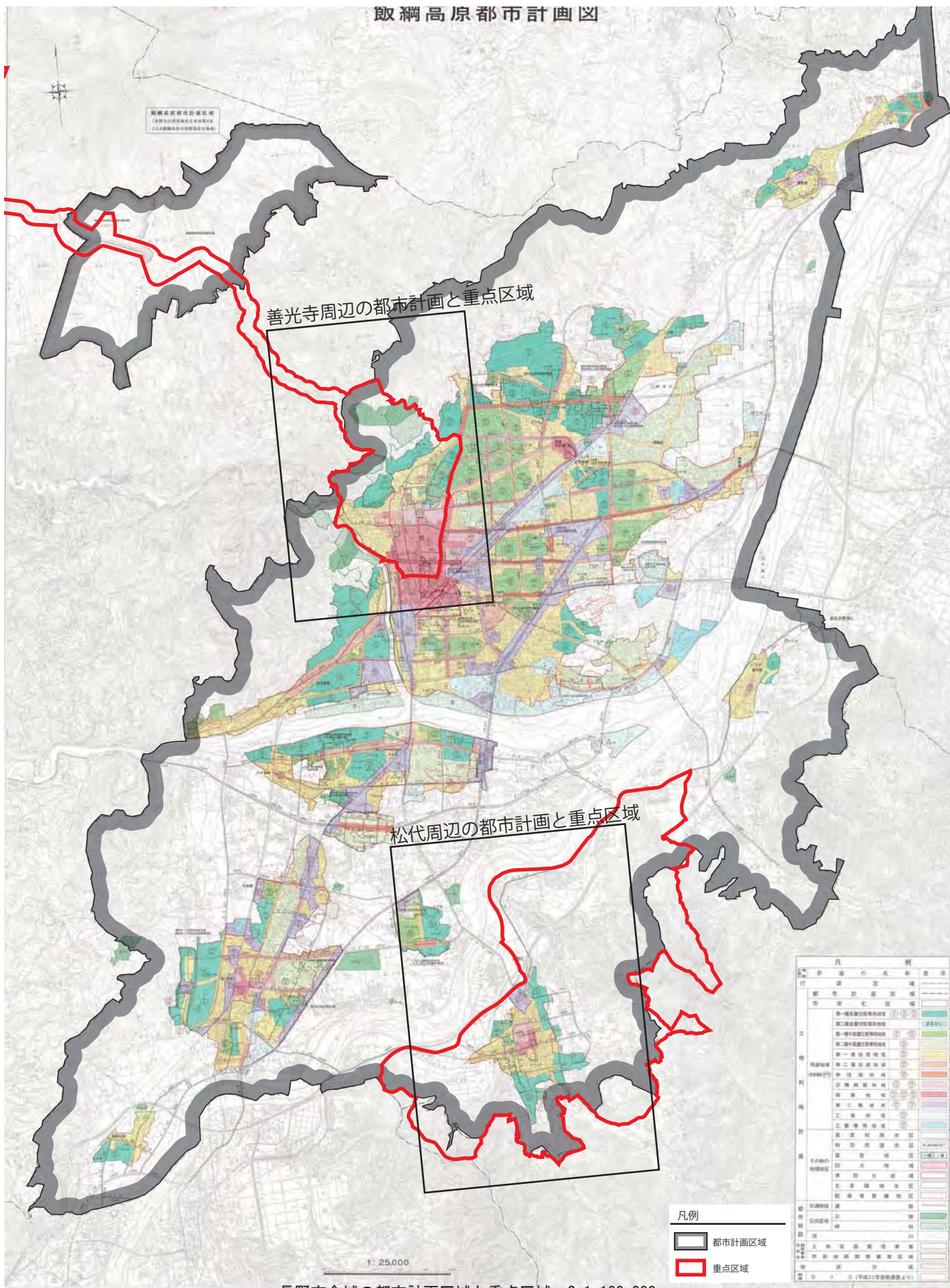
「松代・若穂川田地区」の大部分は、長野都市計画区域内に位置している。このうち松代城下町周辺は、歴史的まちなみが集積する地域であるとともに、松代町の中心市街地としての現代の都市機能も併せもっている。そのため、本市では、松代城下町周辺を市街化区域に指定し、中心部の一部に商業地域を定めて、そこに都市機能を集中させる一方で、その周辺は住居系の指定によって、歴史的まちなみの保全に努めている。また、旧松代城下町周辺以外の重点区域内については、川田宿をはじめ、北国街道松代道の沿道に歴史的まちなみが残っているものの、その周囲は、平坦な田園風景が広がり、南方の山々が特徴的である。そのため、重点区域内の大部分は市街化調整区域に指定され、歴史的まちなみと周囲の豊かな自然環境の保全が図られている。

## ② 風致地区

「善光寺・戸隠地区」の重点区域内には、善光寺周辺（第2種）とその後背地である大峰山（第1種、第2種）において、風致地区が指定されている。この地区は、都市内でありながらも、樹林地ないし水辺地等の自然環境が豊富であり、また、善光寺門前の仲見世や宿坊に歴史的建造物が密集していることから、建築物や工作物の建築等、または宅地の造成、その他の行為について必要な規制を行い、良好な住環境を守るとともに、観光資源としての自然環境の維持に努めている。本計画では、善光寺後背地の風致地区のすべてが重点区域内に含まれていることから、引き続き都市計画行政と連携して、歴史的風致の維持向上を図っていく。

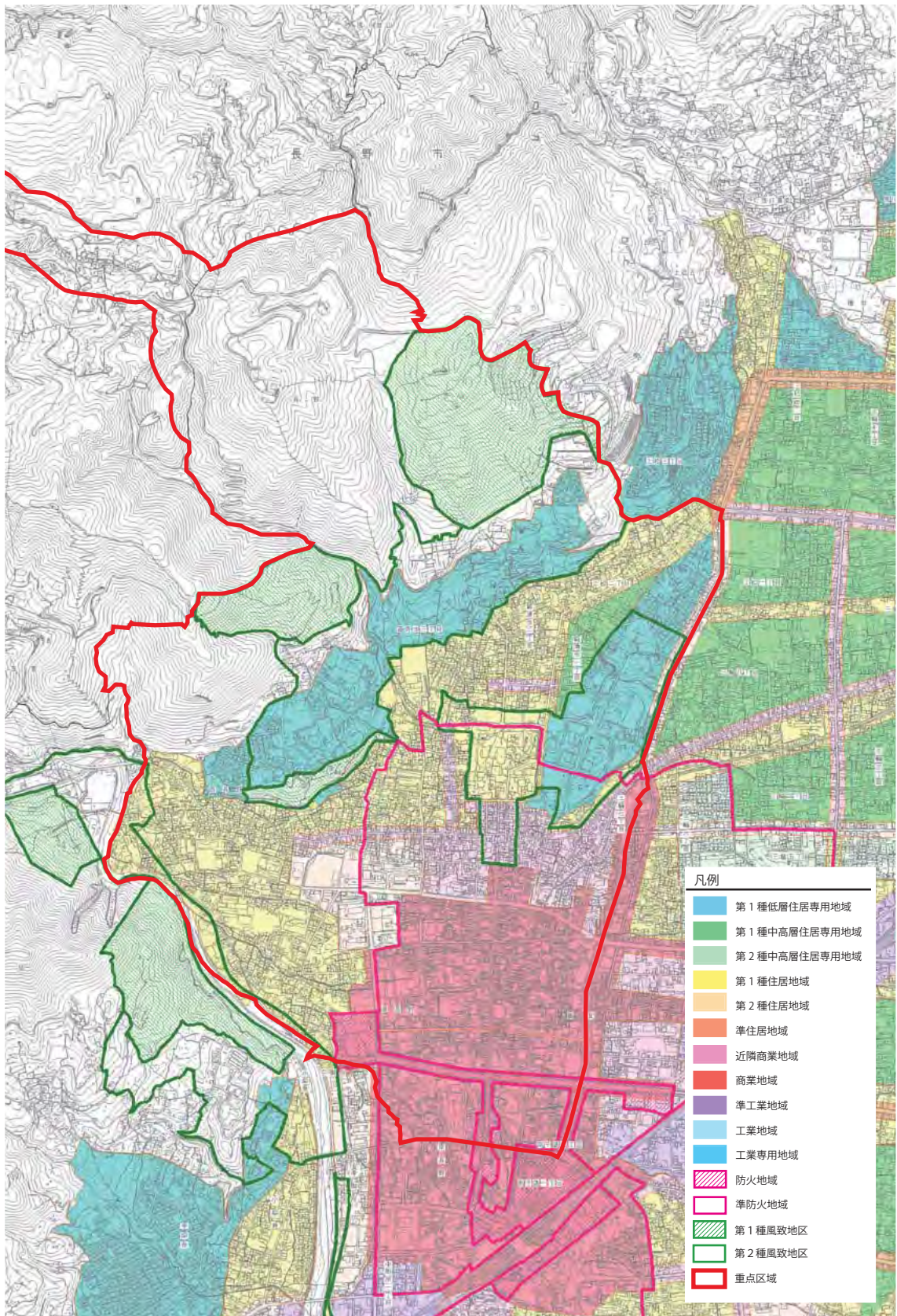


飯綱高原都市計画図



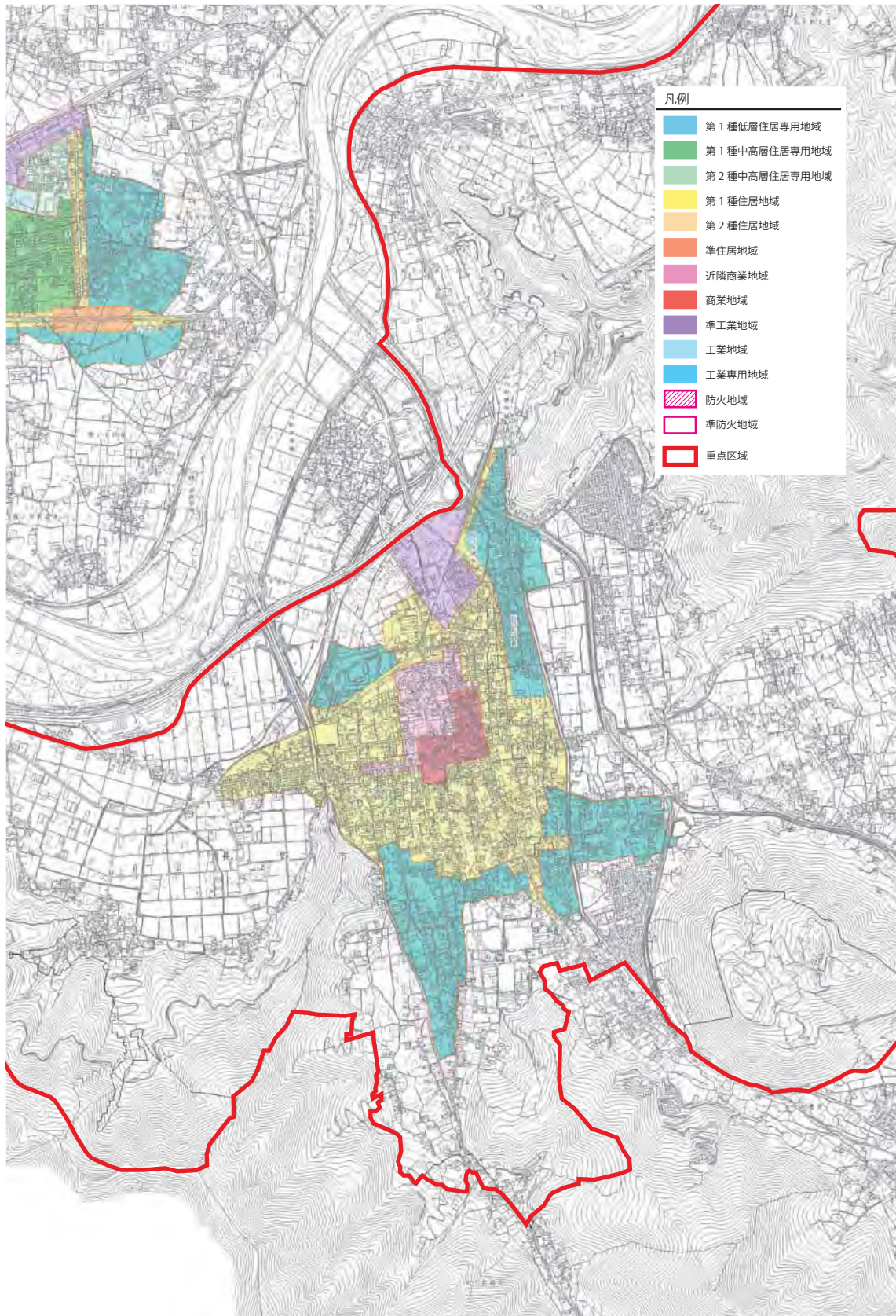
長野市全域の都市計画区域と重点区域 S=1:100,000





善光寺周辺の都市計画と重点区域 S=1:25,000





松代周辺の都市計画と重点区域 S=1:30,000

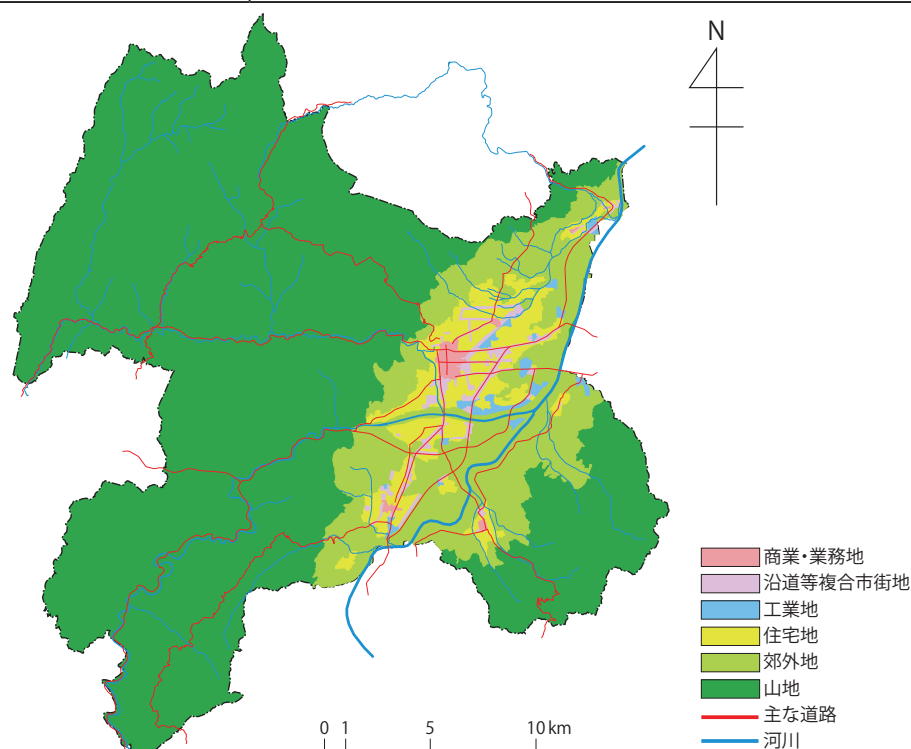


## (2) 長野市景観計画との連携

本市では、市民が快適で文化的な生活環境のもとに地域への愛着と誇りをもって生活し、長野市を訪れる人に、来てよかった、また来てみたいと思っただけの魅力的な『選ばれる都市ながの』をつくるため、平成19年(2007)に長野市景観計画を策定している(平成22年(2010)10月、平成24年(2012)2月及び平成30年(2018)10月改定)。長野市は、人口の9割以上が居住する市街地や郊外地を長野都市計画区域(24.1%)としているものの、それ以外の市域の大半(75.9%：このうち1.7%は飯綱高原都市計画区域にあたる)は、都市計画区域が定められていない地域で、豊かな自然環境に囲まれた中山間地域が周囲に広がっている。このため、長野市景観計画では、市街地と周辺の山地が一体となった景観形成が必要であることから、長野市全域を景観計画の区域としている。そして、周辺景観に対して大きな影響がある大規模行為を行う場合には、長野市景観計画に基づき、行為の場所、設計内容、施行方法等を届け出ることとし、市全域を、商業・業務地、沿道等複合市街地、工業地、郊外地、山地の6地域に区分した上で、それぞれの地域に応じた景観形成基準を定めている。

### 地域区分

市街地	商業・業務地	商業地域 近隣商業地域のうち容積率が300%の地域
	沿道等複合市街地	近隣商業地域のうち容積率が200%の地域 準工業地域・準住居地域
	工業地	工業地域・工業専用地域
	住宅地	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域・第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域・第二種住居地域
郊外地	市街化調整区域として定められた地域	
山地	上記に掲げる地域を除く地域	



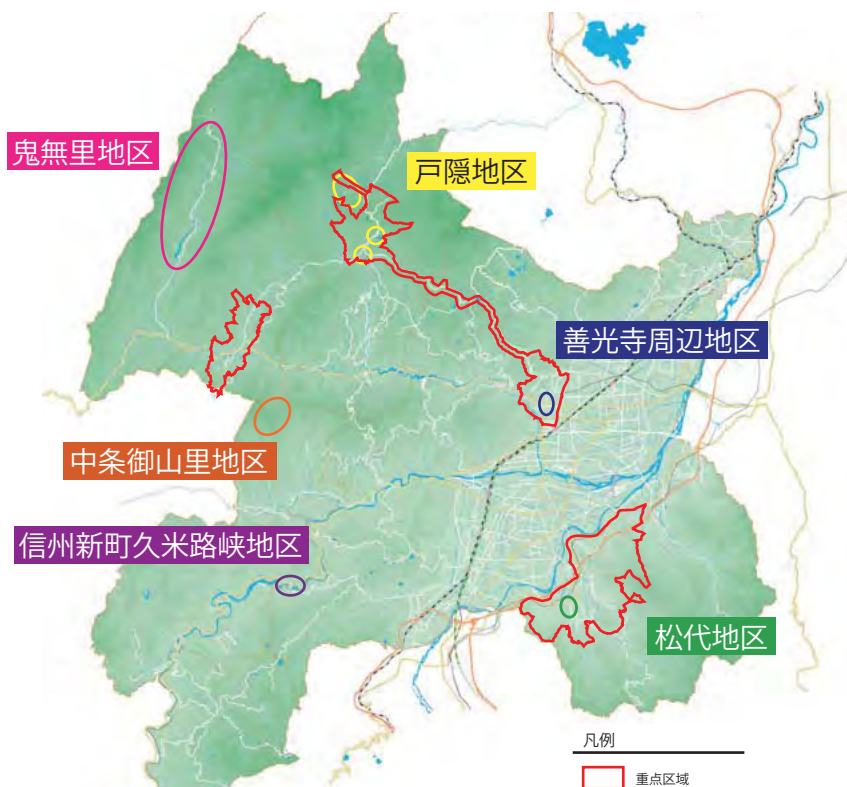
長野市景観計画の地域区分

### 届出対象行為

行為の種類		届出を要する規模
建築物	新築・増築・改築・移転	高さ 13 m 又は 建築面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
	外観変更・色彩変更	外壁面の変更に係る面積 400 m <sup>2</sup> を超えるもの
工作物	新設 煙突 鉄柱・木柱	高さ 13 m を超えるもの
	増築 高架水槽・物見塔類 遊戯施設等	
	改築 装飾塔・記念塔類 等	高さ 13 m 又は 表示面積 25 m <sup>2</sup> を超えるもの
	移転 擁壁・垣・さく・塀類 等	高さ 3 m かつ 長さ 30 m を超えるもの
	外観変更 プラント類・自動車車庫 飼料石油等貯蔵施設 ごみ処理場等処理施設等	高さ 13 m 又は 築造面積 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
色彩変更	電気供給・通信施設	高さ 20 m を超えるもの
開発行為・土地の形質の変更		面積が 3,000 m <sup>2</sup> 又は 法面若しくは擁壁の高さが 3 m かつ 長さが 30 m を超えるもの
土石の採取・鉱物の掘採		面積が 3,000 m <sup>2</sup> 又は 法面若しくは擁壁の高さが 3 m かつ 長さが 30 m を超えるもの
屋外における再生資源の堆積		堆積の高さが 3 m 又は その用に供される面積が 1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの

### ・特色ある景観形成を特に推進する地区

また、本市には、歴史的・文化的景観を有する地区、豊かな自然環境との共生が図られている地区、まちの玄関口である地区、身近な市民生活のなかに個性ある景観を有している地区等、特色ある景観がみられる地域が数多くある中で、善光寺周辺地区、松代地区、戸隠地区、鬼無里地区、信州新町久米路峡地区、中条御山里地区の6地区を、「特色ある景観形成を特に推進する地区」に指定し、市として良好な景観形成を積極的に推進している。



特色ある景観形成を特に推進する地区

## ① 善光寺・戸隠地区周辺

### ・大門町南景観計画推進地区

善光寺・戸隠地区のうち善光寺周辺には、善光寺の門前に景観計画内の重点地区である大門町南景観計画推進地区が定められている。この地区の土蔵造を中心とした歴史的まちなみを残していくために、大門町南地区景観形成方針に基づき、建築物等のデザインや色彩を制限するほか、各々の地域の特性に応じたまちなみを形成していくために、一定の高さ制限が設けられている。

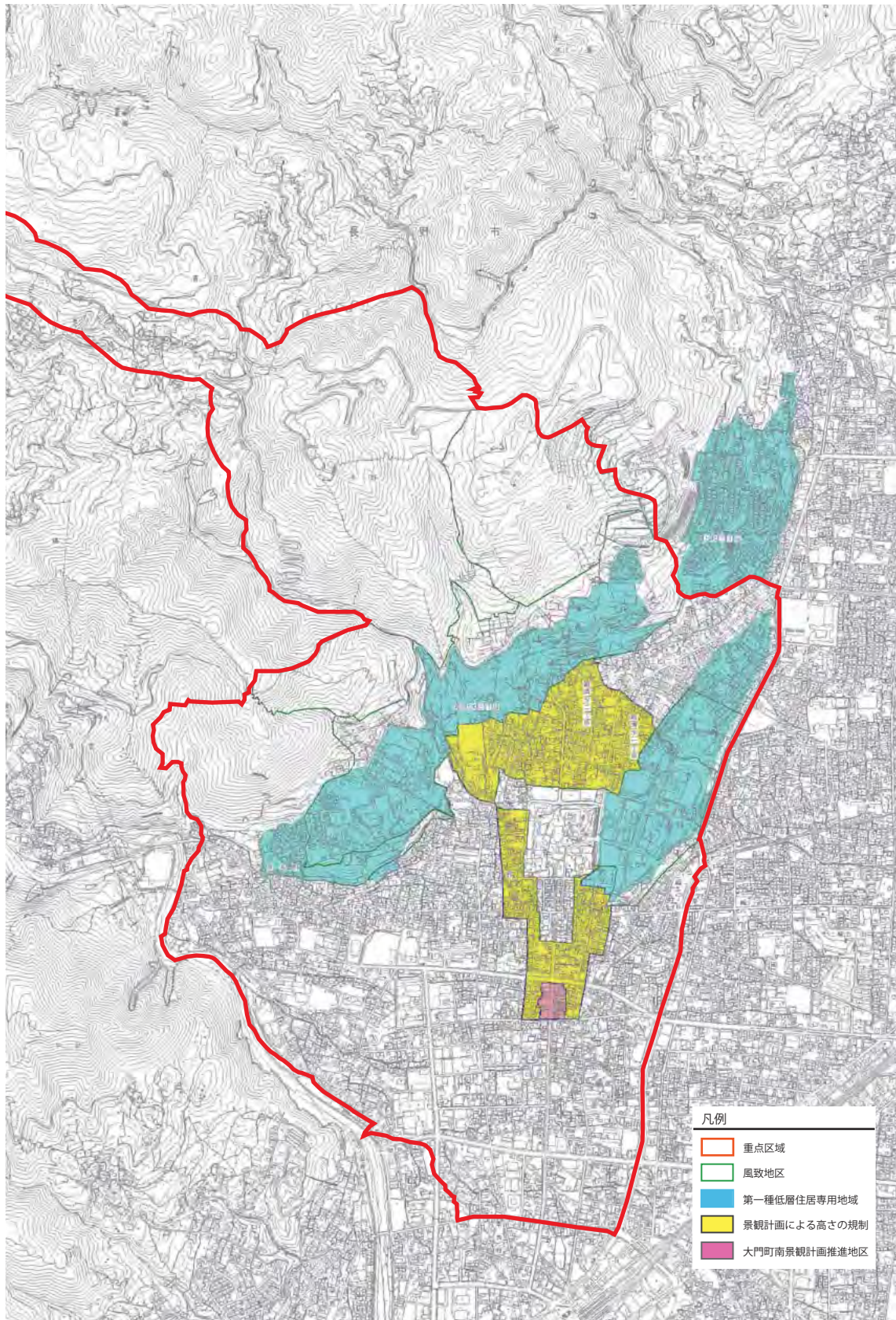
### ・景観計画による善光寺周辺の高さ規制

本計画の重点区域である善光寺・戸隠地区の中で、善光寺門前の歴史的市街地及び善光寺後背地の眺望景観を保全していくために、都市計画で風致地区ないし第一種低層住居専用地域に指定されていない地域について、景観計画で15メートルの高さ制限を設けて景観保全に取り組んでいる。

しかしながら、本重点区域内には、北国街道や戸隠古道沿道を中心に歴史的建造物が集積しているものの、景観計画上の重点地区に指定している範囲は限定されているため、その多くが長野市一律の大規模行為景観形成基準で景観の誘導を図っているところである。今後、重点区域内においては、歴史的風致の維持及び向上のために、景観計画と連携しながら、景観計画上の重点地区に設定するなど、地域の特性に応じたよりきめの細かい景観の誘導を検討していく。

また、戸隠周辺においては、これまで、「特色ある景観形成を特に推進する地区」として位置付けられているものの、その具体的範囲や内容については定められていなかった。しかし、本計画において、戸隠五社や中社・宝光社の宿坊を中心とした独特の集落を含む一帯が重点区域に設定されたことから、今後は、この重点区域内を対象に、より詳細な景観の誘導を行うための検討を行っていく。具体的には、中社及び宝光社門前の宿坊景観を核として、その周囲に広がる中社・宝光社のまとまりある集落景観、さらに、集落を取り囲む豊かな自然景観というように、良好な景観が重層的な構成をもっていることから、この景観構成を活かした複数の区域設定を検討していく。また、良好な景観の誘導を行っていくためには、景観計画のみならず、文化財保護法や自然公園法とも連携しながら、この地域にふさわしい手法を検討していく。





善光寺周辺の景観計画による地区指定等 S=1:25,000

大門町南景観計画推進地区 景観形成方針

- ①江戸時代・明治時代・大正時代にかけて建築された和風の商家や洋館などの外観を保持し、その連担や融合によって形成されている街並みを活かすように沿道建物の意匠を整備する。
- ②品位を感じさせると同時に活気と賑わいのある個性的な店先を創出する。
- ③地区住民主導の景観形成体制を確立する。

大門町南景観計画推進地区の景観形成基準

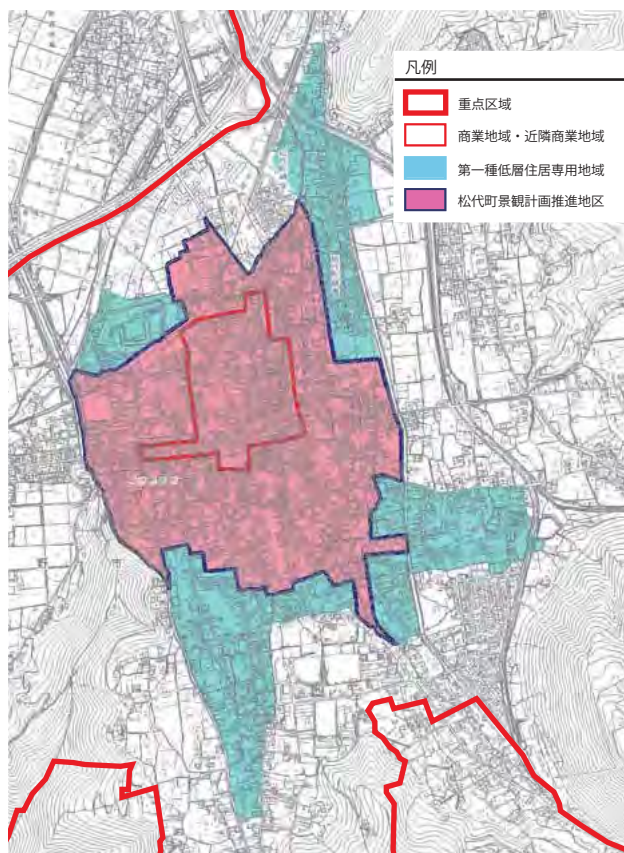
行為の種別・事項		内 容	
建築物	形態意匠の制限	屋根形態	切妻で中央通りに対して平入りを原則とし、和瓦などの日本的な素材を使い、屋根勾配は大門町の街並み景観に調和したものとする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。
		外壁、窓、軒裏等	外壁、軒裏は大壁造りなどの伝統的な意匠を継承したものとする。素材は漆喰などを利用する。 窓などの開口部は、原則として木製又は和風カラーサッシュとして、格子を取り付けるか格子戸とする。 店先部分には、できるだけ軒下外部空間をつくる。 日除けは暖簾やすだれなど、伝統的な意匠や表現のものを用いる。 配管類や室外機などは沿道から見えないように工夫する。 道路に面してショーウィンドウの設置につとめる。 シャッターを設ける場合は、シースルー型等内部を見通すことができるものを用いる。 建物の壁面やガラス面・シャッター面などに文字を記入したりイラストを描いたり張紙をしたりしない。
		色彩	外壁の色は、白、灰、茶、黒とすること。 屋根の色は、黒、灰とすること。
	高さの制限		新築または増改築の場合、階数を3階以下にする。 新築または増改築の場合、最高の高さを15メートル以下にする。 新築または増改築の場合、道路境界線から10メートル以内の建築物の形態は、その部分から前面道路の中心線までの水平距離の10分の6に1.6メートルを加えた斜線内とする。ただし、既存の伝統的外観イメージを継承する場合にはこの限りではない。
	配置	車庫の位置	車庫は中央通りに面して設けない。但し、道路境界線から後退している場合を除く。
		道路からの距離	住宅の場合、できるだけ後退し、植栽スペースをとること。商店の場合、規定しない。
	外構		店先や空地部分を緑化したり花木を飾る。 路外駐車場は、塀などによって沿道から見えないように工夫する。 自動販売機は設置しない。
	電気供給・通信施設		最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの又は市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為		大規模行為景観形成基準のとおり	



## ② 松代・若穂川田地区周辺

### ・松代町景観計画推進地区

旧松代城下町の中心部は、武家屋敷、神社仏閣、町家、泉水路などの景観資源が豊富に残っている。長野市景観計画では、この歴史的まちなみを活かし、城下町の景観にふさわしい、ゆとりと潤いのある住環境の整備・改善を図っていくために、景観計画における重点地区として、松代町景観計画推進地区を定めている。この地区は、主に都市計画の用途地域で、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域に定められている地域にあたる。建築物等のデザインや色彩を制限するほか、各々の地域の特性に応じたまちなみを形成していくために、一定の高さ制限を設けて良好な景観形成を図っている。とはいえ、松代町景観計画推進地区の範囲は、本計画で設定した重点区域の範囲のごく一部にすぎない。また、松代町は、松



松代町景観計画推進地区 S=30,000

代町景観計画推進地区内においても、武家地、町人地、寺社地など、各々の特徴を有するまちなみがあり、それ以外の地域も含めて、景観形成の基本方針が異なり、各々の特徴を活かした基準が設けられるべきである。そのため、今後は、重点区域内の特徴的なまちなみを活かすためにも、地域の特性に応じた景観形成基準の設定等を検討していく。

#### 松代町景観計画推進地区の景観形成基準

行為の種別・事項	内 容
建築物	高さの制限
	周囲の街並みから突出するような高さは避けるよう努める。 道路に面する部分は2階建て以下を原則とする。3階以上を建設する場合は壁面をセットバックし、2階部分に屋根庇をつけるなど、周囲の街並みの連続性、共通性を持たせるように配慮する。 最高の高さを12メートル以下とする。 ただし、神社仏閣又は商業・業務地において、市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものについてはこの限りでない。
電気供給・通信施設	最高の高さを20メートル以下とすること。ただし、法令の規定及び公衆に対する危害の防止のために高さが義務づけられたもの又は市長がデザイン専門部会の意見を聴いた上で景観上支障がないと認めるものはこの限りでない。
その他の行為	大規模行為景観形成基準のとおり



### (3) 長野市屋外広告物条例との連携

長野市屋外広告物条例は、豊かな自然環境に恵まれ、歴史的・文化的に優れた郷土の景観保全と活気にあふれる景観の育成を目的とし、屋外広告物法の改正に伴い、平成18年(2006)4月1日に「長野市屋外広告物条例」を全面改正した。

規制地域は、主に都市計画の用途地域に基づいて第1種から第4種まで定められており、屋外広告物を設置する際には、設置地区の規制区分及び屋外広告物の表示面積に応じて許可が必要となってくる。

長野市屋外広告物条例による規制区分

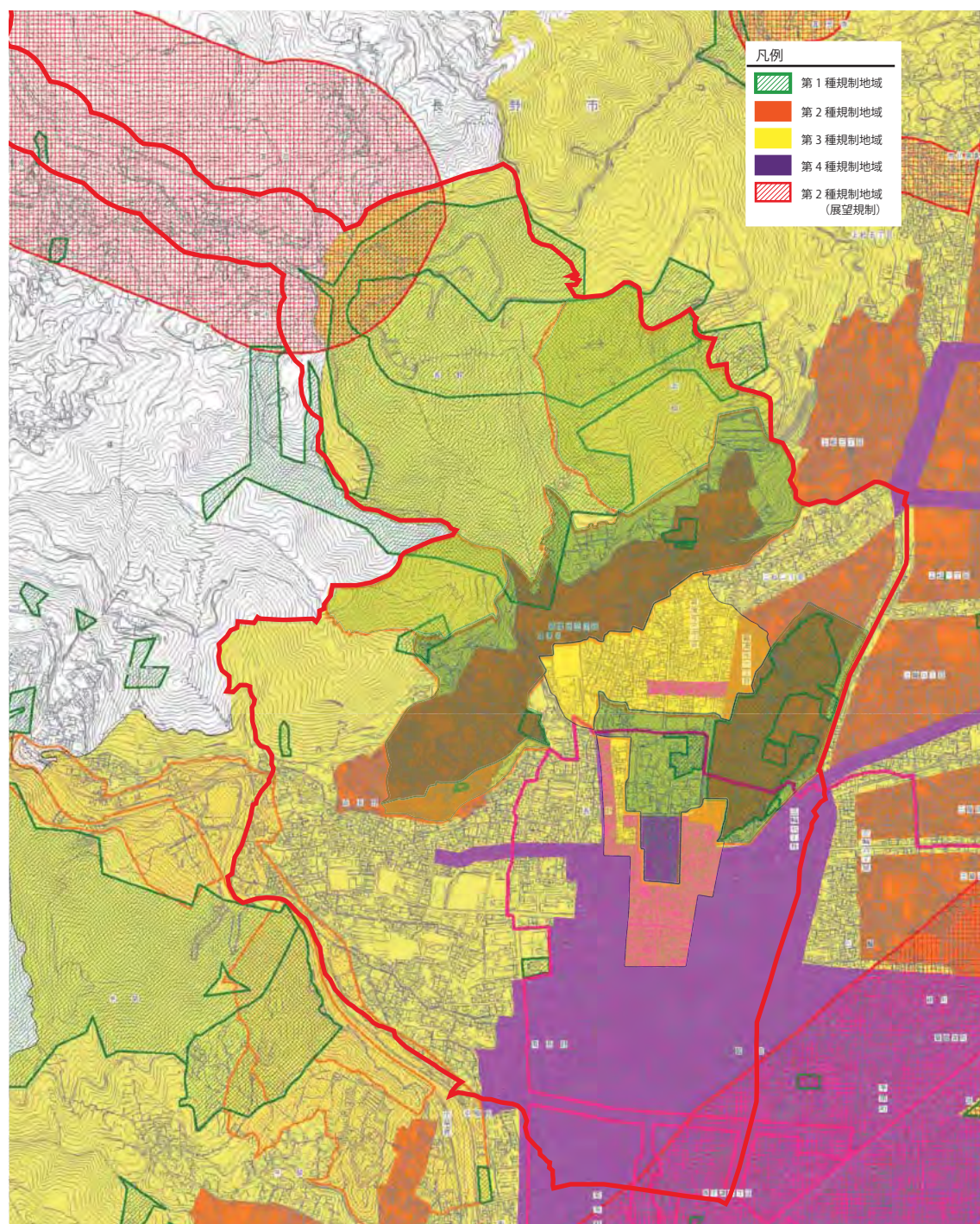
条例による規制区分	用途地域	非自己用広告物	自己用広告物の設置	1敷地内の総表示面積
第1種規制地域	保安林（自然公園（特別地域）、自然環境保全地域を除く）、都市公園	禁止	10㎡以下	10㎡以下
第2種規制地域	第1・2種低層住居専用地域、第1・2種中高層住居専用地域、風致地区	禁止	10㎡以下	10㎡以下（1敷地に複数の事業所等がある場合は、事業所等の数×10㎡以下）
展望規制	高速自動車道・新幹線・指定された幹線道路沿い（全て商工業系地域を除く）			
第3種規制地域	市街化調整区域、第1種住居地域、第2種住居地域	許可が必要	敷地全体で、15㎡超の場合は許可が必要	200㎡以下
第4種規制地域	準住居地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域、近隣商業地域、商業地域	許可が必要	敷地全体で、25㎡超の場合は許可が必要	400㎡以下

#### ① 善光寺・戸隠地区周辺

重点区域内のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を設定して、良好な景観への誘導を行っており、少しずつではあるが、周辺のまちなみに調和した屋外広告物が掲載されるようになっている。とりわけ、善光寺周辺の一部やその後背地においては、都市計画の風致地区と連動して、第2種規制地域の厳しい規制がとられており、景観にそぐわない屋外広告物の抑制に一定の効果をあげている。また、善光寺から大座法師池に至る戸隠古道とほぼ平行に走るバードライン周辺は、都市計画区域外であるものの、飯縄山の裾野に広がる高原地帯に文化的な農村景観が広がっていることから、道路の両側500mに第2種規制地域をかけて景観の保護を図っている。しかしながら、善光寺門前の歴史的市街地においては、都市計画で商業地域に指定されている部分があり、ここが他の地域と同様に、比較的規制の緩い第4種規制地域が設定されている。長野市屋外広告物条例では、歴史的な景観を有する地区等で、よりきめ細やかな景観の規制誘導を図るために、特別地区制度を設けている。今後、重点区域内においては、景観計画と連携しながら、よりきめの細かい地区制度の導入についても検討し、歴史的風致の維持向上に取り組んでいく。

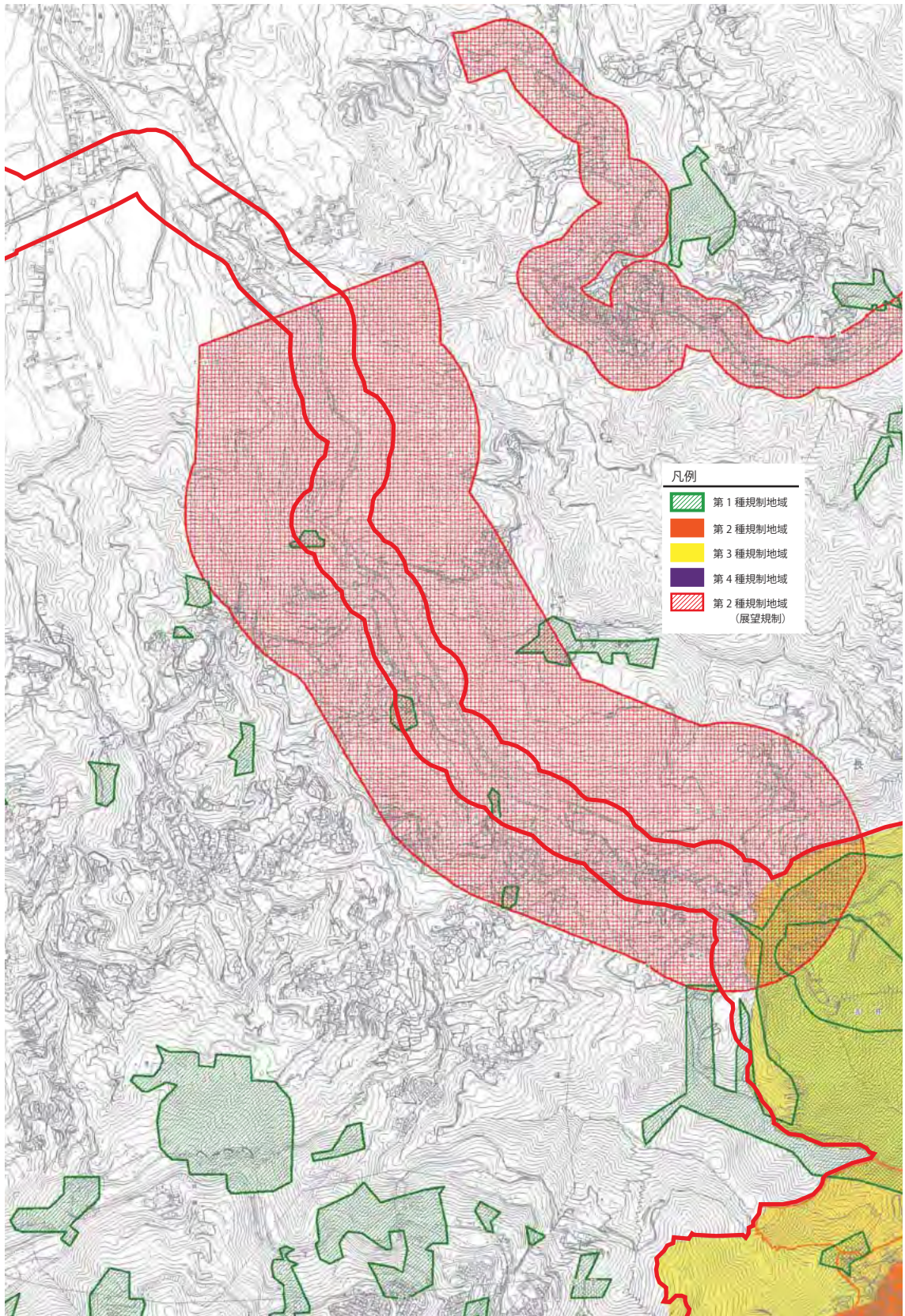
また、戸隠においては、広範囲にわたって後述の妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区に指定されており、屋外広告物の掲出についても一定の規制が設けられている。

よって、長野市屋外広告物条例では、国立公園に指定されていない一部の地域に、第2種規制地域（展望規制）を設けて良好な景観の誘導を図っている。しかしながら、歴史的景観を有する宝光社地区の一部においては、国立公園による規制と屋外広告物条例による規制のどちらにもかかっていない部分があり、善光寺門前の規制とともに、よりきめの細かい規制地区の導入について検討していく。



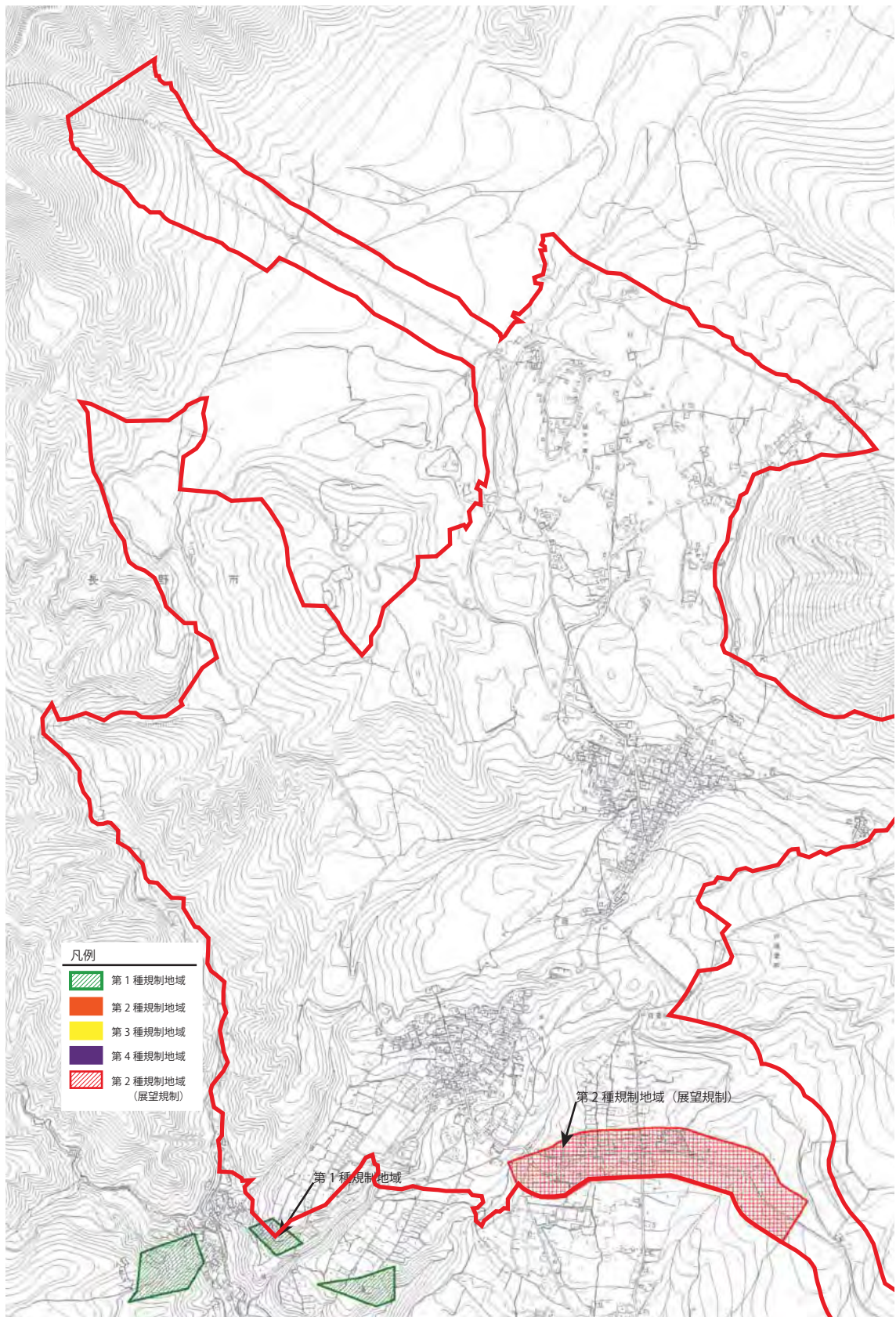
善光寺周辺における長野市屋外広告物条例の規制 S=1:25,000





善光寺周辺から大座法師池までの長野市屋外広告物条例の規制 S=1:25,000



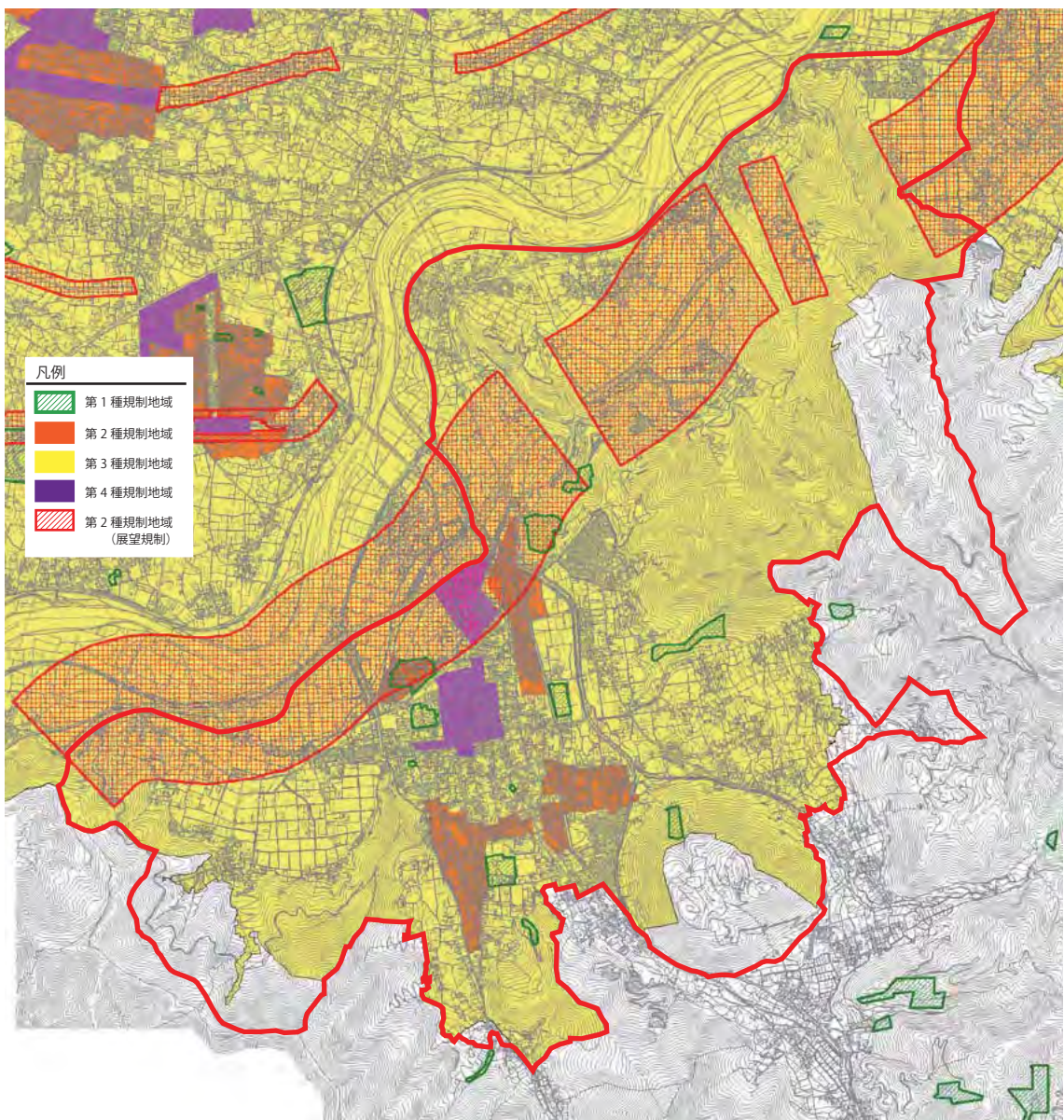


戸隠周辺における長野市屋外広告物条例の規制 S=1:25,000



## ② 松代・若穂川田地区周辺

重点区域内のほぼ全域に屋外広告物の規制地域を設けて、良好な景観への誘導を行っており、少しずつではあるが、周辺のまちなみに調和した屋外広告物が掲載されるようになっている。しかしながら、本重点区域内の歴史的風致の維持向上にあたっては、松代城下町や北国街道沿道の歴史的景観を活かした、より質の高い屋外広告物の掲出が求められる。長野市屋外広告物条例では、歴史的な景観を有する地区等で、よりきめ細やかな景観の規制誘導を図るために、特別地区制度を設けており、今後、重点区域内については、善光寺周辺と同様に、景観計画と連携しながら、特別規制地区制度の導入についても検討し、歴史的風致の維持向上に取り組んでいく。

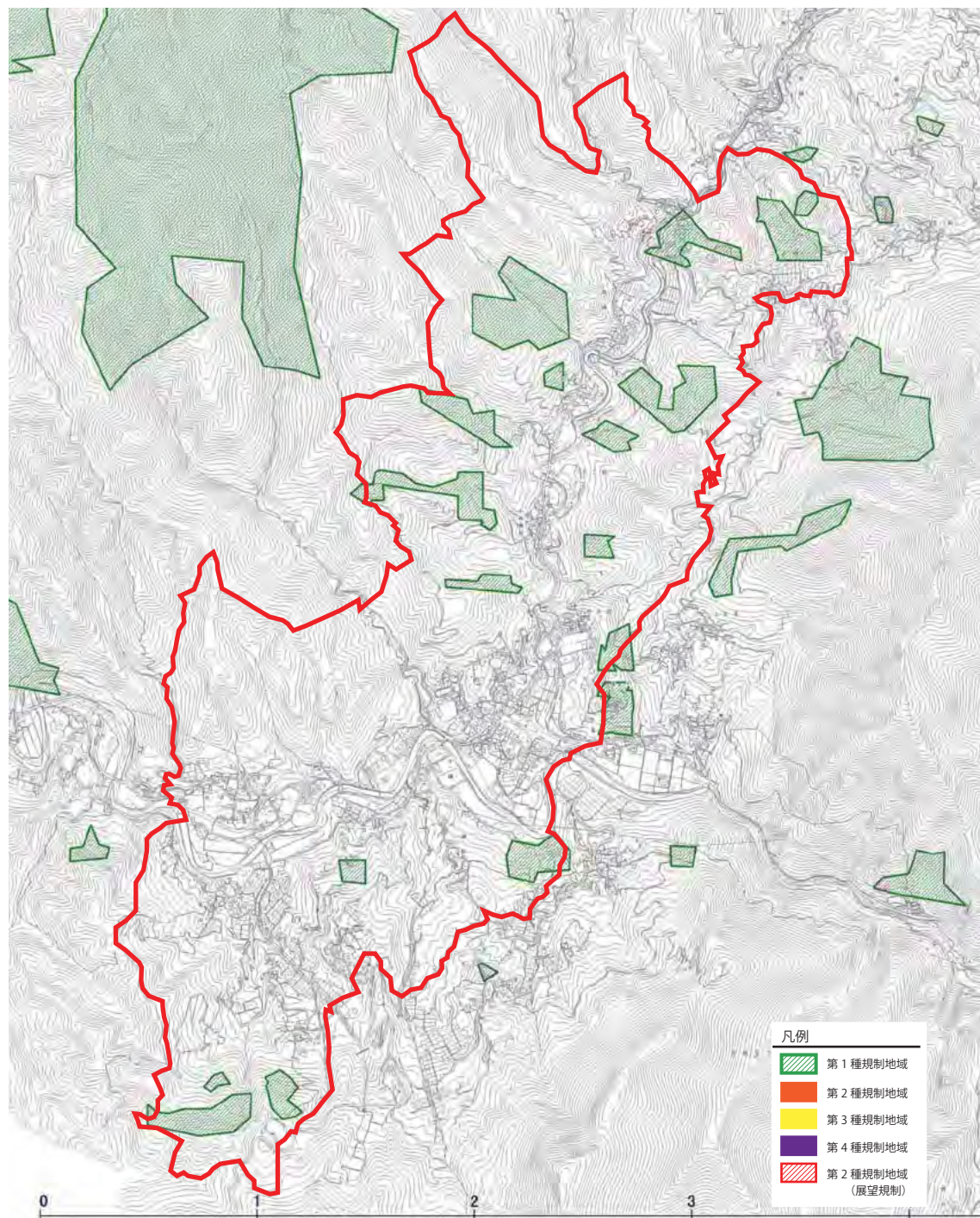


松代における長野市屋外広告物条例の規制 S=1:50,000



### ③ 鬼無里地区周辺

長野市屋外広告物条例では、農林部局所管の保安林に指定されている部分について、第1種規制地域に指定し、緑深い山々に囲まれた豊かな自然景観の保全に努めている。今後も、農林部局と連携して、歴史的風致の維持向上に取り組んでいく。

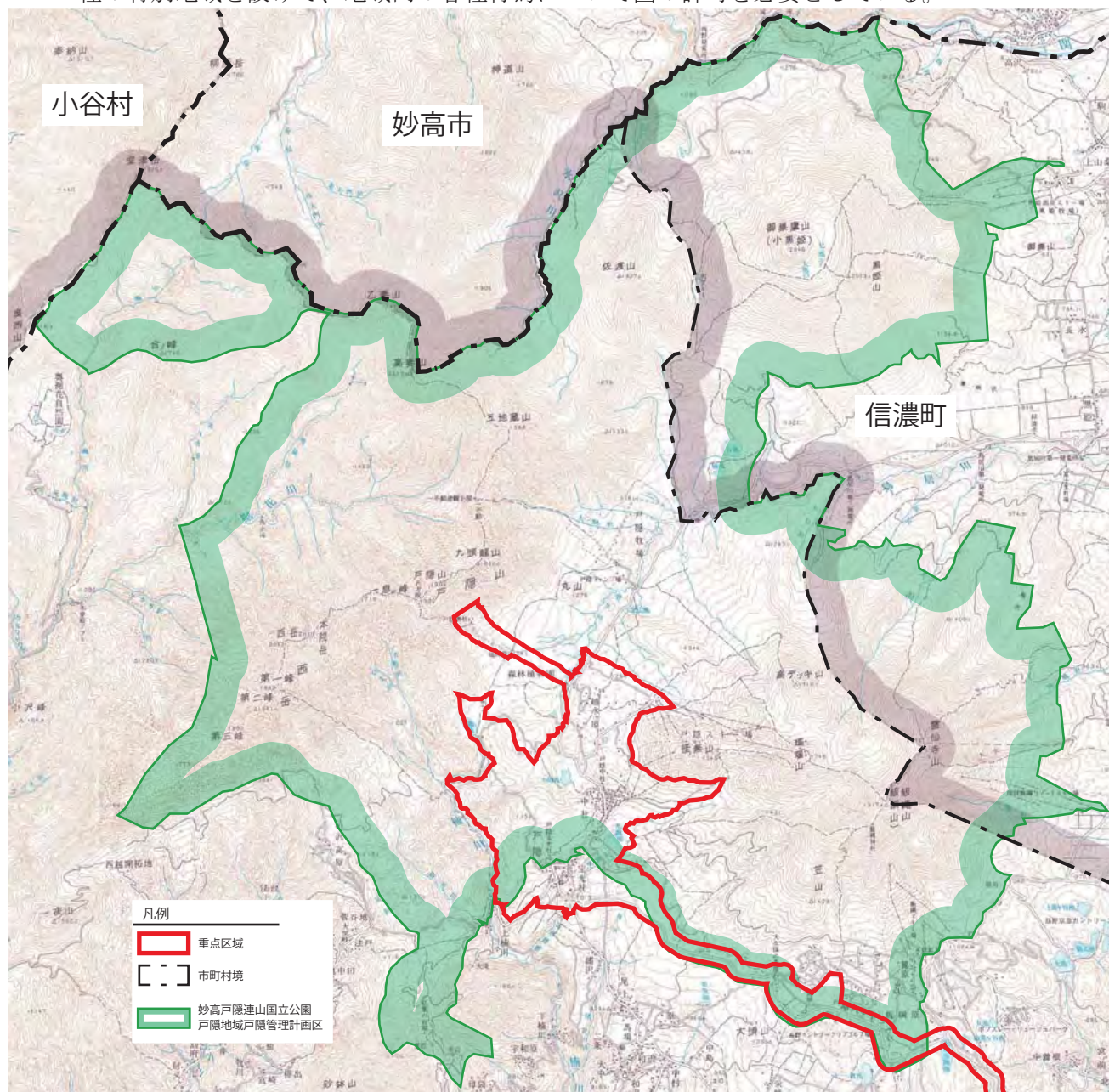


鬼無里における長野市屋外広告物条例の規制 S=1:30,000



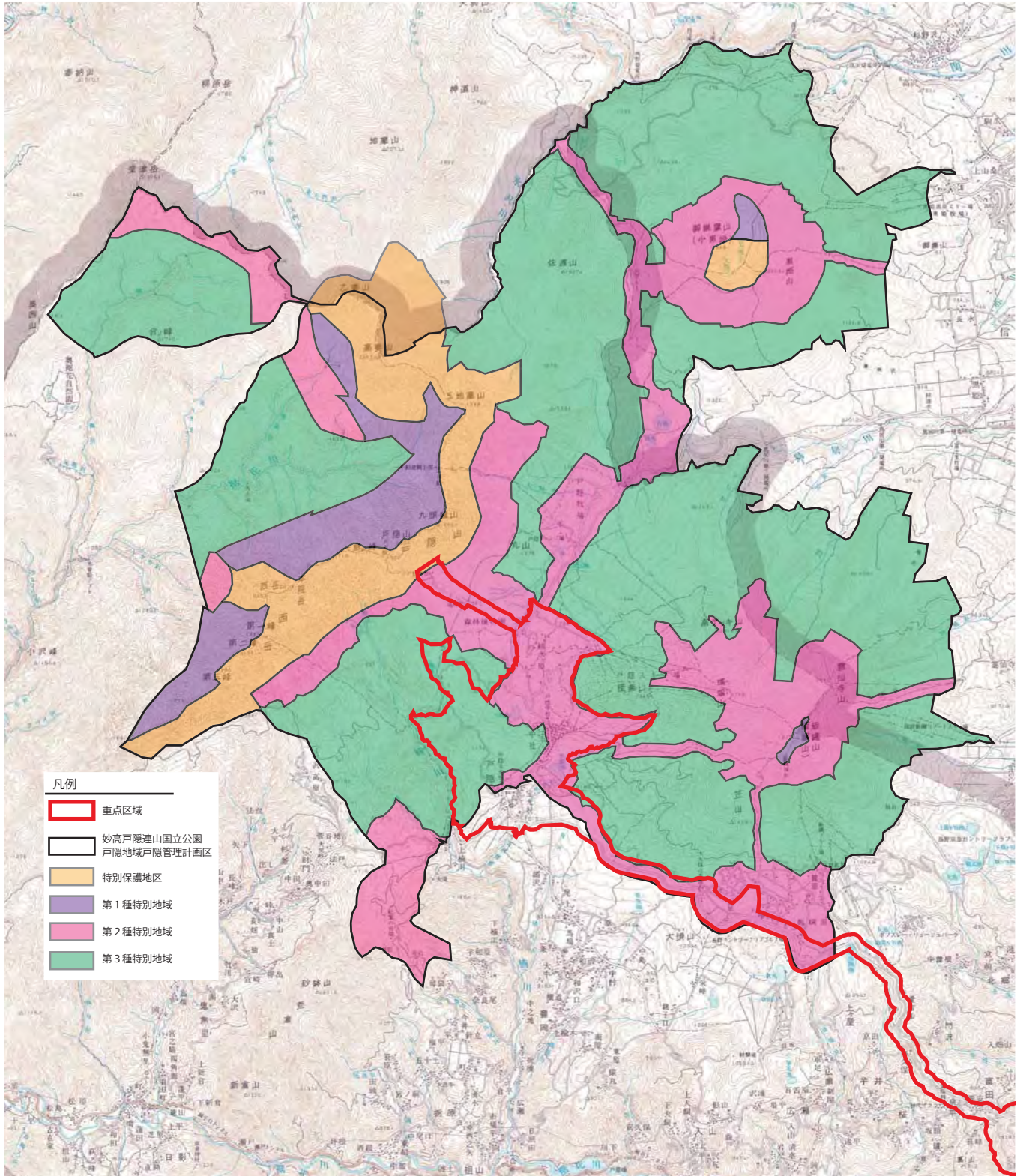
#### (4) 妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区との連携

妙高戸隠連山国立公園は、平成27年(2015)3月27日に上信越高原国立公園から新潟県(糸魚川市、妙高市)と長野県(長野市、北安曇郡小谷村、上水内郡信濃町、同飯綱町)にまたがる区域が分離独立した国立公園で、このうち、長野市北西部に位置する戸隠地域の10,204haが「戸隠管理計画区」に指定されている。この地域は、妙高火山群、戸隠連峰及び雨飾山の裾野一体の標高700mから2,000mを超える山岳地域並びにそれらの裾野に広がる高原地帯である。日本海側気候区と太平洋側気候区の境界部分に当たることから、多様な動植物相を形成している。また、山岳信仰の門前町として栄えた戸隠中社、宝光社地区等、独特な集落景観を有した地域でもある。妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区内では、これらの風致景観を保全していくために、特別保護地区、第1種から第3種の特別地域を設けて、地域内の各種行為について国の許可を必要としている。



妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区 位置図 S=1:100,000





妙高戸隠連山国立公園戸隠地域戸隠管理計画区 保護規制 S=1:100,000



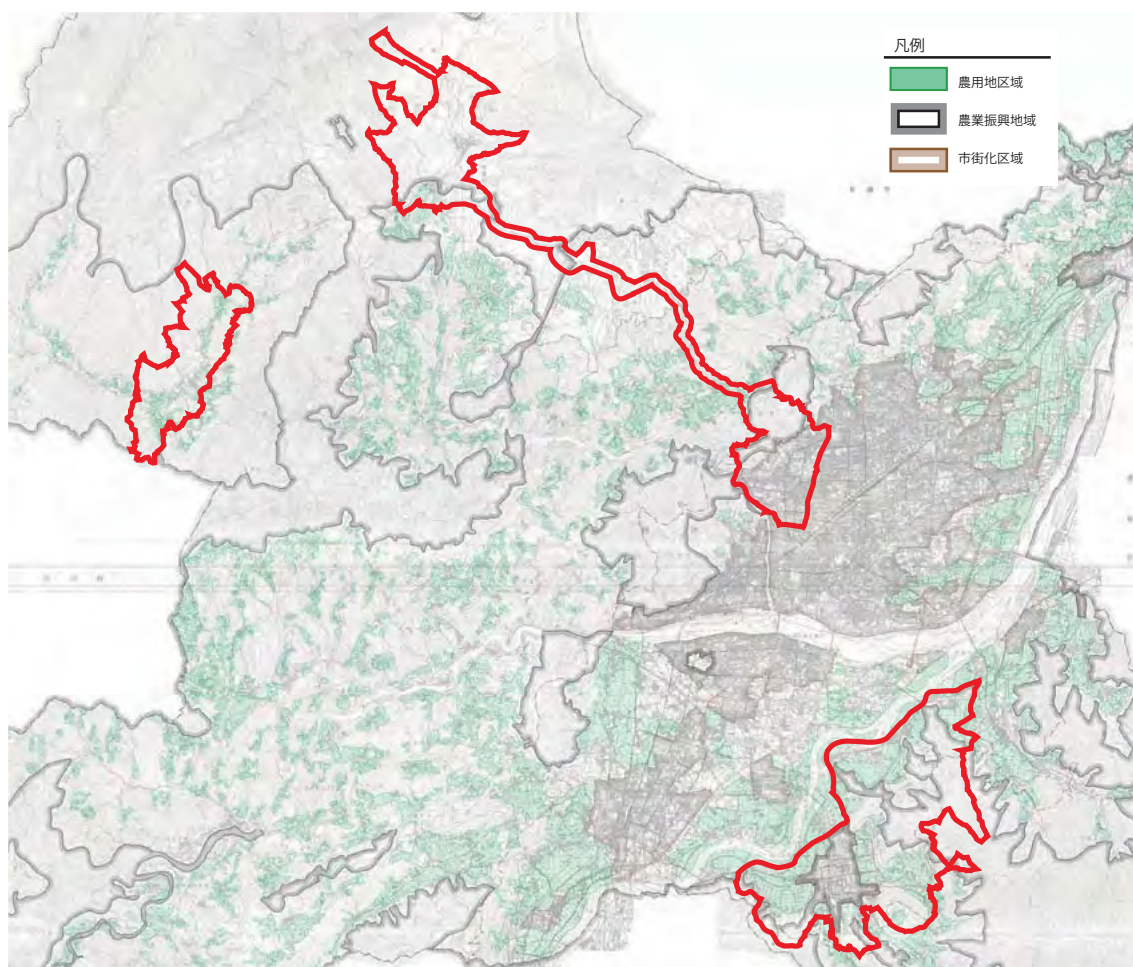
### (5) 長野市農業振興地域整備計画との連携

長野市は、国が策定した基本指針及び県が策定した基本方針に基づき、昭和49年（1974）に「長野農業振興地域整備計画」を策定し、町村合併による市域拡大や、社会情勢の変化により見直しを行い、直近では平成27年（2015）12月に総合的な見直しを行った。

行政区域83,485haのうち、約50%の43,536haが農業振興地域に指定されており、このうち農用地区域面積が8,513haとなっている。

重点区域内の農業振興地域は、善光寺・戸隠地区で約781ha、松代・若穂川田地区で約1,670ha、鬼無里地区で重点区域面積と同じ約740haとなり、全体で約3,191ha（8.4%）となっている。また、重点区域内の農用地区域は、平坦な郊外地が続く松代・若穂地区で約561ha、山あいの河川沿いに耕作地が広がる鬼無里地区で約84ha、市街地や山間部が多い善光寺・戸隠地区では、約34haとなり、全体で約679ha（8.0%）となっている。

今後とも安全な農作物の安定的供給に必要な農用地を確保し、農地流動化の推進や農地の高度利用、農地のもつ多面的機能の維持増進に努め、農業の振興に図るべき地域を明確化し、秩序ある土地利用を図っていく。

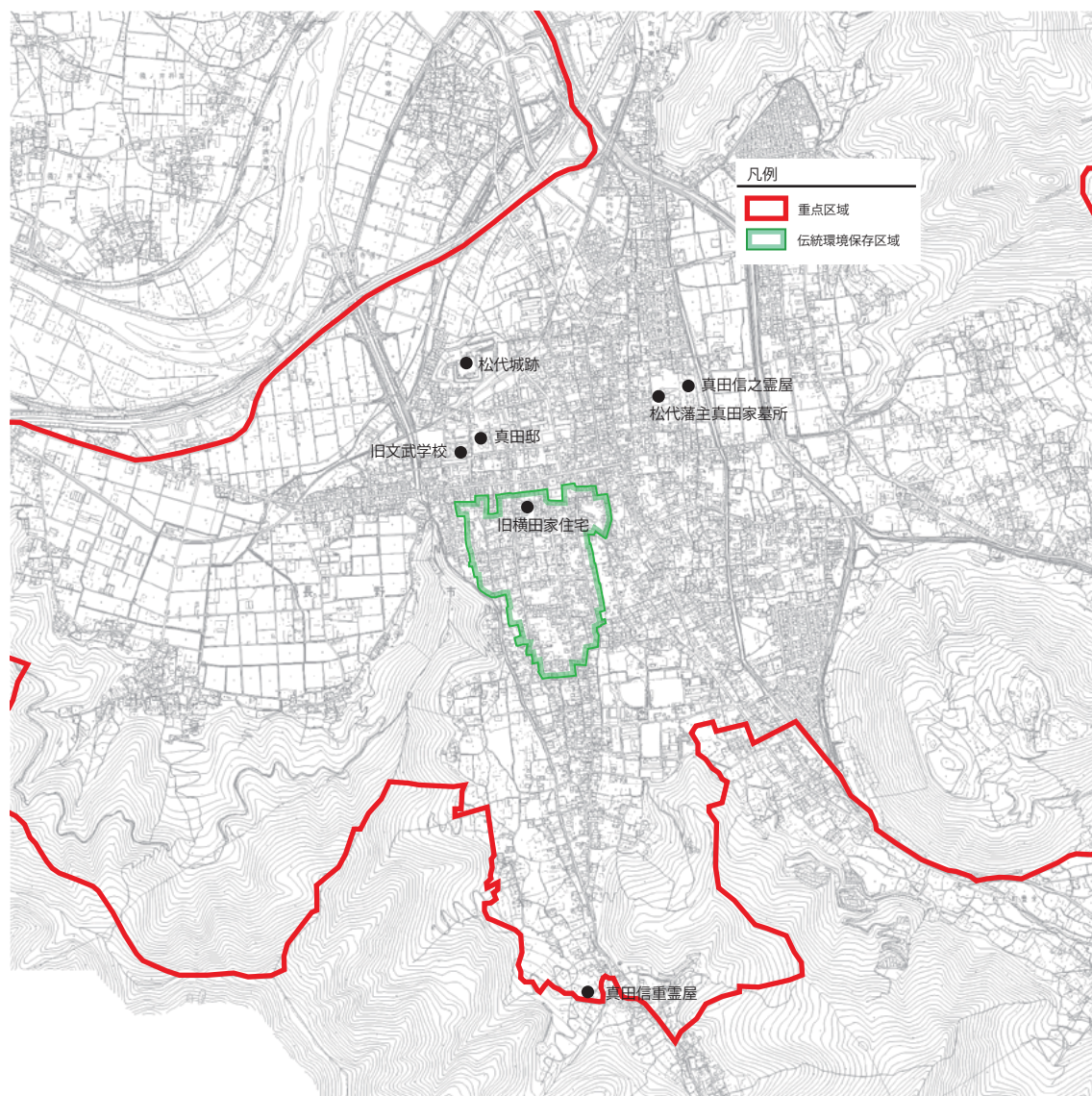


長野農業振興地域整備計画 農用地区域図 S=1:200,000



## (6) 長野市伝統環境保存条例との連携

松代城下町の歴史的かつ文化的な遺産としての伝統環境を保存し、次世代の市民に継承することを目的として、昭和58年(1983)3月に「長野市伝統環境保存条例」が制定されている。条例では、松代町四町(表柴町、代官町、馬場町、竹山町)を伝統環境保存区域として指定し、区域内の保存に関する保存計画を策定している。保存区域内で建築物(主屋、土蔵、門、塀など)、庭園その他の工作物の新築、増改築などを行う場合には、市へ届け出ることが必要であり、これにより、城下町の良い景観形成を図っている。伝統環境保存区域の全域が本計画の重点区域内に含まれることから、引き続き条例に基づいて伝統環境の保存に努めていくとともに、都市計画や景観計画と連携しながら、周囲に広がる歴史的景観との調和についても検討し、さらなる歴史的風致の維持向上を図っていく。



伝統環境保存区域の位置 S=1:30,000



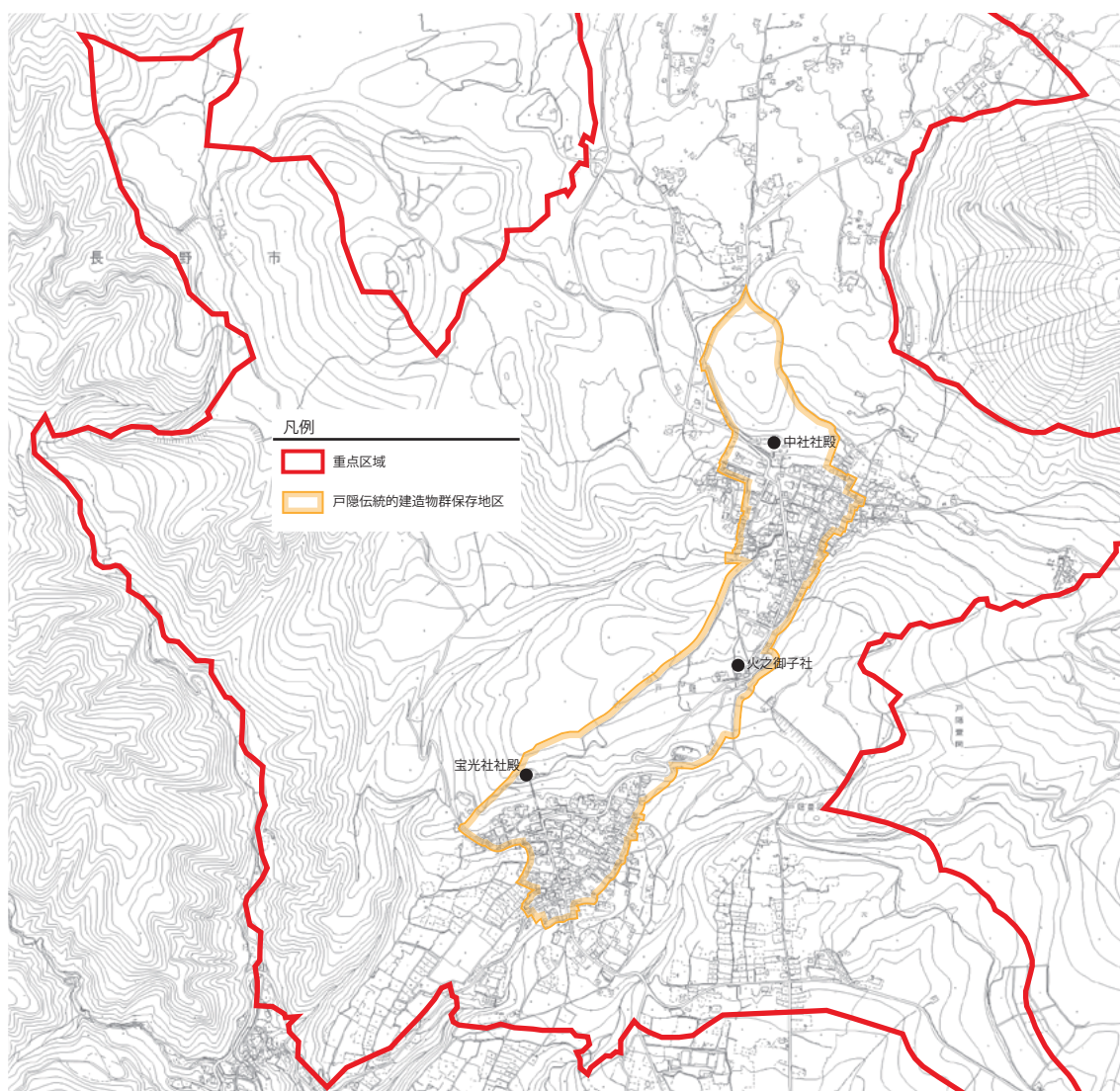
### (7) 長野市伝統的建造物群保存地区保存条例との連携

長野市内の伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、平成28年(2016)4月に「長野市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定した。

さらに、平成28年(2016)8月には、条例に基づき、戸隠中社・宝光社地区の一部を長野市戸隠伝統的建造物群保存地区に決定し、同保存地区の保存に関する計画(保存計画)を策定した。保存計画では、伝統的建造物である宿坊や農家の主屋等の建築物や石垣等の工作物と共に、生垣や庭園、水路等を環境物件として特定し、保存のために行う措置を具体的に示している。

保存地区内で建造物の新築や増改築など、現状変更を行う場合には、事前に教育委員会の許可が必要であり、これにより、戸隠神社門前の良好な景観形成、歴史的風致の維持向上を図っていく。

なお、平成29年(2017)2月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。



長野市戸隠伝統的建造物群保存地区の位置 S=1:25,000





## 第6章 文化財の保存及び活用に関する事項





## 1 長野市全体にわたる方針

### (1) 文化財の保存活用の現状と今後の方針

長野市には、国指定等の文化財及び県指定の文化財、市指定等の文化財は、548 件を数え、市内全域にわたって、有形、無形の文化財が分布している。

合併を繰り返した長野市では、市域の広域化とともに文化財の総数も増加している。特に市指定文化財は、合併前の市町村ごとに文化財に対する取組み状況が異なっていたため、現行では指定物件の内容に地域差が生じている。また市域の拡大によって、地域で育まれてきた無数の有形・無形の文化財の把握が困難になり、価値が認識されないままに消失してしまうことも少なくない。文化財は指定・未指定に関わらず、長野市の歴史と文化を理解する上で不可欠なものであり、幅広く情報を収集し、地域固有の財産として未来に受け継いでいくための取組みを進める必要がある。そこで、地域における未指定を含めた文化財の保存と活用に関する総合的な計画として「文化財保存活用地域計画」の作成を進める。さらに、多様な視点から文化財の掘り起こしが進み、新たな価値が見いだされたものについては、市の指定・国の登録制度の活用を検討する。

本市の国指定等文化財については、保存修理工事に併せて、個別の保存管理計画を策定している。今後は、その他指定文化財についても、多目的な利活用が見込まれることから、保存管理計画の策定も検討する。

### (2) 文化財の修理に関する方針

文化財を後世に保存・継承するためには、経年変化による劣化状況を適切に把握しておくことが重要である。そのため、長野市では市所有の歴史的建造物を対象として、順次劣化状況診断を実施し、文化財の現況把握に努め、保存修理の方針、整備時期の検討を進める。また、国指定等文化財の現状変更を伴う大規模な修理や整備等を実施する場合には、文化財保護法及び関係法令を遵守し、適切な手続きをとるとともに、文化庁や長野県教育委員会との連携のもと、整備委員会を設置して、専門の有識者より指導助言を得ながら実施する。県・市指定文化財については、地方文化財保護審議会の専門委員より適宜指導助言を得ながら修理等を実施する。なお、文化財の修理や整備を行う際は、国指定等、県指定、市指定を問わず、歴史の真正性を担保するため、事前に歴史資料の調査を入念に行う。



地方文化財保護審議会による建造物保存修理の現地指導

市所有以外の文化財については、所有者が適切な管理や計画的な修理を行う必要があり、所有者と行政機関との連携が基本となる。市では、年に1回所有者・管理者研修会を実施し、適切な文化財保護に関わる情報交換を進めるとともに、長野県文化財保護協会長野支



部による協力のもと、文化財パトロールを実施しており、所有者・管理者との情報の共有と連携の強化を進める。

また、指定文化財の所有者等が行う文化財保護に要する管理・修理等の経費に対しては、予算の範囲内で補助金を交付する。さらに指定文化財以外でも、長野市の歴史的風致を形成する歴史的風致形成建造物に指定するものについては、保存・活用のための修理に必要な支援を行っていく。

### (3) 文化財の保存活用を行うための施設に関する方針

長野市内には、博物館及び博物館相当施設が複数あり、市立博物館を中心として地域の文化財を保存・活用するための取り組みが進められている。

長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園に立地する長野市立博物館は、博物館法（昭和26年12月1日法律第285号）に基づく総合博物館で、長野盆地を中心とする地域の自然と人とのかかわりを研究・展示している。博物館では天体観測室やプラネタリウムなどが設置されており、歴史以外にも自然科学の情報発信拠点として機能している。また館内には埋蔵文化財センターが併設されており、市内の遺跡発掘調査に関する最新情報や、貴重な考古学資料が収蔵されている。

松代地域には、真田家から譲渡された大名道具を中心に所蔵する真田宝物館が昭和44年（1969）に開設されている。真田宝物館には真田家伝来の武具や調度品、古文書などの膨大な資料が収蔵されており、松代地区の生涯学習・観光の中核拠点として、また、松代城跡や真田邸、旧文武学校、旧横田家住宅など松代に点在する文化財の管理事務所として機能している。

戸隠地域には、戸隠地質化石博物館が平成20年（2008）に開設された。当施設は、長野市及びその周辺の地質や自然資料を取り扱う博物館で、旧茶臼山自然史館と旧戸隠地質化石館を統合し、旧しがらみ 小学校校舎を整備して開館したものである。フィールドワークなどを積極的に取り入れ、来館者が収蔵庫や研究室などの舞台裏を見たり触れたりできる市民参加型の利活用が進められている。

鬼無里地域には、かつて鬼無里の経済を支えた麻に関わる資料や、市指定文化財である複数の屋台と神楽が保存された鬼無里ふるさと資料館がある。特に鬼無里神社の屋台は、現在でも祭事に利用されており、地域文化の継承施設として機能している。

これ以外にも、平成22年（2010）に合併した信州新町の博物館（新町美術館・有島生馬記念館・化石博物館）や、善光寺門前町の「門前商家ちよっ蔵おいらい館」など、地域の特色に合わせた施設が存在し、地域文化財の保存活用が進められている。今後は、多機関連携を進め、同一テーマによる展示企画や移動展示などによる情報の相互交流を行うことにより、さらに幅広い世代を引き付ける魅力的な施設運営を進めていく。

また、市内に点在する文化財を広く理解し、より高い関心をもってもらうためには、個々の文化財について、名称や位置、内容などを容易に理解できるよう整備していくとともに、

多様な歴史的遺産を結びつけるストーリーと文化財巡りのルートづくりが必要である。文化財の名称を記した標柱や文化財の内容を示す説明板等、文化財の理解を助ける設備の適切な整備・更新を進めるとともに、魅力あるルートの提供にも努める。

#### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財を取り巻く周辺環境の変化は、文化財に大きな影響を与える場合がある。そのため、文化財の価値や魅力が損なわれないよう、景観法、都市計画法及び市の独自条例を活用し、文化財を取り巻く周辺環境の保全を進める。



電線類地中化・道路美化を実施した路線

また、歴史的風致の維持及び向上を図るために実施する電線類地中化・道路美化事業ないし水路等の整備事業、文化財の管理活用を目的

とする便益施設等の設置においても、文化財及びその周辺の歴史的景観との調和を図る。

さらに、文化財の説明板や案内板については、これまでも少しずつ整備を進めてきたところであるが、地域によっては、まだ不足していたり、劣化して見えにくくなっているものもあるため、今後も説明板や案内板の更新や拡充を順次行っていく。なお、案内板等の設置に当たっては、平成25年3月策定の「長野市公共サインガイドライン」に基づき、適切な表記で設置を行っていく。

#### (5) 文化財の防災に関する方針

指定有形文化財（建造物）は、自動火災報知機、消火器具の設置が消防法で義務化されており、その設置及び更新について適切に実施する。また、定期的に文化財防火パトロールを実施し、所有者・管理者と消防局による防火点検や、地元消防団の放水訓練などを行い、日常的に防災意識の高揚と火災被害の軽減を図る。



文化財の放水訓練

また、文化財の耐震診断と耐震補強工事や、消火設備、避雷針設備等の防災設備設置工事等の推進を図るとともに、日常的な維持管理や所有者への注意喚起等により、美術品等の防犯対策を図る。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する方針

文化財の保存及び活用を進めるためには、文化財の存在や魅力について広く理解を得る必要がある。長野市では、長野市文化財データベース「デジタル図鑑」及び行政地図情報(GIS)をホームページにて公開しており、文化財情報や位置図を簡単に検索することがで

きる。また文化財の非公開部分を対象とする期間限定の特別公開や、修理工事中の現地説明会、出前講座等を実施し、分かりやすい文化財情報の発信に努める。市内の各種団体も、住民と連携して文化財めぐりや講演会等を行っており、今後もこうした取り組みを続けていく。



文化財データベース「デジタル図鑑」

#### (7) 埋蔵文化財の取り扱いに関する方針

長野市内には約1,000件の「周知の埋蔵文化財包蔵地」が存在し、文化財保護法に基づく保護を図るために、長野県教育委員会や関係機関と連携しながら現状把握に努め、遺跡分布地図の作成・周知を図る。また埋蔵文化財包蔵地の情報は、前述の行政地図情報やデジタル図鑑にも掲載しており、随時、埋蔵文化財に関する最新情報を発信し、発掘調査の実施を含め適切な保護措置を行う。

周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所においても、未発見の埋蔵文化財の保護に万全を期すため、開発事業者と連携して、開発の事前把握に努めるとともに、積極的に試掘調査を実施して包蔵地の把握に努め、随時埋蔵文化財包蔵地の見直しを行う。

近世の遺跡については、善光寺門前町や松代城下町の地下に遺跡が残っている事例が確認されている。これらの情報は、現在の長野市の歴史を解明する上で重要であることから、長野県教育委員会と連携しながら、適切な保護措置を行う。

#### (8) 文化財の保存活用に係る長野市教育委員会の体制

文化財の保存活用については、長野市教育委員会事務局の文化財課と博物館が主な役割を担っている。文化財課では、文化財の保存活用に関する業務全般と、文化財の所有者・管理者に対する研修や文化財の管理・修理についての指導助言、必要経費の助成、文化財パトロールの実施、市有文化財の保存修理などを行っている。また文化財課内の出先機関としては、埋蔵文化財センターと松代文化施設等管理事務所がある。埋蔵文化財センターでは、周知の埋蔵文化財包蔵地に関する保護協議、記録保存を目的とする緊急発掘調査などを実施しており、調査現場近隣の小学生を対象とした発掘体験学習や公民館での速報展示など、埋蔵文化財に対する普及公開活動も行っている。松代文化施設等管理事務所では、真田邸（新御殿跡）や旧文武学校、旧横田家住宅など松代地区の文化財の管理運営とともに、真田宝物館や象山記念館など博物館相当施設の管理運営、同館所蔵の真田家等に関する資料のデータベース化、調査研究を進めている。

博物館は、長野市小島田町の川中島古戦場史跡公園に位置する総合博物館を拠点として、戸隠、鬼無里、信州新町に分館が存在し、各施設では、施設の特性を活かしたソフト事業や企画展示が行われている。文化財課所管の出先機関については、一部博物館の機能と類似しているため、文化財行政の組織運営の見直しを検討している。



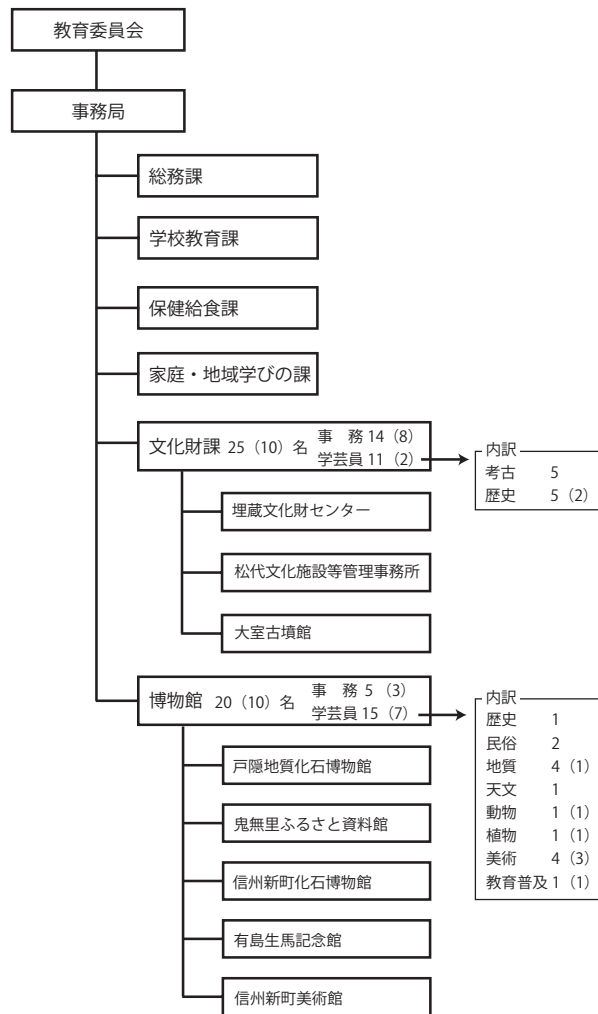
教育委員会の諮問機関としては、長野市文化財保護条例に基づき、長野市地方文化財保護審議会が設置されている。審議会は、教育委員会の諮問に応じて文化財の保存及び活用に関する事項を調査・審議し、教育委員会に答申する。審議会は7名で構成されており、各専門分野は、近世史2名、考古1名、民俗1名、植物1名、建築史1名、宗教史1名である。

庁内の体制としては、文化財課（埋蔵文化財センター及び松代文化施設等管理事務所を含む）に、事務職14名、学芸員11名の計25人体制で、学芸員の専門は、考古6名、歴史5名となっている。また、博物館には、事務職5名、学芸員15名の計20人がおり、その内訳は、「教育委員会事務局の組織体制」のとおりとなっている。

### （9）文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の方針

長野市において、文化財の保存活用に関わる団体は、地域ごとに複数存在する。市内全域の文化財保護活動としては、長野県文化財保護協会長野支部があり、市と協働で文化財パトロールや所有者管理者研修会を実施しており、地域に根ざした文化財保護活動を実践している。また善光寺地区や松代地区、鬼無里地区では、まちづくりを進めるNPO等やボランティア組織が設立されており、独自の取り組みを展開している。

今後は、これらの各種団体の多様な活動をさらに活性化させるため、必要な情報提供や人材育成等を積極的に支援し、地域住民の主体による文化財保護活動を進めていく。



※括弧内、うち嘱託職員の人数

教育委員会事務局の組織体制（令和4年2月現在）

## 2 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存活用の現状と今後の具体的な計画

#### ①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区においては、善光寺と戸隠神社という2つの神社仏閣を中心に、信仰と関連した有形・無形の文化財が多数存在している。

善光寺境内には、国宝の善光寺本堂をはじめ、重要文化財の善光寺三門や善光寺経蔵、市指定記念物の善光寺参道（石敷）があり、所有者である善光寺によって、その保存管理や活用が進められている。また善光寺では、建造物の保有している耐震性能が、文化財的な価値の保存と活用時の安全性確保のために必要な耐震性能を満たしているかどうかを判定するとともに、耐震性能の向上措置等の対処方針を検討することを目的として、善光寺本堂耐震基礎診断事業を平成22・23年度に、善光寺経蔵耐震基礎診断事業を平成24・25年度に実施している。今後は、耐震診断事業の結果に基づき、耐震性能向上措置と安全対策の充実を図るとともに、「保存管理計画」を視野に、施設の適切な管理活用を進める。

善光寺に関連する無形文化財としては、市指定無形文化財の善光寺木遣りがある。善光寺木遣りは、善光寺御開帳の回向柱を松代より運ぶ時、節分会、御祭礼の山車を曳く時、その他建築木材の引き出し及び上棟会などに、棟梁及び鳶職等の職人多数で唄われており、江戸時代より口伝により唄い継がれてきたものである。市指定無形文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、正月行事など善光寺に関連する無形文化財は多数存在するが、未指定のものが多く、調査も不足している。今後は、善光寺に関連する無形の文化財についても調査を進め、必要に応じて本市の指定候補として検討を進めるなど、適切に維持・継承されていくことが望まれる。

また、善光寺周辺に位置する宿坊群や仲見世は、善光寺と一体となった歴史的景観を有しており、地区全体の景観保全が必要とされる。本市では、伝統的建造物群保存地区決定に向けた保存対策調査を実施しており、平成21年（2009）3月に報告書を刊行している。現在、都市整備部局や地元住民との調整、修理・修景基準の作成などの作業を進めており、地元合意が得られ次第、条例制定、都市計画決定の手続きを進める。さらに、善光寺周辺には、藤屋旅館や旧三原屋商店など、江戸時代から明治時代に築造された登録有形文化財が数軒存在しており、未指定の歴史的建造物も多数存在する。今後は、これらの善光寺周辺の歴史的建造物に関する継続的な調査が求められる。

奥社、中社、宝光社の三社からなる戸隠神社は、戸隠神社信仰遺跡としてそれぞれの境内地が県指定記念物（史跡）の指定を受ける。また戸隠神社奥社の杉並木の参道や周囲の原生林は、戸隠神社奥社社叢として県指定記念物（天然記念物）に指定されている。近年、戸隠神社の奥社参道には、観光客が増加していることから、史跡及び天然記念物としての適切な維持管理・活用を進めるため、長野県教育委員会を中心に現況把握調査及び保存管理計画の策定が進められている。

戸隠神社に関わる無形文化財としては、戸隠神社太々神楽が長野県無形民俗文化財の指定を受けている。この神楽は、北信地域に分布する戸隠神社系統の太々神楽のおおもとに位置付けられる神楽であり、戸隠神社楽部によって、一山の神主が伝承する体制が整備されており、今後も適切な伝統文化継承を進めるための取り組みを支援する。

戸隠神社中社、宝光社の周辺には、伝統的な宿坊群が広がっている。これらの歴史的な建造物については、善光寺周辺地区と同様に貴重な宿坊景観を有しているため、平成 26～27 年度伝統的建造物群保存地区の決定に向けた保存対策調査が行われ、その成果をもとに平成 28 年 8 月に長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を決定し、平成 29 年 2 月には国の重要伝統的建造物群保存地区に選定された。今後も地元と協働で歴史的な町並みの適切な保存・活用を進める。

- ・無形文化財支援事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和 3 年度～令和 5 年度）
- ・戸隠地区伝統的建造物群保存対策調査事業（平成 26 年度～平成 27 年度）
- ・善光寺保存活用推進事業（令和 2 年度～令和 5 年度）
- ・戸隠神社奥社社叢保存活用推進事業（平成 30 年度～令和 4 年度）

## ②松代・若穂川田地区

現在、松代・若穂川田地区内には、157 件の指定等文化財が存在しており、城下町を中心として広域にわたって分布している。指定等文化財のうち、市所有の松代城跡、新御殿跡（真田邸）、旧文武学校、武家屋敷（旧横田家・旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸）、寺町商家については、松代文化施設等管理事務所が保存管理、活用を進めている。中でも、旧前島家・旧樋口家・山寺常山邸・寺町商家の 4 施設は、指定管理制度の導入や地元団体による管理運営が行われており、今後も地元や民間団体と協働で市所有文化財の保存管理と積極的な活用を進める。

大室古墳群は、平成 9 年度から保存整備事業が継続中であり、事業担当課である長野市教育委員会文化財課が管理している。史跡外の大室古墳館の管理は地元協力会に委託しているが、事業の進捗に伴い、平成 26 年度からは、エントランスゾーン全体を一般公開しており、今後もより多くの方々に管理運営に参加してもらう体制づくりを進める。

松代・若穂川田地区における無形文化財としては、八橋流箏曲や大門踊りがあり、無形民俗文化財としては、祇園祭に係る勢獅子などが市の指定等を受けている。これらの市指定等を受けている無形の文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者育成、その他保存・公開に必要な経費の支援事業を実施する。これ以外にも、町川田神社の御柱祭のような未指定の祭礼や伝統文化は多数残っており、今後も伝統文化継承のための調査を進める。

また城下町に現存している歴史的建造物や水路・庭園などの中には、文化財指定等を受けていない物件も多く、松代地区の歴史的風致を維持・向上させるためには、これら未指



定の物件に関する保全も重要な要素である。本市では、旧武家屋敷地であった四町（表柴町・馬場町・代官町・竹山町）を伝統環境保存区域に指定し、伝統環境保全の指導及び助成を実施するとともに、指定区域外に及ぶ歴史的建造物及び庭園の保全を進めるため、広域的な現況把握と国の登録制度の利用促進を図っている。特に松代の歴史的風致を特徴づける水路網は、保存区域の保全のみでは意味が無く、上流部の農地や後背山地の森林を含めた広域的な保全対策が必要とされるとともに、地域住民を主体とする保存組織の結成と行政によるバックアップが求められている。そのためには、関係部局による行政内部での意見集約を進め、業務の取扱い窓口を一本化するとともに、開発に対する対応・指導方針を定めることが必要である。

平成 24 年（2012）3 月には、長野電鉄屋代線が廃線となり、松代城跡や城下町を分断していた線路敷きや駅舎の跡地利用の検討が進められている。これに伴い、文化財単体での保存活用ではなく、松代地区全体でのランドデザインを再検討する必要性が高まっており、地域住民との連携のもと、行政内部での体制づくりを進め、松代地区内の地域ごとの特性を活かした保全対策を進める。

- ・無形文化財支援事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和 3 年度～令和 5 年度）
- ・長野市伝統環境保存事業（昭和 59 年度～）
- ・松代城下町歴史的建造物・庭園調査事業（平成 23 年度～平成 26 年度）

### ③鬼無里地区

鬼無里地区には、68 件の指定等文化財が存在しているが、重要文化財白髯神社本殿を筆頭に、各集落の鎮守の杜である神社本殿と観音堂・経蔵などの建造物 32 件が指定されている。このほか鬼無里地区には、裾花川上流域の奥裾花峡谷（県名勝）があるため、自然がつくり出したサンドパイプ、ハチノス状風化岩などの天然記念物 26 件が指定されている。

白髯神社本殿のある日影地区では、春祭りに神楽が地区内を巡行し、本殿の覆屋を開いて地区の人々に一般公開している。神楽の神輿は、明治 6 年（1873）に彫工北村喜代松が制作したもので、明治から昭和にかけて神楽巡行に使われてきた。平成以降は、鬼無里ふるさと資料館に保存収蔵されたため、新たに制作したものを祭事に使用している。北村喜代松制作の神楽の神輿は、今後とも資料館にて保存管理し、必要に応じて修理を行うものとする。

神社本殿等の建造物は、桃山時代以降の地域の信仰を集めてきたものであり、春や秋には、多くの人々が集まり、祭事の舞台となってきた。これらの建造物は、地域の人々の厚い信仰で守られてきたものであり、今後とも地元と協働で保存管理と活用を進める。

白髯神社周辺、鬼無里神社のある町区などには、明治時代以降の民家も多数あり、歴史的景観を形成している。これらは文化財指定を受けてはいないが、今後景観保全のために

地域住民の協力と行政のバックアップによる保全策を進める。

鬼無里神社のある町区では、春祭りに屋台（安政4年（1857）／彫工北村喜代松制作）が巡行されている。この屋台は、市指定有形文化財になっており、通常は鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。このほか三嶋神社屋台（平区／明治6年（1873）／彫工北村喜代松制作）、皇大神社屋台（山内区／安政6年（1859）／彫工北村喜代松制作）、諏訪神社屋台（和協区／嘉永4年（1851）・明治28年（1895）／彫工北村喜代松制作）が鬼無里ふるさと資料館に常設展示されている。鬼無里神社以外の屋台では、巡行の担い手が不足し、巡行を行っていない状況であるが、単に収蔵展示だけでなく地域と行政が協働で取り組み、屋台の保存活用を積極的に進める公開活用事業（祭事イベント等）の企画立案を進める。

また、神社と寺院の指定文化財が多数を占めているが、それ以外の建造物や祭礼に伴う無形民俗文化財等、未指定の文化財についても調査を進め、地域の特性を顕現する文化財事象を適切に継承をしていくことが望まれる。

- ・文化財保存活用地域計画作成事業（令和3年度～令和5年度）
- ・「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業（平成25年度～令和5年度）

## （2）文化財の修理に関する具体的な計画

文化財の修理に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の修理に関する方針」に従って適切に行っていく。

### ①善光寺・戸隠地区

重要文化財の善光寺経蔵は、これまで保存修理工事が未実施であり、屋根の劣化や基壇等の不陸が著しい状況にあった。平成24年度から耐震基礎診断事業を実施しており、平成26年度以降、耐震対策も含めた保存修理工事を実施した。また国宝の善光寺本堂についても、平成22・23年度に実施した耐震基礎診断事業により、短期的な対策と長期的な対策が求められており、速やかに短期的な耐震対策を実施した。

また、戸隠伝統的建造物群保存地区である戸隠神社の中社・宝光社門前には、宿坊や民家、石垣などの歴史的建造物が多数現存している。これらの建造物は、所有者との協議を進め、保存計画に基づく修理及び修景を実施し、歴史的な町並みの維持及び向上を図る。

- ・善光寺経蔵保存修理事業（平成24年度～平成29年度）
- ・善光寺本堂耐震補強事業（平成26年度～平成28年度）
- ・戸隠地域建造物修理修景助成事業（平成29年度～令和5年度）

### ②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区内には、多数の文化財が現存しており、適切な保存・活用を進めるためには、計画的な保存修理の実施が望ましい。文化財の保存修理に際しては、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を踏まえて歴史的価

値を損ねないように十分に検討を重ねる必要がある。

史跡松代城跡附新御殿跡では、昭和56年（1981）の史跡指定後、翌年度に整備基本計画が策定されている。その後、発掘調査を重ねた松代城跡では、平成7年度から環境整備事業として本丸石垣の修復や太鼓門等の復原が始まり、平成16年度より一般公開されている。新御殿跡は平成16年度より御殿本体や庭園等を対象とする保存整備事業が始まり、平成24年度に竣工している。松代城跡と新御殿跡は同一史跡として指定されながらも、長野電鉄屋代線の線路敷きによって分断されており、往時の城郭景観を消失していることが課題であったが、鉄道の廃止と敷地の譲渡により城郭本来の姿に向けた保存整備が可能となる状況が生まれた。平成27年10月に史跡指定範囲が拡大され、今後は、地域住民との合意を図りつつ、旧城郭域の公有地化とその保存整備を目指していくとともに、周辺施設の整備も視野に、松代地区の中核拠点としての総合的な整備についても検討していく。



松代城跡城郭域

史跡旧文武学校は、安政2年（1855）に開校した江戸時代の松代藩校であり、昭和48年度から昭和53年度に保存復原が行われ、平成5年度から平成9年度に槍術所等を移築復原している。昭和の修理から30年以上が経過した建造物では、屋根や土壁を中心に劣化が著しく、平成23年（2011）の東日本大震災では毀損箇所が拡大している。本市では平成23年度より土塀等の解体に着手しており、平成31年度までの9カ年間に保存修理に加え、公開活用のための耐震補強を含めた環境整備を実施する。



旧文武学校整備委員会

江戸時代の中級武家屋敷である旧横田家住宅は、昭和61年（1986）の重要文化財指定後、平成3年度までに全面的な解体修理が行われたが、主屋・隠居屋等の茅葺屋根や一部木部に劣化が生じているため、建造物の保存修理事業を予定している。



旧松代藩鐘樓の修理

市指定文化財の旧松代藩鐘楼は、江戸時代に



昼夜の別なく一刻（2時間）ごとに鐘を撞いて時刻を知らせたといわれており、平成23年度から保存整備及び建物周辺の広場整備を実施し、平成26年度に一般公開を開始した。また、江戸時代末期から明治時代の商家である市指定文化財の寺町商家についても、平成23年度から保存整備事業に着手しており、平成27年度に一般公開を開始した。本物件では商家としての特性を活かした利活用を図るため、整備前から市民ワークショップを開催して多様な意見を募っており、今後も武家屋敷とは異なる商家の暮らし振りや賑わいが体感できる文化財としての利活用を進める。

史跡大室古墳群では、平成9年度から平成25年度にかけて実施しているエントランスゾーン・施設整備ゾーンに引き続き、積石塚古墳・合掌形石室が密集する遺構復原ゾーンの古墳の保存整備事業を予定している。事業では、古墳の保存修理とともに園路や説明板等の見学者の利便性向上、学校教育及び生涯学習の場としての利活用を推進するための設備整備を進める。

松代藩主真田家の菩提寺である長国寺は、境内地の大部分が史跡松代藩主真田家墓所に指定されている。史跡は、長国寺の境内地と真田家霊屋・墓所区域に大別されるが、長国寺が一体のものとして管理しており、平成17年（2005）に整備基本計画を策定している。平成18年度から平成23年度までの6年間に保存整備事業を実施しており、史跡内の環境整備が進められた。境内には重要文化財の真田信之霊屋、県宝の真田信弘霊屋、長国寺開山堂などの歴史的建造物が存在し、真田信弘霊屋及び長国寺開山堂は、劣化が進行しており対策が必要とされている。また松代地区内では、大英寺本堂、熊野出速雄神社本堂、林正寺本堂など、県指定文化財の劣化・破損が進行しており、早急な対策が求められている。今後は、県教育委員会との連携のもと、所有者との協議を進め、歴史的風致形成建造物の指定も視野に保存対策を講じる必要がある。



劣化の進む長国寺開山堂（長野県宝）



劣化の進む大英寺本堂（長野県宝）

- ・ 史跡旧文武学校保存整備事業（平成23年度～令和3年度）
- ・ 史跡大室古墳群保存整備事業（平成26年度～）
- ・ 史跡松代城跡保存整備調査研究事業（平成25年度）
- ・ 旧横田家住宅保存整備事業（平成27年度～令和2年度）
- ・ 旧松代藩鐘楼広場整備事業（平成24年度～平成25年度）

- ・寺町商家（旧金箱家住宅）保存整備事業（平成 23 年度～平成 26 年度）
- ・県宝大英寺本堂保存修理事業（平成 26 年度～平成 30 年度）
- ・史跡松代城跡保存整備事業（平成 27 年度～令和 5 年度）
- ・県宝長国寺開山堂保存修理事業（平成 27 年度～平成 29 年度）
- ・県宝林正寺本堂保存修理事業（平成 27 年度～平成 30 年度）
- ・真田信之霊屋保存修理事業（平成 31 年度～令和 4 年度）
- ・松代町文化財美観向上推進事業（令和 2 年度～令和 3 年度）

### ③鬼無里地区

鬼無里地区には、重要文化財 1 件と多数の市指定文化財建造物が存しており、適切な保存を進めるためには、計画的な保存修理を行うことが望ましい。国指定文化財の場合は、文化庁や県教育委員会との連携のもと、必要に応じて専門家による指導・助言を得て修理を行うことが必要である。市指定文化財の場合には、文化財保護条例に基づく文化財保護事業補助金交付要領の規定に準じて、地方文化財保護審議会委員の指導の下に修理を計画的に行うものとする。

平成 17 年（2005）1 月に合併した鬼無里地区は、これまでに文化財の修理実績はあまりないが、おぎな鬼無里にある寛政 9 年（1797）建築の地蔵堂は、漆喰の外壁等の劣化が進行したため、平成 23 年度に保存修理を実施している。

平成 25～26 年度には、市指定文化財松巖寺観音堂の修理を実施した。松巖寺観音堂は、中心地区である町区に所在し、江戸時代前期寛永年間の建築で、入母屋造、妻入の建物で、全体的に劣化が進んでおり、修理によって歴史的価値を再生した。

また、平成 28～29 年度には、市指定文化財松巖寺経蔵の修理を実施した。松巖寺経蔵は、寛政 7 年（1795）の建築で、経蔵の中には、県下でも数少ない八角輪蔵が現存している。経年劣化や平成 26 年 11 月に発生した長野県神城断層地震等の災害により被害を受けたため、修理によって歴史的価値を再生した。

鬼無里神社の屋台は、祭りに毎年活用されているために車輪等に劣化が漸次進行しており、劣化状況に基づき修理計画を立案し、適切に修理を進める。

- ・「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・松巖寺観音堂保存修理事業（平成 25 年度～平成 26 年度）
- ・松巖寺経蔵保存修理事業（平成 28 年度～平成 29 年度）

## （3）文化財の保存活用を行うための施設に関する具体的な計画

### ①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区の文化財の多くは、民間の所有であり、長野市が所有する建造物は、登録有形文化財の「旧三河屋商店（ちよつ蔵おいらい館）」と「旧信濃中牛馬合資会社社屋（楽茶れんが館）」に限られる。前者は博物館の付属施設として位置付けられており、店舗部

分を江戸時代の商家として整備してあるとともに、主屋2階や土蔵をギャラリーや会合に貸出しており、非常に高い人気を誇る。一方、後者の建物は観光振興課で所管しており、主に観光客を対象とする飲食施設として活用されている。どちらも善光寺周辺の歴史的景観に大きく寄与しており、適切な保存管理及び活用を進める。

## ②松代・若穂川田地区

文化財の宝庫である松代・若穂川田地区では、文化財の保存活用と連携したまちづくりを推進するためには、地域住民の活動をサポートするとともに市外からの来訪者に対して歴史的情報を発信する拠点としての機能が求められる。

松代地区には市所有の博物館相当施設として真田宝物館がある。真田宝物館は真田幸治氏より当時の松代町に一括譲渡された同家伝来の大名道具を収蔵した施設であり、昭和44年(1969)より旧県立松代高等学校の校舎を改築して一般公開している。近年、施設の老朽化が進むとともに、展示施設の調湿機能の不備、収蔵庫の不足等の諸問題が生じており、貴重な文化的財産の保存及び公開において、極めて不適切な状況となっている。このため、本市では、現在、真田宝物館の設置場所も含めた「松代文化財活用推進計画」を策定している。



真田宝物館

真田宝物館内には、松代文化施設等管理事務所が併設されており、松代地区内の市所有文化財の統轄管理を行っている。また同館では収蔵資料に関する調査研究を進めるとともに、文化財ボランティアの会を組織し、市民と共に松代地区の歴史的資産を掘り起こし、また広く市民に伝える役割を担っている。特に町全体に文化財が点在する松代地区では、その継承者である地域住民の協力がなければ、文化財の保存活用はありえない。その前提の下、地域住民に松代の文化財を再認識してもらい、共感を得ながら、最終的には文化財保存活用に参加してもらう機会を創出することを長期的な目標としている。

また松代地区では、市外からの来訪者を特定施設に集客するのではなく、まち全体を回遊する「まち歩き」の促進を前提としたまちづくりを進めている。まち歩きでは、来訪者が松代地区の重層的な歴史的情報を得て、文化財の見方や楽しみ方を発見する仕掛けづくりが重要となる。現在の松代地区には、この総合的な松代地区の文化財紹介を行うインフォメーション機能が不足している。

これらの現況から、松代地区における真田宝物館の役割は、所蔵文化財の収蔵・展示機能にとどまらず、継続的な調査研究と最新の情報発信、また市民参加による文化財保存活用の推進拠点としての機能をもち合わせており、今後は市外からの来訪者に対する文化財インフォメーションの機能を追加することが必要である。この松代地区における総合拠点を整備することにより、松代地区に点在する多彩な文化財の歴史的魅力が高まり、市民及



び市外からの来訪者に対しても文化財に対する深い理解を提供することが可能になる。また松代地区内の回遊性を高めるためには、中心部への車の流入防止を図り、周囲の歴史的景観に配慮した上で、市街地の周辺部に駐車場を整備する必要がある。現在の真田宝物館駐車場及び殿町観光駐車場は、松代城跡の旧城郭域に位置するため、松代城跡東側の旧長野電鉄屋代線敷地内に駐車場整備を予定する。

また、松代地区東部の大室古墳群までの経路は、普通車のすれ違いも困難な幅員の狭い道路であるため、史跡の適切な管理保全及び学校教育等の利用に支障をきたしている。今後は、市民及び市外からの来訪者の利便性を高め、学校教育や生涯学習の場としてさらなる利活用を図るため、アクセス道路の整備を進める。

- ・松代町文化財保存活用推進事業（平成 25 年度～）
- ・松代城跡東側駐車場整備事業（平成 25 年度～令和 5 年度）
- ・史跡大室古墳群アクセス道路整備調査検討事業（平成 25 年度～平成 26 年度）
- ・大室古墳群アクセス道路整備事業（平成 28 年度～令和 5 年度）

### ③鬼無里地区

鬼無里地区の文化財は、民間の所有で長野市所有の文化財はないが、文化財の収蔵展示公開施設としては、長野市立博物館分館鬼無里ふるさと資料館が存在する。鬼無里ふるさと資料館は、合併前に、歴史民俗資料館（麻・歴史の歩みを展示）、山国文化伝承館（屋台、神楽を展示）、山村文化伝習館（農林具、和算などを展示）の 3 館が併設されていたが、合併後に 3 館を統合して鬼無里ふるさと資料館としている。



鬼無里ふるさと資料館

この資料館には、指定文化財である屋台や神楽が保存収蔵されており、鬼無里神社の屋台は毎年春祭りには展示室から搬出され、屋台巡行に使われている。屋台の実物資料が保存活用されている事例である。鬼無里神社以外の屋台は、屋台巡行の担い手不足により、巡行が行われていないため、展示公開だけで、祭りへの活用は行われていない。

鬼無里ふるさと資料館は、鬼無里地区の文化財の収蔵・展示公開機能を有しているが、まちづくりと連携という視点での保存活用と情報発信機能が不足している。これまでのような文化財資料を網羅的に扱うのではなく、長野盆地との対比を踏まえて、「山間地の暮らし」を浮き彫りにするような展示コンセプトをもたせ、継続的な調査研究の拠点として整備することを検討する。

#### （４）文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

### ①善光寺・戸隠地区

指定文化財は、重点区域内の歴史的風致を形成する核として重要であるが、歴史的風致の構成の中で大部分を占めるのは、未指定の歴史的建造物や道路、河川といった公共施設であり、これらの未指定建造物等は、核となる文化財に対しても景観上大きな影響を与えている。したがって、文化財の価値や魅力を維持及び向上させていくためには、周辺環境についても、その保全に努めていく必要がある。

本計画では、文化財の周辺環境を保全していくために、都市計画法や景観法に基づく規制・誘導を推進していくとともに、外観修景のための補助金を拡充していく。また、道路や河川などの公共施設については、電線類地中化や道路の美装化によって、歴史的建造物と一体となった良好な整備を行っていく。具体的には、善光寺本堂(国宝)や善光寺三門(重要文化財)の門前に広がる仲見世や宿坊群の歴史的まちなみについては、その保全を目的に、先述した伝統的建造物群保存地区の指定を検討しているところであるが、それらと一体となっている道路についても、電線類地中化や道路の美装化、水路改修などを行っていく、その価値や魅力をより一層高めていく。とりわけ、善光寺門前については、仲見世や宿坊が建ち並ぶ通りを中心に、既に景観重要道路に指定して電線類地中化や道路の美装化を進めているところであり、引き続き、魅力的な景観を創出するための整備を行っていく。また、同じく歴史的まちなみが広がる戸隠神社中社・宝光社門前の宿坊群についても、電線類移設・地中化、道路の美装化を行い、周辺の歴史的建造物と一体となった良好な景観形成に取り組んでいく。さらに、市民や観光客のまち歩きをより一層推進するために、文化財等に関する説明板や歩行者案内板の充実を図っていく。とりわけ、善光寺から戸隠に至る古道においては、歩行者案内板が不足していることから、現状を調査した上で、適切な位置に周辺景観にあったものを順次整備していく。

- ・善光寺周辺地域道路美装化事業（平成 15 年度～令和 3 年度）
- ・善光寺周辺地域電線類地中化事業（平成 17 年度～令和 2 年度）
- ・戸隠地域道路美装化・電柱電線類移設・歩道整備事業（平成 30 年度～令和 5 年度）
- ・城山公園再整備事業（平成 29 年度～令和 3 年度）

### ②松代・若穂川田地区

文化財を取り巻く周辺環境は多様であり、松代・若穂川田地区においては、地区内の特性を活かした景観保全が望まれる。現在、松代地区の景観保全としては、景観法に基づく景観計画推進地区や市独自条例による伝統環境保存区域などの景観保全地区が定められているが、歴史的景観を保全する上では十分に機能していない。景観計画推進地区における届出は 1,000 m<sup>2</sup>以上の大規模開発に限られており、伝統環境保存区域についても、同じく届出制で罰則がないとともに、その範囲が限定されている。これは歴史的建造物が広域にわたって点在する松代地区では、行政主導の景観規制よりも所有者の保全意識の向上を促すゆるやかな景観誘導が望ましいと判断したためである。しかしながら結果として、景観

に不調和な建造物が築造されることや、歴史的景観を有していた建造物が消失する結果を招いており、歴史的まちなみの景観保全意識は十分に浸透していないことが窺える。松代地区全体の景観保全は広域にわたるため、行政の関係部局間や地元住民との合意形成に時間を要することが予想されるが、松代地区内のゾーンごとに保全すべき歴史的景観と調和する周辺環境の具体的方針を検討する必要がある。

また、史跡松代城跡や史跡旧文武学校などの文化財が集積する松代の中心市街地においては、平成14年度以降、街なみ環境整備事業を導入して、建物修景や電線類地中化、道路の美装化を進めてきた。今後も引き続き、電線類地中化や道路の美装化等を順次進めていく。さらに、文化財の説明板や案内板の設置については、街なみ環境整備事業を導入している松代の市街地においては進んでいるものの、それ以外の地域においては不足しているところもあるため、今後、順次整備を進めていく。

### ③鬼無里地区

鬼無里地区は、裾花川沿いの裾花峡谷が「特色のある景観形成を特に推進する地区」にあげられているが、重点区域はそれからは外れている。また都市計画区域外であり、豊かな自然環境に囲まれた山間地地域が広がっている。また、長野市景観計画の地域区分では山地に包括され、屋根は勾配屋根、周辺や背景の山並みとの調和、建築物の高さは周辺の樹林以下などとする景観形成基準が定められている。

鬼無里地区においては、豊かな自然環境の中で景観計画に基づいた景観形成が行われているが、神社や寺院、民家等には古い建造物が多く残され、これまでに大規模開発も行われていないため、文化財の周辺環境も保全されているが、なお一層の地域住民の保全意識向上を図り、環境の保全に努める。

## (5) 文化財の防災に関する具体的な計画

文化財の防災に関しては、長野市全体の項で示した「文化財の防災に関する方針」にしたがって適切に行っていく。

### ①善光寺・戸隠地区

国宝善光寺本堂については平成22～23年度に、重要文化財善光寺経蔵については平成24～25年度に、耐震基礎診断事業を実施しており、速やかに適切な耐震対策を計画し、保存修理と併せて実施した。なお、防災設備は前回の整備から30年以上が経過しているため、適切に更新を進める。

また、善光寺・戸隠地区には、彫刻や工芸品、書籍など多数の重要文化財や県・市指定の有形文化財が存在する。歴史的建造物の防災性を向上させるため、必要箇所に耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を進めるとともに、これらの収蔵施設等の現況課題を整理し、適切な防犯体制を構築する。

さらに、歴史的建造物が多く残る長野市戸隠伝統的建造物群保存地区においては、保存



地区に相応しい防災計画策定に向けた調査を実施し、必要な対策の検討を進め、地区特性に応じた防災対策（ソフト面及びハード面）を実施することで、地域防災力の向上を図る。

- ・長野市戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査事業（平成 29 年度～令和元年度）
- ・戸隠地域耐震性貯水槽整備事業（平成 29 年度～平成 30 年度）
- ・善光寺保存活用推進事業（令和 2 年度～令和 5 年度）
- ・戸隠伝統的建造物群保存地区防災対策事業（令和 4 年度～令和 5 年度）

## ②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区の文化財は、積極的な利活用の推進を目標としているため、市所有の新御殿跡、旧文武学校、旧松代藩鐘楼、寺町商家などの文化財では、保存修理に併せて耐震基礎診断・耐震補強を実施しており、自動火災報知機や消火設備、避雷針設備等の防災設備の設置も推進している。今後は、文化財パトロール時の点検を含め、地元消防団や消防署と連携した防火訓練を定期的に行い、地域住民の防災意識高揚に努める。併せて、防災意識に密接に関係する防犯意識についても、文化財所有者を中心に意識の向上を図っていく。

また、歴史的建造物の防災性を向上させるため、必要箇所に耐震性貯水槽（防火水槽）の設置を進める。さらに、多数の彫刻や工芸品についても、日常的な維持管理や点検を行い、防犯に努める。

- ・松代地域耐震性貯水槽整備事業（令和元年度）
- ・真田信重霊屋防災施設整備事業（令和元年度）
- ・旧横田家住宅防災施設整備事業（令和 4 年度～令和 5 年度）

## ③鬼無里地区

鬼無里地区の文化財は、民間所有の神社本殿が多いため、自動火災報知機や消火設備、避雷針設備等の防災設備の設置及び更新について指導助言し、適切な設備配置を実施する。特に神社等は、無人になることが多いため、文化財の点検とともに防災設備の点検を文化財パトロール時に行うことを必須事項とし、地元消防団や消防署との連携した防火訓練を定期的に行い、地域住民の防災意識を高め、防災対策の充実と強化を図る。また、無指定の文化財については、住民自治協議会等と連携して、所有者の理解と協力により、防災意識の向上に努める。

鬼無里地区の文化財には、建造物のほかに工芸品や彫刻がある。これらについては、日常的な維持管理と点検の徹底を図ることで防犯に対処する。

## （6）文化財の保存及び活用の普及、啓発に関する具体的な計画

### ①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区では、行政や民間が設置した看板が乱立しており、来訪者にとって分

かりづらい状況が生じている。今後は、重点区域における統一的な文化財の案内板や標柱の設置等の作成を検討する。

また、来訪者用に対して本市の歴史的風致の理解を深めてもらうよう、パンフレット等の作成を検討するとともに、無形民俗文化財については、保持者または保持団体が行う、文化財の記録作成、伝承者養成、その他保存に必要な経費、及び文化財の公開に必要な普及、啓発活動等に対し、財政的支援を行う。

## ②松代・若穂川田地区

松代地区内では、市所有文化財が多数存在するため、文化財の保存修理見学会や文化財保護強調週間にあわせた特別公開など、随時文化財の最新情報の周知に努めている。また新御殿跡の土蔵修理では荒壁土の修理体験を、大室古墳群の保存修理では244号古墳修理の体験学習会を開催しており、地域住民が守り育ててきた文化財を身近に感じることができるよう多様な取り組みを進めている。

また、松代地区では平成16年度の松代城跡復原・一般公開を契機として、「エコール・ド・まつしろ」と呼ばれる文化財を利用した生涯学習活動が展開されている。これは、文化財の宝庫である松代地区全体を知的学習の場である「学校」とみなし、文化財を舞台として茶道・華道・武道など多様な専科が生涯学習の成果として、来訪者におもてなしを行う取り組みである。松代地区では、文化財を「ただ見る」だけの存在ではなく、「地域の皆で大切に利用しながら守っていく」施設として保存活用を推進している。

また松代地区には未指定の文化財も多数現存している。城下町の歴史的建造物の調査や

・日本文化体験プログラム開発事業（松代地域）（平成30年度～令和元年度）
--------------------------------------

庭園・水路調査を継続して実施し、随時松代地区の現況を調査報告会などを通して情報提供し、地域に残る歴史的財産の魅力や継承の意義を伝える活動を進める。

## ③鬼無里地区

文化財の案内板・説明板・標柱等の設置と更新は随時行っているが、重点区域においては、さらに積極的に進め、地元と連携して文化財見学会などの企画を実施し、地域住民の文化財に対する理解と周知に努める。

文化財の保存については、指定文化財に建造物と天然記念物が大半を占めるなど指定に偏りがあり、彫刻や有形及び無形の民俗文化財が抽出されていないため、悉皆的な調査研究を行い、実態を踏まえた上で次代に保存継承する対策を講じる。

文化財の普及・啓発については、白髯神社の「白髯の杜」周辺の河川や田地において、「ホタルの里」、「花菖蒲の里」、「俳句の里」として環境整備が行われ、「花と文化財めぐりウォーキング」等が実施され、その際に白髯神社本殿の一般公開を行い、文化財の保護啓発活動に努めており、引き続き普及啓発活動を積極的に進める。

鬼無里神社の屋台巡行や諏訪神社の御柱祭には、近郷はもとより遠方からも大勢の人々が訪れ、文化財が多くの人々の目に触れる機会となっており、さらに情報発信を積極的に行うことで、文化財の歴史的価値の普及に努める。

#### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

重点区域内における周知の埋蔵文化財包蔵地についても、市全体における方針に基づいた対応を行う。

##### ①善光寺・戸隠地区

善光寺境内域にあたる元善町遺跡や善光寺周辺の善光寺門前町跡は、古代から連綿と続く複合遺跡であり、善光寺の創建や中世の再建に関わる遺跡が残存している可能性がある。発掘調査の成果は、今後のまちづくりの重要な要素となり得るため、有効な保存活用を進める。

##### ②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区では、松代城下町跡と呼ばれる近世遺跡を周知の埋蔵文化財包蔵地として取り扱っており、公共事業による開発だけではなく、民間開発でも周知徹底し、開発者や住民の理解を求めていくことが必要である。

また松代城跡旧城郭域の二の丸一部や三の丸、花の丸は、史跡指定範囲外となっているが、本質的には史跡指定範囲と同一遺跡であり保存が望まれる。本市では文化庁や県教育委員会とも連携しながら、地元住民の協力のもと、計画的に史跡指定地の拡大・公有地化を図る。

##### ③鬼無里地区

裾花川と小川の流域沿いを中心に埋蔵文化財包蔵地が14件確認されているが、特に重点区域における公共事業による開発や民間による開発がある場合には、開発者や地域住民の埋蔵文化財包蔵地に対する理解を求めていくことが必要である。

#### (8) 文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等各種団体の状況及び体制の具体的な計画

##### ①善光寺・戸隠地区

善光寺・戸隠地区では、以下の団体が文化財の保存や活用の取り組みを進めている。

- ・「長野郷土史研究会」

昭和37年(1962)に発足した郷土史の研究会で、善光寺縁起の絵解きや善光寺参道の調査研究、善光寺に関する地蔵盆の周知など、伝統行事の継続と発展を目的として様々な取り組みが進められている。

- ・「長野市善光寺表参道ガイド協会」



平成 24 年(2012)に発足した団体で、善光寺及び善光寺周辺の文化財や歴史、郷土食、まちなみなどの体験型ツアーを推進することを目的とする。今後は、ボランティアガイド育成のために、ワークショップや研修ツアーなどの開催を予定する。

・「善光寺まちづくり会議」

平成 4 年(1992)に善光寺と地元の元善町・大門町上の住民によって結成された協議会。平成 13 年(2001)からは大門町南も加わる。善光寺周辺の歴史的特性を活かしたまちづくりを進めるため、先進地視察やまちづくり講演会を開催している。

・「戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会」

戸隠地区の歴史や文化を活かしたまちづくりを推進することを目的に、平成 24 年(2012) 11 月に設立した戸隠中社及び宝光社地区の住民で構成された協議会で、伝統的建造物群保存地区に関する調査研究等を行っている。



松代文化財ボランティアの会

## ②松代・若穂川田地区

松代・若穂川田地区には、文化財の保存活用に関わっている住民、NPO等の各種団体が複数存在する。平成 9 年度に文化庁の「文化財愛護活動推進方策研究」事業による研究委託を受けて実施した「ボランティア養成講座」を契機として、平成 11 年度に松代文化財ボランティアの会が発足した。この松代文化財ボランティアの会は、松代地区を中心とした地域の文化財を調査・研究し、それを広く紹介する活動を通じて、地域の文化の振興に寄与することを目的に発足し、現在では真田宝物館や旧白井家の表門に常駐して施設や松代全体のガイドボランティアを行うことや、真田宝物館学芸員との協働により松代地区内の歴史的資源を調査研究し、分かりやすい冊子を刊行することなどを行っている。

NPO法人夢空間松代のまちと心を育てる会は、「信州松代まると博物館構想」実現を目指して、住んで暮らしやすい、訪れて心癒えるまちづくりを目指して平成 13 年度に発足した団体

である。松代の歴史・文化・人物の掘り起こしを目指した「松代学講座」や歴史的建造物保全を目的とした文化財の登録制度の積極的活用、武家屋敷の庭園を巡る「お庭拝見」など、多様なまちづくり活動を展開している。平成 23 年度からは旧樋口家住宅の管理運営業務を市より受託するとともに、町屋区域の既存建造物を活かした「まち歩きセンター」を開設しており、まちなかの魅力作りに加え地域住民と観光客との交流の場として機能してい



夢空間のお庭拝見

る。

平成 16 年度には、松代の歴史的文化財を活かし、生涯学習活動を通じた観光交流を進めるため「エコール・ド・まつしろ倶楽部」が発足した。倶楽部には、華道や茶道、邦楽、郷土食、武道などの多様な専科が、文化財を舞台とした生涯学習交流を進めている。弓道専科による旧文武学校での弓道体験、囲碁専科による旧前島家住宅での囲碁道場、華道専科による文化財施設での華展など、年間を通じた多彩な取り組みが地域に根付き始めている。

これらの団体は、現在でも継続的に活動を進めているが、どの団体でも会員の高齢化やメンバーの固定化、事業のマンネリ化などが課題となっている。また地域住民の中でも文化財保護活用に強く興味を持つ層と関心が低い層の温度差が顕著になっている。平成 26 年度まで、市で進めていた寺町商家保存整備に関わるワークシ

ョップでは、文化財施設での食文化の発信を検討しており、それまで文化財保護活用の活動を支えてきた方々に加え、飲食店の経営者や農産物生産者など、異なる分野で活躍されている方々に多数参加していただいた。

今後は、興味やニーズに応じて参加できる多彩なプログラムの企画や既存団体同士の相互交流の活性化、また地元大学や高等学校などと連携した取り組みを展開することにより、新たな文化財保護活動を推進する。

また、若穂川田地域では、「川田宿ガイドの会」が平成 25 年 6 月 12 日に発足し、川田宿見学者へのガイド案内や川田宿に関する学習会を通じて会員の資質向上と川田宿の発展に寄与することを目的とした活動がはじまった。

### ③鬼無里地区

鬼無里地区内には文化財の保存活用に関わる住民・団体は、「ふるさと草子刊行会」がある。旧鬼無里村在住、出身者 10 余名でつくる団体で、これまでに『源氏伝説のふるさと一信州鬼無里の伝承』（昭和 60 年（1985））、『きしりに彫る一鬼無里の山居仏』（昭和 61 年（1986））、『北村喜代松一宮彫りの名工』（平成 16 年（2004））、『和算家北明寺島宗伴一写真でたどる足跡』（平成 17 年（2005））、『信越古道一越後梶屋敷から信濃鬼無里・麻績宿へ』（平成 19 年（2007））など 8 冊の研究書を刊行している。鬼無里にゆかりの深いテーマを設定し、研究会を重ねてその成果を単行本にまとめ、一般の供覧に供している。



エコール・ド・まつしろ倶楽部



寺町商家ワークショップ

そのほか「寺島宗伴をしのぶ会」があり、地域住民の人々によって、松巖寺にある和算家寺島宗伴の五輪塔、鬼無里<sup>えらぼたけ</sup>菘畑にある墓地の清掃活動などを行っており、「鬼無里案内ボランティアの会」（会員 20 名余り）が文化財や鬼無里自然園などの案内をボランティアで行っている。

また、鬼無里地区固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的に、「鬼無里地区歴史風致維持向上協議会」が平成 25 年 4 月 30 日に結成され、地域の伝統と文化の継承並びに積極的な PR 活動に向けた取り組みをはじめている。

既存の団体とともに文化財周辺や地域において新たな保存団体や愛護団体等の設立の動きがある場合には、その設立や活動の支援をし、必要に応じて市の「ながのまちづくり活動支援事業補助金」などを活用した財政的な支援を検討する。



## 第7章 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理 に関する事項



## 1 基本的な考え方

歴史的風致維持向上施設とは、本市における歴史的風致の維持及び向上に必要な公共施設等であり、その整備と適切な管理によって、長野市固有の歴史まちづくりを推進していく効果が見込めるものである。このため、その整備は、歴史的風致を構成し、かつ、その保全に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とする。

歴史的風致維持向上施設においては、歴史的建造物の保存修理、良好な市街地の環境や景観形成、まちなか回遊機能の向上などに寄与する整備を行うが、その施設や区域の歴史的背景を十分に調査し、周囲の歴史的風致の維持及び向上を図るため、定期的に庁内の歴史まちづくり推進会議を開催して綿密な連携を行っていく。

歴史的風致維持向上施設の管理に当たっては、行政の関係部局における適切な役割分担のもとで連携するとともに、地域住民との協力により適切な維持管理を行うものとする。また、その所有者等に対しても、適切な助言・指導等を行うこととする。

さらに、重点区域内においては、生活環境や住民・来訪者の交流環境の向上や歴史的風致の普及・啓発に取り組むことにより、文化財の保存等に対する理解を深め、市民等との協力により施設の維持管理に取り組むものとする。

このような基本的な考え方に基づいて、以下の事業を推進する。

### (1) 歴史的風致を形成する建造物等の保存整備、修理及び維持管理

歴史的風致の核となる国宝や重要文化財、史跡をはじめ、歴史的風致を形成している現存の建造物等については、その地域の歴史・文化やまちなみの特徴を現す重要な構成要素であり、良好な状態に保つことが歴史的風致の維持向上に直結するものであることから、適切な保存整備、修理及び維持管理に努めていく。

松代城跡附新御殿跡は、重点区域の松代・若穂川田地区における歴史的風致の核となる重要な史跡であり、発掘調査や資料調査を踏まえ、適切な保存整備を目指していく。また、史跡大室古墳群では損壊している古墳の修理と一体で周辺環境の保全を進めることにより文化財的価値の向上を図っていく。

### (2) 良好な市街地の環境や景観の保全・形成

本市固有の歴史的風致を形成する建造物の周辺環境においては、道路や公園などの施設について、歴史的建造物や地域の特徴がつくりだす歴史的まちなみや景観の特性などを十分に考慮した上で、形態や意匠に工夫を施しながら整備を行うものとする。特に、善光寺門前の仲見世・宿坊エリア、戸隠中社・宝光社門前の宿坊エリア、松代城下町の中心部などは、歴史的建造物が密集するエリアでもあることから、周囲の歴史的景観を考慮した道路整備を行うことで、周辺一帯の歴史的風致をより一層高めることができる。



### (3) 歴史的まちなみの回遊性向上・歴史的道筋の周知

本市の歴史的風致を形成する建造物は、善光寺門前や戸隠中社・宝光社の門前、松代城下町の中心部に集中するのみならず、そこから離れた地域にも広範囲にわたって存在している。これらの建造物は、本市における歴史的風致の特徴を表す重要な構成要素であるものの、歴史的建造物が密集するエリアからは離れているため、道路や公園などの公共施設を含めた一体的な整備については、今すぐに着手することができない。そこで、これらの歴史的建造物を広く住民や来訪者に周知し、より多くの人々に歴史的まちなみや歴史的道筋を巡ってもらい、その結果、歴史や文化を活かした本市の観光振興にも繋げていくために、積極的な情報発信と周辺景観に配慮した歩行者案内板の設置を行う。一例としては、善光寺と戸隠を結ぶ古道について、より歩きやすい道にするための現況調査を実施し、不足している案内板の位置等の把握を行う。

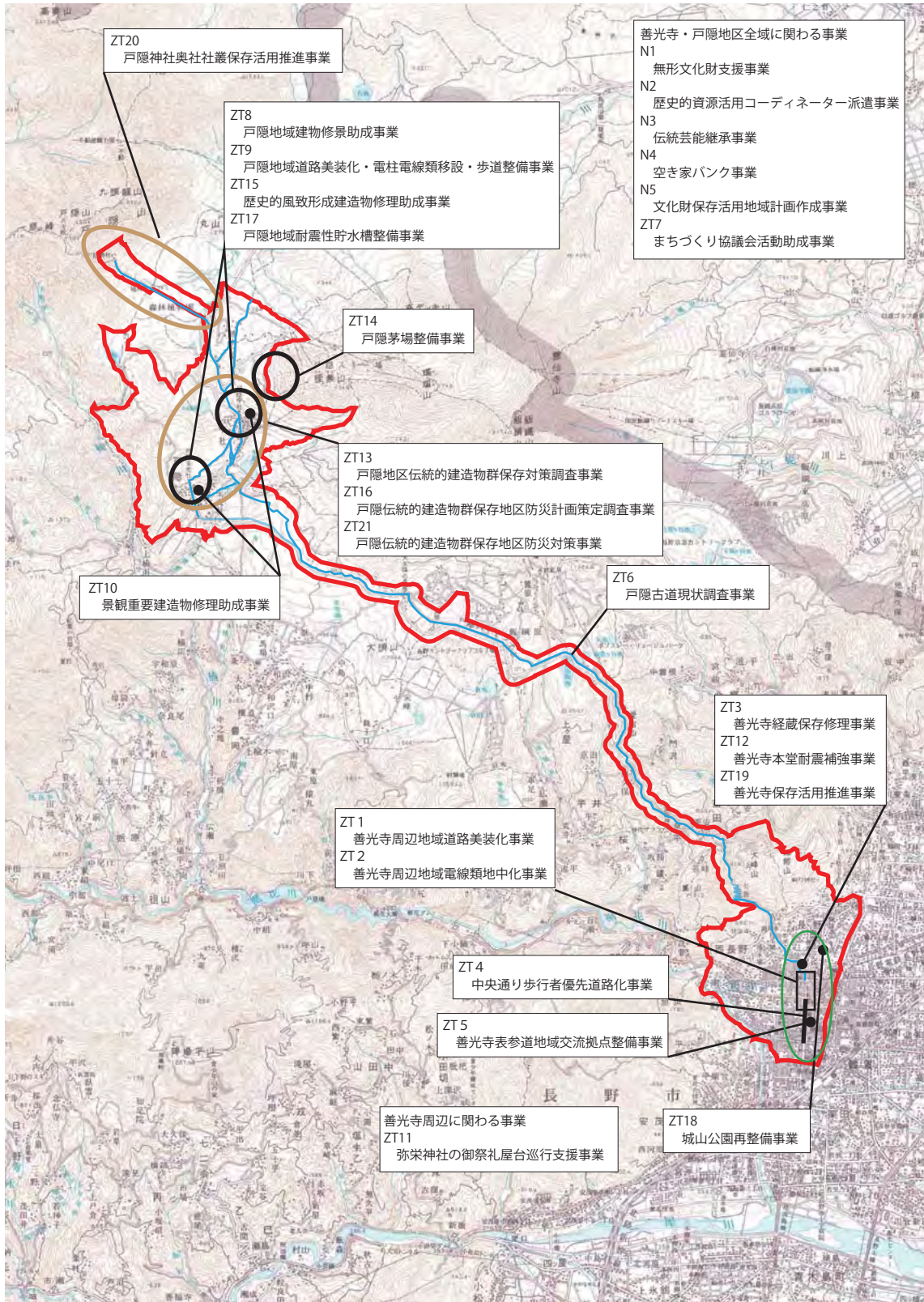
### (4) 伝統的な祭礼等に対する支援及び普及・啓発

長野の歴史的風致の構成要素となる歴史的建造物や伝統的な祭礼等について、その特徴や重要性などを地域住民並びに来訪者に広く周知することで、歴史的建造物や伝統的な営みを後世へ継承していく機運を醸成し、併せて観光の振興にも繋げていく。例えば、弥栄神社の御祭礼については、できる限り多くの屋台が巡行できるように、屋台の組立解体等について補助金を交付する。

### (5) 歴史的風致の調査と活動支援及び普及・啓発

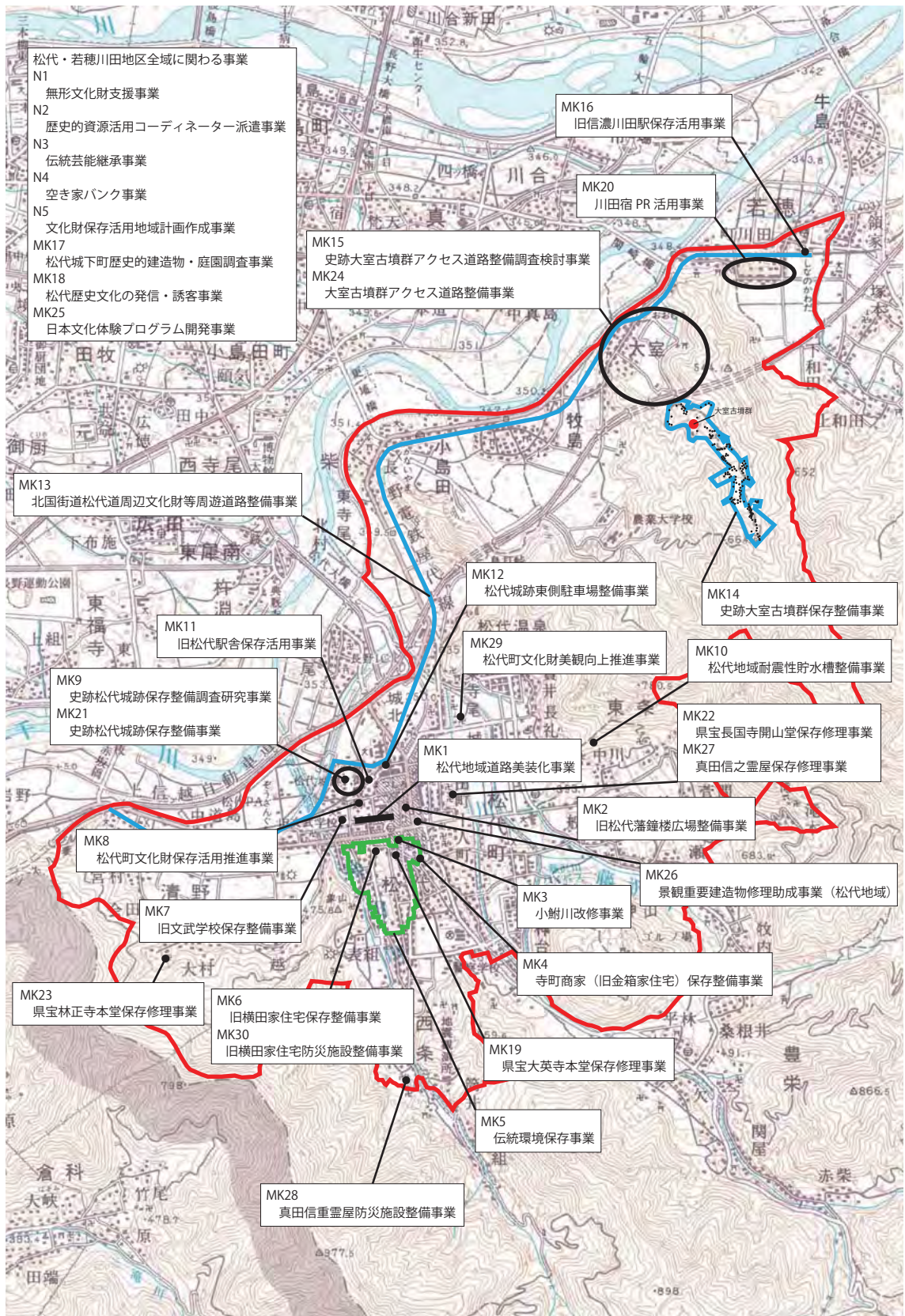
重点区域内にある文化財や歴史的風致を調査・研究するとともに、これまで以上に地域の歴史や文化を積極的に情報発信し、歴史的風致の普及・啓発を行っていく。例えば、松代地区に残る歴史的建造物や庭園・泉水路等を保全していくため、それらの現状を把握するための悉皆的分布調査やその詳細調査等を行い、これからの保全・活用方策を検討する。また、鬼無里地区の伝統的な祭礼で使用される屋台や神楽などは、本市の中でもとりわけ優れた技術によって制作されたものであるものの、地域住民及び来訪者に対してこれまで十分に周知されていなかった。そのため、これを広く周知することによって、伝統的な祭礼を後世へ継承していくことの機運が醸成され、かつ、観光振興にも繋がっていくことが期待できる。

## 2 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業



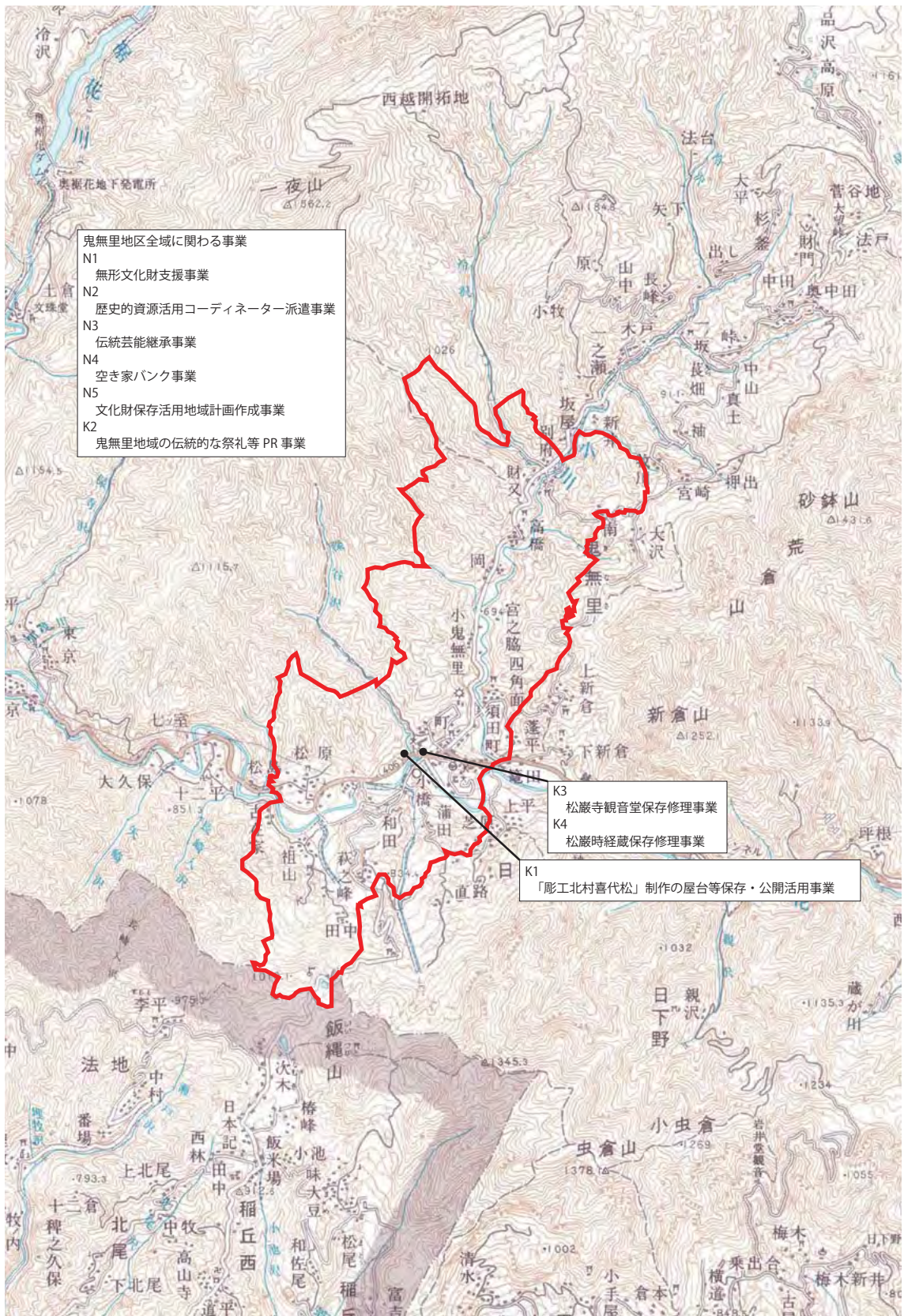
事業総括図（善光寺・戸隠地区） S=1/100,000





事業総括図（松代・若穂川田地区） S=1/50,000





事業総括図（鬼無里地区） S=1/50,000

重点区域名称	善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区
事業番号	N 1
事業名	無形文化財支援事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>善光寺・戸隠地区の善光寺木遣りや戸隠神社太々神楽、松代・若穂川田地区の大門踊り、八橋流箏曲等は、無形文化財あるいは無形民俗文化財の指定等を受けており、適切な伝統文化の保存・継承が必要とされる。</p> <p>伝統的な祭礼を保存・継承するためには、無形文化財の保持者または保持団体が、地域の若者・子ども達などに伝統的な祭礼に触れる場を積極的に提供する必要があり、文化財の記録作成、伝承者養成、その他保存・公開に必要な経費について、支援事業を実施する。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>大門踊り</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>太々神楽</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>無形文化財及び無形民俗文化財の保存・継承に伴う必要な経費を支援することにより、地域の若者や子ども達などに歴史や文化を再認識する機会が広がるとともに、後継者育成が進められ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区
事業番号	N 2
事業名	歴史的資源活用コーディネーター派遣事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 26 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>住民主体のまちづくりを支援するため、歴史的町並みを活かした良好な町並み形成を目指す住民組織等に対して、外部の専門家や有識者を派遣する。</p>  <p>歴史的建造物の修理について専門家の意見を聞く様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>歴史的資産である町並みについて、外部の専門家から具体的な説明を受けることで、地域住民の歴史や文化に対する認識が高まるとともに、住民の合意形成がさらに進み、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区
事業番号	N 3
事業名	伝統芸能継承事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 28 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>祖先の優れた文化活動の所産であり、長い年月の間に大切に守られてきた郷土の伝統芸能を保存・継承するため、その技術を後世に継承する団体に対し、用具の修理・更新、子供用具の購入、外部講師謝礼、体験教室の開催費用、指導用 DVD の作成等に必要な経費の一部について、助成を行う。</p> <p>また、各団体間の交流や子ども達の参加を促すイベントの開催、活動団体の情報発信等を行う。</p> <div style="text-align: center;">  <p>用具の修理</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>ながの獅子舞フェスティバル</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伝統芸能の保存・継承団体を支援することにより、伝統的な祭礼等の担い手確保や育成が進められ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>




重点区域名称	善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区
事業番号	N 4
事業名	空き家バンク事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 27 年度～
支援事業名	市単独事業
事業箇所	重点区域全域
事業概要	<p>空き家となっている歴史的建造物などの利活用可能な建物のうち、売却・賃貸を希望している所有者の物件を登録し、市内へ移住・定住を希望する住民を対象に、空き家情報として、ホームページ等を通して広く情報提供を行う。</p> <p>長野市空き家バンク事業イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物などの空き家を有効活用することにより、市内への移住・定住を推進し、地域人口の増加、コミュニティの維持等の地域活性化及び伝統行事の継承が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

重点区域名称	善光寺・戸隠地区、松代・若穂川田地区、鬼無里地区																		
事業番号	N 5																		
事業名	文化財保存活用地域計画作成事業																		
事業主体	長野市																		
事業期間	令和3年度～令和5年度																		
支援事業名	文化芸術振興費補助金																		
事業箇所	重点区域全域																		
事業概要	<p>本市の文化財及びその周辺環境を総合的に把握し、地域全体での保存・活用を図るとともに、文化財を活かした魅力的な地域づくり・防災対策等を進めるため、文化財に関する保存活用地域計画の策定に向けた調査・情報発信を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>取組の方針</th> <th>事業項目</th> <th>具体例(案)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <b>I.総合把握</b>            地域皆で            「文化遺産を            掘り起こす」         </td> <td>事前把握</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>関連する行政計画等の確認整理</li> <li>地域住民や郷土史会等の団体活動状況の把握</li> <li>自然的・地理的・社会的状況などの現状把握</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>調査</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>過去の調査整理と現状の追跡確認【地域との協働】</li> <li>総合把握が不足している分野・地域の調査</li> <li>▶各地区の祭礼等の調査【地域・専門家等との協働】</li> <li>▶善光寺周辺の美術品(仏像・工芸品・絵画等)の調査【所有者・専門家等との連携】</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <b>II.計画作成</b>            地域皆で            「文化遺産を            結び付ける」         </td> <td>基礎データ作成 歴史ストーリー検討 など</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査に基づく「文化財リスト」の作成</li> <li>地域の個別文化財に対する保存活用計画や防災体制等の検討</li> <li>▶関連文化財をまとめた「歴史ストーリー」の検討</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>協議会等の開催</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>文化財所有者、関係機関、有識者等との協働による「地域計画策定協議会」及び作業WGの開催</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td rowspan="2"> <b>III.情報発信</b>            地域皆で            「地域の魅力を            知る・伝える」         </td> <td>説明会等の開催</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合把握調査の事前説明や中間報告などを開催</li> <li>調査の成果を広く知ってもらうため、ワークショップやシンポジウム等の開催</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>情報発信</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>総合把握調査した文化遺産や歴史ストーリーを博物館等で企画展示・市のSNS・HP等で分かりやすく伝える情報発信</li> <li>各地域の歴史ストーリーや地域計画を周知するため、リーフレット等の作成</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>文化財保存活用地域計画策定に向けた取り組み</p>	取組の方針	事業項目	具体例(案)	<b>I.総合把握</b> 地域皆で 「文化遺産を 掘り起こす」	事前把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する行政計画等の確認整理</li> <li>地域住民や郷土史会等の団体活動状況の把握</li> <li>自然的・地理的・社会的状況などの現状把握</li> </ul>	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の調査整理と現状の追跡確認【地域との協働】</li> <li>総合把握が不足している分野・地域の調査</li> <li>▶各地区の祭礼等の調査【地域・専門家等との協働】</li> <li>▶善光寺周辺の美術品(仏像・工芸品・絵画等)の調査【所有者・専門家等との連携】</li> </ul>	<b>II.計画作成</b> 地域皆で 「文化遺産を 結び付ける」	基礎データ作成 歴史ストーリー検討 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査に基づく「文化財リスト」の作成</li> <li>地域の個別文化財に対する保存活用計画や防災体制等の検討</li> <li>▶関連文化財をまとめた「歴史ストーリー」の検討</li> </ul>	協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財所有者、関係機関、有識者等との協働による「地域計画策定協議会」及び作業WGの開催</li> </ul>	<b>III.情報発信</b> 地域皆で 「地域の魅力を 知る・伝える」	説明会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合把握調査の事前説明や中間報告などを開催</li> <li>調査の成果を広く知ってもらうため、ワークショップやシンポジウム等の開催</li> </ul>	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合把握調査した文化遺産や歴史ストーリーを博物館等で企画展示・市のSNS・HP等で分かりやすく伝える情報発信</li> <li>各地域の歴史ストーリーや地域計画を周知するため、リーフレット等の作成</li> </ul>
取組の方針	事業項目	具体例(案)																	
<b>I.総合把握</b> 地域皆で 「文化遺産を 掘り起こす」	事前把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する行政計画等の確認整理</li> <li>地域住民や郷土史会等の団体活動状況の把握</li> <li>自然的・地理的・社会的状況などの現状把握</li> </ul>																	
	調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>過去の調査整理と現状の追跡確認【地域との協働】</li> <li>総合把握が不足している分野・地域の調査</li> <li>▶各地区の祭礼等の調査【地域・専門家等との協働】</li> <li>▶善光寺周辺の美術品(仏像・工芸品・絵画等)の調査【所有者・専門家等との連携】</li> </ul>																	
<b>II.計画作成</b> 地域皆で 「文化遺産を 結び付ける」	基礎データ作成 歴史ストーリー検討 など	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査に基づく「文化財リスト」の作成</li> <li>地域の個別文化財に対する保存活用計画や防災体制等の検討</li> <li>▶関連文化財をまとめた「歴史ストーリー」の検討</li> </ul>																	
	協議会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化財所有者、関係機関、有識者等との協働による「地域計画策定協議会」及び作業WGの開催</li> </ul>																	
<b>III.情報発信</b> 地域皆で 「地域の魅力を 知る・伝える」	説明会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合把握調査の事前説明や中間報告などを開催</li> <li>調査の成果を広く知ってもらうため、ワークショップやシンポジウム等の開催</li> </ul>																	
	情報発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>総合把握調査した文化遺産や歴史ストーリーを博物館等で企画展示・市のSNS・HP等で分かりやすく伝える情報発信</li> <li>各地域の歴史ストーリーや地域計画を周知するため、リーフレット等の作成</li> </ul>																	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市内の文化財や周辺環境を総合的に把握し、地域ごとの特色や課題、保存・活用方針を可視化することで、地域固有の歴史や文化を活かしたまちづくりを戦略的に進めていくことが可能になり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>																		



重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 1
事業名	善光寺周辺地域道路美装化事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 15 年度～令和 3 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、周囲の景観に調和した舗装整備を行う。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り、長野北 96 号線、長野北 236 号線</p>  <p>美装化路線の現状（法然通り）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>仲見世及び宿坊群における歴史的建造物で囲まれた道路を美装化することで、建造物と道路が一体となった良好な景観が形成され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 2
事業名	善光寺周辺地域電線類地中化事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 17 年度～令和 2 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>善光寺門前の良好な景観形成を推進するため、仲見世及び宿坊群で構成されるエリアの次の路線について、電線類を地中化し、道路からの眺望景観の向上を図る。</p> <p>釈迦堂通り、法然通り、仁王門通り、阿闍梨池通り、御幸坂通り、長野北 122 号線</p>  <p>電線類地中化路線の現状（釈迦堂通り）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>仲見世及び宿坊群の歴史的景観を阻害する電線類を地中化することで、門前町の沿道景観の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 3
事業名	善光寺経蔵保存修理事業
事業主体	宗教法人善光寺
事業期間	平成 24 年度～平成 29 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>重要文化財善光寺経蔵は、宝暦 9 年（1759）の建立以降、屋根葺替及び部分修理以外の全面的な保存修理を実施していないため、屋根の劣化とともに建物基部の基壇や石敷の変形と不陸等が顕著な状況となっている。</p> <p>耐震性能並びに耐震上の課題を把握した上で、全面的な構造補強及び保存修理工事を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>正面（東より）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>基礎（北西より）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	善光寺境内の重要な歴史的建造物であり、保存修理を行うことによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。



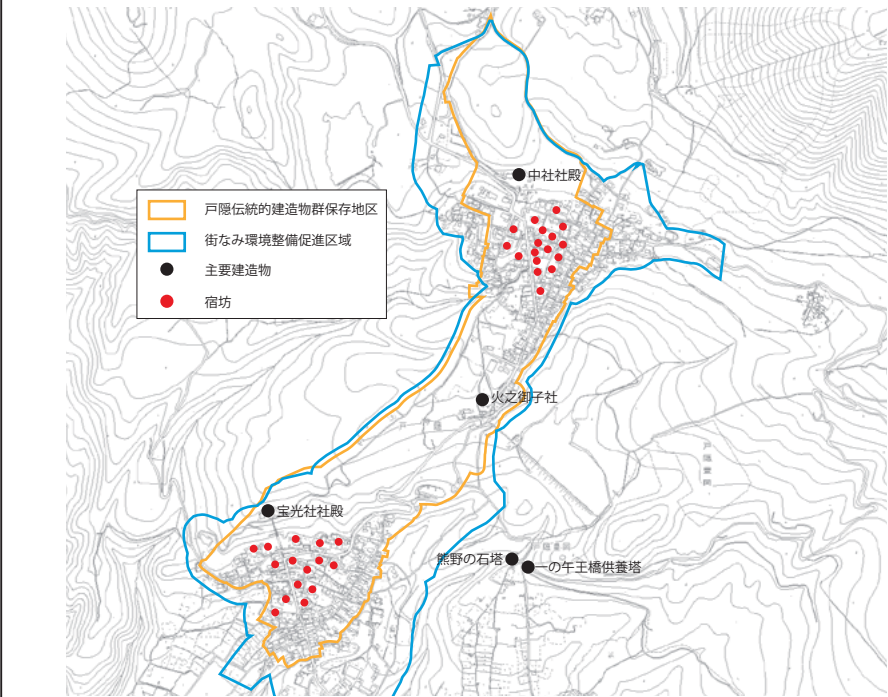


重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 4
事業名	中央通り歩行者優先道路化事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 22 年度～平成 26 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業箇所	
事業概要	<p>弥栄神社の御祭礼で屋台巡行のメイン通りとなる中央通り（善光寺表参道）について、屋台巡行における景観の質を向上させるとともに、通常時においても、周辺の歴史的建造物と一体となった沿道空間を確保するため、善光寺の参道の雰囲気にならせた石畳舗装を行い、さらに歩道の拡幅を行うことで道路空間の魅力向上と機能充実を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備が完了した部分</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>平成 25 年度に整備する部分</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺の表参道である中央通りには、門前の賑わいを支えた店舗等、歴史的建造物が現在も数多く残るものの、道路幅に比べて歩道幅が狭く、沿道の歴史的建造物を散策するには不十分な状況であった。本事業によって、以前よりも歩行者空間が確保されるとともに、周辺の歴史的建造物と一体となった良好な景観形成の促進が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 5
事業名	善光寺表参道地域交流拠点整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 26 年度～令和元年度
支援事業名	平成 26 年度～平成 28 年度：市単独事業 平成 29 年度～令和元年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業箇所	
事業概要	<p>善光寺表参道の歴史的まちなみが広がる一角であり、弥栄神社の御祭礼ではすべての屋台が通過する位置に、長野冬季オリンピックの表彰式会場として利用されたセントラル・スクウェアがある。ここが現在、民間の平面駐車場として利用されており、表参道の魅力を向上させ得る土地活用となっていない。そこで、本市では、ここを地元住民や来訪者のための地域交流拠点とするため、緑豊かな公園や表参道の歴史を伝える施設等を整備する。</p> <p>セントラル・スクウェア（H24年撮影）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺表参道の一隅に位置する平面駐車場を、地域の歴史や文化を伝える施設や駐車場を整備することによって、地域住民や善光寺へ訪れる観光客らの善光寺表参道における拠点が整備されるとともに、善光寺門前としての良好な景観形成が促進でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 6
事業名	戸隠古道現状調査事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	戸隠古道（戸隠道表参道）
事業概要	<p>善光寺と戸隠を結ぶ信仰の道である戸隠古道について、その歴史や文化の普及・啓発を図り、より歩きやすい道として整備するため、戸隠古道の現況調査を行う。調査結果を踏まえて、部分的な歩道整備や歩行者案内板等の設置を行っていく。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>宝光社から中社へ向かう古道（神道）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>門沢の岐路</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>戸隠古道は、かつて、善光寺と戸隠を結ぶ信仰の道として多くの参拝者が往来した。近年、この道は、点在する歴史的遺産と豊かな自然環境を背景に、参拝者のほかにトレッキングを兼ねた観光客が増加している。本事業によって、善光寺と戸隠神社における各々の歴史や文化のみならず、信仰によって深い関係をもった双方の歴史や文化についても市民意識の向上が期待され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>





重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 7
事業名	まちづくり協議会活動助成事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～平成 27 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	善光寺・戸隠地区全域
事業概要	<p>地域の歴史や文化を活かした良好なまちなみ形成を行うために組織された協議会に対して、活動助成を行う。</p> <p>団体名：戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会</p>  <p>「戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会」設立総会の様子</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域住民が主体となったまちづくり協議会に対して支援することで、地域住民のまちづくりや景観形成への参画を積極的に促すとともに、地域住民と行政が連携したまちづくりを円滑に実施することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 8
事業名	戸隠地域建造物修理修景助成事業
事業主体	民間（所有者）
事業期間	平成 29 年度～令和 5 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	 <p>The map shows the geographical layout of the Shingonji and Utsunomiya area. It features contour lines indicating elevation. A legend identifies the following elements: <ul style="list-style-type: none"> <li>Orange outline: 戸隠伝統的建造物群保存地区 (Utsunomiya Traditional Building Cluster Preservation Area)</li> <li>Blue outline: 街なみ環境整備促進区域 (Street Environment Improvement Promotion Area)</li> <li>Black dot: 主要建造物 (Main Buildings)</li> <li>Red dot: 宿坊 (Inns)</li> </ul> Key locations marked on the map include: <ul style="list-style-type: none"> <li>中社社殿 (Naka-sha Shrine)</li> <li>火之御子社 (Hinano-miko Shrine)</li> <li>宝光社社殿 (Hokuryu-sha Shrine)</li> <li>熊野の石塔 (Kumano Stone Pagoda)</li> <li>一の牛王橋供養塔 (Ichino Oniwa Bridge Memorial Pagoda)</li> </ul> </p>
事業概要	<p>長野市戸隠伝統的建造物群保存地区を主とする中社・宝光社地区において、宿坊や民家等の所有者が、保存計画に定められた基準に基づき建造物等の修理及び修景を行う場合、または、歴史的建造物の特性を活かした街づくり協定を締結した上で建造物の修景を行う場合に、経費の一部を助成する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>宿坊の例</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>民家の例</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>戸隠中社・宝光社門前の特徴的な歴史的建造物を修理及び修景することにより、統一感あるまちなみを維持することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 9
事業名	戸隠地域道路美化化・電柱電線類移設・歩道整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成30年度～令和5年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区門前の歴史的まちなみが広がる一部の路線について、道路美化化、電柱電線類移設、歩道整備等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;"> <span style="margin-right: 100px;">大門通り（中社）</span> <span>大門通り（宝光社）</span> </p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>景観を阻害する電柱電線類を移設ないし地中化することによって、中社及び宝光社門前に広がる宿坊や民家の歴史的建造物の眺望景観が向上するとともに、周囲の歴史的建造物に調和した道路に美化化することで、歴史的建造物と道路が一体となった景観形成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 10
事業名	景観重要建造物修理助成事業（戸隠地域）
事業主体	民間（所有者）
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>景観重要建造物に指定された宿坊極意(中社)と越志旅館(宝光社)について、建造物の外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の修繕に要する経費の一部について助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>宿坊極意</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>越志旅館</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域の景観の核となる建物の外観修景を通じて、周囲の景観の向上と、歴史的建造物に対する地域の啓発が図れ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT11
事業名	弥栄神社の御祭礼屋台巡行支援事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	善光寺周辺地域
事業概要	<p>弥栄神社の御祭礼で曳き回される屋台の巡行を支援するため、各町で保管している屋台や祭礼用具の組立及び解体、補修等に対して補助金を交付する。</p> <div style="text-align: center;">  <p>善光寺三門での答礼の様子（権堂町の勢獅子と屋台）</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該事業は、伝統的な祭礼の実施を促進するとともに、その祭礼に関わる歴史や文化を再認識する機会にも繋がる。とりわけ、弥栄神社の御祭礼では、善光寺門前の各町から曳き出される屋台が、この祭りを最大に盛り上げており、当該事業によって巡行屋台が一定数確保されることで、祭りが華やかに彩られることになり、かつて、日本三大祇園祭に数えられた祭礼の伝統と格式が保たれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 12
事業名	善光寺本堂耐震補強事業
事業主体	宗教法人善光寺
事業期間	平成 26 年度～平成 28 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>平成 22 年度及び平成 23 年度に実施した国宝善光寺本堂の耐震診断では、本堂に対して行うべき耐震補強を、短期的視点からの耐震性能向上と、本堂の大規模な修繕工事にあわせて行う長期的視点からの耐震性能向上にわけて提案がなされた。本事業は、前者の短期耐震補強工事であり、参拝者に対する安全確保を目的に、天井吊補強工事をはじめとした天井部分の落下防止対策の補強工事を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">善光寺本堂</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺本堂は、善光寺周辺の歴史的風致を形成している善光寺御開帳において、最も欠くことのできない歴史的建造物であり、耐震補強によって参拝者に対する安全確保が図られることによって、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>





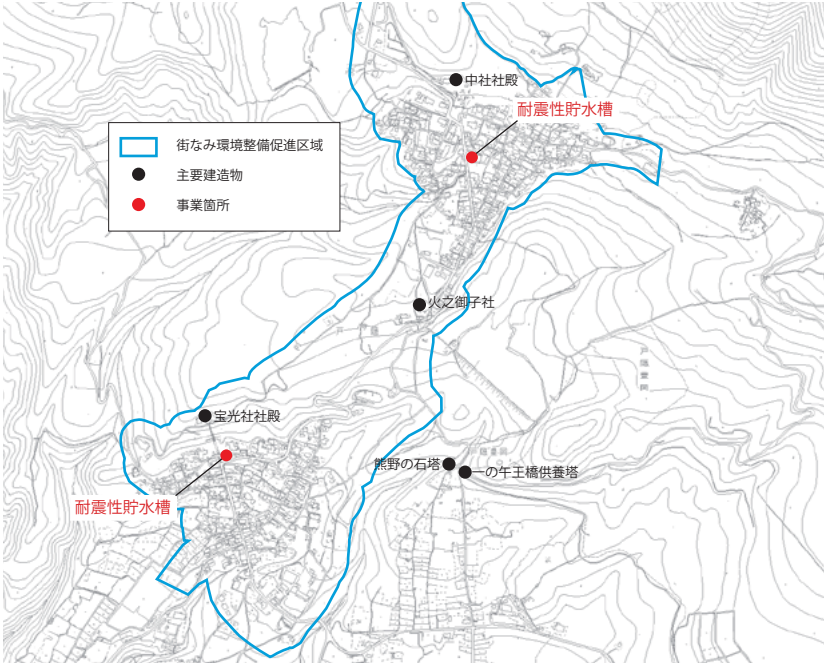


重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 13
事業名	戸隠地区伝統的建造物群保存対策調査事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 26 年度～平成 27 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存整備費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区の伝統的建造物群保存地区の指定に向けて、地域の伝統的な宿坊建築を中心に保存対策調査を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>中社</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宝光社</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>伝統的建造物群保存対策調査により、戸隠中社・宝光社地区における歴史的町並みの価値が明らかになるとともに、伝統的建造物群保存地区の指定とその保護に向けて必要な情報を得ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 14
事業名	戸隠茅場整備事業
事業主体	戸隠中社・宝光社地区まちづくり協議会
事業期間	平成 26 年度～令和 5 年度
支援事業名	平成 26 年度～平成 27 年度：社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業） 平成 28 年度～令和 5 年度：市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠中社・宝光社地区の歴史的町並みを構成する茅葺き屋根の建物を、今後も適切に維持保全していくため、中社地区内にある戸隠スキー場中社ゲレンデを茅場として整備する。なお、このゲレンデの一面には、すでに茅材に適した大茅が自生していることから、毎年、定期的に茅刈を行うことにより、良質な茅場として整備できることが十分に見込める。</p>  <p>戸隠スキー場中社ゲレンデを北から南へ見下ろす。</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	茅場の整備によって、近年、材料の確保が難しくなっている茅材を地区内で一定量確保することができ、戸隠中社・宝光社地区内の茅葺き屋根の建物について保全が進み、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 15
事業名	歴史的風致形成建造物修理助成事業
事業主体	民間（所有者）
事業期間	平成 26 年度～平成 28 年度・令和 4 年度～
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>善光寺・戸隠地区の歴史的風致を形成する重要な歴史的建造物のうち、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものについて、歴史的風致形成建造物に指定し、建造物の修理を行う場合に経費の一部について補助を行う。</p>  <p>歴史的風致形成建造物（横倉旅館）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺・戸隠地区の特徴的な歴史的建造物を保存修理することにより、統一感あるまちなみを維持することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 16
事業名	戸隠伝統的建造物群保存地区防災計画策定調査事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 29 年度～令和元年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠伝統的建造物群保存地区内において、住民の生命及び財産を災害から保護し、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進するため、保存地区に相応しい防災計画を策定するための調査を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>中之社</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>宝光社</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>防災計画策定調査により、保存地区内の防災計画を策定することができ、歴史的な町並みを活かしたまちづくりが推進され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 17
事業名	戸隠地域耐震性貯水槽整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 29 年度～平成 30 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>地域の景観の核となる景観重要建造物や、歴史的風致を形成する建造物が多く残る戸隠中社・宝光社地区の防災対策として、耐震性貯水槽（防火水槽）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">耐震性貯水槽のイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>プレキャストコンクリート製（二次製品）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鋼板＋FRP 製（二次製品）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>戸隠中社・宝光社地区には、歴史的風致を形成する建造物が多く残る。本事業により、消防水利を整備して防災体制を強化することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>






重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 19
事業名	善光寺保存活用推進事業
事業主体	宗教法人善光寺
事業期間	令和2年度～令和5年度
支援事業名	文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業） 国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>善光寺は年間 600 万人以上の来訪者を数える観光拠点であり、文化財の保存活用と来訪者の安全確保の両立が求められる。一方、防災設備は前回の整備から 30 年以上を経過し、更新が必要な状況である。</p> <p>善光寺境内域の保存活用計画の策定を進めるとともに、早急に対策が必要な善光寺本堂等の防災施設整備に要する経費の一部について助成を行う。</p>  <p style="text-align: center;">善光寺本堂</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺本堂や経蔵、山門をはじめ、多くの歴史的建造物が残る善光寺境内域において、文化財の保存活用計画の策定及び適切な防災事業の実施により、歴史的建造物の計画的な保護措置及び活用に向けた取り組み、参拝者に対する安全確保が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 20
事業名	戸隠神社奥社社叢保存活用推進事業
事業主体	宗教法人戸隠神社
事業期間	平成 30 年度～令和 4 年度
支援事業名	県指定文化財補助事業
事業箇所	
事業概要	<p>県指定天然記念物戸隠神社奥社社叢は、市内有数の観光地として多くの来訪者がある一方、本質的価値を構成する樹木等の計画的な保護が課題となっている。</p> <p>戸隠神社奥社社叢の保存活用計画の策定に要する経費の一部について、助成を行う。</p>  <p style="text-align: center;">戸隠神社奥社社叢</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>戸隠への参詣路（戸隠古道）の終点に位置する戸隠神社奥社社叢は重点区域の枢要な要素であり、文化財の保存活用計画の策定により、戸隠神社奥社社叢の計画的な保護措置及び活用に向けた取り組みが図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	善光寺・戸隠地区
事業番号	ZT 21
事業名	戸隠伝統的建造物群保存地区防災事業
事業主体	長野市
事業期間	令和4年度～令和5年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>戸隠伝統的建造物群保存地区において、住民や来訪者の生命及び財産を災害から守り、歴史的な町並みを活かしたまちづくりを推進するため、保存地区の特性に配慮した防災対策事業を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">戸隠伝統的建造物群保存地区 中社地区（左）・宝光社地区（右）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>防災対策事業により保存地区の貴重な歴史的建造物等のき損・滅失を防ぐとともに住民や来訪者がより安心して利活用できる環境を整えることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK1
事業名	松代地域道路美装化事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 16 年度～令和 2 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	 <p>Map showing the project route (red line) through the Matsumoto area. Key landmarks include Matsumoto Castle ruins (松代城跡), Shinji Shrine (新正寺), and various streets like 松代西 36 号線 and 松代東 190 号線. A legend indicates: 重点区域 (Focus Area), 主要建造物 (Main Buildings), 街なみ環境整備事業整備促進区域 (Street Environment Improvement Promotion Area), 事業路線 (Project Route), and 赤字 (Red Line/Project Site).</p>
事業概要	<p>旧松代藩の城下町である松代の中心市街地は、松代城跡、新御殿跡、旧文武学校、旧樋口家住宅など、数多くの文化財が集積するとともに、善光寺御開帳における回向柱の奉納や天王祭における神輿巡行の舞台でもある。本事業では、城下町にふさわしい歴史的景観とするために、周辺の歴史的建造物に調和した歩車道の美装化を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>整備後</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">過去に整備した路線の例</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>当該事業によって、善光寺御開帳や天王祭などの伝統的な祭礼における舞台ともなる、松代城下町の道路景観の改善が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>


重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK2
事業名	旧松代藩鐘楼広場整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 24 年度～平成 25 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>周囲の歴史的まちなみよりもひとときわ高く聳え、松代城下町の象徴となっている旧松代藩鐘楼（享和元年（1801））について、鐘楼本体の保存修理工事が完了したため、引き続き鐘楼周囲の広場について整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>整備前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>整備後のイメージ</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>この鐘楼は、以前、松代城下町に一刻（約 2 時間）ごとに時刻を知らせるとともに、火災が起きたときの非常時にも知らせる鐘であった。また、周囲よりもひとときわ高く聳えるこの建造物は、松代城下町にとって欠かせない象徴的な建造物でもある。平成 24 年度に鐘楼本体の修理工事が完了しており、当該事業によって、歴史的建造物と一体となった良好な広場が整備されることで、城下町の歴史を伝える鐘楼がより一層有効的に活用されることになり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK3
事業名	小鮎川改修事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 24 年度～平成 25 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業箇所	
事業概要	<p>江戸時代後期には、城下を縦断する主要な河川の一つであった小鮎川は、以前、松代特有の水路である泉水路についても、ここから取水が行われており、今も往時の面影を残した川筋が松代の歴史的まちなみの中を流れている。旧松代藩鐘楼前の区間について、こうした小鮎川の歴史を後世に伝えるため、周囲の歴史的建造物に調和した水路として改修する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>整備前</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>整備後</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">整備が完了した区間</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>泉水路の歴史を伝える河川の一つを、周辺景観に合わせて整備することで、泉水路の歴史に対する市民意識の向上が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK4
事業名	寺町商家（旧金箱家住宅）保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 23 年度～平成 26 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業箇所	
事業概要	<p>以前空き家であった明治時代の商家である寺町商家について、歴史的建造物の保存整備を行ない、積極的な利活用を促進することにより、城下町南東部の新たな地域交流の拠点を創出する。</p>  <p style="text-align: center;">施設平面図</p>  <p style="text-align: center;">庭園整備イメージ</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的建造物である寺町商家を、積極的な利活用を踏まえた保存整備を行うことによって、歴史的建造物を身近に感じることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

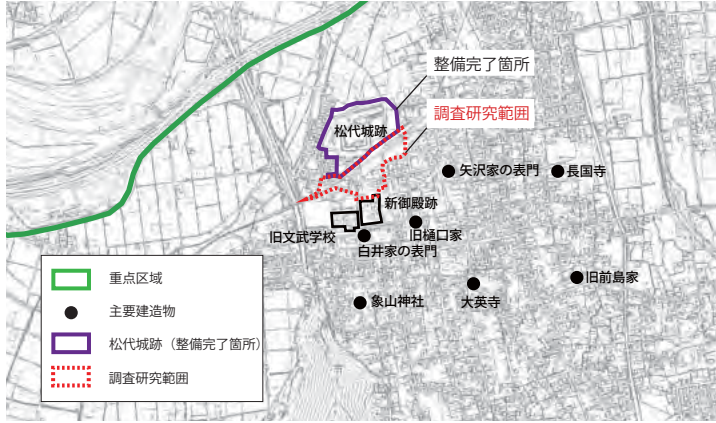
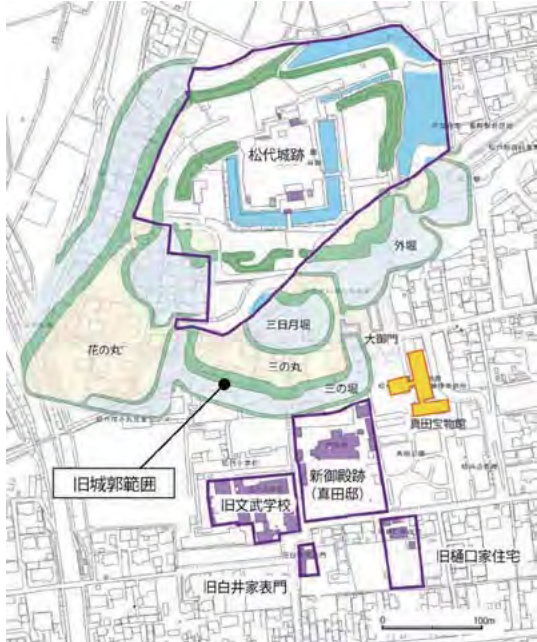
重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK5
事業名	伝統環境保存事業
事業主体	長野市
事業期間	昭和 59 年度～
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>江戸時代の良好な武家屋敷地としての地割りや建物が残るとともに、松代特有の水路である庭園や泉水がとりわけ多く残っている、表柴町、代官町、馬場町、竹山町の四町の伝統環境を保存し、後世に受け継ぐため、伝統環境保存区域内で行われる建造物や庭園等の修理・修景に対して指導・助成等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>修景前</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>修景後</p> </div> </div> <p style="text-align: center;">過去に修景した建物の例</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的景観を構成する歴史的建造物や庭園・泉水の修理・修景に対して助成や指導を行うことで、良好な景観形成の促進と泉水に関わる伝統的な維持管理活動の保全が促され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK6
事業名	旧横田家住宅保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 27 年度～令和 2 年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>江戸時代の中級武家屋敷である旧横田家住宅（主屋、表門、隠居屋、土蔵 2 棟）は、前回の解体修理工事から 20 年以上経過し、茅葺屋根や土壁、木部等に劣化が生じていることから、保存修理を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">主屋北面（客対の間）の現状                      主屋南面（勝手口）の現状</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的建造物について保存修理を行うことにより、地域の核として良好な景観形成が図られるとともに、市民や来訪者が歴史的建造物に対して関心や理解を高めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>




重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK7
事業名	旧文武学校保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 23 年度～令和 3 年度
支援事業名	平成 23 年度～令和 3 年度：国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 平成 30 年度～令和元年度：歴史的風致活用国際観光支援事業 令和元年度～令和 2 年度：文化資源活用事業費補助金
事業箇所	 <p>重点区域 ● 主要建造物 ■ 事業箇所</p>
事業概要	<p>松代藩の藩校として、安政 2 年（1855）に開校した史跡旧文武学校は、松代城下町の歴史を伝える重要拠点であるとともに、善光寺御開帳では、回向柱が安置される場所でもある。経年による老朽化が著しいため、現況調査を入念に行った上で保存修理を適切に進めるとともに、生涯学習や観光の拠点として積極的な利活用を促進するための環境整備を行なう。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-end;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧文武学校全体図（南から）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧文武学校文学所</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的建造物が整備されることによって、建造物等の価値が一層高まるとともに、既に整備が完了している新御殿跡などの歴史的建造物と一体となった良好な景観形成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

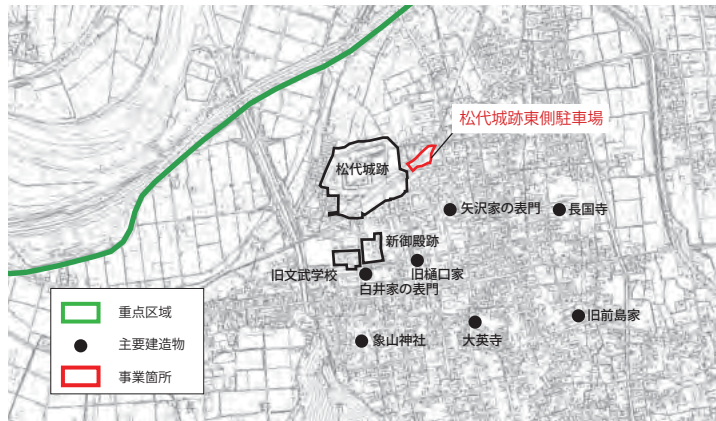
重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK8
事業名	松代町文化財保存活用推進事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～
支援事業名	平成 25 年度～：市単独事業 平成 30 年度：歴史的風致活用国際観光支援事業
事業箇所	
事業概要	<p>長野市内の中で文化財施設が特に多く集積する松代地区において、文化財施設を活用したまちづくりを促進するため、文化財ボランティアの活動や市民ワークショップの開催等を推進する。また、松代地区における文化財施設の中核施設である真田宝物館が、近年、施設の老朽化に加え、展示施設の調湿機能の不備、収蔵庫不足等の諸問題が生じているため、真田宝物館の設置場所も含めた、松代地区全体の文化財を活用するための調査研究を行うとともに、当館ホームページの多言語化及び施設間の繋がりを紹介したルートガイド等を充実させる。</p>  <p style="text-align: center;">真田宝物館</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>これまでの修理工事事業によって、適切な維持・保全が図られてきた松代地域の文化財施設を、それぞれの特徴を活かした公開活用を積極的に進めるため、文化財施設を活用したソフト事業を推進するとともに、真田宝物館を中心とした地区全体における文化的財産の保存等について調査研究する。これにより、今後、松代地区の文化財施設を活用したまちづくりを効果的に行うことが可能となり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK9
事業名	史跡松代城跡保存整備調査研究事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>史跡松代城跡について、松代地区の中核拠点として利活用を図るため、旧城郭域の公有地化・復原整備を進めるための調査研究を実施する。</p>  <p>松代城跡の現在の史跡範囲と旧城郭範囲</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>長野電鉄屋代線の廃線により、これまで鉄道敷きによって分断されていた松代城跡が南側の部分まで復原整備が可能となった。これを復原整備することによって、松代城跡の南側に位置する新御殿跡及び旧文武学校などとの一体性が生まれることから、松代城跡の復原整備を検討するための調査研究は、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK10
事業名	松代地域耐震性貯水槽整備事業
事業主体	長野市
事業期間	令和元年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>玉依比売命神社（国登録有形文化財）周辺の防災対策として、耐震性貯水槽（防火水槽）を設置する。</p> <p style="text-align: center;">耐震性貯水槽のイメージ</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>プレキャストコンクリート製（二次製品）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鋼板＋FRP製（二次製品）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代地区は、松代城跡、新御殿跡をはじめ、とりわけ多くの文化財が集積している。本事業によって、消防水利を整備して防災体制を強化することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK11
事業名	旧松代駅舎保存活用事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線松代駅の駅舎を、来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p>現在の松代駅舎</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代地域の玄関口として活用されてきた松代駅の歴史を踏まえ、地域の歴史的建造物の一つである駅舎を、松代地域に不足している来訪者への案内拠点として再整備することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK12
事業名	松代城跡東側駐車場整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>松代中心市街地への自動車の流入を防ぐため、旧長野電鉄屋代線の敷地のうち、史跡松代城跡東側の一部にアクセス駐車場を整備する。</p>  <p>アクセス駐車場予定地</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>旧長野電鉄屋代線松代駅周辺は、松代の中心市街地であるとともに、史跡松代城跡、史跡新御殿跡、史跡旧文武学校をはじめ、数多くの文化財が集積する地域で、松代地域の観光拠点でもある。長野電鉄屋代線が廃線となり、これまで以上に自動車を利用した来訪者の増加が懸念されることから、本事業によって、これら史跡等の東側に駐車場を整備することで、中心市街地への自動車流入を一定量抑えることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>






重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK13
事業名	北国街道松代道周辺文化財等周遊道路整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業 社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）
事業箇所	松代・若穂川田地区全域
事業概要	<p>北国街道松代道周辺の文化財や歴史的建造物等をゆったりと周遊できる道を整備するため、平成 24 年（2012）3 月に廃線となった旧長野電鉄屋代線の線路敷きを活用し、沿線に点在する歴史的遺産を巡る自転車道ないし遊歩道としての整備を行う。</p>  <p style="text-align: center;">旧長野電鉄屋代線</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>城下町として発展してきた松代と、北国街道松代道の宿場町である川田宿は、江戸時代から続く歴史的まちなみが広がっていると同時に、大正 11 年（1922）に開業した須坂・屋代間の鉄道敷きが平行して延びており、江戸時代以降の歴史の上に、約 90 年に及ぶ近代の歴史が積み重なっている。本事業によって、この鉄道敷きが自動車交通から切り離された道として利活用されることで、市民や来訪者に対する安全性が確保されるとともに、周囲の歴史的建造物をゆったりと巡ることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK14
事業名	史跡大室古墳群保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 26 年度～
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業箇所	 
事業概要	<p>平成 10 年（1998）から平成 25 年（2013）にかけて実施しているエントランスゾーン・施設整備ゾーンに引き続き、積石塚古墳・合掌形石室が密集して分布する遺構復原ゾーン（面積：約 42,000 m<sup>2</sup>、古墳数 60 基）の古墳を修理して保存・継承するとともに、古墳周辺の自然環境を保全し、また、園路や説明板等の便益設備を整えて見学者の利便性を高めるなど、学校教育や生涯学習の場として利活用できるよう整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 5px;"> <p>合掌形石室（大室 168 号墳）</p> <p>積石塚古墳（大室 189 号墳）</p> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>1500 年ほどの時間経過の中で自然崩壊や人為的破壊を受けた古墳を修理・復原し、古墳を取り巻く環境を保全することによって、大室古墳群の文化的価値が向上するとともに、長野市の魅力が一層高まることが期待できることから、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK15
事業名	史跡大室古墳群アクセス道路整備調査検討事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～平成 26 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>大室古墳群の保存活動は、史跡指定及び史跡整備事業の着手により、整備されたエントランスゾーンやガイダンス施設「大室古墳館」を拠点に、多くの市民に古墳群を周知し、史跡の利活用を通じて古墳群全体の保存を図っていくという新たな局面を迎えている。</p> <p>こうした新たな保存活動を展開していくためには、細く不案内で、落石等の危険のある現在の道路を誰もが通行しやすく、迷うことなく史跡へ行き着くことができる経路に整備していく必要があり、このための現況調査を実施する。</p>  <p style="text-align: center;">史跡大室古墳群に至る現道</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大室古墳群の保存活動はその担い手の高齢化や史跡の一般公開を控え、史跡の利活用を通じて地元だけでなく多くの市民との連携が模索され始めている。誰もが訪れやすい道路整備を行うことによって、史跡整備と連動し多くの市民参画を得た新たな保存活動を展開することができるようになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK16
事業名	旧信濃川田駅保存活用事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>川田宿には、地域の歴史や文化を伝えるための施設が不足しているとともに、大通りから離れたところに歴史的まちなみが形成されているため、歴史的まちなみへの案内が不足している。本事業は、川田における歴史的建造物の一つである大正 11 年（1922）建築の旧長野電鉄屋代線信濃川田駅の駅舎を、川田宿の歴史を伝える資料館及び来訪者に対する案内拠点として利活用するため、内部改修と外観修景を行う。</p>  <p style="text-align: center;">旧信濃川田駅舎</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>川田宿に集積する歴史的建造物への案内や御柱祭などの伝統的な祭礼に関する説明をする場として、同じく歴史的建造物の一つである旧信濃川田駅の駅舎を利活用することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

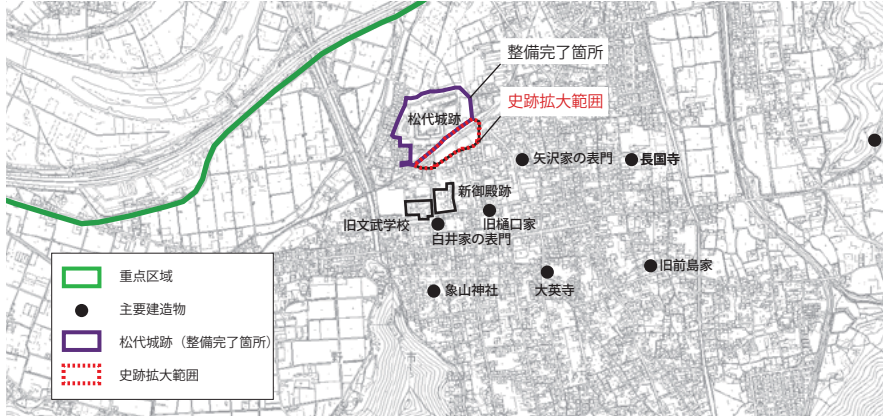
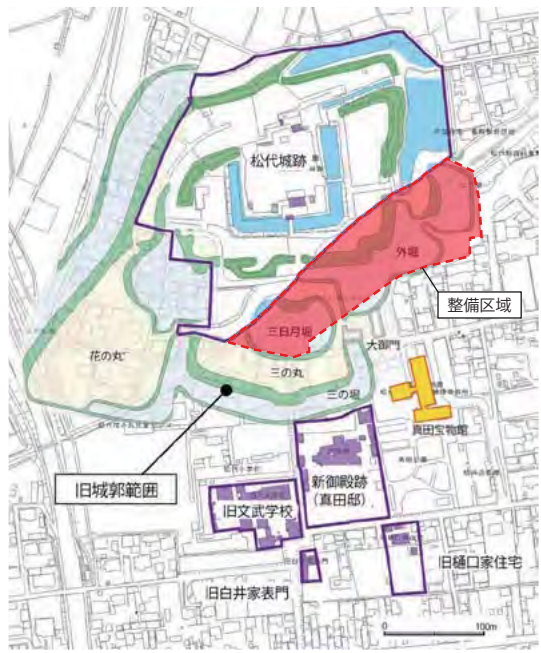
重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK17
事業名	松代城下町歴史的建造物・庭園調査事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 22 年度～平成 26 年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業）
事業箇所	都市再生整備計画区域
事業概要	<p>松代地区の歴史的建造物や庭園・泉水路等を活用し、地域固有のまちなみ形成とまちづくりを行うため、松代地区に残る歴史的建造物や庭園・泉水路の現況について詳細調査を実施し、価値の高い建造物等について文化財の登録制度を積極的に活用した保全及び活用を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○歴史的建造物・庭園・泉水路等の悉皆的分布調査</li> <li>○歴史的建造物・庭園・泉水路等の詳細調査</li> <li>○歴史的建造物・庭園等の管理活用方法の提案</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>建物調査の様子</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松代城下町の歴史的建造物の状況</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>泉水路（馬場町）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的風致を構成している歴史的建造物や庭園・水路・泉水路のうち、価値が認められたものについて、文化財の登録制度を積極的に活用することにより、歴史的建造物等の保全及び活用が推進され、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK18
事業名	松代歴史文化の発信・誘客事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 22 年度～令和 5 年度
支援事業名	平成 22 年度～平成 26 年度：社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業） 平成 27 年度～令和 5 年度：市単独事業
事業箇所	松代・若穂川田地区全域
事業概要	<p>松代の歴史文化を発信し誘客に繋げようとして「NPO 法人 夢空間松代のまちと心を育てる会」が実施している、まち歩き推進事業、交流ネットワーク事業、広報・出版・情報発信事業、まち歩きセンター運営事業に対して助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>夢空間発行のパンフレット</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>まち歩きセンター</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域住民主体による、文化財を活用した情報発信・誘客事業を実施することで、市民や来訪者に対する歴史や文化の周知がきめ細やかに実施することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK19
事業名	県宝大英寺本堂保存修理事業
事業主体	宗教法人大英寺
事業期間	平成 26 年度～平成 30 年度
支援事業名	県指定文化財補助事業、社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	 <p>Map showing the project site (大英寺) and surrounding landmarks in Matsumoto. The map includes a legend with the following items:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>重点区域 (Priority Area): Indicated by a green outline.</li> <li>主要建造物 (Main Building): Indicated by a black dot.</li> <li>事業箇所 (Project Site): Indicated by a red dot.</li> <li>街なみ環境整備事業整備促進区域 (Area for Promotion of Street View Environment Improvement): Indicated by a black outline.</li> </ul> <p>Landmarks shown on the map include: 松代城跡 (Matsudate Castle Ruins), 新御殿跡 (New Palace Ruins), 旧文武学校 (Old Bunbu School), 白井家の表門 (Shirai Family Gate), 象山神社 (Zangyama Shrine), 大英寺 (Daiei-ji), 矢沢家の表門 (Yasazaki Family Gate), 真国寺 (Makunokuni-ji), 旧樋口家 (Old Higuchi Family), 飯前島家 (Ihama Family), and 林正寺 (Hayashi Masamune-ji).</p>
事業概要	<p>松代の歴史的風致を形成する県宝大英寺本堂及び表門について、歴史的風致形成建造物に指定し、保存修理工事に要する経費の一部について補助を行う。</p>  <p>大英寺本堂</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松代城下町の貴重な歴史的建造物について保存修理を行うことにより、地域の核として良好な景観形成が図られるとともに、市民や来訪者が歴史的建造物に対して関心や理解を高めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK20
事業名	川田宿 PR 活用事業
事業主体	川田宿ガイドの会
事業期間	平成 26 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	 <p>The map shows the Kawatabi area with a green outline for the focus area, a red circle for the project boundary, and various landmarks like Kawatabi Shrine, Kitamura House, and the old Japanese Shrine (Saiwazaka). It also indicates old roads and the former Nagano Railway line.</p>
事業概要	<p>川田宿の歴史的町並みや伝統文化を川田宿を訪れる観光客に対して広く PR するため、川田宿ガイドの会が主体となり、案内ガイドの実施や町歩きガイドマップの作成を行う。</p>  <p>案内ガイドの様子（秋葉社（下組））</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域住民主体による、歴史的町並みや伝統文化の情報発信を実施することで、市民や来訪者に対する歴史や文化の周知がきめ細やかに実施することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK21
事業名	史跡松代城跡保存整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 27 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業、国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>史跡松代城跡について、城郭としての本来の形状を取り戻し、松代地区の中核拠点として利活用を図るため、旧城郭域の公有地化と保存整備を進める。</p>  <p>現在の史跡範囲と整備区域</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>長野電鉄屋代線の廃線により、これまで鉄道敷きによって分断されていた松代城跡の南部城郭域における保存整備が可能となった。城郭としての本来の形状に近づくことによって、松代城跡の南側に位置する新御殿跡及び旧文武学校などとの一体性が生まれ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK22
事業名	県宝長国寺開山堂保存修理事業
事業主体	宗教法人長国寺
事業期間	平成 27 年度～平成 29 年度
支援事業名	県指定文化財補助事業
事業箇所	
事業概要	<p>県宝長国寺開山堂（第三代松代藩主真田幸道霊屋）の屋根に著しい劣化が見られることから修理工事を実施し、この経費の一部について補助を行う。</p>  <p>長国寺開山堂</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>真田家の菩提寺である長国寺には、重要文化財真田信之霊屋、史跡松代藩主真田家墓所があり、県宝に指定されている開山堂も一体となって真田家霊屋・墓所区域を構成する建物である。松代城下町に残る貴重な歴史的建造物について保存修理を行うことにより、地域の核として良好な景観形成が図られるとともに、市民や来訪者が歴史的建造物に対して関心や理解を高めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK23
事業名	県宝林正寺本堂保存修理事業
事業主体	林正寺
事業期間	平成 27 年度～平成 30 年度
支援事業名	県指定文化財補助事業
事業箇所	
事業概要	<p>老朽化が著しい県宝林正寺本堂及び表門について、保存修理工事に要する経費の一部について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>林正寺本堂（全景）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>林正寺本堂（内部）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>万治 3 年（1660）に初代藩主真田信之の霊屋と同時に長国寺に建立された第二代藩主真田信政の霊屋である。昭和 27 年（1952）に林正寺本堂として長国寺から移築され、松代町内に残る真田家ゆかりの霊屋・墓所群を構成する建造物の一つとなっている。松代城下町に残る貴重な歴史的建造物について保存修理を行うことにより、地域の核として良好な景観形成が図られるとともに、市民や来訪者が歴史的建造物に対して関心や理解を高めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK24
事業名	大室古墳群アクセス道路整備事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 28 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>大室古墳群の保存活動は、史跡整備されたエントランスゾーンやガイダンス施設「大室古墳館」を拠点に、周辺の歴史文化資産を含めた保存を図っていく局面を迎えている。</p> <p>こうした新たな保存活動及び利活用の促進を図る上で、国道 403 号線から国史跡大室古墳群までのアクセス道路整備により誰もが訪れやすいようにするとともに、周辺の歴史文化資産を活かす道路として整備を進める。</p>  <p style="text-align: center;">史跡大室古墳群に至る現道</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>大室古墳群の保存活動は、史跡の利活用を通じて地元だけではなく多くの市民との連携が必要とされている。誰もが訪れやすい道路整備を行うことによって、史跡整備と連動し多くの市民参画を得た新たな保存活動を展開することができるようになり、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>





重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK25
事業名	日本文化体験プログラム開発事業（松代地域）
事業主体	長野市
事業期間	平成 30 年度～令和元年度
支援事業名	歴史的風致活用国際観光支援事業
事業箇所	
事業概要	<p>松代地区では外国人観光客数が増加傾向にあり、「旧真田邸」等の文化施設を活用し、実施しているお箏体験や投扇興などの日本文化の体験プログラムの磨き上げや甲冑体験等の新規メニューの開発、実施主体である市民ガイドの育成を行い、文化の継承、外国人観光客の満足度の向上、滞在時間の長期化を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>投扇興体験（イメージ）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>お箏体験（イメージ）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>善光寺御開帳における回向柱の奉納ルートには歴史的建造物が多く残り、地域固有の風情や情緒を醸し出している。そのような歴史的建造物を観光の拠点とする等、積極的な利活用を促進するための環境整備を行うことで歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK26
事業名	景観重要建造物修理助成事業（松代地域）
事業主体	民間（所有者）
事業期間	平成30年度～令和元年度・令和3年度
支援事業名	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>景観重要建造物に指定された八田邸について、建造物の外観の修繕及び外観の修繕に伴う構造部の修繕に要する経費の一部について助成を行う。</p>  <p>八田邸</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>地域の景観の核となる建物の外観修景を通じて、周囲の景観の向上と、歴史的建造物に対する地域の啓発が図れ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK27
事業名	真田信之霊屋保存修理事業
事業主体	宗教法人長国寺
事業期間	令和元年度～令和4年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>老朽化が著しい重要文化財真田信之霊屋宝殿及び表門について、保存修理工事に要する経費の一部について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>真田信之霊屋宝殿</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>真田信之霊屋表門</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>真田家菩提寺の長国寺に残る真田家初代藩主信之の霊屋宝殿と表門は万治3年（1660）の建立であり、松代町内に残る真田家ゆかりの霊屋・墓所群を構成する建造物となっている。松代城下町に残る貴重な歴史的建造物について保存修理工事を行うことにより、地域の核として良好な景観形成が図られるとともに、市民や来訪者が歴史的建造物に対して関心や理解を高めることができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>





重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK28
事業名	真田信重霊屋防災施設整備事業
事業主体	宗教法人西楽寺
事業期間	令和元年度
支援事業名	国宝重要文化財等防災施設整備費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>重要文化財真田信重霊屋の老朽化した防災施設を更新するため、消火用ポンプ設備の設置等に要する経費の一部について補助を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>真田信重霊屋</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>消防用ポンプ</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>真田信重霊屋は真田家初代藩主信之の三男信重が慶安元年（1648）に病死した際に建立された霊屋であり、松代町内に残る真田家ゆかりの霊屋・墓所群を構成する建造物の一つとなっている。松代城下町に残る貴重な歴史的建造物の防災施設整備を行うことにより、地域の核として良好な景観形成が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK29
事業名	松代町文化財美観向上推進事業
事業主体	民間（所有者）
事業期間	令和2年度～令和3年度
支援事業名	文化資源活用事業費補助金（観光拠点整備事業）
事業箇所	
事業概要	<p>松代町では、国の登録有形文化財をはじめ、多くの歴史的建造物が残る。令和元年度の台風19号により被災した登録有形文化財長明寺本堂及び経蔵において、仏教文化体験が可能な観光拠点整備を進めるため、美観向上整備に要する経費の一部について助成を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>長明寺本堂</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>長明寺経蔵</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的な建造物や庭園等、文化財が多数残る松代町において、地域の景観の核となる建物の美観整備を通じて、周囲の景観の向上と、歴史的建造物に対する地域の啓発が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

重点区域名称	松代・若穂川田地区
事業番号	MK30
事業名	旧横田家住宅防災施設整備事業
事業主体	長野市
事業期間	令和4年度～令和5年度
支援事業名	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金
事業箇所	
事業概要	<p>松代城下町を代表する武家屋敷の一つである旧横田家住宅は、主屋及び隠居屋が茅葺屋根で延焼被害を受けやすいことや、現状の体制・整備では火災の早期覚知と初期消火が困難であることから、消火設備を中心とした防災施設の整備を行う。</p>  <p style="text-align: right;">©文化財建造物保存技術協会</p> <p style="text-align: center;">旧横田家住宅 主屋（左）・隠居屋（右）</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>防災施設の整備により松代城下町の貴重な歴史的建築物のき損・滅失を防ぐとともに、来訪者がより安心して利活用できる環境を整えることで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	鬼無里地区
事業番号	K1
事業名	「彫工北村喜代松」制作の屋台等保存・公開活用事業
事業主体	長野市
事業期間	平成25年度～令和5年度
支援事業名	市単独事業 令和元年度：歴史的風致活用国際観光支援事業
事業箇所	鬼無里ふるさと資料館
事業概要	<p>市有形文化財（工芸品）である「彫工北村喜代松」制作の神楽・屋台を保存するとともに、その木地を生かした「一木彫り」による透かし彫りの龍や唐獅子、牡丹など優れた技術の情報発信を行う。</p> <p>また、当館ホームページの多言語化等、積極的な情報発信を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>諏訪神社の屋台</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鬼無里神社の屋台</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>白髯神社の神楽</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>優れた技術によって制作された鬼無里地域に伝わる屋台や神楽を保存し、かつ積極的に公開活用することで、市民や来訪者に対する歴史や文化の向上が期待でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	鬼無里地区
事業番号	K2
事業名	鬼無里地域の伝統的な祭礼等 PR 事業
事業主体	長野市
事業期間	平成 25 年度～令和 5 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	鬼無里地区全域
事業概要	<p>白髯神社の祭礼、鬼無里神社の祭礼、諏訪神社の御柱祭をはじめとした、鬼無里地域に伝わる伝統的な祭礼について、パンフレット作成やインターネットを活用した情報発信を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>鬼無里神社の春祭り</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>諏訪神社の御柱祭</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>白髯神社の祭礼、鬼無里神社の祭礼、諏訪神社の御柱祭など、鬼無里地域に関する伝統的な祭礼について積極的に情報発信を行うことで、地元住民及び観光客などの関心が高まることが期待でき、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

重点区域名称	鬼無里地区
事業番号	K3
事業名	松巖寺観音堂保存修理事業
事業主体	松巖寺
事業期間	平成 25 年度～平成 26 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>寛永 2 年 (1625) または寛永 3 年 (1626) の建立とされる松巖寺観音堂 (市指定有形文化財) は、建築後 400 年を経過しており、建築物の主要構造部である基礎や屋根が、老朽化によって損傷が著しい。また、現在の外観は、後世の改修や補強 (筋交い) によって、創建当初とは異なった姿をなしている。本修理事業では、市指定有形文化財である観音堂を後世へ保存、継承していくため、損傷した部材の交換等を行うとともに、創建当初の姿への復原を視野に入れた保存修理工事を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>松巖寺観音堂 (建物裏側)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松巖寺観音堂 (全景)</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、鬼無里神社の祇園祭では、屋台巡行の際に、境内入口で屋台を固定して踊りが披露される。本事業によって、屋台巡行のルート上に位置する歴史的建造物の保存が図られ、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



重点区域名称	鬼無里地区
事業番号	K4
事業名	松巖寺経蔵保存修理事業
事業主体	松巖寺
事業期間	平成 28 年度～平成 29 年度
支援事業名	市単独事業
事業箇所	
事業概要	<p>寛政 7 年（1795）の建立とされる松巖寺経蔵（市指定有形文化財）は、中に八角輪蔵があり、数多くの経典が収められている。経年による劣化や平成 26 年 11 月に発生した長野県神城断層地震による被災で破損した経蔵の保存修理を行うことにより、その文化的価値を保全し、同時に観光拠点・生涯学習の場として利活用ができるようにする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>松巖寺経蔵（全景）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>松巖寺経蔵（破損部）</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>松巖寺は、近くに鬼無里神社や歴史的町屋建築が建ち並ぶ町地区の中心部に位置し、その境内には、経蔵のほか歴史的風致形成建造物に指定した観音堂がある。このような地区の歴史的景観を構成する施設の一つとなっている経蔵を保存修理することで、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>



## 第 8 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針





## 1 歴史的風致形成建造物の指定の方針

本市の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものを歴史的風致形成建造物として指定する。

歴史的風致形成建造物として想定されるのは、善光寺・戸隠地区においては、善光寺本堂（国宝）の参道・境内に位置する仁王門や鐘楼、戸隠神社五社と附属建築物及び宿坊群や門前商家のまちなみなどが想定される。また、松代・若穂川田地区では、松代城下町の武家屋敷地に存在する歴史的建造物や庭園及び水路網、祭礼の営まれる寺社や町屋のまちなみ等が想定される。鬼無里地区においては、祭礼の舞台となる神社建築に加え、屋台巡行が行われる町区の歴史的まちなみが想定される。これらの建築物以外にも、附属する門や土塀等の工作物並びに一体として位置する神社仏閣の社叢や参道、庭園などにおいても、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものは歴史的風致形成建造物として指定をしていく。

これらの歴史的風致形成建造物の指定については、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なものであることを基本とし、下記の基準に該当する建造物を指定し、保存を図る。なお、重点区域内では、今後も歴史的建造物の継続的な調査を実施し、随時追加指定を図る。

### ◎歴史的風致形成建造物の指定基準

1. 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 57 条第 1 項に基づく登録有形文化財、同法第 132 条第 1 項に基づく登録記念物
2. 長野県文化財保護条例（昭和 50 年条例第 44 号）第 4 条第 1 項に基づく県宝、同条例第 30 条第 1 項に基づく長野県史跡名勝天然記念物
3. 長野市文化財保護条例（昭和 51 年長野市条例第 74 号）第 4 条第 1 項に基づく長野市指定有形文化財、同条例第 31 条第 1 項に基づく長野市指定史跡名勝天然記念物
4. 景観法（平成 16 年法律第 110 条）第 19 条第 1 項に基づく景観重要建造物
5. 長野市伝統環境保存条例（昭和 58 年長野市条例第 19 号）第 6 条第 2 項第 1 号に基づく伝統環境を構成している建造物等
6. その他、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたもの

## 2 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項

### (1) 歴史的風致形成建造物の維持・管理の基本的な考え方

歴史的風致形成建造物のうち、別の法律または条例に基づいて指定等がされている建造物については、その法令に基づき適正に維持・管理を行う。その他の建造物については、歴史的風致を形成している特性・価値に基づいて適正に維持・管理を行う。

歴史的風致形成建造物は、歴史的風致の維持及び向上のために積極的な公開、活用を図るものとする。特に公開に関しては、通常外部から望見されるだけでなく、可能な範囲で内部公開を行う。

歴史的建造物の構造や建築様式など、その特徴を顕著に示す意匠や形態の保存または復原に努める。

### (2) 個別の事項

県宝（建造物）及び市指定有形文化財（建造物）は、建造物の外部及び内部とも現状保存を基本とする。これらの建造物を維持管理ないし公開活用のために保存修理する場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、建造物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。

登録有形文化財（建造物）、景観重要建造物及び市独自条例に基づき指定または登録された建造物については、外観の維持・保存を基本とする。また、長野市の歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要なもので、市長が必要と認めたものについても、外観の維持・保存を基本とする。民間所有の建造物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、必要な技術的指導助言を踏まえて実施するものとする。

県、市指定の史跡名勝天然記念物及び登録記念物については、現状保存を基本とする。これらの史跡名勝天然記念物を維持管理及び公開活用のために保存修理、復原等を行う場合には、歴史資料や古写真及び痕跡に基づく修理、復原等を原則とし、防災等の必要管理施設を付加する場合には、史跡名勝天然記念物の価値及び特性の保存に支障を与えない範囲で実施するものとする。特に民間所有の史跡名勝天然記念物においては、補助制度等を活用して所有者等の負担軽減に努めるとともに、関連する審議会、専門の有識者などによる必要な技術的指導助言を踏まえて実施する。



### (3) 届出が不要の行為

「歴史まちづくり法」第15条第1項第1号及び同法施行令第3条第1号に基づく届出が不要の行為については、以下の場合とする。

- ①登録有形文化財で、文化財保護法第64条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ②登録記念物（名勝地関係）で、文化財保護法第133条に基づく現状変更の届出を行った場合
- ③長野県文化財保護条例第4条第1項に基づく県宝で、同条例第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第14条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ④長野県文化財保護条例第30条第1項に基づく県指定史跡名勝天然記念物で、同条例第34条及び第13条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第34条及び第14条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- ⑤長野市文化財保護条例第4条第1項に基づく長野市指定有形文化財で、同条例第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第15条第1項に基づく修理の届出を行った場合
- ⑥長野市文化財保護条例第31条第1項に基づく市指定史跡名勝天然記念物で、同条例第35条及び第14条第1項に基づく現状変更等の許可申請を行った場合、及び同条例第35条及び第15条第1項に基づく復旧の届出を行った場合
- ⑦景観重要建造物で、景観法第22条第1項の規定に基づく現状変更の許可申請を行った場合
- ⑧長野市伝統環境保存条例第6条第2項第1号に基づく伝統環境を構成している建造物等で、同条例第7条第1項に基づく行為の届出を行った場合

(4) 歴史的風致形成建造物一覧

歴史的建造物として指定した建造物は次のとおりである。

番号	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	備考
第1号	大英寺 本堂・表門  (寺院) 【松代町松代】		寛永元年 (1624)  木造	大英寺	県指定文化財
第2号	松巖寺 観音堂  (寺院) 【鬼無里】		寛永2年 (1625) 又は 寛永3年 (1626)  木造	松巖寺	市指定文化財
第3号 (指定解除)	宿坊神原 主屋  (居宅) 【戸隠】		明治中期  木造	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除(平成29年3月)
第4号 (指定解除)	武井旅館 主屋  (旅館) 【戸隠】		延享2年 (1745)  木造	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除(平成29年3月)
第5号 (指定解除)	横倉旅館 主屋・門  (居宅) 【戸隠】		明治4年 (1871) ～ 明治6年 (1873)頃  木造	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除(平成29年3月)

番号	名称 (区分：建築時) 【所在地】	写真	建築年 構造	所有者	備考
第6号 (指定解除)	久山館 石垣  (石垣) 【戸隠】		江戸初期	個人	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物群を構成する建造物になったため指定解除（平成29年3月）
第7号	常德院 門  (門) 【善光寺】		明治初期	個人	国登録有形文化財





## 資料編

-国・県・市指定等文化財一覧-

(令和4年(2022)1月現在)

※指定区分別の文化財件数一覧は、48頁参照





◎国指定等文化財

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日	
有形文化財	国宝	建造物	1 善光寺本堂附厨子1基	善光寺	元善町	昭和28年3月31日	
		重要文化財	建造物	2 葛山落合神社本殿附棟札1枚	葛山落合神社	入山	昭和11年9月18日
	建造物		3 善光寺三門	善光寺	元善町	昭和40年5月29日	
	建造物		4 善光寺経蔵	善光寺	元善町	昭和40年5月29日	
	建造物		5 真田信重霊屋 附前机1脚 釣燈籠2個	西楽寺	松代町西条	昭和46年6月22日	
	建造物		6 真田信之霊屋(宝殿・表門)	長国寺	松代町松代	昭和51年5月20日	
	建造物		7 旧横田家住宅主屋・表門・隠居屋・土蔵2棟	長野市	松代町松代	昭和61年1月22日	
	建造物		8 白髯神社本殿	白髯神社	鬼無里日影	昭和34年6月27日	
	絵画		9 絹本着色両界曼荼羅図	清水寺	北野美術館	大正4年3月26日	
	絵画	10 絹本着色阿弥陀聖衆來迎図	大本願	元善町	平成25年6月19日		
	彫刻	彫刻	11 金銅阿弥陀如来及両脇侍立像	善光寺	元善町	明治39年4月14日	
		彫刻	12 銅造釈迦涅槃像	世尊院	元善町	明治39年4月14日	
		彫刻	13 木造阿弥陀如来坐像	蓮台寺	若穂綿内	大正3年8月25日	
		彫刻	14 木造聖観音立像	瀬脇観世音保存会	七二会己瀬脇	大正3年8月25日	
		彫刻	15 木造伝子安荒神坐像	蓮香寺、三宝寺	篠ノ井山布施村山	大正4年3月26日	
		彫刻	16 木造聖観音立像	清水寺	若穂保科	大正12年8月4日	
		彫刻	17 木造千手観音及脇侍地藏菩薩像	清水寺	若穂保科	大正12年8月4日	
		彫刻	18 木造阿弥陀如来立像	清水寺	若穂保科	大正12年8月4日	
		彫刻	19 木造薬師如来坐像	清水寺	若穂保科	大正12年8月4日	
		彫刻	20 銅造観音菩薩立像	個人	若槻吉字山千寺	昭和12年5月25日	
		彫刻	21 木造広目天立像・木造多聞天立像	清水寺	若穂保科	昭和12年8月25日	
		彫刻	22 木造十一面観音立像	観音寺	信更町下平	昭和12年8月25日	
		彫刻	23 木造千手観音立像	清水寺	松代町西条	昭和12年8月25日	
		彫刻	24 木造観音菩薩立像	清水寺	松代町西条	昭和12年8月25日	
		彫刻	25 木造地藏菩薩立像	清水寺	松代町西条	昭和12年8月25日	
		工芸品	工芸品	26 鉄鍔形	清水寺	市立博物館	大正3年8月25日
			工芸品	27 大太刀(青江) 銘備中国住人口口延文六年二月日	長野市	真田宝物館	昭和36年2月17日
	工芸品		28 牙笏	戸隠神社	戸隠神社中社	昭和41年3月26日	
	書跡	書跡	29 紙本墨書源氏物語事書	大勸進	元善町	昭和9年1月30日	
		書跡	30 紙本墨書法華経残闕	戸隠神社	戸隠神社中社	昭和9年1月30日	
	歴史資料	歴史資料	31 善光寺造営図 享祿四年四月	大勸進	元善町	昭和63年6月6日	
歴史資料		32 旧文武学校	長野市	松代町松代	昭和28年3月31日		
記念物	史跡	33 川柳將軍塚古墳、姫塚古墳	湯ノ入神社ほか	篠ノ井石川	昭和52年7月14日		
		34 松代城跡附新御殿跡	長野市	松代町松代	昭和56年4月11日		
		35 松代藩主真田家墓所	長国寺	松代町松代	昭和62年12月25日		
		36 大室古墳群	長野市ほか	松代町大室	平成9年7月28日		
		37 埴科古墳群 土口將軍塚古墳	個人	松代町岩野	平成19年2月7日		
		38 素桜神社の神代ザクラ	素桜神社	泉平	昭和10年12月24日		
	天然記念物	39 高岡の小豆焼き行事	保科高岡区	若穂保科高岡区	平成8年11月28日		
民俗文化財	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	40 長野市戸隠伝統的建造物群保存地区	戸隠戸隠宇宝光社の全域並びに宇中社、宇宝光社東、宇宝光社西、宇堂前林、宇向林、宇東谷及び宇上泡原の各一部	平成29年2月23日			

重要美術品	絵画	1 絹本着色中壽老左右鴛鴦図 圓山應舉筆	北野美術館	若穂綿内	昭和10年12月13日
		2 紙本金地著色四条歌舞伎祇園社頭図	個人	西尾張部	昭和23年4月27日
	工芸品	3 五銚杵	大勸進	元善町	昭和18年10月1日
		4 銅鐘	善光寺	元善町	昭和18年10月1日
	彫刻	5 銅造地藏菩薩坐像	善光寺	元善町	昭和20年8月3日
	書跡	6 紙本墨書和漢朗詠集上巻 断簡(伊豫切)(十五夜)	北野美術館	若穂綿内	昭和11年9月12日

◎県指定文化財

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定年月日	
有形文化財	県宝	建造物	1	葛山落合神社境内諏訪社社殿	葛山落合神社	入山	昭和37年7月12日
			2	南方神社本殿	南方神社	戸隠祖山	昭和37年7月12日
			3	大英寺本堂および表門、附板絵着色三十六歌仙図36枚	大英寺	松代町松代	昭和41年10月3日
			4	林正寺本堂および表門	林正寺	松代町清野	昭和41年10月3日
			5	真田信弘霊屋および表門	個人	松代町松代	昭和41年10月3日
			6	長国寺開山堂	長国寺	松代町松代	昭和41年10月3日
			7	開善寺経蔵附棟札1枚	開善寺	松代町西条	昭和41年10月3日
			8	旧長野県師範学校教師館	北野建設株式会社	上ヶ屋麓原	昭和46年12月20日
			9	旧ダニエル・ノルマン邸	北野建設株式会社	上ヶ屋麓原	昭和46年12月20日
			10	熊野出速雄神社本殿	熊野出速雄神社	松代町豊栄	平成6年8月15日
			11	旧前島家住宅主屋、附表門、土蔵、三社(棟札付)、庭園を含む宅地	長野市	松代町松代	平成18年4月20日
	絵画	彫刻	12	綱本著色釈迦三尊像	大勸進	元善町	平成7年9月21日
			13	綱本著色善光寺如来絵伝	淵之坊	元善町	平成27年2月19日
		14	木造伝観音菩薩立像	正覚院	安茂里	昭和34年11月9日	
		15	木造金剛力士立像	長勝寺	信更町三水	昭和37年7月12日	
		16	木造薬師如来立像	清水寺	松代町西条	昭和44年10月2日	
		17	木造聖観音菩薩立像	正法寺	中条日下野	平成21年10月22日	
		18	木造四天王立像(2軀)	正法寺	中条日下野	平成21年10月22日	
		19	木造地藏菩薩立像	長谷寺	篠ノ井塩崎	平成29年3月16日	
		工芸品	20	木造不動明王立像	長野県	信濃美術館	昭和41年2月24日
			21	銅造阿弥陀如来及び両脇侍立像	玉依比売命神社	松代町東条	昭和44年10月2日
			22	短刀	個人	戸隠宝光社	昭和44年10月2日
			23	玉依比売命神社児玉石	個人	南長野	昭和52年11月17日
			24	銅製不動明王御正躰	長野市	真田宝物館	平成3年2月14日
			25	短刀	長野市	真田宝物館	平成3年2月14日
			26	短刀 銘吉光	個人	小島町	昭和40年1月14日
			27	刀 無銘(三原の刀)	不動寺	青木島町大塚	令和2年3月16日
			28	太刀(銘:窪田清音君山浦環源清磨製 弘化丙午年八月日)	無常院	安茂里小市	令和2年9月28日
		書跡	29	真田家文書	長野市	真田宝物館	昭和47年4月27日
	30		戸隠山願光寺流記并序	戸隠神社	戸隠神社	平成7年2月16日	
	考古資料	31	伝川柳将軍塚古墳出土品	布制神社	市立博物館	昭和49年1月17日	
32		小正月関係資料コレクション	長野市	市立博物館	平成30年9月27日		
民俗文化財	有形民俗文化財	33	長谷及び越のドンドヤキ	長谷第3、越1・2・3・4 常会	篠ノ井塩崎	平成7年2月16日	
	無形民俗文化財	34	芦ノ尻の道祖神祭り	芦ノ尻道祖神祭保存会	大岡丙	平成9年8月14日	
		35	戸隠神社太々神楽	戸隠神社	戸隠	平成27年2月19日	
		36	犀川神社の杜煙火	犀川神社の杜煙火保存会	安茂里	平成29年3月16日	
記念物	史跡	37	佐久間象山宅跡	長野市	松代町松代	昭和35年2月11日	
		38	菅間王塚古墳	個人	松代町東条	昭和40年2月25日	
		39	桑根井空塚	個人	松代町豊栄	昭和40年2月25日	
		40	戸隠神社信仰遺跡	戸隠神社	戸隠中社・奥社・宝光社	昭和54年3月22日	
		41	牧之島城跡	長野市ほか	信州新町牧野島	昭和41年3月31日	
	名勝	42	奥裾花峡谷	国(国土交通省)、長野県、長野市	鬼無里奥裾花	平成2年2月19日	
		天然記念物	43	真島のクワ	個人	真島町真島	昭和37年9月27日
	44		豊岡のカツラ	本願寺長野別院	戸隠豊岡	昭和37年2月12日	
	45		新井のイチイ	新井・別府区	鬼無里新井	昭和37年7月12日	
	46		象山のカシワ	長野市	松代町西条	昭和43年3月21日	
	47		戸隠神社奥社叢	戸隠神社	戸隠奥社	昭和48年3月12日	
	48		塚本のビヤクシン	個人	若穂川田	昭和48年9月13日	
	49		深谷沢の蜂の巣状風化岩	鬼無里町区	鬼無里深谷沢	昭和62年8月17日	
	50		大柳及び井上の枕状溶岩	個人	若穂綿内	平成4年2月20日	
	51		戸隠川下のシンシユウソウ化石	長野市	戸隠地質化石博物館	平成6年2月17日	
	52		奥裾花自然園のモリアガエ繁殖地	長野市	鬼無里奥裾花	平成12年9月21日	
	53		つつじ山のアカシデ	長野市	豊野町川谷	平成15年9月16日	
	54		山穂刈のクジラ化石	長野市	信州新町化石博物館	昭和54年12月17日	
55	裏沢の絶滅セイウチ化石		長野市	信州新町化石博物館	平成19年1月11日		
56	菅沼の絶滅セイウチ化石	長野市	信州新町化石博物館	平成19年1月11日			
57	大口沢のアシカ科化石	長野市	信州新町化石博物館	平成19年1月11日			
58	日下野のスギ	大内山神社	中条日下野	昭和37年7月12日			

◎市指定等文化財

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日
有形文化財	建造物	1	守田遍神社本殿	守田遍神社	高田中村	昭和42年11月1日
		2	矢沢家の表門	長野市	松代町松代	昭和42年11月1日
		3	石造宝篋印塔	善光寺	元善町	昭和42年11月1日
		4	石鐘(笠仏)	竹原区	松代町東条	昭和42年11月1日
		5	旧松代藩鐘楼	長野市	松代町松代	昭和42年12月20日
		6	源関神社本殿及び棟札	源関神社	松代町豊栄	昭和44年9月10日
		7	石造多層塔	方田区	篠ノ井二ツ柳	昭和44年9月10日
		8	石造宝篋印塔	塚本区	若穂川田	昭和49年7月20日
		9	旧白井家表門	長野市	松代町松代	昭和49年7月20日
		10	正満寺の山門(鐘楼)	正満寺	若穂綿内	昭和53年3月25日
		11	中越の庚申塔	中越庚申講中	中越	昭和53年3月25日
		12	高義亭	象山神社	松代町松代	昭和54年3月12日
		13	旧作新学校本館	長野市	稲里町下氷鉤	昭和56年8月17日
		14	石造宝篋印塔	大安寺	七二会甲	平成3年12月20日
		15	諏訪神社本殿	諏訪神社	浅川西条	平成5年1月20日
		16	大鉢寺真田信之霊屋	大鉢寺	松代町柴	平成7年1月20日
		17	有旅の高礼場	篠ノ井有旅御高礼場保存会	篠ノ井有旅	平成16年2月20日
		18	北郷朝川原神社	北郷朝川原神社	浅川北郷	平成16年8月18日
		19	古宮神社本殿	古宮神社	戸隠豊田	平成17年1月1日
		20	戸隠志垣鬼の塚五輪塔	志垣区	戸隠柳原	平成17年1月1日
		21	中社の納経供養塔	中社組	戸隠中社	平成17年1月1日
		22	土倉文珠堂	土倉区	鬼無里土倉	平成17年1月1日
		23	松島大日堂	松原区	鬼無里松原	平成17年1月1日
		24	諏訪神社宝蔵校倉造り	財又区	鬼無里財又	平成17年1月1日
		25	松巖寺経蔵	松巖寺	鬼無里町	平成17年1月1日
		26	松巖寺観音堂	松巖寺	鬼無里町	平成17年1月1日
		27	加茂神社本殿	加茂神社	鬼無里東京	平成17年1月1日
		28	諏訪神社本殿	諏訪神社	鬼無里財又	平成17年1月1日
		29	皇大神社本殿	皇大神社	鬼無里押出	平成17年1月1日
		30	十二神社本殿	十二神社	鬼無里中田	平成17年1月1日
		31	三嶋神社本殿	三嶋神社	鬼無里一之坂	平成17年1月1日
		32	皇大神社本殿	皇大神社	鬼無里高橋	平成17年1月1日
		33	鬼無里神社本殿	鬼無里神社	鬼無里町	平成17年1月1日
		34	荒倉山神社本殿	荒倉山神社	鬼無里上新倉	平成17年1月1日
		35	津島神社本殿	津島神社	鬼無里小鬼無里	平成17年1月1日
		36	天神社本殿	天神社	鬼無里岡	平成17年1月1日
		37	虫倉神社本殿	虫倉神社	鬼無里日影	平成17年1月1日
		38	大姥神社本殿	大姥神社	鬼無里日下野	平成17年1月1日
		39	三社神社本殿	三社神社	鬼無里瀬戸	平成17年1月1日
		40	朝日社	朝日社	鬼無里土倉	平成17年1月1日
		41	金刀比羅神社本殿	金刀比羅神社	鬼無里下新倉	平成17年1月1日
		42	松原神社本殿	松原神社	鬼無里松原	平成17年1月1日
		43	春日神社本殿	春日神社	鬼無里西京	平成17年1月1日
		44	皇大神社本殿	皇大神社	鬼無里日影	平成17年1月1日
		45	大姥神社本殿	大姥神社	鬼無里日影	平成17年1月1日
		46	十二神社本殿	十二神社	鬼無里岩下	平成17年1月1日
		47	日之御子神社本殿	日之御子神社	鬼無里日影	平成17年1月1日
		48	地藏堂	個人	鬼無里小鬼無里	平成17年1月1日
		49	正福寺鎮守堂	正福寺	鬼無里日影	平成17年1月1日
		50	松巖寺鎮守堂	松巖寺	鬼無里町	平成17年1月1日
		51	諏訪神社本殿	諏訪神社	鬼無里川浦	平成17年1月1日
		52	飯綱神社本殿	飯綱神社	鬼無里日影	平成17年1月1日
		53	塩竈神社	長岩組	大岡丙	平成17年1月1日
		54	旧樋口家住宅(主屋・土蔵・長屋)	長野市	松代町松代	平成20年3月27日
		55	安養寺境内出土遺物群(五輪塔・宝篋印塔・経石)	安養寺	信州新町上条	平成22年1月1日
		56	宮殿	正法寺	中条日下野	平成22年1月1日
		57	諏訪社本殿(西宮)	個人	中条	平成22年1月1日
		58	皇足徳命神社本殿(東宮)	個人	中条	平成22年1月1日
		59	岩井堂観音堂	性乗寺	中条日下野	平成22年1月1日
		60	白鳥神社三社本殿・拝殿・絵馬殿	白鳥神社	松代町西条	平成24年4月11日
		61	寺町商家(旧金箱家住宅)主屋・北之蔵・離れ・質蔵・南之蔵・学問所・表門	長野市	松代町松代	平成24年4月11日
		62	八榎神社社殿(ブランド菓師)	八榎神社	浅川一ノ瀬	平成30年3月9日
		63	戸隠田頭の巖窟観音堂	田頭区巖窟観音堂	戸隠柳原	平成30年3月9日
		64	葛山落合神社拝殿	葛山落合神社保存会	入山	令和2年3月6日
	65	紙本着色親鸞聖人伝絵	康楽寺	篠ノ井塩崎	昭和42年11月1日	
	66	佐久間象山筆紙本水墨山水図	個人	松代町松代	昭和47年3月1日	
	67	白衣観音坐像図	寛慶寺	東之門町	昭和55年6月2日	
	68	絹本着色親鸞聖人絵伝	善敬寺	吉田	平成3年2月28日	
	69	紙本着色花鳥の図	善敬寺	吉田	平成3年2月28日	
	絵画					



種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日
有形文化財	絵画	70	絹本着色蓮如上人絵伝	西巖寺	大町	平成3年2月28日
		71	紙本着色鬼女紅葉狩の図	西巖寺	大町	平成3年2月28日
		72	御柱祭行列図大絵馬	武井神社	東町	平成14年9月11日
	彫刻	73	木造毘沙門天像	世尊院	元善町	昭和42年11月1日
		74	木造伐折羅大将像	大本願	元善町	昭和42年11月1日
		75	木造聖徳太子立像	大本願	元善町	昭和42年11月1日
		76	木造阿彌陀如来立像	西楽寺	松代町西条	昭和42年11月1日
		77	木造毘沙門天像	清水寺	松代町西条	昭和42年11月1日
		78	木造聖観音菩薩立像	切勝寺	川中島町今井	昭和42年11月1日
		79	木造金剛力士像	寛慶寺	東之門町	昭和44年9月10日
		80	木造大日如来坐像	長野市	市立博物館	昭和44年9月10日
		81	木造聖観音菩薩立像	地藏院	田子	昭和44年9月10日
		82	銅造観音菩薩立像	個人	若徳保科	昭和49年7月20日
		83	石造地藏菩薩坐像・石造薬師如来坐像	布施高田区	篠ノ井布施高田	昭和53年3月25日
		84	木造苜蓿地藏像	西光寺	北石堂町	昭和53年3月25日
		85	白鳥神社の木造神馬	白鳥神社	松代町西条	昭和53年3月25日
		86	木造大日如来坐像 木造阿彌陀如来坐像 木造弥勒菩薩坐像	熊野出速雄神社	松代町豊栄	平成5年1月20日
		87	木造阿彌陀如来及両脇侍立像	世尊院	元善町	平成9年4月1日
		88	大乘院の木造千手観世音菩薩立像	大乘院	豊野町蟹沢	平成17年1月1日
		89	桃源院本堂向拝柱龍彫刻	桃源院	豊野町南郷	平成17年1月1日
		90	木造毘沙門天像	長秀院	豊野町石	平成17年1月1日
		91	木造地藏菩薩立像延命地藏	地藏菩薩管理委員会	戸隠祖山	平成17年1月1日
		92	木造釈迦如来像	松巖寺	鬼無里町	平成17年1月1日
		93	山角観音堂の日不見観世音菩薩	個人	鬼無里山角	平成17年1月1日
		94	観ノ山百体観音	個人	大岡中牧	平成17年1月1日
		95	金剛力士像	高巖寺	大岡甲	平成17年1月1日
		96	木造聖観音立像	廣福寺	中条御山里	平成22年1月1日
		97	木造地藏菩薩半跏像	大塩区	中条	平成22年1月1日
		98	木造聖観音立像	個人	中条日下野	平成22年1月1日
	99	木造百体観音像	個人	中条住良木	平成22年1月1日	
	工芸品	100	木造百万塔	大本願	元善町	昭和42年11月1日
		101	木造百万塔	寛慶寺	東之門町	昭和42年11月1日
		102	木造百万塔	往生寺	往生地	昭和42年11月1日
		103	六角銅製釣燈籠	玉照院	元善町	昭和47年3月1日
		104	木造百万塔	西光寺	北石堂町	昭和53年3月25日
		105	五鈷鈴	世尊院	元善町	平成3年2月28日
		106	羯磨金剛	世尊院	元善町	平成3年2月28日
		107	漆地彩色装神輿 (玉依比売命神社の神輿)	玉依比売命神社	松代町東条	平成10年8月1日
		108	銅製経筒・珠洲焼壺	鷲寺諏訪社氏子	市立博物館	平成17年1月1日
		109	神楽	白髯神社	鬼無里ふるさと資料館	平成17年1月1日
		110	神楽	加茂神社	鬼無里ふるさと資料館	平成17年1月1日
		111	山車	皇大神社	鬼無里ふるさと資料館	平成17年1月1日
		112	山車	鬼無里神社	鬼無里ふるさと資料館	平成17年1月1日
		113	山車	三嶋神社	鬼無里ふるさと資料館	平成17年1月1日
	114	山車	諏訪神社	鬼無里ふるさと資料館	平成17年1月1日	
	書跡	115	佐久間象山筆桜の賦	長野市	真田宝物館	昭和47年3月1日
		116	鷲寺諏訪社奉納俳額	鷲寺諏訪社	豊野資料收藏室	平成17年1月1日
	文書	117	文禄四年中氷鉋村下氷鉋村御検地帳	個人	市立博物館	昭和47年3月1日
		118	永井家文書	個人	箱清水	昭和47年3月1日
		119	大豆島区有文書	大豆島区	市立博物館	昭和55年6月2日
		120	東光寺文書	東光寺	松代町東条	昭和55年6月2日
		121	海野家文書	個人	松代町松代	昭和55年6月2日
		122	明德寺文書	明德寺	松代町豊栄	昭和56年8月17日
		123	徳川家康書状	大本願	元善町	昭和63年3月31日
		124	武田晴信願状	戸隠神社	戸隠中社	平成17年1月1日
		125	内山家文書	個人	七二会丙	平成19年3月15日
		126	小山田家文書のうち真田信繁書状	長野市	真田宝物館	平成19年3月15日
	考古資料	127	銅製獣形鏡	長野市	市立博物館	昭和42年11月1日
		128	銅鍔及び石製模造鍔	個人	市立博物館	昭和42年11月1日
		129	埴輪円筒棺	川柳将軍塚保存会	市立博物館	昭和42年11月1日
		130	子持勾玉	更級横田神社	市立博物館	昭和42年11月1日
		131	素環頭太刀及び内反太刀	個人	市立博物館	昭和44年9月10日
		132	蹄脚硯	長野市	市立博物館	昭和47年3月1日
		133	伊勢宮遺跡出土品	塩崎文化財保存会	塩崎小学校資料室	昭和63年3月31日
		134	飯綱社古墳出土品 附布制神社御神宝之図	布制神社	市立博物館	昭和58年3月16日

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日		
有形文化財	考古資料	135	上浅野遺跡出土有孔浅鉢型土器	長野市	市立博物館	平成17年1月1日		
		136	北土井下遺跡出土木簡	長野市	市立博物館	平成17年1月1日		
		137	南曾峯古墳出土直刀	長野市	豊野資料収蔵室	平成17年1月1日		
		138	斎宮遺跡出土遺物群	水内神社ほか	信州新町水内	平成22年1月1日		
	歴史資料	139	白磁マリア観音半跏倚像 銅製蠟燭立	個人	松代町松代	昭和58年3月16日		
		140	有旅の高札板	個人	篠ノ井有旅	平成16年8月18日		
141		松巖寺観音堂算額	松巖寺	鬼無里町	平成17年1月1日			
無形文化財	無形文化財	142	大門踊	大門踊保存会	松代町	昭和44年9月10日		
		143	大豆島甚句	大豆島甚句保存会	大豆島	昭和55年6月2日		
		144	善光寺木遣り	善光寺木遣り保存会	長野市	平成3年12月20日		
		145	八橋流箏曲	八橋流箏曲保存会	松代町	平成15年8月11日		
		146	南郷神社の男獅子	南郷神社神楽囃子伝承会	豊野町南郷	平成17年1月1日		
		147	浅野神社神楽奉納獅子舞	浅野神社神楽奉納保存会	豊野町浅野	平成17年1月1日		
		148	宣澄踊り	宣澄踊り保存会	戸隠	平成17年1月1日		
		民俗文化財	有形民俗文化財	149	山車	西町上区	市立博物館	昭和42年11月1日
150	善光寺の正月行事用具			善光寺堂童子	元善町	昭和42年11月1日		
151	松代焼コレクション			長野市	真田宝物館	昭和47年3月1日		
152	保科道祖神碑			道祖神日待講中	若徳保科	昭和47年3月1日		
153	中越庚申講人別帳及び用具一式			中越庚申講中	中越(市立博物館)	昭和42年11月1日		
154	妻科庚申講人別帳及び用具一式			妻科庚申講中	市立博物館	昭和42年12月20日		
155	一里山の石仏群			二ツ石組	豊野町蟹沢	平成17年1月1日		
156	上浅野の疫神除け			上浅野組	豊野町浅野	平成17年1月1日		
157	観音山石造三十三観音像			豊野区	豊野町浅野	平成17年1月1日		
158	北石の石殿型庚申塔①			個人	豊野町石	平成17年1月1日		
159	北石の石殿型庚申塔②			個人	豊野町石	平成17年1月1日		
160	多賀神社の石殿型庚申塔			多賀神社氏子	豊野町豊野	平成17年1月1日		
161	宝蔵院の十王像			宝蔵院	豊野町浅野	平成17年1月1日		
162	小島区の門灯籠及び舞台			小島区	小島	平成17年1月18日		
無形民俗文化財	無形民俗文化財			163	犀川神社太神楽	犀川神社太々神楽保存会	安茂里	昭和44年9月10日
				164	三十三燈籠	三十三燈籠奉賛会	篠ノ井塩崎	昭和44年9月10日
				165	赤野田神社太神楽	赤野田神社太々神楽保存会	若徳保科	昭和44年9月10日
				166	犬石の虫送り行事	犬石虫送り保存会	篠ノ井有旅犬石区一円	昭和58年3月16日
				167	瓜割煙火	瓜割煙火保存会	西長野	平成10年8月1日
				168	風間神社太々神楽獅子舞	風間太々神楽保存会	風間	平成10年8月1日
			169	天富貴踊り(日の本)	保科高井徳神社氏子総代会	高井徳神社	平成14年2月13日	
			170	東横田の虫送り行事	東横田虫送り保存会	篠ノ井横田	平成28年3月8日	
			171	玉依比売命神社の御田祭・児玉石神事・御判神事	玉依比売命神社	松代町東条	昭和60年2月9日	
			172	高井徳神社の赤熊(奴巻)	高井徳神社赤熊保存会	高井徳神社元締宅	平成13年8月15日	
			173	芋井甚句	芋井甚句保存会	芋井	平成14年9月11日	
			174	高峰寺の種蒔会	高峰寺住職(信徒総代)	大岡中牧	平成17年1月1日	
			175	川口太神楽	川口地区(川口太神楽保存会)	大岡甲 健大岡神社	平成17年1月1日	
176	勢獅子		権堂お囃子保存会 権堂獅子連	権堂町	平成17年1月18日			
177	勢獅子		伊勢町獅子会	松代町松代	平成17年1月18日			
178	篠ノ井大獅子		篠ノ井大獅子保存会	篠ノ井	平成19年3月15日			
179	信級中原流太々神楽囃子		当信神社	信州新町	平成22年1月1日			

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日
記念物	史跡	180	稲積一里塚	稲田区	稲田	昭和42年11月1日
		181	中郷神社前方後円墳	中郷神社	篠ノ井塩崎	昭和42年11月1日
		182	腰村前方後円墳	個人	篠ノ井小松原	昭和42年11月1日
		183	竹原笹塚古墳	個人	松代町東条	昭和42年11月1日
		184	花井吉成之墓	西念寺	松代町松代	昭和42年11月1日
		185	恩田木工民親の墓	長国寺	松代町松代	昭和42年11月1日
		186	真田信之の墓	大峰寺	松代町柴	昭和42年11月1日
		187	清水寺の仁王門・三重塔・大日堂跡	清水寺	若穂保科	昭和42年11月1日
		188	駒沢祭祀遺跡	長野県	上駒沢	昭和42年11月1日
		189	大塚古墳	個人	信更町田野口	昭和44年9月10日
		190	南向塚古墳	芋井神社	高田	昭和44年9月10日
		191	鶴萩古墳	長谷寺	篠ノ井塩崎	昭和44年9月10日
		192	池ノ上古墳	個人	篠ノ井塩崎	昭和44年9月10日
		193	丸山古墳群第4号墳	長野市	篠ノ井石川	昭和47年3月1日
		194	舞鶴山1号墳、2号墳	開善寺	松代町西条	昭和53年3月25日
		195	籠塚古墳	個人	浅川福岡	昭和53年3月25日
		196	越將軍塚古墳	個人	篠ノ井塩崎	昭和53年3月25日
		197	葛山城跡	葛山神社	鐘	昭和56年8月17日
		198	横田城跡	横田城跡保存会	篠ノ井会	昭和59年12月14日
		199	萩野城跡	個人	七二会丁・中条日下野	平成5年6月10日
		200	大室古墳群大室谷支群	長野市	松代町大室	平成7年1月20日
		201	善光寺参道(敷石)	長野市・善光寺	元善町	平成9年4月1日
		202	若槻山城跡	個人	浅川西条、若槻東条	平成14年9月11日
		203	旧山千寺観音堂及び境内	個人	吉	平成16年12月7日
		204	三日城跡	個人	豊野町石	平成17年1月1日
		205	聖林寺跡・同五輪塔群	長野市	豊野町豊野	平成17年1月1日
		206	神護寺跡	栗野神社氏子	豊野町石	平成17年1月1日
		207	八雲台古墳横穴式石室	伊豆毛神社氏子	豊野町豊野	平成17年1月1日
		208	手子塚諏訪社氏子	手子塚諏訪社氏子	豊野町蟹沢	平成17年1月1日
		209	大倉城跡	長野市ほか	豊野町大倉	平成17年1月1日
		210	福平城跡	今木八幡神社ほか	戸隠栃原	平成17年1月1日
		211	富士塚	個人	戸隠栃原	平成17年1月1日
		212	戸隠福平の宣澄祠	個人	戸隠栃原	平成17年1月1日
		213	二条の城之内城跡	個人	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		214	戸隠原の大頭庵跡	個人	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		215	円光寺居館跡	円光寺	戸隠栃原	平成17年1月1日
		216	戸隠尾上の慈徳後の石・一実道士の碑	個人	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		217	戸隠奈良尾弘法遺跡	母袋・奈良尾組成年会	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		218	町石(丁石)	長野市ほか	戸隠一の鳥居〜奥社	平成17年1月1日
		219	戸隠荒倉山切り通し	長野市	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		220	諸沢橋供養塔	長野市	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		221	一ノ午王橋供養塔	長野市	戸隠	平成17年1月1日
		222	武富佐古墳	武富佐神社	信州新町竹房	平成22年1月1日
		223	宮平遺跡	個人	信州新町信級	平成22年1月1日
		224	柏鉢城跡	虫倉神社	中条御山里	平成22年1月1日
		225	宮遺跡	長野市	中条	平成22年1月1日
		226	川谷つつじ山公園	長野市	豊野町川谷	平成17年1月1日
		227	戸隠荒倉山の船岩	長野市	戸隠栃原	平成17年1月1日
		228	久米路峽	長野市	信州新町水内	平成22年1月1日
		229	種知大神社境内のお種池及び社叢と湿性植物群落	種知大神社保存会	大岡丙	平成28年3月8日
		230	岩崎のイチヨウ	善法寺	若穂綿内	昭和42年11月1日
		231	西条のカヤ(八房榎)	個人	松代町西条	昭和42年11月1日
		232	明徳寺のヒキガエル産卵池	明徳寺	松代町豊栄	昭和42年11月1日
		233	赤岩のトチ	坪根組	七二会	昭和42年11月1日
		234	吉田のイチヨウ	皇足徳吉田大御神宮	吉田	昭和42年11月1日
		235	湯福神社のケヤキ	湯福神社	箱清水	昭和42年11月1日
		236	国見のイチイ	国見区	小鍋	昭和42年11月1日
		237	塩生のエドヒガン(巡礼桜)	巡礼桜保存会	塩生甲	昭和42年11月1日
		238	皆神山のカサシヨウオの産卵池	皆神社	松代町豊栄	昭和42年11月1日
		239	皇足徳命神社の大杉	皇足徳命神社	富田向台	昭和47年3月1日
		240	稲田のエノキ	稲田区	稲田	昭和47年3月1日
		241	余五將軍駒つなぎのイチイ	小野平区	山田中	昭和49年7月20日
		242	性乗寺稲荷社のイチイ	性乗寺	七二会丙	昭和53年3月25日
		243	矢沢家のヒムロ	個人	松代町松代	昭和53年3月25日
		244	葛山落合神社社叢	葛山落合神社	入山	昭和53年3月25日
		245	富竹のビャクシン	個人	富竹	昭和55年6月2日
		246	サワラとヒヨクヒバのキメラ	個人	篠ノ井山布施	昭和55年6月2日
		247	古沢家のイチイ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		248	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		249	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		250	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		251	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		252	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		253	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		254	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		255	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		256	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		257	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		258	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		259	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		260	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		261	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		262	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		263	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		264	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		265	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		266	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		267	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		268	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		269	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		270	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		271	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		272	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		273	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		274	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		275	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		276	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		277	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		278	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		279	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		280	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		281	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		282	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		283	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		284	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		285	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		286	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		287	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		288	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		289	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		290	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		291	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		292	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		293	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		294	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		295	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		296	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		297	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		298	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		299	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日
		300	古沢家のヒメマツ	個人	上ヶ屋	昭和56年8月17日



種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日
記念物	天然記念物	248	飯綱高原のシラタマノキ群生地	長野市	上ヶ屋	昭和58年3月16日
		249	七二会守田神社の神木	守田神社	七二会乙	昭和60年2月9日
		250	中郷神社の社叢	中郷神社	篠ノ井塩崎	平成3年2月28日
		251	百舌原のシナノキ	百舌原区十二社	広瀬	平成6年1月20日
		252	百舌原のカシミザクラ	百舌原区十二社	広瀬	平成6年1月20日
		253	中村のサルスベリ	個人	桜字中村	平成9年4月1日
		254	七二会諏訪神社の大杉	諏訪神社	七二会甲	平成15年1月14日
		255	西澤家のミチノクナシ	個人	入山	平成16年8月18日
		256	殿屋敷のシダレイチョウ	個人	豊野町石	平成17年1月1日
		257	泉平伊勢社の大ケヤキ	泉平伊勢社氏子	豊野町豊野	平成17年1月1日
		258	荒古のサクラ	個人	豊野町豊野	平成17年1月1日
		259	堤の大コブシ	個人	豊野町豊野	平成17年1月1日
		260	観音山麓豊野層褶曲構造	豊野区	豊野町豊野	平成17年1月1日
		261	戸隠田頭の巖窟観音堂の大杉	巖窟観音堂	戸隠栃原	平成17年1月1日
		262	戸隠平出の夫婦梅	平出組	戸隠祖山	平成17年1月1日
		263	戸隠下祖山建代神社のしだれ桜	櫛建代神社	戸隠祖山	平成17年1月1日
		264	大昌寺鎮守の大杉	大昌寺	戸隠栃原	平成17年1月1日
		265	戸隠中社の三本杉	戸隠神社	戸隠中社	平成17年1月1日
		266	戸隠積沢の化石群		戸隠祖山	平成17年1月1日
		267	戸隠猿丸とどの七本松	長野市	戸隠豊岡	平成17年1月1日
		268	トガクシソウ(トガクシショウマ)		戸隠山一帯	平成17年1月1日
		269	カワシンジュガイ		戸隠	平成17年1月1日
		270	南浦のイチイ	西京区	鬼無里南浦	平成17年1月1日
		271	皇大神社のケヤキ	皇大神社	鬼無里押出	平成17年1月1日
		272	峠のカツラ	峯区	鬼無里峠	平成17年1月1日
		273	加茂神社のスギ	加茂神社	鬼無里東京	平成17年1月1日
		274	峯のヒメコマツ	個人	鬼無里中田	平成17年1月1日
		275	荒倉山神社のトチ	荒倉山神社	鬼無里上新倉	平成17年1月1日
		276	高橋のしだれザクラ	高橋区	鬼無里高橋	平成17年1月1日
277	今池湿原のミズバショウと棲息するモリアオガエル、クロサンショウウオ	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
278	一之坂亀甲岩	押一区	鬼無里日影	平成17年1月1日		
279	奥裾花のブナの原生林	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
280	クルワドウ沢入口サンドパイプ	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
281	ハチノス状風化岩	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
282	千畳敷岩	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
283	漣痕(リップルマーク)	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
284	日影向斜の向斜軸	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
285	甌穴(ポットホール)	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
286	アズメ沢の化石群	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
287	クルワドウ沢の団塊	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
288	奥裾花のケスタ地形	長野市	鬼無里日影	平成17年1月1日		
289	加茂神社ねずこ	加茂神社	鬼無里東京	平成17年1月1日		
290	金刀比羅神社神代桜	金刀比羅神社	鬼無里下新倉	平成17年1月1日		
291	飯綱神社のイチイ	飯綱神社	鬼無里七ツ室	平成17年1月1日		
292	天宗寺の合掌桜	天宗寺	大岡乙	平成17年1月1日		
293	芦ノ尻の大ケヤキ	豊葦原神社	大岡丙	平成19年3月15日		
294	芦ノ尻のエノキ	豊葦原神社	大岡丙	平成19年3月15日		
295	奥裾花自然園の巨木群(トチ・ブナ・ミズナラ・シナノキ・ヤチダモ・コハウチワカエデ)	長野市	鬼無里日影	平成20年3月27日		
296	当信神社社叢	当信神社	信州新町信級	平成22年1月1日		
297	臥雲の三本杉	臥雲院	中条日下野	平成22年1月1日		
298	石英安山岩(通称カブツラ石)	長野市	中条日高	平成22年1月1日		
文化財の保存技術	選定保存技術	299	桐原牧神社の藁馬づくり	桐原牧保存会	桐原	平成14年2月13日

【国登録文化財】

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	登録年月日
登録有形文化財	建造物	1	藤屋旅館	榊藤屋	大門町	平成9年6月24日
		2	小林家住宅 主屋	個人	稲里町田牧	平成11年9月7日
		3	小林家住宅 北蔵	個人	稲里町田牧	平成11年9月7日
		4	小林家住宅 正門	個人	稲里町田牧	平成11年9月7日
		5	小林家住宅 燻蒸蔵	個人	稲里町田牧	平成11年9月7日
		6	利久堂酒井家住宅 主屋	榊利久堂	川合新田	平成13年12月4日
		7	利久堂酒井家住宅 長屋門	榊利久堂	川合新田	平成13年12月4日
		8	利久堂酒井家住宅 土蔵	榊利久堂	川合新田	平成13年12月4日
		9	利久堂酒井家住宅 味噌蔵	榊利久堂	川合新田	平成13年12月4日
		10	利久堂酒井家住宅 庭塀	榊利久堂	川合新田	平成13年12月4日
		11	中澤時計本店	個人	大門町	平成15年2月26日
		12	金鶏会館	(社)金鶏会	上松	平成15年4月8日
		13	三原屋商店 店舗	榊三原屋	桜枝町	平成15年4月8日
		14	三原屋商店 北蔵	榊三原屋	桜枝町	平成15年4月8日
		15	三原屋商店 中蔵	榊三原屋	桜枝町	平成15年4月8日
		16	三原屋商店 東蔵	榊三原屋	桜枝町	平成15年4月8日
		17	三原屋商店 南蔵	榊三原屋	桜枝町	平成15年4月8日
		18	三原屋商店 西蔵	榊三原屋	桜枝町	平成15年4月8日
		19	北村家住宅 主屋	個人	若徳川田	平成16年3月29日
		20	北村家住宅 門	個人	若徳川田	平成16年3月29日
		21	北村家住宅 局舎	個人	若徳川田	平成16年3月29日
		22	日本クレーン協会長野支部博物館 (旧池田警察署庁舎)	(社)日本クレーン協会	篠ノ井布施五明	平成17年2月28日
		23	旧徳善院 本堂(極意家神殿)	個人	戸隠中社	平成17年2月28日
		24	旧徳善院 庫裏(極意家宿坊)	個人	戸隠中社	平成17年2月28日
		25	日暮し庵 店舗	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		26	日暮し庵 鎮守社	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		27	宮澤家住宅主屋	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		28	美濃屋 土蔵	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		29	祝神社 本殿	宗教法人 祝神社	松代町松代	平成17年12月27日
		30	祝神社 拝殿	宗教法人 祝神社	松代町松代	平成17年12月27日
		31	八田家住宅 主屋	榊八田金物店	松代町松代	平成17年12月27日
		32	八田家住宅 大土蔵	榊八田金物店	松代町松代	平成17年12月27日
		33	八田家住宅 土蔵	榊八田金物店	松代町松代	平成17年12月27日
		34	八田家住宅 長土蔵	榊八田金物店	松代町松代	平成17年12月27日
		35	八田家住宅 塀	榊八田金物店	松代町松代	平成17年12月27日
		36	八田家住宅 表門	榊八田金物店	松代町松代	平成17年12月27日
		37	かどや商店店舗	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		38	松下家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		39	松下家住宅 作業所	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		40	山岸家住宅 長屋門	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		41	山岸家住宅 旧牛乳処理場	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		42	倉澤家住宅長屋門	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		43	象山神社 本殿	象山神社	松代町松代	平成17年12月27日
		44	象山神社 拝殿・祝詞殿	象山神社	松代町松代	平成17年12月27日
		45	象山神社 宝殿	象山神社	松代町松代	平成17年12月27日
		46	象山神社 絵馬殿	象山神社	松代町松代	平成17年12月27日
		47	象山神社 斎館	象山神社	松代町松代	平成17年12月27日
		48	象山神社 社務所	象山神社	松代町松代	平成17年12月27日
		49	恩田家住宅主屋	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		50	馬場家住宅長屋門	個人	松代町松代	平成17年12月27日
		51	齋藤家住宅 離れ	個人	松代町清野	平成17年12月27日
		52	齋藤家住宅 近土蔵	個人	松代町清野	平成17年12月27日
		53	齋藤家住宅 米蔵及び質蔵	個人	松代町清野	平成17年12月27日
		54	旧三河屋商店 店舗兼住宅	長野市	東町	平成18年11月9日
		55	旧三河屋商店 土蔵	長野市	東町	平成18年11月9日
		56	旧三河屋商店 味噌蔵	長野市	東町	平成18年11月9日
		57	旧三河屋商店 倉庫	長野市	東町	平成18年11月9日
		58	長野聖教主教会	日本聖公会中部教区	西長野	平成18年11月9日
		59	常德院 庫裏	常德院	元善町	平成18年11月9日
		60	常德院 小御堂及び東庫裏	常德院	元善町	平成18年11月9日
		61	常德院 茶室	常德院	元善町	平成18年11月9日
		62	常德院 門	常德院	元善町	平成18年11月9日
		63	小山田家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		64	小山田家住宅 番所	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		65	旧真田勘解由家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		66	旧真田勘解由家住宅 鎮守社	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		67	長澤家住宅 土蔵	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		68	杭全家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		69	杭全家住宅 土蔵	個人	松代町松代	平成18年11月9日

種別	内訳	No.	名称	所有者(管理者)	所在地	指定等年月日
登録有形文化財	建造物	70	荒神堂	荒神町自治会	松代町松代	平成18年11月9日
		71	大木家住宅旧主屋	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		72	野中家住宅主屋	個人	松代町松代	平成18年11月9日
		73	旧信濃中牛馬合資会社社屋	長野市	大門町	平成19年10月22日
		74	西山家住宅主屋	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		75	赤澤家住宅表門	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		76	藤田家住宅 土蔵	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		77	藤田家住宅 表門	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		78	井上家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		79	井上家住宅 表門	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		80	成澤家住宅主屋	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		81	長谷川家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		82	長谷川家住宅 土蔵	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		83	長谷川家住宅 表門	個人	松代町松代	平成19年12月19日
		84	信州大学教育学部書庫 (旧長野県庁書籍庫)	信州大学	長野市下長野	平成20年7月23日
		85	五明家住宅 離れ座敷	個人	松代町松代	平成22年9月10日
		86	五明家住宅 文庫蔵	個人	松代町松代	平成22年9月10日
		87	原山家住宅 仲間部屋	個人	松代町松代	平成22年9月10日
		88	原山家住宅 表門	個人	松代町松代	平成22年9月10日
		89	原山家住宅 塀	個人	松代町松代	平成22年9月10日
		90	恵明寺 本堂	恵明寺	松代町西条	平成22年9月10日
		91	恵明寺 鐘楼	恵明寺	松代町西条	平成22年9月10日
		92	恵明寺 山門	恵明寺	松代町西条	平成22年9月10日
		93	東飯田酒造店 松の間	(株)東飯田酒造店	篠ノ井小松原	平成24年2月23日
		94	東飯田酒造店 酒蔵	(株)東飯田酒造店	篠ノ井小松原	平成24年2月23日
		95	東飯田酒造店 土蔵	(株)東飯田酒造店	篠ノ井小松原	平成24年2月23日
		96	東飯田酒造店 漬物蔵	(株)東飯田酒造店	篠ノ井小松原	平成24年2月23日
		97	旧山寺常山家住宅 書院	長野市	松代町松代	平成26年4月25日
		98	旧山寺常山家住宅 表門	長野市	松代町松代	平成26年4月25日
		99	旧山寺常山家住宅 頌徳門	長野市	松代町松代	平成26年4月25日
		100	旧恩田重信家住宅 主屋	明治薬科大学	松代町松代	平成26年4月25日
		101	旧恩田重信家住宅 土蔵	明治薬科大学	松代町松代	平成26年4月25日
		102	梅翁院 本堂	梅翁院	松代町松代	平成26年4月25日
		103	梅翁院 山門	梅翁院	松代町松代	平成26年4月25日
		104	長明寺 本堂	長明寺	松代町東寺尾	平成26年4月25日
		105	長明寺 経蔵	長明寺	松代町東寺尾	平成26年4月25日
		106	長明寺 三門	長明寺	松代町東寺尾	平成26年4月25日
		107	越志家住宅 主屋(旧廣善院客殿)	個人	戸隠宝光社	平成26年12月19日
		108	越志家住宅 土蔵	個人	戸隠宝光社	平成26年12月19日
		109	玉依比賣命神社 本殿	玉依比賣命神社	松代町松代	平成26年12月19日
		110	玉依比賣命神社 拜殿	玉依比賣命神社	松代町松代	平成26年12月19日
		111	玉依比賣命神社 宗形社本殿	玉依比賣命神社	松代町松代	平成26年12月19日
		112	玉依比賣命神社 宗形社拜殿及び本殿覆屋	玉依比賣命神社	松代町松代	平成26年12月19日
		113	證蓮寺 本堂	證蓮寺	松代町松代	平成27年11月17日
		114	證蓮寺 聖徳太子堂	證蓮寺	松代町松代	平成27年11月17日
		115	證蓮寺 鐘楼	證蓮寺	松代町松代	平成27年11月17日
		116	證蓮寺 山門	證蓮寺	松代町松代	平成27年11月17日
		117	布袋屋小林家住宅 主屋	個人	松代町松代	平成27年11月17日
		118	布袋屋小林家住宅 土蔵	個人	松代町松代	平成27年11月17日
		119	熊野出速雄神社 摂社侍従大神社拜殿	熊野出速雄神社	松代町豊栄	平成30年11月2日
		120	熊野出速雄神社 随神門	熊野出速雄神社	松代町豊栄	平成30年11月2日
		121	典厩寺 閻魔堂	典厩寺	篠ノ井柞淵	平成30年11月2日
		122	典厩寺 山門	典厩寺	篠ノ井柞淵	平成30年11月2日
		123	小坂家住宅主屋	個人	村山	令和元年12月5日
		124	小坂家住宅米蔵	個人	村山	令和元年12月5日
		125	小坂家住宅裏倉庫	個人	村山	令和元年12月5日
		126	小坂家住宅農機庫	個人	村山	令和元年12月5日
		127	小坂家住宅味噌蔵	個人	村山	令和元年12月5日
		128	小坂家住宅長屋門	個人	村山	令和元年12月5日
		129	小坂家住宅裏門	個人	村山	令和元年12月5日
		130	小坂家住宅土塀	個人	村山	令和元年12月5日
		131	光林寺経蔵	光林寺	篠ノ井小松原	令和元年12月5日
		132	光林寺鐘楼	光林寺	篠ノ井小松原	令和元年12月5日
		133	光林寺山門	光林寺	篠ノ井小松原	令和元年12月5日
		134	善光寺鐘楼	善光寺	元善町	令和2年8月17日
		135	善光寺仁王門	善光寺	元善町	令和2年8月17日
		136	久米路橋	長野県	信州新町水内～信更町吉原	令和3年10月14日
		137	坪根堰堤	長野県	戸隠枋原～祖山	令和3年10月14日



種 別	内 訳	No.	名 称	所有者 (管理者)	所 在 地	指定等年月日
登録記念物	名勝地関係	138	旧山寺常山氏庭園	長野市	松代町松代	平成 20 年 7 月 28 日
		139	大木氏庭園	個人	松代町松代	平成 20 年 7 月 28 日
		140	象山神社園池	象山神社	松代町松代	平成 20 年 7 月 28 日
		141	野中氏庭園	個人	松代町松代	平成 20 年 7 月 28 日
		142	今井氏庭園	個人	松代町松代	平成 26 年 10 月 6 日
		143	半田氏庭園	個人	松代町松代	平成 26 年 10 月 6 日
		144	宮澤氏庭園	個人	松代町松代	平成 26 年 10 月 6 日
		145	長峯氏庭園 (旧河原氏庭園)	個人	松代町松代	令和 2 年 3 月 10 日

## 長野市歴史的風致維持向上計画

---

発行 長野市

発行日 令和4年3月31日

編集 長野市 都市整備部 都市政策課 歴史的まちなみ整備室  
長野市 教育委員会事務局 文化財課

〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

電話 026-226-4911 (代表)

---